轉の動力に電氣を使用せんとの議が起り、同年十月三十一日動力變更の出願をなし、翌年二月二十六日内務省より特許命令を付與されて、更めて電氣鐵道を敷設することゝなつたものである。その命令の大要は

一、線路は川原石（大字二河町字文政新開内第二九三番地先）より大字荘山田村を經て四ツ道路（全和庄町十字街）に至る縣道、此處から本通八丁目（全和庄町字堀神新開第一七六九番地先）に至る國道

一、原動力の方式は複線架空式

一、軌間は内法三呎六吋、一碼五十封度以上の溝形鐵鐵製軌道、橋梁の幅員及び耐力は縣知事指定、勾配は二十五分の一迄

一、擴築道路改築橋梁は竣工と同時に國又は公共團体の有に歸す

一、國又は公共團体にて公益の爲め軌道その他營業上必要なる物件の全部若くは一部の專用又は買收をなさんとするときはこれを拒むことを得ず、但しこれに對し補償を求むることを得

營業その他運轉に關しては

一、營業年限は明治六十七年十二月三十一日迄とす

一、進行の速度は軍隊通過のときは一時間四哩その他は一時間八哩を超過せしむるを得ず

一、車輛は二車又は二車以上を聯結して進行せしむることを得ず、進行中は各車の間に相當距離を保ち、日出前日沒後は五町以上の距離に於て容易に認め得べき燈火を車輛の前後に點ずべし

一、縣知事は何時にても軌道車輛その他の工作物を監査し危險ありと認むるときは改築修補を命じその命令を執行し終るまでその使用又は營業を停止することあるべし、前項の場合に於て危險切迫せしと認むるときは縣知事は自らその改築修補をなすことあるべし（第十九條）

一、縣知事は何時にても營業に關する實況を監査しこの命令書の條項又はこの命令書に基きて爲したる處分に違反せる事實あるときはこれを督責し特許を受けたる者に於てこれを更正するまで營業を停止することあるべし（第二十條）

一、本許可書は何れも特別命令書を受く

【以上四十年十二月出願、四十一年七月許可】

の如くで、その後、四十年、四十二年左記線路の延長を出願し何れも特許命令を付與されて、更めて電氣鐵道を敷設することゝなつたものである。その命令の大要は

一、四ツ道路眼鏡橋（檜垣川筋）間國道

一、驛前連絡線（荘山田村字大新開二ノ割四八〇番地先より帝國鐵道廳用地境に至る縣道―大字地内新設軌道―大字 地内里道）

一、本通八丁目より朝日遊廓裏門（大字和庄町字大樋口に至る縣道―大字地内新設軌道―大字 地内里道）に至る專用線

一、岩方通三丁目（大字和庄町大新開二ノ割三九〇番地）より分岐し仝十三丁目、下中町、明神町、朝日町（大字荘山田村字下中、石田、大年―石田地内を除き里道）に至り九丁目よりの線と連絡さる線

【以上四十二年十二月出願、四十三年九月許可】

右のうち、新設軌道敷は車体外左右各三尺の幅員を有することゝさる。このほか遊廓裏門より鹿田―大字和庄町鹿田垣内―へ、更にこれを阿智町字小倉新開への延長を四十二、三年追願に及べるも特許命令に至らず。四ツ道路から眼鏡橋に至る線は海軍衛門前の起點は交通上危險の故に三十間以上短縮するやう注意あり、左様變更出願してその起工を認可されしも、會社側ではこの路線は更に海軍工廠内へ延長せんとする企圖のものであつたので、この部分のみの敷設は必要を認めず、大正二年に至つて敷設取消を出願、削除さる。また川原石終點もその必要なしとして三鏡五節を短縮す。岩方三丁目よりの支線（延長一哩十二鏡）については、これを今西通を一直線に狐ヶ城を經由し同十丁目より右折、明神町を經て遊廓裏門の終點と連絡する複線路一哩十二鏡に線路變更方を四十四年出願せしもその許可を得ず。

なほ、軌條規定については四十年講形軌鐵とあつたのを、これを曲線等の箇所に限り一般は六十封度以上のステップガーダーレールに變更方の許可可さる。

かくて、四十一年起工認可の川原石、九丁目間は鐵道路切より先を殘して翌四十二年十月末竣成、十一月一日開通式を擧行、踏切以南も翌年四月、今西循環線は變更出願の許可を見まゝに流る。前記竣成を告げた軌道の延長本線一哩七十九鏡、分岐線三十鏡、合計一哩九十二鏡。

（このゝち、市内電車には延長なく今日に至る）

この間、四十一年二月十四日縣知事の許可を得て社名を呉電氣鐵道株式會社と改稱、次いで四十四年十月二十五日、廣島水力電氣株式會社と合併して廣島呉電力株式會社と改稱、既營業路線と及び岩方線の軌道敷設特許權を讓渡す。

この間、四十一年二月十四日縣知事の許可を得て社名を呉電氣鐵道株式會社と改稱、次いで四十四年十月二十五日、廣島水力電氣株式會社と合併して廣島呉電力株式會社と改稱、既營業路線と及び岩方線の軌道敷設特許權を讓渡す。

馬車鐵道曾社は、日本の電鐵王京都電氣鐵道社長高木文平を社長とし、宮原幸三郎、桐山可道、近藤良幹の專務を經、四十一年二月電鐵計畫に變更し社名を改めると共に社長に澤原精一就任。當初の六万五十圓を三十万圓に增資、舊株に新株三株宛を配當で殘り八百株を重役で持ち、當時一般不況なりしも株式應募は好成績に終る、が、大株主は殆ど市外在住者なりしため、荒尾市長は、四月、市内有志に對しこれを勸奬するところがあり。翌四十二年六月二十二日起工式擧行、これに臨んだ山内呉鎭守府司令長官は『呉市は運動不足でブ〳〵に肥つた子供のやうだ』とこの交通動脈の建設による前途を祝福した。起業計畫は

△創業資一万二千圓　△敷地資六千八百圓　△橋梁資八千二百圓△　軌道資五万六千圓　△發電所資六万七千圓　△電線資二万三千圓　△車輛費六万九千圓で、車輛は十五台、電力は水（内五十馬力を廣島水力と契約）火兩様により、石の臨裁判所跡に移し、四十二年二河川畔の廢校敷地（高等小學校）を三万因に合併せる廣島水力電氣株式會社は收益六万六十圓、その内譯廣島市二万五千圓に對し呉市二万八千圓（電燈二万六千圓、動力二千圓）で二圓配當の好成績にあつたが、呉市在住の株主は僅か一人であつた。

（市内電話　は三十八年開通、第八章既載の如くである。

（區間乘車賃等年次史四十二年十一月參照、なほ營業狀況に就ては前章既載）

（阿賀町軽便鐵道）　吳電氣軌道株式會社は四十四年二月吳市和庄町より賀茂郡阿賀町に至る輕便鐵道敷設の譲渡その他登記手續等のため工事設計遲延しよって四十五年五月迄同年六月免許を得たが、同年八月には廣島水力電氣株式會社との合併出願に至り、敷設權の譲渡の延期申請認可を出願、同年一月許可を得、されど、その後同社特許縦の終點たる阿賀町より西條町に至る輕便鐵道敷設の時許可得者たる賀茂輕便鐵道株式會社發起人より合併の申込に接しこれが協定をみるまでにはなほ多くの日時を要するを以て俄かに工事施行の認可を仰ぎ難き次第を具し更に四十六年三月末までの延期を出願せしも、大正元年十二月十八日を以て延期不許可の指令あり、免許は遂にその効力を失ひ免許狀を返納するに至る。

電力の强化

廣島水力電氣株式會社が賀茂郡廣村に水力發電所を設け吳港内に電力供給を始めしは三十二年四月にして、前編既載の如くであるが、同社は三十六年五月出張所を和庄町鹿田町に設置、次いで四十四年十月、吳電氣鐵道株式會社と合併して、廣島吳電力株式會社と改稱益々電力を强化し供給を擴む。電燈は三十四年の二千數百燈が

△三十八年　三、七九六燈（六二五戸）　△三十九年　四、六一五（七二四）
△四十二年　五、八三八（一、一〇六）　△四十三年　六、四六〇（一、二九〇）
△四十四年　七、三九三（二、〇五八）

と漸年增加し、殊に四十一年は市の好況を反映してをるが、合併の翌四十五年には戸數四倍の八、二八一戸、燈數倍加に近い一二、四三七燈の激增をみてをるなほ街路燈も四十一年の二七燈が二三燈、四二燈、四十四年には六五四燈、四十五年はこれ亦倍加に近い一、一〇〇燈に及んでをる。四十五年の本柱數八八〇線路長二三、一哩、同延長二六、一哩。

因に大正年代に及んでは△二年　二三、八四三燈（一〇、四二四戸）△三年　二九、九二七燈（一三、三一九）△四年　三四、四〇六（二一、六五〇）△五年　二一八、九一八（三六、五六〇）△六年　四八、四九八（二六、二三〇）△七年　五一、五二一（二六、八四四）と增加、街路燈は六年四、九〇三燈

【註】兩會社合併經緯に就ては年次史（四十三年）參照。

瓦斯の供給

四十三年十月、瓦斯供給營業を目的として吳瓦斯株式會社起り、大字荘山田村三七四番地の一—五に營業所を置く。瓦斯管の布設は四十四年一月二十三日縣知事の指令をうけ、管の直徑及び掘鑿平均深さ同敷地底面は埋設の場所により異るも概ね直徑三吋乃至十二吋、掘鑿平均三尺以上四尺以内、同敷地均一尺二寸以上一尺五寸以内とさる。これが埋設工事は第一着に二番町一丁目瓦斯會社工場敷地より電鐵線路を橫斷して五月橋北詰の辻に至る筈、これが管探は

△四十四年施行認可—堺橋（内徑六吋、鐵鐵管延長九十四尺）二河橋（六吋、二百十七尺）堺川筋二重橋上流（四吋、五十五尺）寺西町石橋下流、城山町石橋下流、東雲町一丁目電鐵線路下、新涯町石橋、景場町樋口橋、東港町石橋、胡町石橋、仝第二、鄉川土橋下流　△四十五年施工認可—酉日町土橋、仝町石橋、六番町二丁目土橋下流（停車場前六番町二丁目へ通ずる土橋下流、濱田町石橋下流、仝町土橋上流四十四年十一月より營業を開始、その種類は主に燈用、熱用、機械引用にして四十五年度の瓦斯管延長四四四、三七九呎、八、六七一燈（二、一一一戸）熱用二、九〇三戸、ほかに街燈五、機械引用四戸、十三馬力。

因に大正年代に及び、瓦斯管延長は逐年增加し、殊に七年の七二一、一四九呎は前八年一〇一、七四一呎に及び、仝年度一四、〇三五燈、四、五四二戸、熱用七、五〇一戸、ほかに街頭四、機械引用一八戸、五三馬力。

【註】會社創立の經緯その他年次史（四十三年四月）參照。

その他

上水道布設計畫の進捗については後章に詳記するが如く、市直營の建設諸事業に就ては第五章既載の如くである。

附　官　公　衙

（本項は便宜大正期代前期に及ぶ）

吳區裁判所

二十一年廣島治安裁判所吳出張所として設置され二十三年十一月區裁判所は淸潔なる廳舍を缺ぐため傭來登記事務のみ取扱はれ來ったが、時勢の進運に伴ふ吳市及び附近町村の發達は自然人事の複雜を來し裁判事務開始の必要を痛感するに至りしも國費節減の際新營の建設を許さずためにこれが開始の遲延を致せるより、市會の議も熟し、三十八年春時の廣島控訴院長一瀨勇三郎、廣島地方裁判所長土井廉太郎は吳市に來遊してこれを司法省に具申、その結果吳市は廳舍を建築してこれを司法省に寄附すべきことを約し、場所を吳市の中央なる藏本通六丁目に下し工費二万一千圓を以て三千九年七月十四日工を起し、四十年三月司法省に貸與、五月二十二日開廳式を擧行、事務開始をみるに至る。その管轄區域は

△吳市　△安藝郡のうち—音戸町、警固屋町、本庄村、饒山村、大屋村、吉浦村、江田島村、倉橋島村、下蒲刈島村

△佐伯郡のうち—三高村、沖村、大柿村、高田村、中村、鹿川村、津久茂村、深江村、飛渡瀬村

△賀茂郡のうち—阿賀町、仁方町、上黒瀬村、中黒瀬村、下黒瀬村、廣村、鄉原村、乃美尾村

【註】開設當時の管轄區域に就ては一五六頁參照。

創立以來の長は

△監督判事—大宅伊敬　秦野健二　淺田六郎　中塲彌太郎
△判事—帆高壽一　菅波鶴雄　矢部安男　丸田愼吾　中谷貞一
△檢事—秋山彌助　藤本重威　伊藤剛太　中田梶太　石川近之進

なほ四十二年二月一日、紳田町七丁目に廣島監獄吳出張所を開かる。所代主任は看護部長梶山龜太郎　監視部長高田圓吉　仝砂田榮之助

吳稅務署

二十三年十月一日廣島縣直稅署間税署吳分署を創設されしに始まり、二十六年國稅事務が府縣廳所管から大藏省所管

となると共に呉廳舍と改稱。當初三城通一丁目にありしが三十五年西本通五丁目に移轉し、更に大正八年三月二河橋畔に移轉。管轄區域は吳市並に安藝郡一圓、職員は創設當時より三十七、八年頃までは十人內外に過ぎざりしも順次增加して三十人內外に達す。歷代署長は初代收稅屬黑田修一、次代同原純一を經て市制實施當時より

收稅屬塚本政之助　稅務官飯田貞夫　仝中澤儀太郎　祖母井三郎

祖母井署長四十五年八月轉任のあとをうけて、大正年代は

稅務官村岡愼尾　副司稅官岡田諒　仝岡本定　司稅官田邊東太郎　仝鷹澤釵三郎　仝原土忠太郎

吳憲兵分隊　二十三年六月和庄村に設置された廣島憲兵隊第三分隊吳分隊と改稱、大正年代に至る。歷代隊長は第三編吳港時代（五〇頁）に次いで市制當時の憲兵中尉松本本彌より丁目の新廳舍に移轉し三十一年十二月吳憲兵分隊本部と改稱、三十九年五月廣島分隊支部と改稱、同年八月中通八憲兵大尉中條仙之助（三七年三月轉）仝齊藤七郎（四〇年轉）仝岡村忠房　憲兵大尉大久保金次郎　仝田中留次　仝鈴木武臣仝齊藤七郎　仝新納三十郎　仝角田利輝　仝神田長平　仝谷川貞次郎　仝山本喜房神田分隊長、四十五年四月轉じ、七月谷川分隊長來任せるも九月轉して山本分隊長これに代る、大正年代は

憲兵大尉岩佐祿郎　仝阿部高治　憲兵少佐吉本淨

吳警察署　十九年十月、和庄村巡査交番所を廢して吳警察署を置かれ、三十一年八月現在の位置に移る。大正年代の派出所は湯之崎、花見橋、鹿田、東泉場、和庄上、登町（以上和庄町）朝日町、荒神町、藏本通、公園通、今西通（荘山田村）西本通、長濱町（二川町）神原（宮原村）吉浦（吉浦町）の十五ケ所に、駐在所は坪之內、荘山田村、燒山村、大宮村の五ケ所、このほか吉浦町に巡査部長派出所一ケ所あり（明治年代の派出所、駐在所に就ては年次史參照）開署當時より市制當時までは巡査總員三十名內外なりしが、大正年代中頃警部三名、警部補六名、巡査百八十二名に達す。歷代署長は吳港時代（五〇頁參照）に次いで市制當時の第十二代警視島田岡一より

警視米良祥二　仝坂本忠親　仝飛澤由藏　仝藤崎供親　仝川崎壽太郎大正年代に入り

警視大野本之助　仝下村憲　仝升川義臣

吳郵便局　（吳港時代第五〇頁參照）三十年一月吳郵便電信局と改稱、三十五年四月現在の位置に移轉し、三十七年吳郵便局と改稱、四十三年四月一等郵便局となり、和庄通、朝日町、二川町、本通、西本通、岩方通、鎭守樽內の各局を管す（明治時代に就ては前章2參照）歷代局長は市制當時の通信書記宗像英爾に次ぎ（註十第三編五〇頁宗像英爾以下は誤載）

通信屬中本章三　仝河原實也　仝中本章三（以上二等局時代）通信事務官補河原實也　仝楠野昇　仝井出義和　仝三宅杭一　仝淺井兵一　通信事務官葉田鎗十郎

第十章　上水道布設（海軍水道分與指令に至るまで）附旱害補償

市內に飲用水販賣會社あり、之を中心に用水運搬販賣の營業者あり、低地部に於ける約七千戶の需要者は、各戶毎日一荷（約三斗）を購入し、如何なる細民と雖も一ケ月約六十錢の負擔を免るゝこと能はず、年額大約四万圓以上は之が爲に消費せられてゐたといふ市制早々の吳市に於ては上水道の布設は市民一般の渴望であり、一方飲料水檢査の結果（第七章參照）にみるもその惡質なるはこれが急施を要する論を待たざるところ、日露の開戰により新事業は凡て中止又は緩延ぐの已むなきに至れる際と雖も軍都の衛生上より忽諸に附すべきに非ずとして、三十七年十月市長は如何ある細民と雖も一ケ月約六十錢の負擔を免るゝこと能はず、年額大約四万圓以上は之が爲に消費せられてゐたといふ市制早々の吳市に於ては上水道の布設は市民一般の渴望であり、一方飲料水檢査の結果（第七章參照）にみるもその惡質なるはこれが急施を要する論を待たざるところ、日露の開戰により新事業は凡て中止又は緩延ぐの已むなきに至れる際と雖も軍都の衛生上より忽諸に附すべきに非ずとして、三十七年十月市長は知事に對し技師派遣調査方を申請、中桐技師の派遣あり、十二月これが調査報告書を廻付され、茲に始めて計畫の端緒を開く。

翌三十八年以降毎年若干の調査費を計上して諸準備を進めることゝし、水道調査委員設置規程を設け參事會員七名、市議八名、市公民六名を以てこれが調査會を組織す。翌年三月市參事會の決定により知事に對し「吳市に水源を求むるに二河川の上流を措いて他に無く、之に諸々山壁の源泉を加へ又は、水池の設けを添へて始めて十万余口の給水を得るも、その二河源泉は既に海軍の水道に關し、且つ多額の工費を費する事業なるを以て、海軍の贊助補助を仰がざれば到底完成を期し得ず、又補助を國庫に仰ぐの要もあり、何卒閣下の英斷を以て各方面に交涉の上適法の御援けを賜り度い」旨の上申をなす。同年五月、「設計方法を立て國庫補助を要するに於ては詳細その事由を上申すべく尤も設計上その他調査に技術官を要する場合は便宜を與ふる」旨の通牒あり、よつて同年十二月專任技師任用、翌四十年十一月知事及び鎭守府長官の許可を得て市內全部の測量を開始、同年中に三角測量全部を完結、平面測量は大字和庄町、同荘山田村、同二川町の內二河川以西及び堺川以東を全部、尋で一河川堺川間の高地部測量をなし約十分の六を、高低測量は本田部分を終へ高地部分の約十分の二を終る。翌四十一年には施設上市內を八區に分つたうち岩方町と二河川間及び宮原を除き他は全部平面測量を了へ製圖を完成、高低測量も大部分終り製圖を了す。翌四十二年未濟地域全部終了。四十三年中は專ら調査整理を行ふ。（因に本市は四ケ町村合併して未だ數年、地圖極めて不完備なると、新市街建設のため擴張開拓到らざるなく、水道布設計畫に要する高低平面圖は根本的に調整を要し、斯く測量にも長時日を要したものである）

なほ、この間、各方面の狀況を檢査し、本市の現勢殊に財政方面に就き考究の結果、海軍上水道の餘水分與を受くるにあらずんば、到底目的を達成する能はざるを知り、屢々海軍當局に懇請する處あり、海軍當局も亦軍港は他の都市と異なり海軍將士及び其の家族の居住地にして又兵卒の

上陸宿泊地なるを以つて艦内の衛生を維持する上にも勢ひ陸上の衛生的施設を完備する必要あり殊に海軍工廠に於ける製艦能率は一に職工自身の保健如何に關する所大なるものあるを認むるに至つて茲に一縷の光明を認め、四十四年七月十四日、荒尾市長より加藤鎭守府司令長官宛左の通り請願書を提出するに至る。

海軍水道餘水分與の儀に付請願　本市は海軍鎭守府設置以來戶口歲と共に增加し今や戶數二萬四千、人口十萬餘を算する關西の一大都市たる膨脹を來し、將來の發展亦偸期すへからさる勢に有之候。顧ふに本市斯くの如きの膨脹は一に海軍の濱地たるか故にして此間保健防疫等凡て密接なる關係を有するを以て市民の保健如何に關する所大なるものあるを認むるに至つて茲に一縷の光明を認め、四十四年七月十四日、荒尾市長より加藤鎭守府司令長官宛左の通り請願書を提出するに至る。

海軍水道餘水分與の儀に付請願　本市は海軍鎭守府設置以來戶口歲と共に增加し今や戶數二萬四千、人口十萬餘を算する關西の一大都市たる膨脹を來し、將來の發展亦偸期すへからさる勢に有之候。顧ふに本市斯くの如きの膨脹は一に海軍の濱地たるか故にして此間保健防疫等凡て密接なる關係を有するを以て市民衛生の延いて軍事衛生に影響する所少からさるは言を俟たさる義に有之候。然るに本市は不幸にして衛生上最も缺くへからざる上水道の施設無之飮料及防火其他の用水は凡て井水に俟たさるへからす而かも本市井水の不良なる一部開墾の域を除く外悉く海田を埋立てたるものに付飮用に適するもの十中二三を存せす水量亦僅少の狀態なるを以て各種傳染病は蟻酸して憚むことなし又火災に際しては乙が消防の困難名狀すへからさるもの有之實に寒心に堪へさる處に候。

本市水道の夙に必要なる如上の言を俟たさる處に候得共如何せん地勢上附近に水源を求むること能はす假令之を數里の外に得ると雖も市の創始日尙淺く敎育土木、其他各般の施設伸張を要すること多端なるを以て進て水道の敷設に多額の市費を投するか如きは判底爲し得さる處に有之候。且つ又仝市は財政上の萬難を排しても市內へ給水の設備を遂行可致然らは之に依て衛生上及防火上の缺點を交除するを得市民の幸福絕大なると同時に軍事衛生の根蔓を除き可申萬一診餘分與の義にして御允許を得さるに於ては恐らく本市は永遠不良水に賴らさるへからさること、相信し候條希くは前陳の事情御洞察の上特に出格の御詮議を以て願意御採納被成下度此段奉願候

右請願書に參考のため添付別紙は當時の市勢を物語るものであり、之を附記せんに

【吳市人口分布狀態】　總人口十萬二千三百二十七人（明治四十二年末現在）　內　和庄町在籍四萬四千九百七十四人　荘山田村仝上　三万二千六百六十四人　宮原村仝上二万一千八百四十六人　二川町仝上一萬二千八百四十三人

【吳市上水道布設參考書】　本市人口增殖の度は新開地に係るを以て左表の如く殆と其定率を得難し、蓋し明治二十二年鎭守府の設置せらるゝや以前の一漁村は一躍して戶數五千五百、人口二萬三千の都邑と變し更に明治三十五年市制施行の際には人口五萬六千、現今に於ては之の倍數を示すに至れり、而して過去の狀態に鑑み且つ現下の市勢に顧れは、今後人口增殖の度は既往の如き急激なるものに非さるへしと雖も尙緩と共に增加するは蹤ふへからさる所依て今十二萬人を以て設計人口となさんとす、而して用水の途は普通家事用を主とし之に工廠製造業等特別の目的に供給するものを加へ、平均一人當り一日の用水量を三立方とせは可なるへく依て十二萬人一日の給水量三十六萬立方尺の計畫を立てんとす

年次	人口	增殖人口	
明治三十五年	五六、六四六	仝	三十九年
仝　三十六年	六三、八三五	仝	四十年
仝　三十七年	七二、八三三	仝	四十一年
仝　三十八年	七七、七四二	仝	四十二年
仝　四十年	八八、八三三	仝	四十三年
仝　四十一年	九八、八三五	仝	四十四年
仝　四十二年	九八、八三五		
仝　四十三年	一〇三、三三七		
仝　四十四年	一〇八、六四六		

【吳市人口分布內譯】　和庄町一本通一丁目至九丁目　四、六四〇　中通自一丁目至三丁目　一、三三一　繩山町　五七七　元町　九三一　東本通自一丁目至四丁目　一、六七七　東堺通自一丁目至九丁目　三、三四一　東雲町自一丁目至四丁目　一、六六五　清水通　一、六四四　八幡上通　一、七七九　寺西町　一、六三五　城山町　六七七　寺本町　二、一四四　上古江　一、四四四　下古江　五六六　溝路　一、五六八　柳町　六四四　景勝町　五六六　春日町　七七七　登町　一、七二二　畑　八三一　清水上通　一、四四四　荘山田村一番町自一丁目至四丁目　九一　二番町自一丁目至四丁目　五六四　三番町自一丁目至四丁目　一、二七七　四番町自一丁目至四丁目　一、七二一　五番町自一丁目至四丁目　一、二七七　松本町　七七七　明神町　九八八　六番町自一丁目至四丁目　五二一　西二河通自五丁目至八丁目　一、二二五　内神町　八三二　鉱原町　三四〇　西堺通　一、二五　葉里町　一、四四四　伏原町　一、〇〇七　西本通自五丁目至八丁目　九二〇　神田町　九五八　濱田町　五六九　京町　五六五　大年町　四二一　中川通　一、五六　三城通自五丁目至八丁目　五六六　郷町　一、三二七　辰川通　一、二〇五　上山田　一、五五　稻荷町　五六五　山手通　五六七　荒神町　一、四四七　成町　一、三二　下山田　三四八　古川町　一、四四七　中山田　三四四　西原町　三四〇　朝日町　八四七　片山町　八三五　西山田　二四四　宮原村一上神原　五五五　中神原　一、四六八　下神原　一、三六八　南小原　一、八三七　丸子　三三一　休原　三五三　下室瀬　六五五　坪内清田　五六五　坪内献　一、〇三一　二川町一西二河通自一丁目至四丁目　九九九　西本通自一丁目至四丁目　三、六四〇　兩坂　一、四五五　東港町　一、三六　長賀町　一、三四〇　川原石　一、三五五　上室瀬　三〇三　中室瀬　九四七　北清田　五六八　北小原　一、八三七　赤羽根　六六〇　殿垣内　七一〇

なほ、同時に縣知事に對し、右請願書採納執成方につき上申す。

同年十一月十四日、吳海軍經理部長より左の如く餘水分與に關し一定の條件を示して其の諾否を照會し來る、是れ明かに海軍當局が市の請願に對し認可の意向あるを示されたものである。

吳鎭守府水道餘水分與に關する件　明治四十四年七月十四日吳庶第三五九號を以て本府水道餘水を吳市に分與の件請願相成候に就ては右認可濟の上は左記條件承諾せられ度何分の儀豫め承知致度　一、吉浦火藥試驗所吳市水道より濾過水の供給を要求するときは止むを得さる事情なき限り無償にて之に應すること、但し市の水道より分岐すべき鐵管の敷設は官の支辨とす　二、本府水道造設前より荘山田村所屬第一井手に直通する通水裝置を存置し餘水を注流せしむと雖餘水なきときは吳市に於て右灌漑用水に關し相當處分をなすこと　三、前項により去る三十三年七月七日二河川用水取入に關する約束者に對しては別紙案の請書を提出せしめられたきこと。右照會す

別紙請書案一通、市に三十三年七月水利に關する約束書寫一通添付

【請書案】　安藝郡二河川より取入るゝ吳鎭守府水道用水に關し左記各項但し市の水道より分岐すべき鐵管の敷設は官の支辨とす　二、本府水道造設前より荘山田村所屬第一井手に直通する通水裝置を存置し餘水を注流せしむと雖餘水なきときは吳市に於て右灌漑用水に關し相當處分をなすこと　三、前項により去る三十三年七月七日二河川用水取入に關する約束者に對しては別紙案の請書を提出せしめられたきこと。右照會す

別紙請書案一通、市に三十三年七月水利に關する約束書寫一通添付

【請書案】　安藝郡二河川より取入るゝ吳鎭守府水道用水に關し左記各項

川の灌漑に依りたる荘山田村の田地所有者と貫府との間に締結せる約束書第一條及其他の項參照）

井手に直通する水路に注流せしむへき用水は餘水ある場合に限り其之れなき時は通水を停止せらるゝも聊異議無之事。（約束書寫は旱害補償の

四十四年八月二十八日荒尾市長は病氣の爲退任し、澤原市長其後を承くるや、右の照會に對し、直に關係地主代表者と內談を遂けたる結果、何れも右鎭守府の提示したる請書案に同意したるを以つて、同年十二月十七月、市會に於て餘水分與の曉市の負ふへき義務條件に就き討議し、結局之を承認するに決す（草

害補償の項參照）斯くて鎭守府の照會にかゝる貢獻條件承認の一件書類を提出し、爾後引續き餘水分與に關し幾多の折衝を重ね、遂に大正二年三月二十四日に至り、餘水分與認諾の指令あり、越えて二十七日縣內務部長より、工事完成の曉と雖も源水量に充分の餘裕あるにあらず、從つて分與水量も豫め決定し難き趣なるを以つて、充分節約すべき旨通牒に接す。

吳鎭機密第四六六號ノ五　大正二年三月二十四日

吳市長　澤原俊雄殿　　吳鎭守府司令長官　加藤友三郎

水道餘水分與の件

明治四十四年七月十四日、吳廳第三五九號水道分水の件、本府水道增設工事完成の後、餘水ある場合に限り、左の條件を附し濾過せざる原水分與承諾す

一、直接衞生に關係ある用途に限り使用すること
二、庭園・築園・道路・壕水・及噴水に使用せさること
三、直接衞生に關係なき工業用水、及洗濯用水に使用せさること
四、飮料に適する既設井戶は勿論飮料に適せさるも直接衞生に關係なき用途に供すべき井戶を掘鑿使用する事
五、海軍用鐵管と、市に於て布設する鐵管との連絡點には、必ず量水器を設置し、市への分水を計量すること
六、前月中に市へ分水せる水量、並に給水人口及給水區域人口は其の翌月十日以內に鎭守府へ報告すること
七、市水道給水は計量法により、其使用量を計量すること
八、市水道布設設計並に給水規則等の設定を豫め當府へ協議の上實施すること
九、二河川灌漑に依りたる荘山田村地に對し、旱天の際官より灌漑水支給の件は、市に於て乙を引受け、右權利者と協議の上、至急其實行を期すべきこと

【註】上水道布設計畫の具体化するまでその他に就いては年次史（三十八年）參照。

附　海軍水道と旱害補償

海軍上水道は軍港開設の際同時にこれを布設され、二河の灌漑より海軍病院上まで鐵管延長一万四千四百五呎、二十一年九月起工、翌年竣工したものであるが、水源を二河川に置くため、上、下兩井手その他小堰によりその灌漑によつて農を營む荘山田村民へ對する旱害補償問題はこれが解決に十數年を閱し、二十六年の大旱魃を經て三十三年、既往及び將來の補償に一時金五万圓を交付されて落着、四十四年市上水道が余水分與を受くることゝなるや鎭守府に繼承する義務は市がこれを繼承するに至る。これが經過は次の如くである。

軍港開設にあたり、十九年、その用地買收を行はるや、荘山田村字二河の灌より和田村字湯の崎水道鐵路用地も同年十二月より測量を始め、官有地三反三歩の外に三町七反九畝余を買收することゝなり、二十一年六月地主との交渉成立してその授受を了し、次いで九月より二河川引水水路及び水層實測を開始したるに、二河川灌漑によつて農耕せる地主及小作人等は、水道布設の曉は灌漑水缺乏の爲道に組元傳來の生業を營むこと能はざるべしと憂へ、安藝郡荘山田村堰塘係惣代勝田三三郎外四十七名及び戶長井上溫造の名を以て左の嘆願書を吳鎭守府建築委員長海軍中將男爵眞木長義に宛て本縣知事千田貞曉を經て提出に及ぶ。當時荘山田村堰塘下にある田反別は九十三町歩に及び農民にとつては實に重大問題であつた。參考に全文を掲げんに

官用水道設置に付御願　海軍鎭守府御用水道を當村二河川上流より布設相成候趣にて、此樣係官御派出水量檢査有之候に付ては必御確定の事と推知仕候然り而して二河川の我荘山田村にかけるは大旱の雲霓よりも切にして年々歲々此水にのみ是れ賴り、此村にして此水なかりせは沃野忽ち變して瘠地不毛となり農夫忽ち餓に生活を失ひ饑饉の徒漸く稠きに至らんこと疑なし、鳥んぞ現今の如き地味を保ち地價を占め收穫を得て郡內屈指の高位に居るべき土質なることを得へけんや、必竟二河の溝流田畦に灑き四通八達到らさるなきを以て、肥沃無際の曠野を見るに在り、係官に於ても已に實地御檢見の如く二河上流より二道の廣塘を布延し輪廻迂回して村中を圍繞し其の支脈相聯絡して宛も網紐系を纏ふか如し、灌漑の便都中に稱たり、故に改租の際に於ても田位標準區にして最上地位に居れり

然るに今般此の水源を遮り新に水道を設け以て鎭守府構內に現かれには田水頓に涸渴するの憂あり、若し否らすして官用の水量に定限ありて水源を取り纏すにあらすとするも田水に多分の不足を告げ農作上の損害は雖弟饑と一同憂慮に耐へす、然りと雖も鎭守府御設置の擧たるや古來未曾有の大事業に有之候に付、村民たる者は應分に勞費を奉せずんはあらさる義なれは出成御便用に差備へ度實御儀祭被下度、尙官憲の在る所は將來用水繁昌に支障なき樣御計劃被成下候義なれは仁意の向ふ所夫々御指示被成下度、依て別紙關渡田畝圖面相添不悚宸鑒下情を具に二河流域水積流量二十六個（水流一秒間總流量）うち總用水流量（上井手、下井手、鎭守府引水四箇にして余水なほ十五箇（一日水積二十万四千石）あり

平常時に於ては鎭守府も村民も双方共に水量に幸支なきは勿論、多少の旱魃と雖も水量に不足するが如きは斷じて無かるべく、萬一非常旱魃の際に逢着せんかにより田地の作付反別も次第に減少するを以て、村民の恐るゝ所は桑蔭に過ぎざるべし、所は村民の所有山林に砂防工事をも施す豫定なる旨を說きて其の反省を促すところありしも、地主及利害關係者等は旱魃に際しては從前に於て猶既に灑漑水に不足を告げたること一再ならず、官用水道布設の曉は二割不足すべきは明かなるより容易に慰撫し得べく。越えて明治二十二年一月安藝郡長より左の各項に付詳細取調何分の指令を仰ぐ。

一、非常旱魃の時にあらされは分水して更に支障なきや　一、從來用水路の外今後引水反別を增し爲めに其水量に影響を及ぼし支障を生ずることはなきや

一、從來灑漑田反別の外今後引水反別を增し爲めに其水量に影響を及ぼし支障を生ずることはなきや

右の照會に對し再三督促を受けたる後、戶長井上溫造は一關係の者篤斗示談致候處、右は將來より前例も有之今にして何分の確答難致旨申立候併し小官の見込

處は概ね左の各項の通り思料致候條此段開申候也」と次の如く開申に及ぶ。

一、非常旱魃にあらざるも灌漑田流末へは充分行渡兼候事實有之候に付支障無之事と思考致候　二、本項は水道の數今後と雖も漸りに增加することは無之義と思考致候　三、水路掘鑿等卽か有之候も之か爲め水量に影響を來す事は有之間敷と思考致候　四、水田反別の義は鎭守府御設置に付宅地に變換或は時々御買上地有之今後開墾等卽か有之候も之か爲め水量に影響を來す事は有之間敷と思考致候

其後月を閱するも何等解決の曙光見えず、五月に入り次第に溜秧の季節迫るや、村民は前途の計劃に惑ひ、一同合議の末「早急何分の御指示被下度」と知事を經て追願書を提出、荘山田村人民總代として澤原俊雄、豐田實顯、宮原幸三郎、宮原幸三郎、實滕政太郎及び戶長井上溫造連署す。次で同年七月安藝郡役所より荘山田村水田の既往に於ける旱害程度に就き詳細報告すべき旨照會し來りたるを以て、荘山田村役場は各方面より其材料を蒐集し調査の結果、八月、嘉永六年、明治九年、同十六年の四十日乃至七十日に及ぶ旱天狀況を具申に及ぶ、その結果九月「他日自然旱災に遭遇せば其場合に際し相當の處分あるべし」との指令に接す。

かくて、未解決のまゝ時を經るに、偶々二十六年梅雨期に於て旱魃甚しく農民は晝夜奔走飮食を廢みずして引水に努力したるも水量不充分にして水田は全く涸渴し龜裂を生ずるあり、或は從來の作物を換作するの已むを得ざるに至れるものあり、茲に於て戶長井上溫造は時の郡長梁山毅と共に之が善後策を講ずべく其の處分を吳鎭守府に願出し、依つて吳鎭守府は其の引水量を減じ、或は一時貯水を停めて灌漑の爲送水せしも、既に連日旱魃續せる地なるを以て容易に灌漑なし

年、軍事衛生上海陸軍所在地の上、下水施設の改良奨勵せられ國庫補助の特典あり、吳市も二千九百圓の補助金を得たが、局部の修繕に止まり、その最も注入多き堺川の干潮時の惡臭汚濁は永く吳市の不潔を物語る代表的のものとして現在に及んでをる。

第十一章　川原石港の閉鎖と對策

軍港閉設當時、既に川原石港は閉鎖されることゝなつてゐたのを吳港有志の陳情によつて一部に船舶の碇泊及び出入を許されたものであると傳へられるも、その經緯に就いての確たる記錄はない、又、二河川の吐き出す土砂が如何なる影響を軍港に及ぼし來つたかは判らないが、ともあれ日淸、日露兩戰爭を經て益々擴張強化さる吳軍港の、その一隅に控える川原石港が早晩閉鎖の運命にあることは識者の夙に豫測してゐたものである、既に鐵道開通し、亦日露戰爭前後の軍備增強にこれを免れ難き時期迫ると知るや、市會及び巷間に種々臆說がなされたが、土地の思惑などの弊害も顧慮して當局ではこの方針を嚴祕に附し來つた。

四十年十二月二十八日、吳鎭守府法令第三十七號を以て、軍港規則を改正され、これを四十三年一月一日より實施することゝされた。即ち、出入船舶の制限、禁止、所謂川原石港の閉鎖で、當局では同年より實施の意なりしも、吳吉浦間の陸上交通路の整ふ迄延期方を縣より具申要望した結果、二ヶ年の猶豫期間を置いての豫告となつたものといはれる。これが要領は

「第二區二河川口東岸突堤の內方にある櫓杵と對岸の歷西端を通じ新宮海岸の標杵とを連絡する線以內の區域には海實に關する船舶の外地方長官の認可を得て海運を營業とする船舶に限り自由に繫泊することを得、但し場合に依り區域を制限することあるべし」

「前項の區域に出入する船舶と雖も鳥子島西端と該島西端及び明磯鼻との連絡線上今島西端を距ろ約八チエンの所に設置してある黑色三角ブイとの連絡想像線以東及び該ブイと西平禪山四百二十四呎の山頂測點區域想像線との交叉點迄の想像線以南の海面を通過することを禁ず」

この許された航路は岸に迫つて狹隘にして操縱危險、干潮時の水深は十五トン以上幅員三間余の船舶の出入を不可能とするので、中國通ひの商船は吉浦へ入港するの外方法がなくなつた。

對策在荐・猶豫二年間を經過　吳市が海の玄關口を失ふ、この重大問題として之が對策を論議され、荒尾市長は即日出廣、縣當局と協議、市會に道路調査委員會を設置、吉浦港との間に八間乃至十間の道路を開きこれに貨物電車軌道を敷設するを目標に、要塞區域內及び海面測量の許可を得て、一月二十一日早くも實測を開始、設計に着手す。一方、桐山可造、澤原精一ら吉浦棧橋の出願に及ぶ。電車敷設に就ては、當時市內電車の起工を明年に控へる吳電氣鐵道株式會社に八間道路として軌道四間の竣工を求めしも財源不足の際とて之に應ぜず、桐山可造個人でこれが相談に

あづかることゝなる。調査委員會は吉浦村と道路負擔金その他施行を始むるに、同村は本問題に極めて冷淡なるため、委員會では白紙にかへり、阿賀道路の改修、鍛冶との連絡等比較調査にかゝる。阿賀町當局者の來廳を乞ふに、同町では非常な意氣込みで協力を申込み實地調査にも及べるも、港灣設備に莫大なる費用を要することゝて、再び設備に利を得てをる吉浦港との道路に就て調査を進む。而して同村と屢々交涉し調整線路の測量と共にはこれが工費財源としての海面埋立計畫をたて、これにより斷然具體的設計を了したるも、到底市財政上市營事業として施行するの不可能なるを認め（この事情については第五章參照）工事は作業賦課となし、參事會を經て十二月九日左の工事方法案を市會に附議。

吳市二河町より安藝郡吉浦町棧橋まで延長二千百五十三間幅員七間の道路を開設、これが總工費二十三万餘圓、海面埋立二万三百六十二坪、十五万九千圓。

【附帶條件】△第一條　市費にて工事施行の場合は市有財産となる埋立民有宅地を讓渡し道路に軌道敷設を無償にて許す、棧橋出願の際は市は公益上の意見は軌道、棧橋に關し本市の意見を容れる事　△第四條　軌道敷設の許可ある迄本議案は當局としても公開說明を躊躇する經緯もあり、重大案件でもあるので、に至らず、會社組織により引受けの申込みもあつたがこれ亦中絕のまゝ往善時日を經過す。

この間、直接に打擊を蒙る二川町民濱岡新助外百九十九人連署、海面埋立に反對の陳情あり、二月市參事會になされたが却下されたので再度その理由を說明陳情に及べば、人力車夫組合願取朝日町金子善四郎外三百九十九名よりは「市內電車で既に吾々の生活を脅威さる、吉浦道路に電車を敷設されれば、吾々四百の業者二千の家族は路頭に迷ふ」との陳情ありしも、市會またこれを却下、更には「吉浦道路の開設は市內在住の職工をしてより生活の安易な吉浦村へ轉住せしめる、その他、さなくとも不況に喘ぐ吳市を更に衰亡せしめるものである」などの反對論もなされ、一部地主、家持階級は內實道路開設を喜ばざるものゝ如くである。が、これらは、取りあげる程のものでもなく、左に、二川町民の陳情書の大要を摘記する。

川原石港は天然の形勝に乏しく襲風の場合は船舶の避難困難を極めるので一二十二年演岡新助らの計畫により從來の西波止場を增築、翌年川中伊三郎外四名の主唱で在來の東波止場を增築、この兩波止場によりをるも、なほ不充の感を要するとの事。然らば現在にても狹隘を感ずる波止場は更に縮少され船舶の保護に用をなさず、一說には波止場內の埋立は行はず繫橋連絡によるとの事なるも、港口を遮斷されては不便この上なく、總じて、川原石海面は東西兩波止場の內外を論ぜず實際に於て埋立の余地がない。又軍港區域を擴張の結果と雖も、和船及小蒸氣船の出入は依然として繁かるべく、川原石方面の在住者は今後航運の業に從事するものなるに、船舶の保安に危險を感じ貨物の運轉に不便を生ずるが如き海岸埋立は怨ふべからざるところである。敢て商工區域の狹少を強行されんか、貨物の集散は減退し業者は職を失ひ船舶所有者はその措置に苦しみ、商家の打擊は遂に川原石の地價を根底より破壞するに至らん」といふにある。

因に當時の川原石港の地價は鐵道開通するといへども未だこれを失はず、三十六年二川町郵便受取所に吳局との電話線を新設され管下最初の電信事務を開始更にこれを和庄郵便受取所と連絡、四十年には、和庄、本通と共にこの波止場では一ケ所なりし魚問屋が此の頃は四ケ所となり、澤原、吳、商工の三銀行也んでこゝに支店又は出張所を設けるあれば、吳陽倉庫會社もとゝに、電鐵亦區設

判所あとに事務所を構えるという有様である。

閉鎖後の吉浦港の繁榮と川原石港の善後策

かくて、吉浦道路の開設は、川原石閉鎖を豫告されて茲弗二ヶ年、未だ曙光を見ず、愈々切迫して十二月、延期陳情の議も出たが不可能の事とみてそれに及ばず、一方閉鎖後の川原石を如何に善後するかに就ても、市會に地元石田、石山議員らを中心に委員會を設けて對策を練られたが、成案を得ぬまゝに、明けて四十三年愈々閉鎖を實施されゝば、早々吉浦村は開港祭を擧行、棧橋、驛前擴張等を急ぐと共に、同村では村民會を組織し擧村一致、發展の企圖に任じ、なほ港町に発れ難き蟹風の侵入を防ぎ、沒落漁の横行を警戒するの申合せをなすなど緊張、川原石港からは尼崎汽船等取扱の開双組支店、吳商工銀行支店の設置もあり、吉浦、吳驛間の乘降客は倍加、忽ちにして街の殷賑をみる。

松本勝太郎ら二十トン未滿の船に和船三隻を連結する曳船運輸の出願に及ぶも、鎭守府では認議に及び難しと却下、よつて市に於て特許を得た曉は市參事會が適當者に經營せしめることゝして軍港內海運營業に就て出願の結果、一月二十八日許可、同日縣令第十號

△第一條　軍港規則第七條により軍港水域第二區內に於て船舶を以て海運を營むものは吳市役所を經由し出願許可を受けること　△第二條　旗章を掲げること出航のときは市を經由し屆出をなし旗章を掲ぐること

と　△第三條　許可證を常に備へること　△第四條　沿岸居住民所有船舶出入出航のときは市を經由し屆出をなすこと

を公布、即日施行、市との契約により吳曳航株式會社が組織され、汽船一隻、吳、吉浦間を本線として發て音戸、鍛、江田島間を往復することゝなり、川原石從來の船舶所有者も屆出六百件、引續き營業を繼續す。なほ、前記吳市への許可と共には、江田島村秋月西本光次に對しても川原石江田島間直航復の出願を許可さる。因に吳曳航株式會社は一、二期とも缺損（年次史四十三年の吉浦道路の項參照）また入港百石積以下の船舶は四十三年五百七十隻、四十四年一千九隻と横行を警戒するの申合せをなすなど緊張、川原石港からは尼崎汽船等取扱の開双組支店、吳商工銀行支店の設置もあり、吉浦、吳驛間の乘降客は倍加、忽ちにして街の殷賑をみる。

道路工事作業寄附交渉の曲折

市營による道路開設は至難として作業寄附案の設計成つて市會へ附議せしは川原石閉鎖猶豫期間二ヶ年の初年四十一年末なりしが、各方面事業家との交渉は徒らに當局者を焦慮せしめるのみで、甲々に進まず、翌四十二年愈々期限切迫の十二月十三日に至り、當地事業家松本勝太郎、永井幾太郎、野間八郎らと施行條件等につき相互協議を重ねつゝありしものが漸く第一回契約を締結するまでに運ぶ。市の吉浦道路設計は

△宅地埋立費（十三万五千圓―六万千圓）　△道路開鑿費（五万三千圓―七万五千圓）　△橋梁（三ヶ所六千圓―二ヶ所三千圓）　△暗渠（七ヶ所三千圓）

六ヶ所六千圓）　△家屋移轉費（八千圓―三千圓）　△計（二十万六千圓―十六万六千圓）　△合計三十七万二千圓　△外に吉浦沖宅地買收費、鑿管、測量費八千圓

（數字は上吳市内、下吉浦村内）

の如くで、これが假契約要領は次の如し

全工事を第一區より第六區までに分ち、總工費四十四万三千圓く市の設計より七万圓增してをる）1市、村會の決議と許可のゝち成立　2道路開鑿を第一區とし海面埋立を數區に分つ　3着手までの測量費を除きその他の工費を作業寄附、工事は指名者に請負はしむ、第一區を終りたるとき殘余海面埋立權の讓渡を要求する場合これに合意すること　4埋立地は全部は無償讓渡　5保證金不要　6潰地代は坪平均二圓以內　7軌道敷設、瓦斯管埋沒、棧橋設置に際して

は吳市、吉浦村に於て無償支障なき旨を答申すること　8軌道出願が竣工までに許可なければ道路の幅員を變更すること　9土砂、岩石掘取開鑿に市、村は出來る限り便宜を圖ること

然るにこれが本契約のため正式に吉浦村に交渉を始めしに波止場その他に於て希望を要求し來り幾部の設計變更を余儀なくされ、工事施行方案その他これに關聯する議案を收めて市會に提出に及べるは、閉鎖實施第一年の四十三年六月七日である。然るに、市會は委員附託とし調査の後八月二十六日の協議會にて設計不完全從つて條件不利益につき市營に變更議案を望み議案の撤回を求む、理事者は撤回により議事中止を求めたるもこれを容られず、三十一日、設計杜撰なるにより調査進行の途なしとの理由にて遂に否決の運命に至る。市は松本外二名に對しこの旨を通知し假契約は自然解約となる。（この經緯詳細年次史四十三年條參照）

ついで、同年九月六日、發議者守中基三郎はか二十二名の贊成を以て提出されたる左議案「この道路開設は軍港擴張の結果眞にこれが必要を感じ而も急遽を要するや言を俟たず當局者は更に適當なる財源の基礎により完全なる設計を爲し速かに施設の計畫をたてらんことを望む」を可決。當局者は既にさきの否決當時よりして再調査に着手してをり、設計を改め翌四十四年八月、これを市會に提案し、十二月二日可決（本案は又もや後に更改するに至りたるを以て省略）當時市會に於ては前の假契約者たる松本らに對し義理上更めて交渉を開くべき要求ありしにより當局者はこれが交渉を重ねたるも双方の條件懸隔せるため不調に終り、のち種々の方面に契約者を求めしも應ずるものなく、こゝに作業寄附案の望みを失ふに至る。

市營事業案を立つ

よつて最後に研究調査の結果作業寄附を改め市營事業となしこれに伴ふ計畫をたて、大正元年十月二日左案を市會に提出、市會は審議を重ねて翌二年四月二十五日これを可決す、議決大要次の如し

△道路開設延長一千八百七十五間（うち海面埋立地の部八百七十八間は幅員七間、山立面積四万九千八百四十八坪（うち物置場千四百七十七坪、濱業六百十八坪、道路二万二千二百三十六坪、宅及隣接五百十八坪、防波堤三百五十三坪、奧斧假置場六百三十九坪、民有宅地三万三千九百五坪、この工費金三十三万八千六百五十二圓―のち三十四万六千百三十五圓に更正―以上二川町西二河通一丁目を起點に道路は吉浦村東新開東ノ割、海面埋立は今西ノ割に至る

1工事は請負事業　2四ケ年度繼續事業とし特別會計とす　3財源は海面埋立によつて生ずる民有地を以てこれに充つ、但潰地買收費、家屋移轉費、測量費は市立民有地に要する實費に對しては寄附金による　4全工事を五區に分ち大正二年十一月二十九日着手五年六月竣工

右により同年九月吳土地株式會社との間に請負契約成れるも契約による寄定寄附金を期日に納入せず且會社は工事進行の意志なく營業の總てを中止し解散を決行し契約の解除を要請したので六止四年四月市長は解除通告をなし、これがため又もや紛跌せしも、折よく東京市京橋區築地二丁目橋本思次郎と契約を締結することを得て、こゝに十年に垂んとする市の一大難案たりし關門道路も愈々起工をみるに至る。以下工事の進行については次編に讓る。

【註】吉浦道路開設假契約より市營決議に至るまでの波瀾曲折については年次史中に一項を設け詳述する。

第十二章　隣接町村の發展

吳軍港の開設、日清戰爭、續いて日露戰爭後の軍港強化はたゞに吳市の急激なる發展を促したのみでなく、隣接町村殊に警固屋町の發展に目ざましきものあり、更に、四十三年川原石港閉鎖によつては、吉浦町はもとより、警固屋、阿賀兩港へ新たに諸航路の寄港を開始さるに至つて、荷客倍增し、一方生活費の低減に流れて市內在住職工の轉住者も相次ぎ、殊に四十二年頃からの一般不況に甚しく、これら隣接町村と吳市とは益々密接を加へ、その繁榮を共にするに至つた。即ち、吳工廠と地を接ずる警固屋町は二十六年僅か三百六十戶の寒村なりしが、三十六年千戶を超え三十九年町制を施行、四十二年二十三百戶を算するに至り、一万近い人口中、その半數は海軍職工で占む、吉浦村も四十二年末千三百戶、六千五百名、うち五百名の通勤職工を持ち、阿賀村も二十六年の千六百戶、八千五百名は、三十一年早くも町制を施行、四十一年二千戶、一万二千の人口を算し、土地の志願者と吳市からの轉住着で職工の多きときは千名を突破するあり（四十二年も六百五十名）更に東、廣村に至つては職工は比較的少なきも、なは四百名を算し、四十一年二十五百戶、一万五千の人口を擁す、この村には海軍の石炭運搬に從事するものが相當多く、なは野菜等の行商は年々十万圓を吳市から持ち歸る有樣である。

今これらの町村勢を一瞥ぜんに、以下明治末期市勢飛躍の四十一、二年頃を一斷面としてこれを錄す。

吉浦村

軍港開設により吳浦の兩城、川原石兩部落の繁榮を含んでゐた吉浦村は三十五年市制施行にあたりこれに分離されて、その過半を失ひ、人口五千二百の貧弱な村落に轉落せしも、翌年鐵道開通にやゝ生氣を取戻し、四十一年川原石港の閉鎖を豫告さるや、一齊吳市の喉嚥、航運の要衝たるを約束されつゝあつた遊廓にも春めぐり來つて昔の繁榮を呼び戻さんとするに至る。

三十六年鐵道開通前後は八百戶の激增をみたが一時的現象で續かず、四十二年千二百五十戶（人口六千五百）のうちには、通勤職工五百名のほか、當時の工廠船渠工事に百余名の人夫を出し、地元の山城、鈴木兩鐵工所、安井製作所等の職工二百名を算し、合計八百名の職工村をなし、百五十町歩の田畑は人口の三分の一を養ふに過ぎぬ有樣なれど、一面にはそこに未だ市街發展の餘地をみるわけである。土地、物價の低廉、交通の利便は海岸新開地に諸工場を誘致しその結果三十六年の埋立四圓に、新開地の十圓は十五圓、特等地は四十圓に騰もり、川原石港閉鎖は更にこれを煽つた。兩三來兩の海面埋立で海岸線は整理され今は棧橋の建設を待つのみ、鐵道線路で新開地と舊市街は兩斷されて、この地形のまゝに新市街を築調のほかないが、この海岸市街の勃興と共には、驛前市街の整理成り、驛前直線道路と兩側の里道に人家密集して東西兩濱を一市街と化し、更に四十一年來驛前から山手へ一直線の二間道路を改修、これには家屋移轉に千數百圓を投じ、同村としては教育施設に次ぐ村費の大半を投じて敢行したものであつた。

吳市との合併もこの時期に論じられたが、四十二年度同村の一戶當り負擔は五圓五十錢で、吳市よりも七十三錢一厘安く、熟するべくもなかつた。が、それほどに、吳市よりの轉任職工は相次いだ。三十六年の歲入一万圓は四十年に至るも增がなく却て減少の傾向にあり、經營方針の消極的なるは、これら職工にとつては幸ひでもあつたら。

警固屋町

吳がまだ音の寂寞に眠る頃、內海諸方の船人は風待、潮待の港として、五勝櫓を持つ警固屋だけではなく、警固屋も小古き歷史に榮榮の足跡をとゞめてある、往古來朝廷への貢物は西方諸國すべて內海の航路により、奈良朝時代既に海賊の跋扈するあり、朝廷は鎭撫使を派し、藤氏物語の頃は姦に逋しく、警原純友を伊豫掾に任じたのもそれが目的であつたが、日振島を根據に自らが海賊と化したのであるといふ、その海賊を鎭壓する警固使が屯する屋形があつたのが警固屋だと傳へられる由緖は現指いて吳工廠に隣接するこの警固屋村は、前記の如く三十九年町制を施行したが、三十年の六百戶が、三十六年千戶を突破、四十二年に三千三百六十七戶といふ十二年間に六倍近い增加をみせてをるのには、流石の吳市も一步を讓らざるを得ぬ激增ぶりである、これを人口にみるに三十六年四、三六一人、四十年六、九四六人、四十二年九、四六八人で一万に近い。して、この半數四、六二〇人は職工で、一人當り負擔一圓十三錢、吳市の一圓二十三錢五厘より十錢安いうえに、家賃も二、三割方低廉のため、職工の住居をこゝに見るのは當然、これが、四十三年から着手の工廠の海面埋立擴張（鳥寺島一帶）によつては、通勤路が更に便利になるに於いて、益々その增加をみん情勢にある。

村の發展と共に財政も三十六年の三千八百圓が四十二年には一万三千圓に膨脹してをるが、この歲入中九千四百圓は戶別割により更に七百圓の追加徵收を行ふた如く、こゝでは職工が財源をなしてをる。が、同町では町長以下役場吏員は勿論、十二名の町會議員中十名までは舊來の在住者で占めてをり、新來者に對してはその公民權を二年間以上居住し一圓以上の日給をうけるものに制限してをるので、これら外來者の間にはこの規定改正運動が行はれてをる。因にこの職工間には四十二年共濟會の趣旨のもとに共榮會なるものが組織せられ、相互の救護機關をなしてをる。前町長の不始末のあとをうけては、町長宮本保太郎（助役缺員）が鋭意町治の刷新を圖つてをる。

川原石港の閉鎖實施を前には、傳統の船乘二千二百名を擁する同町は、四十一年一月同町加藤力吾らの水面使用を滿場一致で許可、機關設備をなさしむるとゝもに、大阪商船の中國航路、伊團航路の寄港を隣情に及ぶ、同町鍋港へ既により汽船の寄港なかりしもこの年より大阪商船を除いては他は近海航路の船舶は何れも寄港を始む。なほ近時私設電話四、公衆電話一の設備もなり益々繁榮の勢ひにある。

阿賀町

その屬する賀茂郡は、鄕村制時代賀茂、志芳、道賀、高屋、入野、訓養、香津、水源、大月の九鄕に分れ、安藝の十一鄕佐伯の十二鄕よりは少ないが、田畑段額は各郡の首位にあり、六千町歩、五万七十石、一万八千八百戶、八万八千の人口を擁して自づと民度も高く、明治時代に入つても三津、內海、阿賀、西條、仁方の五町に、町に劣らぬ三津口、廣、川上、川尻の大村を持つてゐた。

阿賀村は吳軍港を開設さるゝや、直ちに和庄町との間の縣道を改修して交通の便を加へ、人力車、馬車の便は西和庄、東廣、仁方、川尻に及ぶ、和庄町に遲れる六年、三十一年五月三日町制を施行したが、婦女子の漁網に榮え、極貧者なく、町費焼の如き一人もないといふ質朴な發展を續く。三十六年の人口八千五百六年後の四十二年は三倍近い一万一千、その激増ぶりはこれまた吳市を凌駕してをる。同年の歳入二万三千圓、うち町税一万六千圓は同町の財政實力を示すもの、産物に天明年間に始まる漁網地製造小林小一ら十六戸、從業四千五百人、年産二十万五千圓のほか麻糸年産四千五百貫、一万一千圓、清酒二万三千圓、醤油一万二千圓等あり、近來商衙、桃、梨、柑橘の栽培も行はれてをる。魚菜も盛んに、多川（資本金二万圓頭取多川嘉助、取締役田邊時殿、平原喜八）阿賀両銀行に灘原銀行支店もあり、資本金三万圓の阿賀問屋（社長小林平次郎、取締役柳谷兵松、景友三藏、出崎仁助）はじめ、撚糸、阿賀魚問屋、八幡市場、鳥羽家酒造等の會社あり、郡内竹原町に次ぐ。なほ同町は古くからの漁港で、現に漁船三百、捕魚採藻に從ふもの專業百三十三戸、兼業三百五十戸、うち男千八百六十八人を算してをる。因に同町の婦人團体たる最勝講は四十一年縣知事の表彰を受けたが、これは實證寺住職平原雅順が三十一年來指導するもの、眞宗の眞俗二諦の教義を體し毎月婦人の一日分の收入を醵に貯めて布教、奉公、慈善の事業費とし、年二千八百圓（四十年）の講費は五百七十圓奉公費、二百九圓布教費三百六圓本山進納、百二十六圓慈善、四十八圓講員慶弔と、なほ千五百圓を積立て、臨時、不時の費とする。

この町は、川原石港の開鑿を機に大阪商船の寄港を得た、この頃大阪商船は二十五年に同灣業者も增え商港としての繁榮の兆をみると爾て川原石港開鑿で四十三年一月よりのである、吳市が吉浦道路の開鑿につき吉浦村の冷淡さに憤慨してゐたとき、同町が道路改修提案に關起となったのも當然のことで、當時執に和庄方面からは馬車（往復五十錢）又は人力車によって阿賀港に出る方が、香川、愛媛、大阪方面へは便利であったのである、果して川原石開鑿後汽船乘降人員は倍加した。

廣　村

日露戰爭當時、四秀省は全國各地を調査して模範町村を選奬したとき、現村長藤田謙夫は既に久しくその職にあり、選を得て名譽を天下に博した。先年大阪師範學校長某は「天下の名村廣村」なる一小册子を公にした。紊亂の村政を模範村に致したものは實に村長の確立に始まる（一）事務整理を確實にすること（二）村民の疑惑を解くこと（三）万事を周知せしめること、平凡なこと乍ら村治の要諦とゝにあり、三十九年まだ十名あった滯納者が四十年には絶無となつた、一片の告知板で全村民殘らず集合する、そこに村政の明朗と向上は期せずして得られたのである。

同村の歳入は二十二年二千六百圓が、三十六年には經常一万一千、臨時二千五百圓、四十二年には五万九千圓となる等、四十二年には四千四百圓を投じ記念に石碑に代る公會堂も建設した。村税は二十二年五百七十圓が三十六万七千圓に達し、と更に倍加した、經費のうちには村治刷新、各改良事業に事務補雇費を加へて實記十二名の役場費を含むが、每年四千圓前後の基本財産を積立て、既に二三百六圓本山進納、百二十六圓慈善、四十八圓講員慶弔と、なほ千五百圓を積立て、臨時、不時の費とする。

この町は、川原石港の開鑿を機に大阪商船の寄港を得た、この頃大阪商船は二十五年以來廣村長濱に寄港、阿賀港からは小船で連絡してゐたが、時勢の進歩に伴ひ其他の近海諸航路とゝもに長濱を廢して此處へ寄港するやうになつたもので

も四十二年から運轉を始められた。

こうした生活難緩和の一方法としては、海軍職工共濟會で購買同盟—共濟組合購買所の前身が生れた。

共濟會購買同盟　海軍職工共濟會では職工の生活難を救ふべく、四十二年購買同盟なるものを組織。組合ではなく、その精神に則るといふ建前で、米、麥、その他日用品につき市内外供給者との契約を交はし、五圓、一圓、五十錢、十錢、五錢の購買券を職工に配つて利用せしめることゝし、一月十五日より實施。契約價格は

△米一升十六錢五厘　△麥九錢　△酒六十五錢—二十六錢　△キリンビール二十五錢　△砂糖三盆白二十一錢其他

契約店（市内）は

△日用品一切　中通二丁目伊奈不共同收賣店、川原石岩城國次郎　△酒醬油　本通二丁目中本フネ、寺西町田阪富之助　△米　麹田林良平、川原石森川實之助　△茶　本通四丁目增田義憲　△砂糖　本通七丁目河野忠助、三城通宮田幾次郎

この購買同盟に對抗しては市中一般商人は自衞のため、先づ米穀商間に組合を設けられた、業者を統制して共同の利益を劃り、廢業を勵して冗費を節するが組合の目的であるほとに、小賣價格も購買同盟より五厘廉くすることが出來た（この米穀業者も、大資本による共濟組合購買所を設けられるに及んでは遂に敵すべくもなくなつたが、それは大分後年のことに屬する）

吳米穀商組合　前年阿眞、廣を加へた組合申請は吳市とそれ程密接な關係がないので不許可となつが、四十二年早々水田彌重吉、內田謹助、岡野內藏太郎ら米穀商二十余名で發起申請、市內を限る組合が許可となる。組合長宮原幸三郎、副組合長水田彌重吉、宮原區木下庄三郎、和庄區土井小作、荘山田區本田爲次郎、二川區原山直兵衞各區長。市內の小賣價格を統一、勵行、その販賣價格は左く如く、前記の購買同盟よりは五厘廉い。

	上等	一等	二等	三等	四等
雇場	十六錢五厘	十六錢二厘	十六錢	十五錢七厘	十五錢
車場	十六錢	十五錢七厘	十五錢五厘	十五錢二厘	十四錢五厘

（このほか、組合では、漁網組合設立につき阿眞、廣に加はるや否やの諮問あり、吳市は現在業者六名、これを保護する意味で不參加を答申さる）

四十一年十月三十日、去華就實、勤儉治産の戒申諭書を下されて、吳市ではこれが捧讀式を擧行の際、聖旨を實踐すべく「斯民會」なるものゝ組織を發議され、また少壯年間に青年會の組織相次ぐものがあつた。

斯民會　詔書奉讀式のゝち、これを記念して斯民會（假稱）なるものを組織し　聖言の實踐を期さんとの提議あり、荒尾市長は組織にあたつては先づ如何にして永續すべきかを考究するの要ありとし、直ちに設立には至らず、永續の第一として會は如何なる政黨岐派にも關係しないものなることを申合せたに止り、翌四十二年二月市長から熊谷農商、岩崎丁圓、宮本正實ら有志はじめ山本綏太郎外市議その他公職者十五名を創立委員に指名せるもその後の發展をみず

吳佛教青年會　佛教信奉の求道者を以て組織せられ佛陀の慈眼に基き地方信仰の普及を圖るを目的とする殊勝の會合であり、その創立は遠く三十四年にしてこの頃會員は佐々木吾八、山中次郎、村上旗一郎、宮原一曉、岡本善助など名家の少壯を以て充され、講師軍隊布教師筑波善海を顧問に、毎月の傳道說教のほか諸名家の講演會を開き、會員の信仰修養に資ると共に一般社會の教養を圖る、澤原織綱の盡力により松原（松本町）に會館の建設を計畫せしもこれは基金一千圓に近くして頓挫す。

吳青年會　四十二年五月、市內少壯二十余名の發起に、綿紬三十余名賛助して、設書の意を奉賛實踐すべく吳青年會を組織、會長に海城學校長上野加治太を推す。抑々本市には明治維新前より各部落に若連中と稱する青年の團体があつて正月、祭禮、節句等に相合して綱引、左義長、盆踊などし親睦共同の美風を養つてきたものであるが、多くは酒食を共にし風儀を紊し時には他團体と衝突して喧闘が如き弊害が尠くなかつたが、前記佛教青年會を別として一般的には前記吳青年會を嚆矢とし、爾後兩三年各部落の青年團ふて青年會を組織し、名望家有力者又は學校長を推して會長とし年長者猶つて顧問となり會則を設け規約を結び智德の修養身体の鍛練風俗の改善等を目的として種々の事業を遂行するに至り、舊來の弊風も漸次改善されると共に沼々たる社會思潮の濁流の外に立つべく努めた。

日露戰後明治末年にかけては一般社會の風紀甚だ弛緩、街に私娼が巢窟を擴げれあれば、家に痴情沙汰絶えず、姦通、强姦さては輪姦と毎日の新聞は所謂三面記事の半ばをこれで埋める有様であつた。而て、自然主義、自由主義思想漸く爛熟せんとするや、都會の暗い半面には倫理止まるところを知らず、加へて戰時下戰後の急激なる市勢發展の裏面にはその生活に重壓を受ける部分も出來て、こゝに市豫算にも年々「妻子養育費」の項目を必要とする有様である。かゝる社會情勢は吳市だけのものではあるまい、全國的に左様なりしならんも、吳の名物を「まをとこ、酢賣、夜逃げ」と痛稱されてゐたを思へば、一きは甚しかりしものならんを伺ふる。

社會施設の嚆矢＝孤兒院　眞に棄子あり、哀れな孤兒が街頭を徘徊するあつて、吳市には早くより孤兒院が設けられる、戰後益々その必要が痛感され、吳市における公、私を通じての社會施設の嚆矢をなす。即ち、三十七年六月二十五日、日露戰爭のため急激な人口膨脹を來したゝめ、市民生活にはこれが重壓を受ける一面もあり、不幸な貧兒孤兒のためにと、淸水實道によつて稻荷町に設けられ、爾來經營の都合で轉々と移り、東二河通六丁目に落ちつく、設立者不幸にして中道に病歿したあとを內田謙助これを繼承經營、縣、市の助成、神助金も得て二百余名の兒童を教養す（大正末年遂に廢絶）

地窩子狩り　恰かも蠅を追ふが如く、後年その撲滅に吳醫努力幾年かを費した私娼の巢窟は、漸く日淸戰爭時代に始まり、日露戰後の急激なる人口增加、好況、やがて不況、生活難と、好きも醜きもこれが溫床のもとをなして、明治末年その跳梁ほしきまゝなりき、「吳公論」にみる筆陣の一、二から、これを伺ふ。

名譽ある吳軍港の名物と聞はゞ不名譽なるまおとこ、酢賣とひとくちにいはるゝそうたてき、蓋通の非倫にして嘗むべきは三歲の兒女も知るところ、

而かも其制裁は社會の輿論に待たざるべからず、如何な警官の威力も見識にかすがひの其に及ばず、獨り地區子に至りてはサーベルの切れ味最も利く、角燈の光りにだも其鬼影（すがた）をかくすべき筈なるに此はそもなんたるわけにや、本通九丁目の派出所附近の電燈に彷徨し誰れ憚るやうなく鴻男へはなたれをとこ）の袖を捕へて其生血を啜り、逃しきは其鼻梁（はなしら）をも食ひ缺して跑くことながらんとす、其他市中至るところの遊廓旅館乃至素人下宿屋に至るまで米價は時にからなるも此の地區子を貯へざるなく、以て盛んに吳軍港の風紀を紊せしが、署長この頃病氣にて引籠りをらる折柄に斯様の注文を爲すは氣の毒なる沙汰なるも、其處は一ツ殷腕なる署長部下の若干原當殺して大いに電燈を狩り立て盛（あさ）り立て觀光綱並時の功名を爲すは如何に。

紹へて地區子の巣窟に手を着けられしを聞知せず、吾徒尚だ之れを遁隠とす、傳ふるもの〻曰く、市内に散在する地區子約八百、と、驚くべからずや、況んやこれを逐ふ雖易は固ふべき限りにあらず、職として警吏は地區子狩りに力を致さざるべかず、しかも露路するが如き佐の吳署にあるは、吾徒の解する能はざる處也、某々大旅館に別座敷あり、盛んに少壯士官に三等症を傳播せしめ、また東京遊あたり、海軍兵士をして兵士の出入を誰何せしむるが如きは吳海軍自身をして臨時取締の事あるに至らしむるが如きは、それ署長の名譽にもあらざるべし。

吳警察當の御深慮の程は、吾徒の得て料る處にあらざるも、東京遊あたりの無賴漢等「サーベルはちごく狩りに意なきも、吳公論記者の筆はちごく狩りせでは休まさるもの〻如し」方處（いまゝ）に見よ目にもの觀すべし」といへりと傳へらる、日にするだも不快の感ある、無賴漢の糞奴等、尾に錨立てゝ千萬なにを祕議するも、吾徒は人間衆とは感じをらず候、たゞ悲む！吳市當局の任はサーベルになくして、吾徒一管の筆にのみあるかを！

吳名物「夜逃げ」については前編「吳港時代」にもその一斑を掲げたが、この時代史に徹底して「吳公論」紙上次の如き漫語もみる。

「漫語寸の前と後ろの家が引き續いて夜逃げした、一度に米の十五俵も借りてだ、すると翌朝これを發見した近處の女房連ソレとばかり空巢に闖入して火鉢七輪などの遺留品を分捕りして、米屋新屋などが急を聞いて押しかけて來た頃には何一品なかつたさうだ、呆れたものだ、振り賣の看屋までお眼前にさせてそれで踏み倒して走る所などは大下傳り類があるまい、吳へ來て拭き込んで顏の映るやうな椽とか薩摩杉の天井など云ふ家は見たことがない」

その夜逃げの方法は、まず次の一例で伺へる。

「吳市は他國人の入込み來れる一市街なれば其人氣惡しき事は一方ならず、其入氣を利用して濫手で榮の商賣をなすものあり之を彼の市のほご買となす、彼等は此夜逃人の家に呼び込まれて其相談を受くるや四名の同類を語らひ二三升の酒に二三斤の牛肉を携へて同家に集り表面親寂を開き居れば債主もこゝに氣をゆるし居るに乘じ夜逃の主は家内の者と共に乘船するなり、其前既に家財は彼等に於て相當價額の七掛け位の安價に賣買を了り置くなり、而して此間債主の尋ね來るあれば主人等は鳥渡其處まで用足に赴きたれば我々は尚ほ斯く其歸りを待受け居るなりなど答へて債主を歸し、一方主人等も乘船終れりとの報に接するや急ぎにして其の家財を運び去るなり、或は愚と主人等を逃出せしめ其内の一人債主方に赴きて某々は夜逃げしたりと告げ債主をたばかりして其殘し置ける家財を買りはじめたる處へ内通に依りて主人立歸り鳥渡の不在中に如何に盲價あればとて我々の所有品を猥りに賣却したるは不法なり告訴すべしなど脅迫せ談させ債主の荒膽を挫ぎて幾らかの内濟金をせしめ之を主人とほご買とで分配したる上其夜の内に夜逃するあり、如何にも巧みなる仕組なりとか、而して此類の夜逃毎日四五軒あらざる日なしとは扨も〳〵」（本項藝備日日新聞）

附　勞働運動

四十五年三月二十九日から四月四、五日に亘る吳工廠の大罷業は、德實部に發端し、製鋼、水雷部と造兵九工場に波及、罷業職工七千余名を算一した未曾有の大規模のものであつた。それは後年の組合罷業と異なり全体として何等の統一なく、各工場まち〳〵に期せずして擴大したものである、德實部第一工場に於ける主任技師の暴言が導火線をなしたこの罷業に、既に各工場とも共通の原因を持つてゐたことを、夫々の要求項目が大同小異であつたことから知れる、即ち、その根底に流れてゐたものは日頃上長が職工に對しての侮蔑的態度、言動に對する反撥で、偶々共濟會存廢問題に關して當局に迎合しての幹部なる評議員の獨善的な始末に對する憤懣が遂に爆發するに至つたのである。これに從たるものでは、先年制定された職工の制服に關するもの、これにポケットを禁じたことは職工を泥棒扱ひするものだ、官品持出しは技術官にはないのか、人權問題であるとまで激昂を買ふたそれ、又、同樣趣旨からの雨具の制限など、なほ、直接生活上の問題としては、四月一日より殘業を廢し定時間となる、よつて增し給皆無となる、米價を始め日用品物價は騰るといふ不安があつたのである。

この大罷業を大詰とする明治年代の吳工廠に於ける勞動運動のあとを追ふてみんに、その最初のものは市制施行の三十五年の造船廠總罷業であり（前編年次史參照）續いては日露戰後三十八年の暴行怠業、四十年春の工廠殉職々工追弔會での亂鬪（何れも詳細本編年次史參照）とその著しきもの數回に及び、何れも我國初期勞働運動の特異をなす「暴力時代」を表現してをり、大正年代に入つての「組合時代」の素地をなしてをる。

以下「中國日報」創刊當時同社記者天野武士によつて連載された「吳勞働運動史」のこの期間に關するものを既述及び本編年次史との重複を省いて摘記してその全續を伺ふ。

いつの頃から職工と呼び出したか判らないが、かつては隨分永い間、職工は人夫といはれてゐた、その人夫賃上增則が職工募集規則と呼ばれるに至つたのは大分のちのことである。日清戰爭後「一洋服人夫」の數は益々增えて、北淸事變頃には一萬を越えてゐた。彼等はナツパ服を着てゐた、そしてその上服の右腕には「田窪榮雄」といふやうなそれ〴〵の姓名を肉太に記した白布を縫ひつけてゐた、白布は巾一寸長さ四寸もある大きなものだつた。こんな刀人みたやうな恰好をした洋服人夫一世間の呼びならしき從へば「ナツパ奴」はその姿の如く羊のやうに從順に、それ以外の事を知らぬもの〻如くであつた。

造船廠總罷業（三十五年）　明治三十五年の春も逝いて薫く綠りする初夏の夕、中通七丁目の久保田料亭に集まつた職工の一團があつた。彼等は明日から愈々同盟罷業を決行せんと協議してゐる吳造船部の有志である。けふ吾が吳市民に善惡にかゝはらず即家されてをる、老いた船寶り、無政府主義者幸德秋太君は、「その當時仕上工としてその一團に加はつてゐた。十同盟罷業は決行された。この罷業こそ吳の勞働運動の反切りである。彼等はその翌日出業するや、造船廠全

員に罷業流行の檄を飛ばし、全職工は各目思ひ〳〵に退業し始めた。退場するにあたつて工場内の器具を目茶苦茶に破壊し、その騒擾喊聲をあげて東門守衛詰所に殺倒も、これを破壊して了つた。退業した職工の一部は東廻田の海軍墓地に參集して、より〳〵協議した。この夜小田桐造機部長私宅（中通六丁目横）が多數職工の襲撃をうけて家財道具を破壊された。罷業は三日間繼續された。當時の造船職長高田大佐は、工場内の風紀取締りを嚴重にせんとして、職工に對し通勤服と作業服を別々にすることを堅く禁じ、且退業及び食事前の手洗ひを止めやうとした。常に泣き〳〵當局者の横暴な仕打ちに反感を抱いてゐた職工は、機至れりと罷業に移つたのである。ナツパは今まで通り素直な羊ではなかつた、羊のやうにみえたのは強者の前におのゝく弱者のいつもの場合のそれであつた。素直な羊の胸には憤怒の情が燃えてゐたのである。が、彼等にはたゞ職を散ぜんとする日間で終り、結局は高山職長の轉勤をみるに至り、幸ひ職工の犠牲者は出さなかつた。三日罷業をやれば職長を退出し得るといふつまらぬ迷信的な自負心がその後の工職職工間に殘されたのは、この記憶が職家深く刻まれたによる。

この三十五年の罷業から四十五年の大罷業までを呉の勞働運動の初期とする。職工は全然戰術を知らず、たゞ、まつしぐらに、暴力に職を散じ、破壊に憂を晴らしてゐた。特色とみるべきは同時の暴力による場合でも、彼等職工は何等相談することなくして、各々の潜在意識がそのやうな狀態になるやう空氣をつくりあげ、暴力破壊といふ形をとつて、暗默のうちに共同目的に向つて一致の行動をとつた事實である。なほ最も注目すべき現象は、呉が暴力時代として旺んに活躍してゐた時は、丁度我國の勞働運動史の第三期に相當し、隱忍自重の雌伏時代で、全國的に勞働運動は休火山の狀態にあつたときである。

日露戰後の惡業　その後と雖も、賃金値下反對、待遇改善要求、作業監督者に對する反感等によつて屢々小競合つた。三十八年の暮には、呉毎日新聞に一老職工と署名して、工場主任、技師技手の奴隷根りなるを罵し、このために昇給が加減されたり、加給が增減され、又待遇上に手加減される事實を指摘するありて來る守衛を誤りつけたりした。守衛見張所の第四哨所は滿茶苦茶に打ちこはされた。第六工場では代表者（最高給職工）が、一日二分增給、若くは二等昇

工廠當局をして警告的訓示を全廠幹部になさしめた。乙造船工場の屋根上に於ける職工原某の所謂鐵砲事件があつたのもこの年である。明けて三十九年二月には、製罐工場で傷害事件があつた、質職に對する不平と技手技師の無禮を憤らしめんとは實は他の多くの職工の心持を代表したものであつた。かうした傾向が濃厚になつたのは、日露戰爭後一般財界不況の影響をうけ、更に國家の財政方針の緊縮に伴ひ呉工廠の整理もぼつ〳〵行はれだしてからである。加給も減り、殘業も廢止され職工は機會さへあれば暴力を振つた。

三十九年の梅雨明けの日の或る夜の事であつた。職工整理淘汰が次第に行はれ、請負歩合の低下が實施され、夜業の廢止も斷行されんとするとき、第六工場第四工場、第一工場、第九工場、第二工場……と何等の計畫も何等の連絡もなくして各工場の職夜業と晝とが交替した。晝出の轉がばたりと止んだ。職工は腕を組んで座り込んで了つた。そうしていやに嵐の前の靜けさに似た寂かな一夜が明けていつた。職工の幹部は工場内を見廻はりもしなければ、職工のはぶてた理由を聞かうともしなかつた。かくして二日經ち、三日が來た。そのうちに職工は工場内の器具や機械類を破壊し出した。工場内に這入つて來る守衛を誤りつけたりした。守衛見張所の第四哨所は滿茶苦茶に打ちこはされた。第六工場では代表者（最高給職工）が、一日二分增給、若くは二等昇

格をなす事、某工手を罷免する事、等の要求を工場主任田中技師に持ち出した。第二の工場では要求は持ち出されなかつた。第一工場の如きは工場主任中島造兵大技士の大きな腕が職工の面を撲つた事によつて解決された。そして四日目にはなんといふ事なしに各工場とも平常に復して行つた。

この同盟罷業によつて各工場から多少の犠牲者を出した。が、その内除名職首されたばかりでなく、刑事被告人となつたものが十九名あつた。第一工場から二名、第四工場から十七名である。第四工場の職工は四五錢亭（現在の三門を出た所にあつた）で、倶に會食したのが悪運で全部廣島監獄に拘置され、事件は廣島地方裁判所の豫審に廻はされた。罪名は治安警察法十七條違反であつた。その結果十三名は數十日の未決監生活から豫審免訴で釋放され、殘り四名は有罪公判に附せられた。罷業によつて要求を全部容れられた工場は第二工場のみであつたが、この事件が終つてから後の事であつた。造兵部方面の工手が雨ふりの通勤にコーモリカサの使用を副官に願つた。すると何を生意氣な事を言ふかと云ふので即座に拒絶された。

かくして三十九年も終り、四十年、四十一年と、時が呉海軍工廠のうえにうつゝて行つた。その間に小さな傷害事件や小さな工場器具破壊は度々行はれた。勞働條件の不平、工場生活の不滿が守衛や技師に對して暴力となつて現はれるのだつた。この當時の職工の心持と行動がどんなものであつたかゞよく理解出來得る一例として、この小史に書き入れる可きたちのものではないけれども、次の一事件をしるしておかう。

追悼會式場の騒動　それは明治四十一年の春だつた。山内萬壽治中將が呉鎭守府長官、北古賀井一郎少將が呉海軍工廠長の時である。呉海兵團練兵場に於て工廠職工にして公務死傷者の追悼會が催された。飾られた祭壇を前にして一萬の職工は黒の袴を二、三本折つた。それをみた衛兵はその職工を不都合だと拉致せんとしたところ、居合した他の職工はそれを遮つた。ために守衛對職工の爭闘は勃發し鐵拳は躍り石は飛び、さしもに廣い練兵場に一大修羅場が演出された。なんだ職工がばならなかつた職工の體面は一塊となつて怒濤の如く強く流れたのである。やがて、海兵團衛兵詰所、憲兵分隊、警察署と襲撃の手は擴げられた。勇敢な騎馬憲兵はこの職工の群る中へ馬を乘入れたが、數名の憲兵が照鏡橋から川へ投げ込まれた。弔はれんとして慰めの言葉も聞かなかつた公務死傷の同僚英靈は、この始末をみて果して嘆いたであらうか。亂れ果てた祭場の雷空に迷つただらうか。

平民新聞時代　四十二、三年の頃、衛生部第五工場に小笠原といふ工手がゐた。職傳次郎らの歸行する平民新聞を取寄せ、會員に取次いでをつた。購讀者は大部分職工手の職を能辯されて平職工に落されたが、それでも屈せず働いた。表面に現はれの者等の胸へ革生へ育みつゝあつた名利は雖い無念の思ひに形を與へ名を數へるのは工場の職工にして、約五百名ばかりもあつた。それがため、小笠原【註】四十五年の大罷業については、年次史に一項を設けて右の續きとゝもに詳記する。

【勞働運動小史】「中國日報」創刊當時運載のものを補記して單行本とし同社より出版されしもの、筆者大野武士は上梓に先だち昭和三年暮幾多の貴稿をのこして二十八歳の短い生涯を病床に終る。同人は吳工廠に職工たりしが軍縮實施に逢ふて以來筆に親しみ、また同社の同人たり。

第十四章　明治末期の市民生活

前章、日露戰後の吳市社會情勢に就いて述べるところありしが、それはこの時代の特異の面にして、こゝに、市民の一般的社會生活、即ち、經濟、文化、趣味、娯樂と日常の各方面に亘つて、當時の狀態を詳かにせんに、先づ當時の市街の全貌を知るべく、吳公論社編「吳」によつてこれを一巡する。

新興吳市街一めぐり

「和庄本通」この市における商業の中心點たるのみならず、亦他地方に其比なき廣濶の道路を有し、並樹の栽植せられたるあり、其眺め實に壯なるものあり。俗に四ツ道路と呼ばるゝ十字街頭に立ち、東、大小の商店軒を連ね、往來織繹として、繁榮殷賑の光景を示すを見ん。行くこと數町にして、街路の幅員頓に縮少せる一直線の長路に出づ、是を東本通とす、此の沿道に淨土宗止覺寺あり、境内の風致頗る雅美。行きて鹿田巡査派出所前に至り、左折して狹隘の道路を辿れば旭遊郭に出づ、幾十の妓樓軒を列ね、無數の電燈煌々と輝く處、五百有余の解語花、千紫萬紅麗はしく妖き出づる夜の光景は、嫖客の魂を冥漠天外に飛ばしむるものあらん。廓内を一巡して表門に出づれば、旭町派出所前に達す可く、之を左に回ぐりて、川に沿ひて下ること約二町、月見橋と稱する小橋を渡れば、吳名物の一つとせば、月見橋を渡らずして個河に沿ふ事二町にして二重橋を渡れば、中通八丁目の十字街頭に出づ。右折すれば是れぞ往來頻繁なること和庄街に讓らざる中通とす。此街路に沿ふて吳樂場あり、吳座あり、檜垣亭あり、各種の興業常に絶ゆる事なし。中通を直進して二丁目に至り、電車線路に沿ひて右折すれば、堺橋に出づ。之を直進して警察署、郵便局を過ぎり、二河橋に達すれば、橋畔に吳電氣鐵道會社用地あり、發電所は吳驛附近に在り、煙突の大なる市内第一と稱せらる。橋を渡りて西本通に出で、左折直行せば川原石海岸に出づ。爰に軍港内の稱ある職工共濟會病院の宏大なる建物を見るべし。更に對岸を望めば、二河平り、而して其麓に吳花園なる遊園地あり。河に沿ふて上れば、海軍水道の水源地河畔遙かに隧壁にめぐらされたる宏大なる建物あり、是れ海軍監獄なり、地はもと海軍の射的場たりしが、之を江田島に移せし結果遂に監獄を爰に移轉する事となりたり。監獄の東方一帶に人家の櫛比せるは、是ぞ最新發興の市街にして、稻荷町、岩方町とす。稻荷町には稻荷あり、境内に泉あり、其清冽市内第一と稱せらる。海軍監獄の此方、河堤に沿へる建物は、吳市立高等女學校及吳高等小學校なり。爰に觀望を肆にし、共濟會病院前を直進し、五番町を通過して堺河岸に出で、左折北行せば吳區裁判所前に出づ。花見橋を渡りて市役所前通を進めば、第一に通過せし和庄本通に出づ。更に四ツ道路に返りて龜山通を上れば、

本市の總氏神たる龜山八幡に詣づ可し、境内には種々の記念碑あるのみならず、境内に護國と命名萬國無比の神あり。鬱々坂路を辿りて進めば、灣船渠の勝比を見ず、前方は全市街及軍港全部の風景を一眸に收むるを以て、朝晨夕陰、四季折々の眺め盡きず、蹇とに得がたき勝區なり、殊に此の地は古來地方の靈場と稱せられ、種々の傳説を生ぜり、萬年寺境内の觀音は男女の崇信淺からず、溪間に鑛泉あり、諸病を治すと稱せらる。爰に自然の美を賞し盡して、溪を下りて宮下川の流れに沿ひて行けば、水交社支社の前に出づ可く、更に進めば眼鏡橋に達す可し。海軍下士卒集會所は橋畔に在り。

以上稱要市街めぐりを紹介したるが、若し尚餘かずとせば、鹿出なる海軍墓地の幽寂に、亡き勇者の俤を偲び、或は三津田の調の宮に詣でゝ、海の幸の古事を回想し、或は一葉の小舟を艤して、鼈女の島邊、さては烏子島の邊りに綸を垂るゝも妙なる可し。（四十三年五月）

【註】現時と變貌甚しき東本通街、中通八、二丁目の稱呼の當時の位置、庄山田新開の稻荷町、岩方町が最新市街なること、現市役所附近未だ家屋の疎らなる未市街地なること、公園設置前の全方面、驛前より二河土手一帶の狀況は、市街發達の順序を知る好資料でもある。

寄留者の街

新興吳市の市民は市制當時その過半が寄留者であつたが、その率は逐年增して五年後の四十年には本籍者に比して寄留者の數二倍に及ぶ蓋し吳市の特異はこゝに始まるといへやう。

	本籍者	寄留者	合　計
三十五年	一二、四七七	一七、九八五	三〇、四六二
三十六年	一二、三一一	一九、八五七	三八、一六八
三十七年	一四、五一三	二一、四四五	三五、九五八

戰後の好況と反動

日露戰後經營に全國的好景氣の三十八、三十九、四十年にかけては、吳市はかねて市制早々戰後に持越された鐵設の諸重業を敢行し、工廠小戰後の增強に多忙にして「企業の吳市」は「景氣の坩堝」にありしことしとはいへ、官金撒布地たる特殊事情のもとに一般各地はどの反動には見舞はれして下層市民の生活壓を免れず、加へて工廠の縮小、殘業、加給の減止減少は市上一般の不況には更に沈滯を余儀なくされ、やがて歐州大戰時代の躍動への中休み試みに好況の絶頂にあつた三十八、四十年頃と不況來の劈頭く起る四十一年を十戸はこの年七百二十六戸に減つてをり、六月末の花街、旅館等は次の數字を示す。

△貸座敷三十八年四十三軒が四十年四十八軒、飲食店待合料理業の三百五十八軒は一〇七、一〇八、一三四、一一〇、酌婦三五一、三六八、三二一、三五三と下級の酌婦數に變りないが、藝娼妓は人員に於て減を示し、增えた飲食

店も四十二年に至つては驟減相次ぐ。△外來苦な計る旅館投宿數は三十八年の九千九百八十二名が四十年は六千六百七十一名に減じてをる。

消費の都市　この時代生産工業の發達漸くその端緒をみるのみ、一般市民の經濟の狀態は、海軍々人軍關並びに海軍職工の給料による日用生活必需品の購入及び娯樂、享樂への消費に依存するの、全くの消費都市をなしてをる。その官舍關係狀況をみると、はや下り阪の四十二年末、職工二万二千九百七十一名、これが給料四十五万七千圓、軍人の給料二十一万圓、なほ海軍用達商二千二百九十名が經理部への納品代は莫大な額なるべく、同年末の厦島銀行呉支店の窓口を出た國庫金二千百四十三万五千圓、軍人職工の給料を除いた殆どは海軍用達商の手を經る納品代とみられる。

市民日常生活必需品の消費狀況は（四十三年）

△米は益々減り移入五万九千石、これに産米と廣、阿賀などより行商によるもの三千八百石を加へて七万七千石を消費　△蔬菜は附近から百万貫　移入九十万、計二百万貫　△魚類は附近から十四万貫、移入二十万貫に鮮物を加へて五十万貫　△肉類は市屠場の十万貫に移入五千貫を加へて十万五千貫　△酒は市内の醸造八千石と移入二万數千石、計三万石　△ビールは二万七千ダース

その逐年移入增加のあとをみるに

	三十三年	四十一年
米	四五、八五〇石	五九、〇四二石
砂糖	四二、八二〇斤	一、一四七、六〇八斤
野菜	一二四、一七〇貫	九四三、七六九貫
木材	九〇、〇二六貫	一八三、四三二貫
呉服	三九、一〇〇反	一二二、九四八反

文化と呉市　汽車、電車、電話、電氣、瓦斯と都市の諸施設整備竝擴張（第九章）の如く、市の建設的諸事業も亦（第五章）中、女學校、公園、道路、水道等々各方面に亘つて着々遂行された明治末期は、早々の市制呉が急速度に文化の呉市となつた時代である、が、市中未だランプ（油燈）が多く、旱天續きに水力缺乏して供電を中止され降雨を待たされ、暴風での故障も仲々に直らない、そこへ瓦斯が施設されたので市民は電燈の豫備に瓦斯燈を用意してゐた一例の如くに、これら文化的諸施設も一應の整備をみた程度で、これが完備の域に達したのは概ね大正時代に屬する。市街としても、二川、和庄の中間をなす莊山田新開が田圃から市街化したのは明治末年、大正の交にして、こゝに漸く一大都市の形を成されたものである。

この頃社會相は、自由主義、民主々義が漸く鼎沸せんとして資本主義の發展と共に思想の惡化をみつゝあり、文學に自然、浪漫主義の華やかな展開をみた紅葉山人の「金色夜叉」の時代。こうした時代の文學的作品ではないが、當時の文藝を代表するものとしては、呉公論社編「呉」を擧げることが出來やう、四十三年の發行、主幹藤村良次郎、編輯長吉武枯柳、ともに當時の文筆を代表し亦呉市の言論界に獨擅的に君臨せるもの、その筆に成りその部に編まれた「呉」は、その文章、雄渾而かも雅趣に富み、その過去を顧み現在を論じ將來を說くや實に一大論策たるの壯觀を呈す。なほ、この時代、四十五年の工廠大擴張をのちに描けるものに當時その一員であつた文士宮地嘉六の「廻し者」もある。

一般の生活狀態　軍港に育くまれる呉市は海軍々人と職工の街である、末だ商、工自立は一部識者の掛け聲のみ、よつてこれに經濟を依存する街は食道樂と娯樂に異常の發達を來すも、衣に美を誇らず、住は土地の狹隘に泪はれ、銀行的壯觀を缺れなかつた。衣は、自づと土着民、職工家族にも質朴の風を誘ひ、富給子女の贅を誇るもなく、住また之に伴ふて、土着民中には土地の發展に多大の財をなすものが多いが一部外來御用商人連の成金ぶりには超然として世俗に染まざる風は、上下をして概して質朴の部會相をなしたが、只、住が家屋の拂底に家賃は他都市に比して割に高く三、四圓を最低とし、一軒に數家族の同居は益々增えて、風紀に衛生に、都市生活の暗面相を深刻ならしむ。

あさぎ色の工廠制服一柒ツ葉服の街は、外來者の繼居であるほどに往々無關の徒の凡傷事件なと till なまぐさい場面もみるが、その反面働けば喰へる市民の日常生活にはさしたる困窮者もなく、四十一年國費救助五、縣費一、市費四、計百六十圓を費したと雖も、在來の市民ではなく、行路病人などである。

宗教・風習　外來移住者は伊豫を最とし、山口、岡山、大分、香川、島根縣等が多く、各々の風習と地方訛を持ち込むため軍港開設當初より雜然たるものがあつたが、この頃に至つては漸く風習の同化をみると共に、土着訛も薄らいで、市民一般に東京式の標準語によるやうになる。古俗も漸く廢れて、冠、婚、葬は現在の風習へと進み、僅かに土着民に婚、葬の遺風をとゞめ、また、陰暦年中行事も廢れて、一部に舊正月の慣はしを止めるのみ。新年互禮會をはじめ、三大節を祝し土地がらに海軍記念日を祝賀日とする風漸次たかまり、たゞ菖蒲の節句（端午）盂蘭盆會の慣はしにかはりなく、龜山神社の祭禮は年々に賑んになり、三月三日の上巳の節句は四月三日の神武天皇祭にかはり、この日は陽春の宗教については、安藝門徒の王國といふも、傳習的、世襲的のもので、さして宗教的活力を市民の中に持つといふほどではなく、外來者が雜多な宗旨を持ち込むも、これ亦神祭の形式をいふまでゞ、從つて淨土、禪、眞言、日蓮等の寺院が、さして眞宗の王城は依然として安固、動搖をみない、たゞ市制前後に神道各派教會の設立が續いたことは特異の現象であらう、が、このとき佛教諸教所の設立も亦劣らなかつた。三十九年現在の寺院、說教所等次の如し

△寺院　眞宗三、曹洞宗一、淨土宗一、日蓮宗一　計七

△神道教會　黒住教會一、金光教會一、天理教會三、稻荷教會一、實行呉神教會一、佛教各派說教所　法華宗說教所一（臨濟宗事務所一、眞宗本派說教所一〇、日蓮宗說教所一、淨土宗說教所一、眞言宗說教所一、計四

△基督教會　美以教會二、聖公會一、日本基督教會一　計四

その後四十一年神習教呉金神教會、大社教呉教會の設立あり、かく宗派の混雜し信徒の吸收に競爭を演ぜられるに至つては、遂には加持祈禱を以て靈驗を競ふに至り、狐憑、犬神、生靈、死靈等の迷信的傳說を利用し、或は催眠の手段を弄するものも出沒するに至る。

彈藥は一向宗の火化の習はしより來つて、火葬に附するものが多く、土葬は（同三、二九五）と影を潛む、土地狹隘のためでもある、彈藥は講中今もなほ講中をもなほ諸事を勸旋するも、市内に葬儀屋七、八軒あり葬具一切を整へて安易にこれを引受けるので便利となる。設備の最も整へるものに導西寺火葬場あるも小規模にして且つ變偏するため總祭式場を皆方町に設けて便を謀つてをる、其他火葬場は△和庄町宇本谷、蔦瀧　△荘山田村字小島、灰塚野迫、石道山　△昌原村字八反島、眞梨　△二川町字中上、水ケ迫

にあり、墓地は海軍墓地のほかに全市二百三十七ケ所に亘るも何れも小規模にして總じて九反歩に過ぎず。因にこの頃漸く華美に流れて普通人の葬儀に海軍公葬に模倣して市中葬祭に音樂隊を用ひるもの間々あるに至る。

新興都の治安　吳警察署は縣下の大警察署にして警員定數の多き他に比をみぬほどに管内の司法行政の事故は頻繁を極む、即ち雜踏なる民衆區合の土地、殊に無職無住の放浪者多く、窃盗被害件數の多きは當然で、年數千万以上、被害價格二万圓内外に達してをるも、このうち過半は發見されてをり警察力は次第に強化されてゆく。窃盗に次いで多きは、詐欺取財、賭博、私書偽造、傷害、横領、横領等にして、強盗、幼者及婦女誘拐は極く僅かである、これら件數の歳々異るは勿論なるも、三十九年千八百二十件、四十年千七百九十六件、四十一年二千一件と大体に増減がない。最惡の知能たる殺人罪に就てみんに、過失致死を除く刑法の所謂謀殺なるものが往々發覚に對して行はる、これ野合に成れる夫婦、若くは私通關係多く醒て私生兒の多きより生ずる當然の事象で、これを四十一年の調査にみるも、私生兒認知件數は二百四十九に達してをり、なほこの他に無籍のまゝのものも相當あるとみられる、これら私生兒は養育料を附して他人の手に渡すのが常套であるが、そこに犯罪を免れず、毎年數件の謀殺を檢擧されてをる。

娯樂機關　職工の街には食道樂と共に娯樂設備の發達が著しい、四十二年現在の市内の劇場、寄席は

名稱	位置	坪數
吳座	中通六丁目	三三二
朝日座	下中町	一八〇
明神座	明神町	五二
檜垣座	中通二丁目	二一一
寶來座	二番町二丁目	一〇〇
遠樂座	東本通二丁目	七二

吳座は三十八年海堺埋立地の築斗越路太夫一行の關演中に機失再建したものであるが、規模大にして近縣諸都市のそれに遜色なきもの、朝日座は朝日町より四十年現在の地に移轉擴張したもの、その規模吳座に次ぐ、檜垣座は四十一年住友銀行支店建築のためこれを解き隣接して假小屋を設けられてをる、これら劇場は普通興行、時に浄瑠璃芝居、浪花節、義太夫、活動寫眞をかける。演劇は新派が多く歌舞伎は稀、何れも概して低級ながら、三府を除いて全國に例のない盛況を會け、その開演日數は吳座の二百八十五日をこゝ數年の最高記錄に、その他も二百五十日、少なきも二百日を下らぬ有様、その一日の觀覽者三十九年八百四名、四十年千二百名、同年中千六百五十三日、二十七万三千名による入場料は一万七千圓。かく二、三流どころの安い入場料で、なるべく休みのない經營方針ながら、時に大物がかゝらぬでもない、關西劇壇の雄たる片岡我當、新派劇の伊井蓉峰、藤澤浅二郎、浪花節では濃艶の調を以て鳴る京山小圓の如き、輕妙洒脱の趣きある早川雪洲の如き、義太夫に於て越路、大隅、呂昇の如き、奇術の松旭齋天一、何れも獨得の妙技を吳市に於ても演じてをる。

このほか相撲も個武の海軍都市ほどに歓迎され、年又は隔年に大阪及び東京相撲の興行さるゝあり、概して東京相撲が軍人間に人氣がある。

右常設の娯樂機關の他、殆ど年中小屋掛の興業物あり、その場所は主として中通七丁目にして、俗に千日前の稱あり、此の地點は街路の交錯點に當り、群集の往來最も頻繁なるがため、市制施行前より早くも興業場となり、最も賑脈を極む、固よりその興行の種類は、自轉車曲乘、娘歌舞、動物園、其他因果娘又はろくろ首の如き山師的のものに過ぎない。此の繁昌せる興行地も、三十九年吳築場の設置されて以來は亦昔の如き殷脈を保つ能はざるに至る。

次きに是等興業的娯樂の地に遊覽場なるものあり、即ち玉突、空氣銃、射的、吹矢、玉轉がし、穗投げ等の室内遊戯を目的とするもので、これ等の遊戯場は多く勸商場の如き民衆群集の巷にあり、その數は三十九年に於て八十八ケ所なりしも增加して四十一年には百八十九ケ所となる、その營業は多く賭賞法によつて客を呼び、軍人職工の社會は常に之れが顧客である。このほか慕會所の設置されたるもの二、三、大弓場も亦一ケ所ある。

以上は吳公論社編「吳」による四十二年頃に至るまでの娯樂施設の概要であるが一三十六年頃から時々劇場にみられてゐた活動寫眞が、この頃より本格的に常設館によるやうになり、四十三年十月の世界館を始めとして、電氣館、中央館の三館をみ、その映畫は實錄、新派大悲劇、泰西大活劇、實寫等の種別を定しMパーテー商會の外國映畫は殊に人氣を博す、電氣館は四十五年地球館と復名し、日活直營、日活直營となる。また、もと檜垣座は改築されて四十四年春日座となり、實來座は四十五年日進座と改め、大正座及び中通六丁目に演藝館なる寄席も出來て、興行場は益々隆ふ。

遊　園　一河川の上流、元海軍射場の對岸に、西北山を負ひ、東南開けて市街に對する一境を吳花園と稱され、山麓に亭を設け、山下に景池を穿ち、陽春の候は滿山櫻花爛漫たり、三十六年市の有志が未だ遊園の設けなきを思ひ資を醵して開きしところなれど、近時稍荒廢に歸し僅に花時に杖を引くものをみるのみ。軍港開設の頃から開かれた湯舟湊は、この設備すたれるとゝもに往時の名殘をとゞめるのみ。やがて、大正年代に至り二河公園の施設をみるまで、市民遊園の地は永く恵まれなかつた。因に三十六年春の市民行樂の地をみるに、湯舟湊から海軍監獄上にかけて人出最も多く、遠く二河の麓に歩を運ぶものもあり、二河々原から石風呂山へも三々伍々の群をみる。

趣　味　市の上流社會及海軍高等武官の社會には、夙により謠曲を嗜むもの多く、相當の達人も多い、實生、金剛、寶多の諸流いづれも皆その指南所があり、時々發會の催しがある。圍碁も亦縉士の間に盛んに行はる。青壯年の社會にあつては近時碁會もあり、一部に流行し、海軍關係には筑前が多い。月琴は市制施行の前後一說男女の間に弄ばれしも今や殆ど其嗜好の屬れげきしかの觀あり。三絃は俗樂の主たるものとして其好尚一般に伺ほ存し、花柳界はすべてこれにより師匠の二、三門戸を張るもあり、俗謠は三絃に伴ふて卑猥なる流行歌を主とす。演舞は花柳界及びその子女に限り、時に善美なる服裝を凝らして少女を舞台にたゝしむるあり。義太夫は街の趣味にあふかこれを好むものも多い。琴曲は一般良家の子女に嗜まる。最近ヴヰオリン、風琴の教授所あり。三十七八年の交より學生間には謠舞、詩吟の流行するあり、一時其盛を鳴らせしも、近時に至りては稍衰へたるの跡あり

（以下の誌續と共に吳公論社編「吳」より）

遊廓と券番　澤原鴛網、桐山可遊らの盡力により日清戰爭に際して創設された朝日遊廓は、日露戰爭にあたつて更に一大發展をなし、四十一年末五十八樓に仲居四十二、娼夫四十二、娼妓の數五百六十一名に及ぶ。松花、松崎、都、鏨、朝日、三府等は一流にして、とりわけ都樓の規模、設備は阪神以西に

例をみぬと評さる。事務所にはなほ藝妓十數名あつて、朝日祭當の名殘りをとゞめるも、廓内にあつての客取りを禁ぜられて次第に衰ふ（後年新廓令の規程によつて營業を廢止するに至る）。藝妓の産地は名古屋、新潟の美人系から優婀、長崎を主とする四國、九州一帶。艦隊入港、工廠給料日の混雜察當は名狀すべからざるものあり、往々喧嘩口論が傷害沙汰に及ぶもやむを得ず、稠死沙汰また免れざるところ。

祭當は三十五年の呉祭當告燒打事件のゝち二派に分れてゐたのが合して共立祭當のもとに藝妓百二十名を擁してゐたが、間もなく再び二派に分れ、三十九年合同せるも四十一年又もや分裂して呉祭當（九十名）新祭當（三十名）となり、料理屋亦兩派に分れて對立。藝妓の輸入先は京阪、四國を主とし、縣下の産も少多い。軍人、職工、海軍用達商等顧客とす。これといふ名妓も聞かされぬなかに、日露戰後勇名轟く某提督と契れる「千萬一」のみその名を止めてをる。

料亭は過ぐる三十五年の水兵騷擾事件から一般に海軍に敵意を表し、その最大な標的を誇る吉川は勿然海軍御用の觀を呈し、澤田、呉洋館（稻稻三好）岩越、久米、新野田、萬龍館、魚金、久保田等これに次ぐ。が、宏大なる規圖、明媚なる眺望は、湯船湊の月廼家を第一とす。

商人に信用を得て筆頭に位し、風流亭などこれに次ぐ。が、宏大なる規圖、明媚なる眺望は、湯船湊の月廼家を第一とす。

小料理屋の流行も軍港都の特異とするところで、四十一年來營業戶數百八十三百を算す。こゝには兩婦なる曖昧の女を置き座を賑らしむるも稀ならず、近時風紀取締の嚴重なる爲、甚しき醜風の東衢西街到る所に吹き荒める時代あり、殊に私窩子の如きは呉特産の一に謂はれしも、その範圍は漸次縮少せられ、遂に廢窟といへば、東泉場及東雲町に限らるの有樣となりぬ、これとて近時警察の取締嚴密なる結果として、彼等が怪腕をふるふの余地は大に縮少せられたるも、其實陰手段の巧妙となり來れるは、實に警く可きものあつて存す、加ふるに醜業者の廢窟以外に居を轉じて新機軸の方法に依りて營業を試みるものも出で來りぬ、然れども警察の監視益々嚴なると、特に海軍に於ては所屬軍人の醜窟の出入するを禁じ、巡邏兵の警戒嚴しき爲め、多大の打擊を蒙り、近時稍休息の觀あり。このほか最近待合茶屋なる男女密會場所の開業さるもの數戶あり。

第十五章　明治末期の人々

前編、軍港開設に際しての呉市の功勞者として時の建築副委員長、初代呉鎭守府參謀長たる大井上少將の呉市制施行についての盡力は、佐藤少將の呉開市にあたつての盡力と同樣、ともに軍港强化を目的としてなされたものながら、亦呉市への功を多とするものであらう。されど、日清戰爭の前後へかけて、假兵器製造所長—浩兵廠長—工廠長—鎭守府長官として十數年、引續いて軍港の要職にあつて亦呉市へ致されたる功績測り知れざるものある山内滿壽治中將へ對する呉市民の感謝こそは、この時代を顧みて先づ第一になさるべきものであらう。同中將については、既に第四章に於て艦隊鎭守府司令長官に伍して記するところありしも、こゝに更に詳細、その略歷、功績を記することゝする。

山内滿壽治中將

【先づ、授爵のころ「呉公論」に掲げられたその略歷、功績を擧さん】（文中括弧内の歐文數字は第三編年次史と參照頁）

「熟すれば以て火となすべし。冷すれば以て氷となすべし。鐵か、鐵、鐵、我これを、君の性情に於て觀、亦これを、君の成功に於て見き。君、心に事に從ふて熟、嚼るゝもの燒くべし、嚼に術を攻めて冷、究むるもの明かなり。君這兵術に、製鋼術に、日本海軍に一あつて二なき、鐵に依つて其成功を遂げり。君は舊細川藩に屬し、萬延元年三月東京鮫洲に砲々の聲を擧げ、總角早くも麒麟兒を以て目せられ、明治六年兵學寮に入る、是れ海軍に於て今日あるの素地を爲す其兵器に關して貢獻するに至りしは、同十七年兵器取調として佛、獨に派遣せられしに始まり、その我國造艦術上に一大面目を被擴したる閉鎖機及び山内式他梁の發明ありしは實に二十五年なり、政府爲に其功績を勳著なりとし賞狀に添ふるに巨額の金を以てす。下瀨火藥の發明に就ても、君また試驗委員として他驗を犯し、其成功に勞あり。同二十六年英國出張の途次米國を經過して十二吋砲身材料の取調を爲し、その兵國にあるや指揮情勢這兵の事業を攻究調査す。同二十七年征清の役まさに起らんとするや、政府見る處あり俄かに君を召還す。君かへりて各鎭守府を巡視すれば、這兵器唯だ名義にして陽に備砲のあるあれば其は舊式にして採るに足らざるなり。此に於て君、慨然決志乞ふて再び渡歐せんとし(1896)新に繼善し來りしところのものを以て兵器の改良を企ておき、八月歸朝せし身を以て十一月再び故國を辭す。君戰時中歐州にあり知る人ぞ知る。那家の大事に資益せんと苦心慘憺たりしものあり。二十八年七月七日這兵器械を購求して歸朝、其翌八月假兵器製造所長に補せられしは、是れ我海軍這兵術の進歩、我海軍工廠這兵部の擴張、現狀あるに至りし所以のものたり(1898)征清の役に於ける君が勳功、隱れたると、顯れたると、共に大なるものありし、しかも論功行賞の結果は、勳四等旭日章及び年金、君を識り、君の績を知れる者は君が爲に不平の聲を爲せり。されど補思、君の如き區々たる功賞を慾せざるべき、君は一念ます〳〵發起して、這兵事業に精を勵ませり。君は我海軍這兵事業の獨立には、製鋼事業の經營を必要とし、心を潛め、思ひ凝らして、遂に製鋼事業の創設を見るに至れり。翌三十二年初夏、遂に歐米を漫遊して、これが取調を了し、三十三、四、五年に亘り君は政府委員として呉海軍這兵廠擴張（製鋼事業の創設）案の帝國議會通過に努め、苦心慘憺、眼疾神衰、斷くにして第十六議會に於て其成立を見るに至れりや君は直に命ぜられて、また も歐米に出張し、製鋼機械を購入し來りて製鋼事業に着手し、遂に我が海軍兵器の獨立、今日あるに至れり。

所以あるかな。三十六年呉鎭守府製鋼部長に補せられ、三十七年呉海軍工廠這兵部長製鋼部長に兼補せらる。對露の役には、兵器員の供給に、製鋼の修理這這に、部下を督勵して前後奔走、以て事業に從ひ、この曙古未曾有の大勝を得るの因に、與つて力ありし。されば君在京の折りから 畏くも九重深き御邊に召されて、君が忠勳を賞でられ、御紋章の入りし御手筥を下し賜はりしといふ。あゝ、名譽なるかな、君が家門、榮光それ如何ろありしも、こゝに更に詳細、その略歷、功績を記することゝする。

山内滿壽治中將

【先づ、授爵のころ「呉公論」に掲げられたその略歷、功績を擧さん】（文中括弧内の歐文數字は第三編年次史と參照頁）

「熟すれば以て火となすべし。冷すれば以て氷となすべし。鐵か、鐵、鐵、我これを、君の性情に於て觀、亦これを、君の成功に於て見き。君、心に事に從ふて熟、嚼るゝもの燒くべし、嚼に術を攻めて冷、究むるもの明かなり。君這兵術に、製鋼術に、日本海軍に一あつて二なき、鐵に依つて其成功を遂げり。君は舊細川藩に屬し、萬延元年三月東京鮫洲に砲々の聲を擧げ、總角早くも麒麟兒を以て目せられ、明治六年兵學寮に入る、是れ海軍に於て今日あるの素地を爲す其兵器に關して貢獻するに至りしは、同十七年兵器取調として佛、獨に派遣せられしに始まり、その我國造艦術上に一大面目を被擴したる閉鎖機及び山内式他梁の發明ありしは實に二十五年なり、政府爲に其功績を勳著なりとし賞狀に添ふるに巨額の金を以てす。下瀨火藥の發明に就ても、君また試驗委員として他驗を犯し、其成功に勞あり。同二十六年英國出張の途次米國を經過して十二吋砲身材料の取調を爲し、その兵國にあるや指揮情勢這兵の事業を攻究調査す。同二十七年征清の役まさに起らんとするや、政府見る處あり俄かに君を召還す。君かへりて各鎭守府を巡視すれば、這兵器唯だ名義にして陽に備砲のあるあれば其は舊式にして採るに足らざるなり。此に於て君、慨然決志乞ふて再び渡歐せんとし(1896)新に繼善し來りしところのものを以て兵器の改良を企ておき、八月歸朝せし身を以て十一月再び故國を辭す。君戰時中歐州にあり知る人ぞ知る。那家の大事に資益せんと苦心慘憺たりしものあり。二十八年七月七日這兵器械を購求して歸朝、其翌八月假兵器製造所長に補せられしは、是れ我海軍這兵術の進歩、我海軍工廠這兵部の擴張、現狀あるに至りし所以のものたり(1898)征清の役に於ける君が勳功、隱れたると、顯れたると、共に大なるものありし、しかも論功行賞の結果は、勳四等旭日章及び年金、君を識り、君の績を知れる者は君が爲に不平の聲を爲せり。されど補思、君の如き區々たる功賞を慾せざるべき、君は一念ます〳〵發起して、這兵事業に精を勵ませり。君は我海軍這兵事業の獨立には、製鋼事業の經營を必要とし、心を潛め、思ひ凝らして、遂に製鋼事業の創設を見るに至れり。翌三十二年初夏、遂に歐米を漫遊して、これが取調を了し、三十三、四、五年に亘り君は政府委員として呉海軍這兵廠擴張（製鋼事業の創設）案の帝國議會通過に努め、苦心慘憺、眼疾神衰、斷くにして第十六議會に於て其成立を見るに至れりや君は直に命ぜられて、また も歐米に出張し、製鋼機械を購入し來りて製鋼事業に着手し、遂に我が海軍兵器の獨立、今日あるに至れり。

所以あるかな。三十六年呉鎭守府製鋼部長に補せられ、三十七年呉海軍工廠這兵部長製鋼部長に兼補せらる。對露の役には、兵器員の供給に、製鋼の修理這這に、部下を督勵して前後奔走、以て事業に從ひ、この曙古未曾有の大勝を得るの因に、與つて力ありし。されば君在京の折りから 畏くも九重深き御邊に召されて、君が忠勳を賞でられ、御紋章の入りし御手筥を下し賜はりしといふ。あゝ、名譽なるかな、君が家門、榮光それ如何なからむとす。君、三十八年十一月十三日、海軍中將に任ぜられ、同二十日從四位に敍せらる。君、年齡四十六、官中將たり、是れ異數也。頃日君に授爵の說

の傳へらるゝものある、皆に偶然ならんや。

君幼少より故攻玉社々長近藤眞鋤先生に愛せられ、先生の愛顧、實に君が令夫人たり。令夫人名は婉す、才色兼全の聞えあり、君と同じく慈愛の心に富み、職工共濟會付屬病院主に施藥せられて、衆の爲にその力を致す等、下を憐むの情深きものあり、內助の功亦淺からざる也」

【次に同中將を素描する片々をその後の新聞から拾ふ】

山內中將は日淸戰爭の頃は松本町の山本綾太郎方にゐた、當時まだ一大尉、勃々たる彼の氣概は既に衆に卓拔して研究し又議論風發したものだとは故老の語るところ。△日淸戰爭の直後は假兵器製造所々長として、先づ補修經費に就いて研究を續けた。彼はその以前山內砲重速射砲を發明し英國アームストロング會社のパテントを得てをり、これを實際に應用として製作することに努力してゐたもので、さうした造詣と熟心は彼をして淸國の先込めのクルップ式を彈き根元から込める元込めの方法に成功せしめた。彼は創業的であり、亦巧みである、實人であると共に技術官であり、又政治家でもある。日露戰爭の際戰艦二隻同時建造を引受けた事は世界を驚嘆せしめた大決斷であつた。伊藤公との親交もその後日に深まり、パルピン腥風兒彈に殪れたときは、慟哭その死を悼んだものである。△彼は、開願當時の佐藤大佐のやうに毎日人力車で登廳してゐた—その人力車はのち高貴專用とされた相當上等のものであつた—或る日退廳の途次一幼年職工がシク〳〵と泣いてをるのが目にとまり、車を降りて事情を尋ねると給料を陷てたのだといふ、その家庭も忽ち困る事が判つたので、自分のポケットから幾らかを取出して與へたといふ。△一職工が砲身の中へ鑢屑をつけて這入つて掃除をしてゐるのを見て、イキナリ引張り出して毆つた、その職工は默々として何も言はなかつた、のち、彼も、さうするより外に掃除の方法がない事が判るや、その職工を一職伍長に昇級したといふ。

【大正十五年一月元旦の「中國日報」紙上、山內男爵の顯彰に沒頭せし當時の吳市立圖書館長山縣誠一の寄稿になる一文を掲げる】

時は明治二十七年、日淸戰爭宣戰布告の當時歐州より橫濱に歸着せる一海軍大尉山內萬壽治は、外國に仰がねばならぬ現況に悲憤措く能はず、海軍省に出頭して兵器獨立の自論を陳述せるも、時恰も大本營廣島に進轉—各省大臣以下樞要の諸官は一陛下に扈從し奉りて不在、唯一人殘れる伊藤次官に面して自說を述べしも取上げられる氣配更になく、されどこれしきのことに屈すべきに非ずと機會を窺ふうちに樞山軍令部長西下の報を得、その列車に乘込み自說を陳述せしに、同大將は隨行の角田少將に命じてそれを詳細に記して大本營に至らしめた、程經て大本營よりの招電に接せし山內大尉は廣島に至り、時の海軍大臣西鄕從道に伴はれ伊藤博文總理大臣を旅館濱口に訪ひ、堂々自論を陳述し、のち大藏省に至つて經費の支出交涉をなせるに、一錢一厘さへ大切なる戰時に何年後に役立つか判らぬ事業に支出は出來ぬと反撥を喰ふたが、山內大尉は一年前後を期して必ず製造してみせると確約して七十万圓支出の承認を得、自分は直ちに兵器製作用の機械購入のため洋行、買入れ終るや急いで歸朝、夜に日をついでその仕事に沒頭し、一年後には製作の約束を果した。この假兵器製造所が斷然大にして今日の盛大をみるに至つたのである。

山內男爵は壯年時代より負けず劍家で、英國で兵器監督をしてゐた時、一日、テーブルの上にあがつて威高々と大聲を發して工場の技師と談判をしをるのをみた日本人があつた、その時、その日本人に向つて『洋人は何時も吾々日本人を見下して談判してやつたので氣分がスーとした』と。一面非常に部下を愛した、假兵器製造所開設當時は晝夜を分たず工作に從事したが、山內所長も夜の一時二時といふに度々工場を訪れ一職工に對しても親切な言葉をかけ、隔意なく話した頃にはいつも職工の人數だけどんやそばを誂へたものだ。漢學はその造詣深く二十歳頃の時に物された漢文で現存するものを見るに實に名文である。國學も相當の研究家であつたらしく、題號「かきのぞき」があるのをみてもその一斑を伺はれる。大正七年の秋、副島伯爵と午餐を共にし、伯が渡歐當時の必要を論じ研究調査の意あるを語るや大いに警意を表し「野に山に先立ちて降り野に山におくれて消る富士の白雪」といふ自作を贈つたといふ。

吳鎭守府長官の職を去り日本製鋼所の取締役會長となりしが、山本權兵衞內閣にシーメンス事件起るやこれを迷惑なりとして職を去つて京都にあり、大正八年九月八日東京に於て腦溢血で逝去、時に六十歲（山本伯との關係については二〇九及二五二頁參照）

山內男爵は實に鉅士愛國の精神に燃え、發明發見の奇才を有し、人に先だちて憂へ人に遲れて樂を收むるを己の任としてゐた。晩年着眼したのが動力問題で石炭石油は何れの日にか枯渴すべく水力は地理的事情で普遍的ならず、將來は太陽熱、海洋波濤の力、地下熱を利用するほかない、我國の如き火山國は地熱を利用することを研究すべきだとし、全國の溫泉地を踏破調査を遂げた結果、別府の堀主地獄を研究の最適地とし、深さ二、三百尺の小孔を穿つため人夫を使つてこれに沒頭した、當時或る大官がその附近を通つたとき眞黑になつて人夫を指揮してをつたので何氣なしに近寄つてみると山內男爵であつたといふ。

明治末年鋼鐵建設の議が吳市有志の間に起つたが、その背上に頓挫があり海軍側から遷慮を求められて沙汰止みとなり、その後記念圖書館の建設となつた、同圖書館はその遺族から寄贈された圖書を多數に藏してをる。なほ吳市有功者彰揚程を設けられるや、市は先づ第一に故中將に感謝の意を表した。因に、三十六年その創設に盡力多大なりし工際職工の福利施設たる職工共濟會—同濟會附屬病院については、時代史四十五年の「吳工廠の大能業」の項その他に詳記。

明治末期、市政その他公共に盡し社會的に足跡をのこせる人々には現存するものあり、然らずともその活動が大正、昭和年代に及ぶものは相當に多い、又吳港時代より引續くものもあり、人物に時代を限ることは至難であるが、大体に明治末期を得意の舞台とせる人々に就いて、前編と同樣、四十三年を一斷面とする吳公論社編「吳」にものされてをるもの及びこの前後「吳公論」その他新聞紙上にみる素描により、この一章を綴る。

初代吳市長　佐久間儀一郎（天保十三年生）

君は舊廣島藩士なり、本市に市制を施行せられしその翌明治三十六年の春、選ばれて第一次の市長の職に就けり。君、人と爲り敦厚質朴、襟度宏濶にして幾んど大人の風あり、始め市長選擧に際し吳海軍側の君が爲に照拂する處ありしもの、選擧干渉の聲と化し、一部有志者間の反情を惹起して君が前途を危むもの數からざりしが、君の德就職後早くも四圍を潤して感情融解せられ、市政機關の運轉圓滑にして、上下遂に好市長を得たりと稱するに至らしめ、草創の市は成を

君に待つもの多かりしに、惜しいかな君は遂平ならずして病みて逝けり。君は明治六年陸軍尉官より轉じて海軍主計となり、累進して主計大監に任ぜられ、三十一年願に依り本職を免ぜらる。從四位勳四等功四級は、君が生前の偉功を身後に顯するものたり。

第二代吳市長　荒尾金吾（天保九年生）

君は熊本縣飽託郡横手村の出身にして、二十二年春軍法會議主理として始め此地に來る。三十六年官を能めて東京に去るや、遇ま本市會の推薦に依り吳市長に推擧せられ、前市長佐久間義一郎氏の後を繼きて市政の首腦となる。君職に就くや百方行收の簡單を謀り、敎育に、衞生に、土木に、嘗々その功を收め、市運隆々として進む。三十七八年戰役に際し君吳干城會長として戰傷す、就中軍人遺家族に對する授産事業は最も心血を濺ぎしところとす。君天性剛健、古稀に達するもかくしやくとして意氣壯者を後ぐの概あり。殊に其胸裡一片の耿々たる至誠あり、以て事に當るの一事は、排服措く能はざるの所とす。君の一日任期滿つるや、再選の榮を負ふもの、實に此の至誠人を服せしめし結果たらずんば非ざるなり。

貴族院議員（第三代吳市長）　澤原俊雄（慶應元年生）

君は澤原家六世の主にして、爲綱氏の令嗣たり。天賦朴直眞摯にして、穩健堅固にして品性高潔、加ふるに仁慈の德を以てす、實に紳士の一典型たり。君明治三十五年一月、吳市期成同盟會の設置さるゝや、推されてこれが會長となり、市制施行に盡瘁し、遂にその目的を達す、吳市の今日あるもの、實に君の統率せる期成同盟會の賚なり。吳市私立敎育會の組織せらるゝや君亦會長となり、經營宜しきに適ひ、隨時有益の事業を起して、敎育界を裨益す。その他吳市に於ける公私大小の事業にして君の相關せざるは稀なり。君亦夙に金融機關の必要を思ひ、吳時善銀行を起す、これ本市に於ける銀行の嚆矢とす、今の澤原銀行はその後身にして、君開設以來引續き頭取たり。三十七年多額納稅議員に選出され、現にその職に在り、稱健の言議傾聽に價せり。又君は宗敎的修養あり、常に佛敎の擁護に努むと云ふ。要するに君は吳市第一流の最上位を占め、市の重鎭を以て目せらるゝの人物なり。

×

縣立第一中學の前身たる英語學校に學び、のち出京してイギリス法律學校に遊びしも、病のため業を廢して歸省、家に客寓してありし故勅奏家望都宮默霖に就て專ら漢籍を攻究す、君の漢籍に素養の深きものある、所以あり。君の共助に依りて學士となりしもの〻中に法學士五人あり、判事もあれば、事務官もあり、大家の支柱として輔まる一人工學士は實に川崎造船所の技師長である（この項「吳公論」より）

吳市參事會員（衆議院議員）　佐々木仙一（明治元年生）

君は本市三元老の一人たる佐々木高衆翁の令嗣にして同家當代の主たり。高衆翁が地方公共の事に盡瘁せるは世に隱れなきところ、君亦嚴父の志を紹ぎ、鞠躬公事に盡して倦むを知らず、その熱誠以て鄕黨の嘆稱する所たり。君の世に立つや先づ實業界にその活動を始め、吳商會、吳興產株式會社等その計畫するところ頗る多し。折時吳商工銀行頭取として自ら經營に當り、行運隆々として信用四方に擴まりしもの、實に君の功なり。君の少壯より干與し來れる公共事業は殆ど枚擧に遑あらず、殊にその貢獻最も著大なるはその副會長の位置を占むる吳干城會、吳市私立敎育會の事業なり。往年市參事會員に擧げられ市政の樞機に參するや愈に赤誠一意民福の增進に努む。君深く宗敎を信じ現に廣島別院の役員たり。要するに君の努力と貢獻との多方面なる吳市有志者中恐らく君の右に出づる者なからん。君資性快濶にして禮度寬裕、巨萬の財を擲して而かも之に屑せず、從來公益の爲に散ぜしところ鮮からずと云ふ。

吳市會議長　呉電鐵會社々長　澤原精一（明治四年生）

君資茂郡瓶野村の名門に生る、少壯東都に遊び、專ら經濟、理財の學を修め、業成りて後本市の素封家澤原豐左衞門氏の養嗣子となる。君資性謹愼にして溫厚公事に盡して倦むを知らず、その熱誠以て鄕黨の嘆稱する所たり。君の世に立つや先づ實業界にその活動を始め、吳商會、吳興產株式會社等その計畫するところ頗る多し。折時吳商工銀行頭取として自ら經營に當り、行運隆々として信用四方に擴まりしもの、實に君の功なり。君の少壯より干與し來れる公共事業は殆ど枚擧に遑あらず、殊にその貢獻最も著大なるはその副會長の位置を占むる吳干城會、吳市私立敎育會の事業なり。往年市參事會員に擧げられ市政の樞機に參するや、愈に赤誠一意民福の增進に努む。君深く宗敎を信じ現に廣島別院の役員たり。要するに君の努力と貢獻との多方面なる吳市有志者中恐らく君の右に出づる者なからん。君資性快濶にして禮度寬裕、巨萬の財を擲して而かも之に屑せず、從來公益の爲に散ぜしところ鮮からずと云ふ。

吳市會議長　呉電鐵會社々長　澤原精一（明治四年生）

君資茂郡瓶野村の名門に生る、少壯東都に遊び、專ら經濟、理財の學を修め、業成りて後本市の素封家澤原豐左衞門氏の養嗣子となる。君資性謹愼にして溫厚公事に盡して倦むを知らず、その熱誠以て鄕黨の嘆稱する所たり。君の世に立つや先づ實業界にその活動を始め、吳商會、吳興產株式會社等その計畫するところ頗る多し。折時吳商工銀行頭取として自ら經營に當り、行運隆々として信用四方に擴まりしもの、實に君の功なり。君の少壯より干與し來れる公共事業は殆ど枚擧に遑あらず、殊にその貢獻最も著大なるはその副會長の位置を占むる吳干城會、吳市私立敎育會の事業なり。往年市參事會員に擧げられ市政の樞機に參するや

君は豐田郡高里村の出身にして、夙に本市に轉住す。三十五年和出町戸長となりしが、その父遊極めて廣きとその起業的才能あるのため、諸種の事業に關係を有するに至る、乃ちその主たるものを擧げんに、吳電氣繊維、吳築場、吳土岡銀行、吳瓦斯會社は擧れも君の參劃せるところなり。三十八年市會議員となり、のち吳市福生組合會長を兼ね、貢獻多し。氏の議場に立つや、能く民意を代表して諸々の議を唱へ、頗る衆望あり。近時亦商船組と稱する回漕業を創め、その經營に努めつゝあり。君人となり溫厚、骨骼豐肥、最も風采あり。

吳市會議長代理者　濱本悅二（文久三年生）

君は世繼甲山町の出身にして、少壯學に志し、明治十八年文官普通試驗に合し、次で本縣巡查を奉職して此の地に來住、濱本家の信賴に依り遂に入婿す。後ち安藝郡書記、海軍書記等を勤めしが、三十五年官を辭して身を實業に委し、專ら銑鐵火藥の製造に從ひ、傍ら吳物商、吳共立、吳興產、吳製氷各株式會社等の創立に努力し、その業務を古む。三十八年市會議員となり今日に及ぶ。君性溫厚篤實、然かも議場に立つや諸々の議を唱へて敢て憚らず。素より統計事務を好み殊に書畫の鑑識に長ずと云ふ。又深く敎育に意を致し、三十六年以降學務委員として貢獻する處多からず。

吳市會議員（市會議長代理者）　山下十郎（元治元年生）

君は豐後の東海岸一漁村に生る、家は世々里正たりしが、母若ふして寡婦の身となり、加ふるに戊申兵燹の後をうけて危難存りに窮困萬く、辛さに世故の辛酸を嘗め、年十八、中國に職を求め、實業開設の吳港に於て過々恒田新之助翁と會し翁の家に寄食、翁、見るところあつて二十一年吳服店を開かしめしが恒田吳服店の起りにして、二十六年分れて獨立、母を迎へ孝行の心を盡して餘生を樂しましむ。株式會社吳銀行設立の首唱者として算定大いにつとめ、創立以來監査役たり、また吳製鋼株式會社專務取締役、株式會社吳築場の取締役として專ら實業界に重望を有せり。而して亦君は市會議員として公舞台に重望を有せり、君に吳市の出尻切士の綽稱を冠せる者あるは、是れ君が吳市の財政に通ぜるが故のみにあらざるなり。

吳市助役　岡村倫造（文久元年生）

君は舊廣島藩士なり、二十九年本縣警部を奉職し、後辭して東都に遊び、明治法律學校に入りて法政の學を攻め、卒業のゝち前職に復し、各警察署長を經、三十八年の秋、天野氏の助役を辭するに及びその職を襲ふ。爾來荒尾市長を補佐して叢冗大に努む、本市事業中君が腹案に出でしもの鮮からざるも、就中屠場市營の如きは君の識力多きに歸る。君性活潑洒落にして、人に接し應酬最も巧みなり、加ふるに頭腦明晰、その市會議場に於ける說明は、最も雄辯にして、大勢漫縱の機略時に妙を極む。君の嗜むところは圍碁なりと。

吳市立中學校長　宮本正貫（萬延元年生）

君は豐田郡大崎の名門に生る、夙に帝國大學文科に入り、卒業の後女子高等師範學校講師、豐田尋常中學校長、縣立廣島中學校長となり、育英に盡瘁すること多年、三十九年擧せられて本市敎育顧問となり、のち市立中學校の設置さるゝに及びて校長となり、能く創業の功を成す。人と爲り敦厚、まことに君子の風あり、以て青年の師表たるに足れり。君訓導に富み、詩文はその得意とするところなり。

吳市會議員　佐藤萬藏（文久三年生）

君は莊山田大地主の一人たり、天性質朴にして膽氣あり、身を奉ずる事極めて薄く、世々處すること頗る法如たり。三十年莊山田村會議員に擧げられ、吳市成立の後市會議員となり、以て今日に至る。敢て好んで論を門はずと雖も亦所信を告白して憚らざるなり。君夙に旭株式會社、旭國場株式會社の創設に盡し、のち吳起業銀行の創設に與かり、現に擧れもその要地を占む。

吳市會議員　堀岡眞一（慶應三年生）

君は四ケ町村分立當時、和庄町役場の書記となり、のち營海軍經理部書記を拜命せしが、病の爲に官を辭し、身を實業界に投ず、市制施行のゝち市會議員に擧げられ今尙はその職に在り、常に着實の論議を立つ。君能く世務に通じ、文明の事情を解す、今日和庄大通路の並樹が綠陰として美觀を添ふるもの、實に君等の創意に係る、亦以て君が公共の爲に如何に意を用ひつゝありしかを知るに足らん。君亦土木、設委員を經ね、職務鮮からず、人となり着實溫厚、衆の敬愛するところたり。

吳市會議員　海軍用達　永井幾太郎（明治元年生）

君は安藝郡牛田村に生れ、伯父永井氏に養はれ、明治十九年江田島兵學校開設せらるゝや屢ば内外各港を巡航して公務の餘暇商船術を遂げ、明治二十六年辭して橫須賀海軍某生徒をなし、三年にして僥ら運輸業を開始、店員、人夫と苦樂を共にし勤精、信用頓に加はり、有數の海軍御用商人となる。君は陽に名聞の傳へらるゝことを好まず、陰に德行を積んで倦むなし、公事に貢獻せし功の錄すべきものまた尠からずと。

吳市會議員　宮原鶴之助（明治元年生）

君は莊山田村の農家に生る、家素だ豐かなり。その人となりや沈着にして篤實、夙に鄕黨の敬愛を受く。二十三年村會議員となり、市制施行の當時、衆望を負ひて市會議員に擧げられ、引續き今日までその職にあり。固常沈默敢て濫りに語らずと雖も、隱然として重きを成す。君亦往年株式會社吳起業銀行を起し現にその經營に當れり。君は佛敎の篤信家にして、德行餘からず、常に勤儉質素を守りて取て喫飯溫厚を追はざるは感慕に堪へたり。

吳市會議員　澤原金左衛門（明治三年生）

君の家は莊山田村の名門澤原家の枝系に屬し、彼の本邦統計學の泰斗吳文聰氏の如き、亦君が家の出なり、君の家才人を出す獨り之に止まらず、蓋し天才の系統ならんか。君人となり溫厚篤實、圍碁の才に秀で、亦三段に驟達す。君は常に富貴功名の念を超脫し、敢て時流に投ぜず。然れども衆望の期する處、第一期市會議員に當選し、現今に至るまで至誠その職に盡す。

吳市會議員　石山儀一（明治十年生）

君は二川町妻鏡の家に生る、年少ふして廣島法律學校（今は廢校）に學び法詞する處ありしが、慨父逝きて家事を顧みざるべからざる身となり、業を中道に廢

して脫藩興となり、吉浦村收入役となり、所得稅調査委員となり、市制施行と同時に市會議員となり、再任、公人としてその將來に多大の希望を囑せらる。而して君の實業界に於けるは、株式會社吳商工銀行專務取締役として及び同行二川支店長として働くその手腕を認めらるゝものあり。

吳市會議員　佐々木千秀（明治十四年生）

君は故仙次郎氏の息にして、專門學校時代の相撲は齒科に遊び俶儻年あり、公法及び國際公法に於て造詣淺からずと。君は嚴父の遺訓を守りて、三十歳を超ゆるにあらずんば公共舞台に立たざるの決心を爲し、專ら家道を治めつゝありしが、人の君を以て公共に奉淡なりと非難さるあり、君また自ら遺訓の意のある邊に悟りて、遂に一昨年の改選に際し市會議員となり、市民をしてその將來に多き望を囑せしむ。君二、三會社に重役たり。

吳備海軍々醫總監　芳村晉（安政五年生）

君は岡山縣苫田郡津山町に生る、明治十七年優等の成績を以て帝國大學醫科大學を卒業し、學士號を授けられ、直ちに海軍々醫に奉し、累進して軍醫大監となり、四十年十一月佐世保より榮轉して吳海軍醫務長兼吳海軍病院長となり、四十二年軍醫總監に昇進、職能をめて四海町に居を卜し最も設備の完整せる診察所を設置し一般患者の爲に診察を業とす。君性活淡にして寡默、人に接して懇切なれば患者は一たび君の診を得れば死するも以て瞑すべしと稱へり、蓋し君の學識識見の深く且實きと相俟って斯くあらしむるもの。君撰ばれて吳醫師會長たり、想ふに近く組織せらるなるべき本縣醫師會長たらんものは亦君なるべきか、君を有する吳市はまた以て誇りとするに足る。

醫　師　廣本利一（明治五年生）

菲山田の名門に生る、考文右衛門氏、君その二男なり。醫を退華に學び、二十六年官試に優等の成績を以て登第し、直ちに聘せられて縣立廣島病院に職を奉じ實地の研鑽を積むこと六年、同三十一年辭して明神町に新邸を築き業を開けり。君性眞率にして明讓を好まず、應對輕快殊に患者に接するや叮嚀懇切にして眼中貧富なし、洵に國手の風あり。曾て本市醫會が診料料價を一定して酷求癈るなき時に當り、君は獨り毅然としてその議に反し、遂に脫會してまでも醫者に徹也てふ邊信を貫きし如き、尋常長袖流と撰を異にせるを想はしむ。君に道樂なし、若しこれを求むれば百金千貝を直しとするなくして斯道の著書機器を購ふて攻究寧りなき是れか。

醫　師　山下徳衛門（明治八年生）

君は本市刀生界に於て壯士を以て目せられ儕輩に景敬せらる、蓋しその行動の活潑にして陸軍三等軍醫として北清事變に從軍して功あり、三十七八年戰役に召集せられて二等軍醫に昇進し各所に轉戰して殊勳ありたり、然るに論功行賞の沙汰あるに接して君はその失當に憤して之を受けず、その理由を明かにして之を斥けしかば、賞勳局は遂にその議を聽へしてその下賜金を增加するに至りしが、君は倘ほ之にもんぜず否た反て之が爲に憑懣を加へて其非違を鳴らし、年を重れて今尙ほ論爭を續けつゝありといふ、その磊々たる男子の眞骨頭たま〳〵壯士を以て稱せらるゝ價値の貴なるを知らしむ。本年論文を提出して學士號を用ゆるを許さる、追記の後からざる知る可し。

トクトル・メヂチーネ　兒玉止（明治十年生）

熊本縣の出身、夙に長崎醫專に學び、三十三年卒業して本市に來り業を開く、三十九年兒玉家を嗣ぎ、同年五月獨逸に留學し伯林大學にあること半歲、更にミユンヘン大學に轉じ、四十一年論文を提出してドクトル・メヂチーネの學位を得、四十二年歸朝直ちに病院を開設す、これ個人經營に關する本市唯一の病院にして漸次各科を置く方針なりと。君の頭腦長も明晰にしてその讀書慾は相俟って斯道の造詣を深からしむ。

吳銀行頭取　植田新之助（明治六年生）

幼名澤之助、父新之助翁の隱退するや、未だ十年ならずしてその名と業とを襲げり。君性溫厚篤實にして謙德あり、然かも氣宇宏潤にして克く人を容れ、細事に拘泥せず、專ら心を商事に委ねて富國これ理想とす。故を以て世俗の齷齪として名聲せるに異り夙開を求めざるも、從って亦た家祉會を益するの事業といへば卒先巨資を消て之に當むなし、されば隱れたる公共上の功績決して尠しと爲さざるなり。君家業を繼ぎてより專ら店員と慶食を等ふし、經營勤だ努めて一日も倦むなければ、上下激勵せられて業務に熱烈なるより、店運年毎に隆盛に今や中國無二の吳銀行を以て指目せらるゝに至れり。君株式會社吳銀行頭取として任を重ぬ、同行の信用他に倍するある君に負ふ處多し、蓋し君は二重同行の爲に計りて宜しきを得ればなり。

山中紀三郎（明治八年生）

所謂本市三元老の一人たりし故忠利の後にして、年壯氣鋭、才氣の充溢するものある、遺訓を遵奉して敢て專ら活くらんとするなく、名譽の位置に立つを辱ぢ避げんとつゝあるも、公事に奉しては卒先人後に膺つるを恥づ、洵に名門の守たるに耻ぢず、君が所得調査委員たる如きは推撰せられて已むなきに是れ因る。君詩曲を嗜み、酒後朗々の吟あり、專ら樂しむと。

酒造業　三宅清兵衛（明治八年生）

縣下に於て醸造せらるゝ清酒は近來頓に聲價をあげたるが、その清酒を語る上に於て遏すべからざるは君が成功談なり。君が家は世々味淋及び醫酎を醸造して名あり、君若冠にしてその業を繼ぎ、三十五年初めて清酒四百石を試醸し販賣したるに、その質最も良醇にして飲酒家の嗜好に適し、需要日に月に增加して數年ならずしてその醸造高は試醸の十倍に垂んとする三千石以上に達し、實に縣下に於ける醸造高の首位を占むるに至れり。而してまたその酒名「吳鶴」「吾妻川」の如きは諸種の共進會、博覽會等に於て名譽の賞牌を得つゝあり、是れ實に君が刻苦斯業を研鑽し精勞力せる結果に他ならざるなり。君公共心に富み吳市の爲に貢獻せるの功勳しと爲さざるなり。

土木請負業　本勝太郎（明治七年生）

君は縣下賀茂郡廣村字長濱に生る、同じく藥助の一男、幼にして頴悟長じて剛毅、十六歳にして早く已に家業を助け、父に代りて專ら事に當る、則ち吉浦火藥庫等吳海軍の一事業件十數万圓を請負ふて首尾よく竣成せしはこの時にして、同業者間に將來成すあらん鬼才との評なさる。然るに二十五年陸兵第五聯隊兵舍新築工事に算を誤して失敗せるあり、翌々二十七年父の長逝あり、加ふるに祖酒の復起りて人未曾有の他材料の暴騰に請負工事中の酒船廳廳舍倉庫の改築に又

々失敗し、君は遂に斃かに身を提げて台灣に亡定するの已むなきに至る。即ち君は同地にある久しからずして、遇爾綻生せる疑獄事件の請負界の悪弊を暴露せるあるに際し、君は獨り正々堂々誠實を主として邦家に奉ぜんとする出仕の工事家なることを認められ、總督府を擧げて多大の信用の下に砲、工、歩の各兵舍其他同府の建築は殆と君の一手に委托さるゝに至り、君は求めずして從からさる利益を得、三十四年第二の郷里たる本市に歸を飾りて歸れり。歸吳せし君は本宅の他に本店を神戸に設け、支店を下關、京城、大連、出張所を石州長濱、韓國龍山、同京義線維南、岩城、滿洲吉家堡、豐後大分等に置きて專ら材木を販賣し兼て土木工事を請負へるが、その請負工事の竣成せる大なるものを擧ぐれば

△京義鐵道速成工事　△京義線改良工事　△龍山、平壤駐劄軍永久兵舍工事　△北韓維將兵營工事　△國政府道路工事及び橋梁新設工事等にして、その一工事七、八十圓ありきは二百万圓に達せりと、現在にても安奉鐵道第十五區工事、大分縣（別府、大分間）鐵道工事、韓國京城線改良工事を請負ひその金高二百万圓以上に及ぶと、僅々十餘年間の事業及びその成功は眞に鬼才を以て稱するに足れりとすべし。而して君の材木商に於ける淵源また深きものあり、君は遠く石州大嶋山を全部所有し、目下にては製材機械五台を設備して盛んに韓國方面に輸出する材木を切出し、尚ほ君は近く個島に大植林を所有する豫定にて、その鬼才と相俟つて恐る可し。君俠義に富み、公私共に君の贊襄に待ちて功を成す物しと憂ざるなり。

旭遊廓取締　馬野仙太郎（文久元年生）

君は山口縣大島郡油田村の素封家に生る、風性恍有にして思慮に富め。郷にある頃土地調査に興ありて功あり知縣の旌表するところとなる。次で醸造業に從ひ三津濱に支店を設くるや、當時我軍進地の發展著しきを聞き、來つて之を視察したる結果、軍隊及び職工の都市として花柳病の防遏と公娼制度完備の必要を認め遂に意を決し醸造業を擲ち、旭遊廓に妓樓を營む。三十五年市會議員となり、六年間能くその職責を盡し、六年間能くその職責を盡し、

三井物産株式會社吳出張所長　三神敬長（明治十年生）

山梨縣の産、慶應義塾を經て米國ミシガン大學を三十五年卒業、同年三井本店に入り勤續四年吳支店長として一色慶兒氏の後を襲ふ。君學殖深博にして然かも亦實際の機務に通ず、現時同支店が海軍用品の約三分の一を供給するの盛を極むるに至りしもの、君の手腕に依る。その人と爲りや沈着にして膽氣壯なり、嗜好は鉄猟か。

住友銀行吳支店長　藤田四郎（明治三年生）

山口縣の産、東京高商主計課に學び、日本銀行より住友銀行に入る、日清、日露兩役に從ふて一等主計となり、四十一年廣部幸作氏のあとを襲ふて吳支店長となる、敎々行務の發展を企圖して社會の信用を加へ現に其預金二十万圓以上に達す。近時行務の複雑に伴ひ行舍狹隘を告げしを以て新たに八万圓の建築費を見込み新築に着手するといふ。これ君の經營其宜しきを得たる結果なり、君洪量寛度にして能く人を容る。諧曲（實生流）はその餘一の嗜好なり。

田中組　田中桑吉（安政六年生）

世に縉士を以て自ら稱し、而して有志家の行なきもの滔々として之れあり、皆に俠客を以て自ら任ずる者多くして、反て弱者を凌虐して得たりとする者少なからざる本市に於て、俠客の稱なくしてその實を存し、渺たる石炭運搬の業を營める身を以て縣下佐伯郡古田村の農家に生れ、明治十一年志願して水兵となり、横須賀にありて軍務に從事すること十又六年間、二十六年期滿ち後を慕ぜられ歸縣し、更に本市に來りて二十九年現業を開始したるが、誠實を主としてその職に勞むるや公私の信用大に加はり、その便屋する人夫は常に二百名を下らざる繁盛を見るに至れり。君は先天的同情の心に富めるあるに、後天的に軍人の敎を受くる久しかりしかば、義に勇みて弱を扶け強に屈せず、公私を問はず苟くも人に談はれてその事の情理に悖るなからんか、水火を辭せずとし巨資散じて吝むなし。されば所謂權二の親方を以て居らざる君の、隱れたる盛志の人を援けしこと枚しと爲さず、鏡せる金ピカの行はるゝ現代に君の如きは眞中の黄金を以て比すべきなり、珍とすべし。

初期の市會議員の素描

前編に續いて、中國日報連載「吳市創草時代回顧錄」城西歴士の寄稿により第一回及び第一、二次半數改選による、即ち四十五年一月の改選に至るまでの市制十年間の市會議員の素描を掲げる、なほ市會選擧に際しての當時の新聞の候補者評からも拾ふ。

【註】一次項に於て氏名に五號活字を用ひしものは當然前項に加はるべき人物と思はるゝもこれなかりしもの。

海田義八　は元町の乾物屋、現在松本組の千代松の先代、なか〳〵負けん氣の男、小林方面であつた、宮原幸三郎らの相棒で怡制な眼鏡もあり理路整然たる討論の才もあつた、亦古家でもなり、縣會議員にもなつたが中途で夫折した。永井茂太郎　は海軍用達の成功者で五、六十万圓の資産を持つてゐた。大本吾平　は呉姓をしたり漁業をしてゐたが、海軍の仕事で儲けて一時は大本銀行も起てた程であつたが、その後無一文の昔に返つた。今中富三郎　は新進の花形で財産もあつた、今の福田呉服店あたりは曾その人の所有で、縣會議員にもなつたが、其後大敗續きで後年松島肇の糸崎ドック事件にも連座の不運をみた。長谷川元司　は警察でその跡へ元吳市立病院長松浦晴彦が開業したもの。坂東喜八　は海軍技師出身の怪物、海軍同志會の總大將で宮原幸三郎の好敵手だつた。勝山仁三郎　は元市長勝田登一の先代、質屋や金貸をやつて資産も出來たが財産所謂自慢屋の老人、議員は勿論、市長でも誰でもよく叱られたものだ、而も一面涙もろい處があつて義俠の人であつた、威武に屈せず富貴に恐れず「ナニ健太郎や精一らが生意氣なノ」といつた氣風、後半登一先考の遺風を體し「甚次郎何者ぞ」とやつたところ、正に父子相傳、吳市政の清濁離たると共に一異彩を放つてゐるもの。山本總太郎　は富豪でいゝ人物でもあつた。廣本文右衛門　は材木屋、のち關利一も市會へ出た が名譽一途を考へてかスグにやめた。宮田淺次郎　はいりこ屋、のち關祖一は市長候補では位々木にやられたが副議長までやつて親父の名を高めた。馬野仙太郎　は巡査出身で遊廓の取締、爾來、市會、縣會に遊廓が一勢力をなした反動太夫もうまいし、三味線もひける、趣味のばい好人物であつた。和田龍次郎　は御用商人。後藤久三郎　は興望ある小資産家で市會の年長者であつた、今の道明利吉の祖父。岸慶造　は土木請負、興業元もやつてゐた。水野嘉次郎　は先代甚次郎、殆と市會へ出ず

たことがなかつた。石山孫一郎は川原石の産業家、石田、石山と共稱されたもの。畑島新九郎は佐賀縣出身。橋本良之助は元朝鮮で官吏をしてゐた、自髮まじりの髭をピンと生やしてゐたが、物の分らぬ好々爺に過ぎなかつた、十本十石衛門と好一對。十本右衛門は町田の銅屋で金持であつたが目に一丁字なく最年長で時々居眠議長につく事があつた、或時「私がこの席に着きますが、マア惡ちやと思はずに、次々席の際がものをいふのぢやと思ふて下さい」と言ふた事があつた、後に、水越音平といふ議員が發言にあたつて「議長ー」といふやどうしても「議長」といふ言葉を入れて市會の名物となつたがこれと好一對の珍聞。渡邊秀四郎は元市長任の先代、實業はあつたが政治の關々々、任と天分違ふて、一期限りの如き淋しき議員であつた。中谷保太郎は百姓。濱本仙二は比較部の產、巡査をやめてブラ〳〵してゐる頃にそく泊つてゐた佐賀の娘と出來合ふて濱本の妻子となり、結婚の媒酌で後には副議長になつたことがある。服部政吉は副議長の先手居。赤松福太郎は二川町の助役の頃、この時二十歳代で議員中での最年少者であつた。近藤米吉は巡査出身の成功者で部屋々々主本田幸三は元縣役人で市會の副將として縣參政の手先役、しかも病を起くやや候補し、二川區のこと、野呂大郎は初代助役、勝田三郎に言はすと「アレはうちもの近國で成功信用をしてをつたんぢやもと言ふたものであるが、大の天命嫌ひが言ふこと、愚昧な人ならが、別にこれという產家でもなく、實產も二流位で田地の五六反もあつたらう、助役になつたのが二十六七の若さ、和田村統制時代から助役勤めてゐたもの。渡邊秀一郎は初代の收入役、これも二十そこ〳〵であつたら。

【註】第二期議員には以上の外佐々木高榮、宇根豐吉郎、堀岡眞二、高橋喜一郎、小島治、中野精造、藤原猪一、佐藤方藏、宮原儀助、宮原三郎、服部、石田龜太郎、米永四郎の十三名。第三次年數改選中にはこの外近藤良作、山下吉十郎、宮原儀太郎の三名。合せて第三次年數改選中には原爲次郎、佐々木申次郎、佐々木千秀、宮島市郎の三名があるが、これ等新議員と共に當時は始ど生存者であつたやうであるから今は何れも故人）

市會の次に次年數改選に佐々木千秀立候補の氣運一發仙波所現なで遊かんとするとき「敵ふ千がこゝも吳市に轉ずところなかりしが發心、單身うたに子の戀を斷ゝて地下に腹をしめよ、家產の切さは一家を支ふれば足る、公事の爲に散じて遺すなき子は敢て以ふところにあらざるべし」と眞訓。「財は一家を支ふるに足る家道を修め、己に從身公に從ひて發願の要なく、此の上は地下に父君に見えて恥づるなき公の活動を致さんのみ」とは千秀立候補の言。高橋基紹介著の家持ち、酒屋、質會に自由、進步派の役員參與、たりしき身は進步派にあり自由派に通ず、その後「中民」の改稱改革を地方自治體に及ぼすべきに非ず」と。市議改選に助主として市を手ごすらず、その後一期利はどこまでも手腕と。吳屈指の產家であり、理想家であつたが、との改選に立候補して元議會議員が新選の意目をみしは、前記の「註」が緊つてか？

四十五年一月、改正市制初の選擧に立候補した人々の系統。永井龜太郎　單身雲寄自力發跡ふるに家族あり、初期に當選その後事業に忙殺し、今再び起つ。石山孫一郎　十年一日市政に力を致す、溫和な性格に敵なく、團體的にして時流に通ず。三千六票。水野井水郎　容貌風俗にして議會人、惡く言へば時流にして操縱困し、安政五年生れの五十五才、新聞記者より政界に轉じて多額議員當選三名の一人、村會、安藝部會議員に次ぎ市會第二期以來の議員。今、中堅。

三期　鷹岡大助　なれど保守久、縣會、市會に經驗あるなく、嘱託の論は廣汎を缺く、一興彩を放つ論客。縣會に於て鹽山選擧費を負はせるもこれ義士末議員を數とし、鹽山派の工事に本市の事業家として名聲を博す、温厚而も穩々の氣分あり。宮島咏郎　粗山田の一名家、鄕次郎の二男、もと海軍出、好ま議員、光着温厚、風格高雅、時流の俳徊に從はず、身を持すること嚴家としても一流。伊藤龍一　第二期以來市政上にあつてよく論ず、鳳翔三年生れ、温和にして剛力雄あり。子龍岩　教育者より實業家に入り、動もすれば今日の產を成し、御用商人間に信望あり。勝田仁三郎　候補者中の年長者なれどかくしやくとして議壇を征いて開拓らざるの憾あり緩急ましく、多年地方公共の事に盡して鄕黨の間に勢力あり、民心を收攬す。佐々木勇　新聞代議の士、思慮綿密、膽略をず。水越音平　徒手空拳今日の產を成さず、溫待を求む。野呂次郎　庄山出村議以來公事に盡す、鄕黨、平民的、吳商團を營み政會組織の副會長。近藤米吉　かつて縣參政たりし、實直にして且つ小間物店を營む同志、議員と吳商團の副會長、實に議壇に重きあり。佐々木申次郎　中庸佐の如き思慮、經驗綿密なる外交を以て面をせず、鄕黨間につとも。本田幸三郎　三期副議長、鄕黨に於ても、なく、鄕の敬愛をうく。橋本良之助　朝鮮にかゞまず、所信に突進、膽識を缺く。

衆議院議員の素描

この時代衆議院議員たりしもの、富島鶴夫、佐々木誠二の兩名あり、富島は忠を置島市三川町に特つため本紙に「吳」に列せられてゐない。富島鶴夫　市會出場の壓倒士、君は議士を數とする多く、能辯の點、人に劣れらるゝを好まず、聽衆感激の上に立ちながら君の聲常多く得らるゝもこのためか、されどこゝに君の人格に於て缺ぐべからざるものあるをみる、思ふに君の如きは大體は成の人か」內、三「第らは大體の後なる質疑を以て」と言ふは四十一年市の總選擧に憲直なる態度と老練なる運動方法をもつて當り加之、前帝なる佐々木部のあとをうけて立つに君の當守ある態度を以てす」とは四十二年市の總選擧を前に誰を定むるところろ、實況を未だそれと察居家と深く吳市の得票亦殺はくかあり、この以上吳市の議員については識力するところ多く、調べては議員の庇護、皇室關所の設置に功あり、後年代議士たにさる折も公園敷地拂下げ運動には大いに市當局を攻けるところがあつた。

年次史（二）

本編時代史は市編纂の「吳市史」吳公論社編「吳」及び「吳鎭守府沿革史」その他既刊諸資料に、年次史編纂中に得た資料を參照し又はこれを補して編めるものであり、その本年次史は前編に引續き「藝備日日新聞」により吳市及び隣接町村に關する資料を得、更に吳市に關しては三十六年創刊の「吳每日新聞」これを改題されての「吳日日新聞」三十九年創刊の「吳公論」によりこれを詳しくし、三十六七年に亘つては當時發行されてゐた「吳新報」及び「廣島日報吳附錄」も參照摘錄してゐる、因に「吳公論」は當時吳市の言論界に最も權威ありしもので、その創刊後は主としてこれによつてをる。

明治三十六年

吳市の發足

吳市制の施行は三十六年十月一日なれど、同年暮迫つて市會議員の選擧を終り、明けて一月早々市會議長、市參事會員の選擧、續いて市長候補推薦を行つたものであるほどに、市政は勿論、市の其他一切機構、設備もその發足は殆ど市制翌年のこの三十六年にかてなされてをる、よつて、これを各項に分ちこゝに便宜一括する。

市政機關

市會議長選擧（一月八日）舊慣の初市會議員選擧を終り、四日、小泉、石田、青盛、佐々木、宮原の五有志議員の幹事で吉川櫻に初顏合せを行ふ、他行中の水野、息中の末永兩議員を除き三十四名、栗原市長專務取扱者の挨拶があつた。今回の選擧は一昨年の町會議員選擧と同樣進歩、改友（自由黨系）硬黨派の對立をみたが、これに加へて土着派對外來派と二重の熾烈な競爭を演じたもので、その結果は進歩系十三名、改友系十二名（以上中立議員も色別し加へたもの）外來派たる同志俱樂部十一名となり、先づ市會議長選擧に臨むに一進歩派との對立と一方時の勢ひに順じて改友派は全志派と聯合して、市長を同志俱樂部に、議長と議長代理者を改友派にとの約束成る五日市會招集、八日初の市會は專德寺敎所にかて年長道備伊三郎を假議長とし、九時の豫定を十時四十五分より開會、先づ議事細則を委員附託とし傍聽人取締規則を決定して、議長及び議長代理者の選擧に入つたが、最初のことゝて先づ書記を選任せねば議事が出來ぬ、先づ傍聽人規則を定めてこれを整理してからでなければ議事が出來ぬ、市會々議細則を委員附託としたのでは今日の議事が出來ぬ、やつても効力がない、と、甲論乙駁ゴッタ返えし、宮原幸三郎他都市の先例を引いてこれを鎭め、漸く議長選擧を終つて散會したのは午後四時五分。

（會議細則は十二日の市會で委員會の修正報告を可決決定）

議長選擧の結果は佐々木高榮二十票、青盛敬篤十二票、石田鐵太郎一票、無効一票で佐々木高榮當選。改友、同志聯合に對して、進歩系は宮原村選出議員と合流したものである。

議長代理者には宮原精一當選、次點は石田鐵太郎の二票のみで、殆ど万場一致を以てせらる。

市長候補者推薦（一月十七日）八日議長及び議長代理者選擧終つて既に吳市會成立、知事は電報を以て申請するところあり、十日內務大臣より市會に對し市長候補者推薦命下り、十七日市會を開いてこれを行ふ。こゝに至るまでの經緯は前述及び九六頁記載の如くにして、第一候補者は佐久間義一郎十八票、宮原俊雄十七票で土着派の僅敗となる、定員三十六名、一票の缺席は水野英次郎で、同議員の市會缺席の有名はこの時より始まる。

第二候補者は宮原俊雄二十一票、佐々木高榮十四票、第三候補者は佐々木高榮十七票、山本權兵衞十三票で候補者票中には外に「山中權兵衞」「栗原幹」山本權兵衞、柴山吳八、大井上久藏の三名を連記せるもの、「吳朝佐寺」「明日ありと思ふ心の仇櫻」「海軍大臣山本權兵衞」の各一票があつた

市參事會員選擧（一月十八日）市長推薦の翌十八日の市會に於て行はる。舊市制では市長、助役と共に執行機關をなし、その選出も市會議員に限らず（寧ろ議員の就任は不可として、のちには議員中よりは選出せざる不文律の申合せもなさる）市公民中から選び得るので、同志俱樂部が佐伯龜次郎、關田長次郎、中島健一郎、田中美輔、河田吉藏、福地道三郎のうちから選ばんとした（尤もこれが議員の就任は不可として、のちには議員中よりは選出せざる會を二河橋通りの本部で開いたが出席半數に足らぬため決定に至らず）如く、市會の落選候補から又は役員選擧での失意者をこれに擁し、又は市政の長老株をもつてこれにあつ、即ち中立と進歩派は和圧から一名、罪山出から井上、二河から末永、宮原から青盛を申合せ、議長佐々木派（改友）は中關鶴、高橋基緒を、同志俱樂部は河田佐伯、中島、田中の四名を主張。定員六名、一名づゝ六回の投票結果は

△三三票中關龍一一票山內滿澤治
△一八票中島健一郎一一六票非上溫道
△二九票太刀掛三左衞門一一票廣本文右衞門、一票富田主計、無効二票
△一九票青盛敬篤一一四票河田吉藏、一票水野保平
△二一票末永末太郎一二一票河田吉藏
△二九票關田實誠一一票石田鐵太郎、無効一票

で、同志俱樂部の中島健一郎ほか中關龍（元和圧町議）太刀掛三左衞門（元和圧町長）青盛敬篤（元宮原村長）末永末太郎（元二河町長）豐田實誠（元製鐵所議員）が當選。

助役・收入役選擧（二月一日）改友、同志兩派の市長、議長の約束成るや、更に助役には部役所第一課長山田書記を擧したが承諾なく、和圧町吳服商元同町助役天野健太郎、安藝郡宮浦村當時吳市和圧町寄留の縣會議員林藏一郎、吳區務書記勤務關係本政之助、部役所から市役所入りした主簿書記栗谷元吉など各派夫々に擬するところあり、結局二月一日の市會に於て助役には二十八票で天野健太郎當選（次點一票外二、無効一）收入役には參事會書記の渡邊逸太郎を全會一致承認。

公告式　二月二十三日の市會に於て、市の公告は五ヶ所の掲示場と二吳新報一紙上の廣告を修正して、これに「廣島日報」を加ふ、但し兩紙とも掲載料は無料。

市會點描　△缺席過怠金　初期の市會は緊張して、無斷缺席は不都合と、無屆一回、有屆五十錢の缺席過怠金をとるの動議をなされ贊成者もあつて成立したが、擬制決となると一人の起立もない。△學務委員を選擧　石田龜太郎家事多端の故に辭退、市會之を許し補缺に石山議市當選、補缺の皮切り。△議事錄朗讀　最初のほどは毎會議先づ前日の議事錄をながくと朗讀してゐたが、氣ぜはしい勝田三郎議員の提案で朗讀廢止となる。△小使廢置　八月の或る市會の日、議員の實費給與並二古圓を佐々木議長が會

計課から呼取って小使に銀行へ使ひにやったところ、議事堂へ來るまでにうち百圓をどこかで紛失、議長が辯償。△市會議場轉々　初期市會議場は專德寺、第二小學校（東本通）吳倶樂部と、その都度先方の都合で轉々としてゐたので、こうした失策もあったものらし。△理事者の出席催促　また市役所と議事堂が別々なので、市會と理事者との連絡に不便、十一月十日の吳倶樂部の市會では、出席二十五名、澤原議長代理（佐々木議長辭表提出中）午前十時開會を宣すに、番外席（市長、助役、參事會員席）ガラ開きのため開議出來ず「毎回便ひを出さねば參事會は出て來ぬ、議案を返上して散會せん」「いや、否決して反省を促せ」と囂々、再三の便ひに未だ出て來ぬので、遂に書記が催促に行って連行、漸く十一時開議といふ始末。△訴訟の反古り　税務課書記の二川町、三津田の徴税係が税金百圓ばかりを費消してゐたこと發覺、なかには醫妓を差引べて己が遊興代を差引かれてその儘のものもあり公判となったので、市民會に對しての附帶訴訟の可否を市會に諮る、本人に財産はないが、給料が少しあるので提起と決定、損害二十圓六十錢（あとは縣税）訴訟費十圓。△院内總理　外來、土着の對立は重大問題にはつきもので、こうした際の院内總理は、土着宮原幸三郎、外來小泉澄とあり、何れも劣らぬ闘士とて第一線に物々しい論陣を張る。

市制期成全盟會長へ感謝狀

市政發々その緒について、五月四日の市會にて、市制期成同盟會長たり1澤原俊雄への謝意を市會で讃するに金百圓に代ふるに感謝狀を以てす。

【註】市長事務取扱者澤原安藝郡長、關係四郡書記への感謝狀及び江木知事轉任に際しての感謝狀は九一頁所載。

市制と澤原俊雄　吳市政施行に期成全盟會長たりし澤原俊雄の功は既述の如くなるも、なほ傳へられるところ次の如し。1吳港の軍港歡迎など運帶的問題の協議會は澤原俊雄を議長として開かれをりしも、議論紛糾して協議成るときは實總は既に出港後なるが如き有樣にて、四ヶ町村の統一は夙に痛感しをりしも、自由黨系佐々木高榮、改進黨系豐田實錦、佐々木仙次郎の兩派の對立がこれを阻み、よって澤原議長と諮り知事に百唱を求めしも、江木知事はその必要なしとして應ぜず、漸く明法寺の示談となってこれに乘出せるはその後半歳を經てなりしと。2吉浦村より分離せし二川町はその運動に要せし資金未だ片付きをらず、市制に參踏せしを澤原會長は私財二千圓を支出して町長石田龜太郎を頭はし、なほ分村の合同條件を容れるに努力對には縣參事官渡邊勝太郎を頭はし、なほ分村の合同條件を容れるに努力4爾來宮原幸三郎、石田龜太郎の兩人は澤原會長の兩腕となって市制促進につとむ、佐々木仙次郎時に憤然委員會を退席せることもあり。5町制市制を布く必要なる資金は會長私財を投ぜしと。6第一期市會議員選擧には宮原幸三郎ら士着の獨占を主張せしも澤原は外來と双方より選出すべしと主張し馬野仙太郎（遊廓）和田龜太郎（五番町）の支援にも及べり、よつて全志倶樂部と澤原の接近をみる。7市長選擧には海軍側の干渉頻りなるものあり、懇話會（海軍側、町村長、元現貴族院議員らの月例會）席上に於て、大井上參議長澤原俊雄に佐久間義一郎への賛成を求むるところあり、澤原これを諾したるに、參議長置かれて「吳には人がないからーと放言せしに澤原憤然「然らば自分にてもやる」と應答、參議長はことの不結果に父爲朝を訪ふて意を伺ひ、次で坂東喜八また海軍側を代表して來れりと爲朝を訪ふてこれを確かむ、爲朝「左樣なことなさも、海軍側に於て策動願ひなるべく部むるにより勝手にされたし」と突放す、よって參議長再び澤原を訪ひ「今は市政に關係せず」と署名の狀を寄せ、これより事態混亂し世說紛々憂々たるものあり、宮原、青盛、石田、豐田、石田と候補を擧げしも纏まらず、澤原俊雄を擁立することとなり、一月十七日の選擧を前に市會招集の當日十四日全人は銀行頭取を會す、最初士着二十四票ありしも、和田龜太郎「日下六千圓の海軍納入をなしつゝあるため」と、馬野仙太郎も遊廓燒打事のことあるも海軍は知らぬといふを以て自由行動を許されよ」と頒解を求められこれを諾す、佐々木高榮は議長選擧に際しての約束より自らと共には他の全志も佐久間派に誘ひ、愈々殘るは十八票となる、十八議員は結束を固めて宮原宅に會宿し翌日選擧場に入れるも投票の結果は十七票選擧を終り澤原宅に集まりしものは矢張り前夜の十八名なる奇怪なる始末となるも、この變節漢一名は三年後に至り漸く分明せりと、而して全人は前

記感謝狀贈呈の際も又反對し爾來三十余年猶ほ昵然に澤原と交際してゐたと、なほ佐久間當選の時には爲綱は蘆島にありしがこの報を得て祝盃を述べたと、また佐久間赴任の際は澤原俊雄これを川原石に迎へて歡迎せりと7これよりさき議長選擧については、澤原は海軍側よりの相談に當り佐々木高榮を推薦せしに、海軍側では全人は政黨に關係ありとて好まず、他にとき人をとの求めに、青盛、石田を推薦、青盛憑遞方を乞はれしにより澤原は一月一日水交社における祝賀會の歸途を全人を訪ひこれを勸む、偶々大倉組の一人も來合せ酒杯をあげ青盛が立候補に決す、これよりさき佐々木仙一澤原を訪ひ父を議長にと依頼せしも既に青盛に決せるより全人に相談せられたしとす、然るに數日後澤原は全志倶樂部の人より「市長選擧に大票持ち來れる時の約束にて議長は佐々木高榮に決してをる」旨を聞き唖然たりしと。

財政

縣税戸數割賦課標準

市制第一年度の三十五年度後半期縣税戸數割市負擔賦課標準は一月十二日の市會へ附議、委員會に於て原案にはなかりし各戸平等割を十分三と修正、なほ次年度は更に調査することゝなり、二月二十三日の市會に於て後藤參員長の報告を採決多數可決。市は未だ三期分を徴收してをらず、三月十日二期分を合せて徴收し、應急借入金の返濟をなし不足は公借金とすることゝしてゐたものである。

賦課細目は次の如し

一、戸數割は十分の三を各戸平等割とし、その殘額は各戸の財産を調査し左の方法に依り標準點を設けこれを賦課す

△地租十錢以上五十錢までを一點とし、以上五十錢までを增す毎に一點を加ふ

△營家料一月額一圓以上二圓までを一點とし以上十圓以下は一圓までを增す毎に一點、十圓以上三十圓以下は二圓までを增す毎に、三十圓以上六十圓以下は三圓までを增す毎に、六十圓以上百圓以下は五圓までを增す毎に、百圓以上百四十三圓以下は七圓までを增す毎に、百四十三圓以上百五十圓以下は八圓までを增す毎に、百五十圓以上は十圓までを增す毎に一點を加ふ

△家屋賃貸價格一月額一圓までを一點とし、以上十圓以下一圓までを增す毎に、十圓以上三十圓以下は二圓までを增す毎に、二十圓以上六十圓以下は三圓までを增す毎に、六十圓以上百圓以下は五圓までを增す毎に、百圓以上百七十圓以下は七圓までを增す毎に、百七十圓以上は十圓までを增す毎に一點を加ふ

△居家一賃貸價格月額一圓までを一點とし以上五十錢を增す毎に一點を加ふ

（三十七年更改提案一四月參照一ありしも成らず、本標準は四十五年まで續く）

三十五年度豫算　舊曆十月一日、市制施行の日、知事に申請、即日認可となった吳市三十五年度（後半期）豫算は未だ市政諸機關經はざる以前の暫定的豫算ともいふべく、一月市會成立し、市院たる戸別割賦課標準も決定して三月九日、告示第十號を以て改めて三十五年度豫算を告示さる、これ實行豫算とも稱すべきもので、前者の歳入出各二万圓よりも三千七百圓を增加してをる。

【歳入】△手數料三五三　△雜收入一〇　△補助費四九二　△交付金一、〇七〇（國庫四八五、縣五八四）　△市債一五、六八三（國税營業割一本税ノ百分ノ五十一二、六二七、縣税營業割一全上一三、八八七、所得税割一

本稅ノ百分ノ四十二、七五五、戶別割ハ本稅ノ一倍二割ハ六、四一二）

△公債金六、〇〇〇　△合計二三、七三五

【歲出】△役所費八、二五二　△會議費四七九　△土木費七七四　△敎育費六、五四六　△衞生費三、五一八　△敎佩費七　△警備費三〇　△勸業費五　△負擔金六三六　△公債費四六九　△雜支出五五　△豫備費五二四　△計二二、一九六【臨時費】役所費二六　△衞生費二、四一〇（繰越費四四四、傳染病豫防費一、九六四）△計二、四三六　△合計二三、七三五（單位圓）

六千圓の公債は年度內に借入れ三十七年三月末日限り償還、利息年一割二分以下、銀行又は市參事會の適當と認むるところより借入れることゝせしも、これが方法を市會へ附議決議されしは三月二十六日にして、餘日少なく年度內實行に至らず。

新年度豫算

市制早々の三十五年度豫算は市長事務取扱者によつて暫定編成され、これが實行豫算も既に年度切迫して、さきの四ケ町村豫算を合算踏襲その重複を省いたに過ぎぬものに多少の修正を加へたに止まり、三十六年度豫算こそ吳市初の豫算とも稱すべきものである。原案六一、〇一四圓を五六、一一一圓に削減

△役所費一七、四六四　△會議費二、四三二　△土木費一、〇一一　△敎育費二三、六〇〇　△衞生費四〇、二三三等

これに、臨時費に相當すべき左の追加豫算を議決した。勿論別冊通常小學校新入學生增加に對應緊急を要する敎育費にして

△學校建築費一高等一二、五三二圓、通常八、六九二圓　△學校敷地費一高等敷地三、〇〇〇圓、通常敷地二、〇六〇圓、高等地築二、五八二圓　（通常校舍移轉費二八七圓　△需要費二、三五二圓

このほか衞生費に於て傳染病院建築費四八、〇〇〇圓、計便所建築費一五九圓、汚物掃除費一二二圓。計三六、六八五圓。

これが歲入は學校授業料七、九七二圓のほかは四一、九六七圓を公債金によることゝす（通常小學校建築は、七月仲旬決定、年度末繰越起工、第三高等小學校は位置決定するも建築未着手のまゝ翌年度廢止となり、よつて起債は約半額に終る）

因に歲入五万六千圓の八分方を占める市稅收入四万四千八百四十八圓の內譯は次の如し

△地價割一、〇二七（本稅の五分の一）△國稅營業稅割四、九八三（全百分の五十）△國稅所得稅割六、八九四（全上）△縣稅營業稅割七、四八三（全上）△戶別割二四、四五八（縣稅戶數割の六倍五割六分）

學校組合財產處分

市制前吉浦村もこれに加はる學校組合に屬する財產は直ちにこれを市有財產に編入せんと四月二十七日市會に附議せしも否決となる、吉浦村への分與は大体に八分の一と說明さる。七月十日市參事會にて審議の上十月十六日市會の再議に附し、土地四反一畝一步、建物百八十二坪五合、器械四百二十六個は吳市が收得しこの土地建物々件の代價として四千五百圓を吉浦村に分與し、現金四千五百一圓は三十五年度郡費負擔額に依りこれを分割と決定し處分を結了、同時に市有財產となる。

郡有財產の配分

市內二川町兩城の安藝郡役所は吳市が同郡から分離獨立後も從前のまゝ事務を此處でとり、郡會をこゝで開かれゝば、九月の郡會議員選舉會も此處で行はれてゐた、吳市では財源難のまゝに郡有財產配分即ち郡廨要求具体化し、郡當局も郡會もこれを容認してその額（郡役所廳舍及び敷地その他）の評定を知事に一任といふところまで進んだが、この配分は梅田市船越方面の郡役所復活運動に拍車し、同時に遠距離不便を來す倉橋島方面の反對運動を醞釀する動機となるので、縣郡當局は內務省から新位置の指令があるまでこの問題を蒸して呉れるやう吳市側に猶豫を求め、市も亦これを諒とせざるを得なかつた。

—三十八年未解決（同年十二月參照）

町村時代の繰越　十一月十日、三十五年度元町村稅戶別割千七十圓、縣稅附加稅等約千圓は處在不明又は無財產により取立不納なりと棄却の件を市會に提出、調査疏漏なりと豫算され、なほ徵收につとめて過年度收入とすることゝなる。

新財源捻出に苦慮

吳市は敎育、道路に思はざる多額の費用を要するので、市制早々新財源につき種々考究、十月一日の市會にて、吳市特別稅營業稅條例（原案、平家一厘二十錢、二階以上同十錢を落成十日以內に納付を、半額に修正可決したが、本省の許可とならず。

一翌年六月特別稅營業稅條例を可決せるもこれ亦同樣の運命にあつた。

戶別割の激增

市制期成同盟會の上申書には戶別割は本稅（縣稅戶數割）の二倍半に滿たず、若し三十四年度より一層課率の低廉なり二十三年度の縣下各町村の平均課率に依り課稅するとせば百數割のみにても實に二万七千圓の歲入を增加し得べし」とあり、町村時代の市民負擔は甚だ低率、三十五年度後半期當初豫算戶別割九千六百圓は實行豫算に於て六千四百圓（一倍二割）なりしが、市政その緖につく三十六年度當初豫算にては二万四千圓（六倍五割六分）となり、七月の水害復舊費の一部として追加さるなどして更に率を增し、「二倍半に滿たず」は七倍にもなつた、これに對處して新財源の捻出に苦慮したこと前項の如くである。

因に三十六年度の吳市納稅總額は

△國稅二万四千圓　△縣稅三万圓　△市稅六万三千圓　△計十一万八千圓

にして、市債（內譯）は敎育基金中より八千圓を公借して學校建築費に、各區有財產中より二千圓を公借して土地買入れなど、市有財產は土地六十九町歩建物千七百五十五坪、有價證券三千四百圓。

敎育

校舍增築建議（一月十二日）市制成つて、その目的の最たるものであり而も急を要するは敎育と衞生である、就中、小學校は現在尋常四千二百名、四月の新入學七百名、卒業生九百名で、六百名の增加、高等は現在千四百名新入學七百名、卒業生百五十名で五百五十名の增加に當面してをり、さしあたつては尋常科の午前午後二部敎授を高度に行ひ、校舍に余裕をつけて高等科を收容するのほか方法がないので、議長選擧を終つた八日の初市會に次ぐ十二日の第二回市會に於ては先づ本問題について諮せられ、至急校舍增築に着手すべく調査設計方の建議を可決（新年度豫算參照）

吳市私立敎育會

（二月九日創立）二月九日、和庄第二小學校で發會式擧行、宮原幸三郎發起人を代表して趣旨を述べ、假議長の席に就き、役員選擧の結果は、會長に澤原俊雄（八十二票）副會長に佐々木仙一（三十八票）當選。常議員に

△敎員＝住田彦一、山本象六、川岡清、本田昇三、福永宇三郎　△一般＝豊田實誠、青盛敬爲、石田龜太郎、小泉澄、宮原幸三郎、今中富三郎、長谷川元司、中關龍、井上淵造、澤原精一、高橋基緖

決定、會員百余名、講演會、夏季講習會を事業とす。會則要領次の如し。因に當初市費補助ありしも日露戰爭により中絕、戰後圖書館設立計畫をたて、市補助も亦復活さる。

第四條　本會は敎育の普及發達を謀り及び風俗矯正を目的とす

第五條　本會の會員は名譽會員（本會に絕大功勞ありと認むるものを常議員の決議により會長推薦し承諾を經たるもの）特別會員（一時金十圓以上）通常會員（年々三十錢一累計三圓に達したるときは終身會員）の三種とす

第十二條　役員の任期は總て二ケ年とす

小學校增設

和庄尋常小學校の岡田、旦吹原兩分場を昇格して第一

一七小學校とし、第八常吉小學校を新設、高等小學校二校のほかに第三高等小學校を新設、但し建築竣工まで呉蔵に收容（第七章參照）

【註】和庄小學校の開設、貝吹原兩分教場開設年次不詳、二十八年榧通分教場（和庄第二小學校）開設後ならん。

第三高等小學校敷地　本年度より開設の第三高等小學校敷地に就ては市當局選定中のところ、海軍當局的場下手に適當な地あるも埋立して坪七圓となり、偶々鐵道工事に土砂を採取して山裾が平坦な敷地となつた三津田の大本吾平所有地三千五百坪（十五學級）が坪六圓のためこれを買收すべく六月、市會に附議、もと〳〵大本は二圓で買へる土地にして六圓は高い、高地の故に危險、出水の際二河川以東の通學を避らるの反對說ありしも少數にて委員附託となる、委員會は多少修正してこれを可とし本會に報告小泉議員「即數を減し現在高小數地實現とを以て神原、又は湯舟に土地を借入れ和庄、宮原區民のために高小を分散せよ」とし、宮原議員委員會の修正に反對すれば、澤原委員長再調査も辭せずといひ、この反對兩派合流して委員會修正と對立し、採決の結果は可否半々の近來の紛擾をみる、再議い△〇□（原案を加へ）の無記名投票によるも全數なりしため、佐々木議長宣言して委員會修正案を可決。

—（のち、第三高小は廢止となつて、この地へ第一高等小學校を移轉することゝなりしも大字荘山田村岩方神へ—次いで二河平に變更）

第八小學校敷地　二河川東堤防附近を選ばれしも財的關の危險を唱へられ、安藝郡役所附近を適當として可決。

—七月、大字荘山田（吉川潤營へ現市女）に變更。

—翌三十七年一月、五千八百圓で橋村組に落札、三月起工、九月竣工。

第五小學校　運動場擴張。

第六小學校　下神原分教場を本校地に移すに、金納二十錢ありしも原案米納に可決。

工業補習學校　市制實施と共に夜間通學の便を圖つて第二尋常小學校（東本通）内に移した同校は呉市唯一の實業補習學校にして、市制と共に從來の實業補習の校名を呉工補習學校と改め、その生徒數は九月一日現在甲種五十六名、乙種六十五名。

教育品展覽會　（七月）十二日より第二尋常小學校に於て開催

會長澤原俊雄　△同會長佐々木仙一　△審査掛（長）山本象六、松田伊兵衛、中村止、山縣謙二、的川櫻牛、小川慧一郎以下　△庶務係本田晃三外六名　△接待係宮原幸三郎外十名

出品は大阪以西各市及び縣下市町村よりとし、呉市六千七百點その他二千二百點の圖畫、習字、裁縫、編物等を陳列、參考品として電信及電話機、海軍病院より人骨外、廣島陸軍試驗場より毒虫標本等の出品あり、市内小學校出品には賞品を、市外へは記念品を與へた、十二日閉會式には來賓百三十余名席次に會頭を終る。

通俗講話會　（十一月）その主催にて第一回通俗講話會を十一、二兩日明法寺に於て開く「伏育につき」大石軍醫少監「女子教育に就て」廣瀬廣島高女校長「低度の工業教育」廣島高師教授志田理學士。

小學校聯合運動會　呉市制初の小學校聯合運動會は十月七日海兵團練兵場で催される筈のところ雨天で九日に延期、兒童六千名中五千八百名參加、長官以下海軍部内各局等官、市内官公衙長ら多數の來賓を迎へ、これらへは晝食を饗し、午前八時より午後四時に及び席次に行はる、一般參觀者も多く警官十數名で取締り、迷ひ子四名といふ混雜を呈す。運動種目は次の如し。

△内埒一旒仕、櫻、系切、旭に向ふ、夜行汽車、赤襷騎士、變裝戲、忠魂義膽、バスケットボール、籠の鳥、鬼遊び　△外埒一綱外、旅裝戲、旗運び、棒跳、兒員遊び、障害物、綱跳【晝食後】△内埒一桃太郎、櫻花、霞富士雲、四季遊び、松下泉、單獨戲、農夫、四季の月、皇國萬歲連呼　△外埒一旗送り、二人三脚、藏襲戲、鬼飛び、服裝戲、徒歩走

衛生

吳市醫會　（前編年次史三十五年十一月參照）一月縣知事の認可を受け、藤原會長を議長に第一回總會を開く。

市長より示達　各町村縣にコレラ、ペストの流行するあり、第五回内國勸業大博覽會見物客の呉港に來訪のものも多かるべく、この際一層衛生に留意する要ありと、一般に對しては試驗の結果善良なる井水のほか飲用せざること、非合側流し、台所流しより大下水に至る小下水の掃除を怠らぬこと、その他、宿屋、料理屋、飲食店等へは飲食器は使用毎に煮沸すること、腰具は時々日光に乾かすこと等注意事項を示達。

私立衛生會

四月十五日柳花園にて商議員會開催、石黒海軍々醫大監、栗原安藝郡長、佐久間呉市長、米良警部、角南警部、澤原俊雄その他十余名出席、次の如き決定をなす。一、本月下旬總會開催之呉市に下水道布設を建議すること二、會頭の選擧と衛生講話會を開くことゝ幻燈會を開き市民に衛生心を喚起せしめる事

一六月二十七日總會開催、海軍病院長吉田軍醫總監、芳村軍醫大監も臨席幻燈は海兵團より借入れることゝし、役員改選の結果會頭に芳村晉、副會頭に米良呉警部長と澤原俊雄當選、その他幹事に角南警部、手島安藝郡書記、商議員佐々木高梁外十八名。

安藝郡醫會春季總會　四月十九日郡役所にて開く、會長佐々木亮ほか二十餘名出席、石黒軍醫大監、寺島同中監、大石大軍醫の講話あり、次の如き協議決定を行ふ。

1會員には無料施療救濟すること　2藥價は郡内統一すること但し事情六ケ敷ものは土地の狀況により相當の藥價を徴收すること

聯合衞生組合

市制呉市に新たに衛生組合を設置することゝなり、全市を和庄十一、荘山田五、宮原三、二川四の二十三區に分ち、三月、各區組長と委員百二十四名の選擧を行ふ、四月一日初會合を呉倶樂部に開き一般の調査を纒めて知事に認可申請に及ぶ、各區組長は次の如し

呉玉次郎（畑）鉄員（東鹿田）土本貫右衛門（西鹿田）中鹽仙之助（東泉場）本川鐵兵衛（古江）平岡巽之助（本通東）大久保宇太次（本通東）西丸幹（下和庄）橋本貞之助（上和庄）宇根徳兵衛（宇根筋）佐々木健三郎（樹迫）佐々木兼助（堺橋通）岸井忠次郎（上中下中）船尾忠三郎（惣付谷）福地道三郎（二河橋通）宮原眞道（山田）山本榮喜太郎（二津田）末永四郎（上河城）島本益太郎（下河城）濱井儀助（西川原石）正岡久吉（東川原石）岡本茂吉（坪ノ内）後藤清太郎（神原）中本種松（室瀬）

組合規則の要領は

一本組合は衛生の普及を圖らん爲め明治三十一年三月本縣令第百十四號衛生組合規約に基き組織す　二本組合は何町村何々衛生組合と稱す　三本組合は衛生普及の實を擧げん爲め左の各項を實施勵行するものとす　四本組合は役員に組長一人委員若干名を置く、組合員は組長二名を組合員中より推薦し知事の認可を請ふものとす、委員は組合員の互選とす　五役員の年期を三ケ年とす。

市では、五月初め各衛生組合長を市役所に招集し、組合規則近く認可となるを以て認可の上は同日より一週間以内に殺菌的消毒方法を執行すべきその方法として1各戸大下水に通ずる溝渠溷廁、未だ設けなきは此際築造、破損ケ所修繕2牛馬を飼ふ家は廐壅の勾配を附したる走井を設けしむること3井戸は十中八九雨覆なきにつき此際設けることを決議、聯合組合長の選擧をなし西丸昇當選。

—五月十三日認可。

屎尿汲取と汚物掃除　市内の屎尿汲取りに福地道三郎らによる海軍社なるものあり、「堺川筋に適當なる構造をせる汚物船を定繋し市内の糞尿を汲取り之を撒出、春秋二期には社費を以て清潔法を行ふ」ので海軍にても特に堺川自由入船許可されてをるも、この頃内實これを賣却して利益を得つゝ掃除は充分なさゞるため、解約して從前の掃除者に依頼するもの多く、又宮原小學校（一ケ年一圓五十錢）の如き不便の箇所は汲取りをせぬ有樣なので、私立衛生會では同目的のため他へも入船許可斡旋方を市へ建議に及ぶ。

—六月福地道三郎實來社に衛生講說會を開く、聽衆は海軍社に對する不平

を連設するのみ。

一七月、港務部長三浦少將待命となるに及び、支障なき限り其他にも許さることゝなり、折からの水害復舊の石材運搬にも便利を得。淨圓社は無料波取りによる利益は戶毎へ分配することゝする。

汚物掃除は市役所衛除部でこれを行ひ、關係箱を必ず設けること、箱は必ず表に置くことを勵行せしめてをるが、なほ、命令夫の腰に鳴鈴をつけ、鈴が鳴れば直ちに屆出を待出さしむる案も試みらる。

一六月、屎尿運搬船數隻を吳市に適用する旨令公布。

衞生幻燈會　さきに私立衞生會では海軍より幻燈器を借入れて衞生談話會に使用することゝしてゐたが、六月西敎寺出張所に於て開催、一千余名の觀衆と集る、澤藤副會頭開會の挨拶を述べ、說明に水野衛士官、寫眞挿替に兵曹一名至二名あたる、續いて明法寺に於て開くに二千余名立錐の余地なき有樣。

市制一年目　十月一日現在の戶數一四、五九四、同月の屎尿搬出高八万貫うち、犬の屍體五〇、同編一八、公設便所は川原石二、廓城、二河派出所裏四ヶ道路外一で六ヶ所。

警　備

吳署定員增加（四月）　廣島地方及び同區裁判所に於ける竊打犯又は隣犯その他警察等にて關係あるものゝ犯罪地の六、七分方は吳港であつたほどに、吳署の定員增加はかねてより必要とされ、廣島警察部内に定員分署中より少壯十數名を派せられ、四月一日には豫定通り定員の八十二名となり、これでさしもに手薄なる無箱漢もあとを絕たんと期さる。

派出所は從來の湯の崎、東泉場、川原石のほかに新年度より花見橋詰、二河橋、朝日町、鹿出、和庄谷の五ヶ所に新設、八ヶ所となる、但し四月までの事業となり共同此設計に力め今や全く其組織を變へ茲に創立の式典を擧行す（以下略）

佐々木市會議長、米良前警察長の祝辭あり、組頭島田重人答辭のゝち、消防手の分列、演習に入り一梯子の登降、喞筒の運用、水掛け競爭、筆使用術、防火觀者、徒歩競爭等あり、成績頗るあつて式を終る、余興に數舞、數劇、法被姿で繰込む數般の演藝等あり、市長助役ら酒間を斡旋し、午後五時盛會裡に散會。

交　通・通　信

馬車鐵道出願（六月の項參照）

郵便受取所（三月）　和庄町九丁目の郵便受取所を郵便電信受取所と改め二十八日より事務を開始、同日花見橋詰柳花園で祝賀會ある、近隣良餘の挨拶、廣島郵便電信局長松本毅一郎、吳同宗像英雄の祝辭あり、折詰冷酒のほか模擬店開遊會の催しあり盛會。

二川郵便受取所でも同月六日より事務開始。

門司、大阪間電信（九月）　從來門司、大阪方面への電報は廣島郵便局で中繼されてゐたが、九月二十八日吳、門司間の回線を設けられ、續いて大阪、吳間の回線も同月事務を開始、九州方面に便利となり、神戶あたりも廣島中繼が大阪中繼にかはつて電報が早くなる。

吳廣島間電話（十一月）　吳局に諸機備付成り、十一月二十五日より取扱開始、二川、和庄兩郵便受取所とも連絡、一通話五分間二十五錢、呼出料十五錢、初日吳より十七通、廣島より四通話。

これにさきだち、五日、市內有志は吳倶樂部へ宗像局長を招き相談會を開いて特設電話の架設を議せしも一丁十五圓を要するとのことに立消え、なほ和庄、二川の二ヶ所へ電話取引所の設置を出願せしも許可とならず。

一翌三十七年八月三十日、警察署まで設、輪機器により郡役所、警廳と連絡成る。翌三十八年五月市內電話開通。

商　工　業

「商工立市」すくむ　前年、市制を助に實業談話會、實業會の結成あり、商業會議所設立申請にも及べるが、爾來一般經濟界の不況には、九月頃より先進屆道市に會議所存廢問題起る始末に、吳市の商工業界は衆て時局の急迫もあつて前年の意氣込みなし。

市內の清酒醸造高　前年中、濱藤傳右衞門の千八百二十五石を筆頭に、同荘山田釀造場七百二十石、宮崎爲興七百二十石、高橋基緒四百二十石、石橋喜助百八十石と合計三千三百八石、移入はこれよりも多く、計七千石を消費、砂糖の消費量も三十年の二万五千圓が前年は六万圓を突破。

區有財産處分行惱む

五月、市會へ、道路敎育費に區有財産借入れ案提出さる、宮原二千圓、和庄、荘山田に各千圓ばかりと、僅かではあつたが、市としては各區が區有財産を持つことは市政の癌の一つであるので、先づ現金から始末しやうと計畫したのである。

市會では、區有現金を個人へ貸して、回收不能となつた場合その損害は何處が負ふかなどの苛問もあつたが、振つたのは『番外の說明によれば、市には三百圓の遊金ある由なるが、その金の始末は如何にしてあるや』『銀行に預け入れてある』『銀行の利子は割安なるに、何故個人の確乎たるものに貸さぬか』『金を貸さう〳〵と紹介して道路を走る譯にも參らざるべし』とは天野助役の答辯。

の如く、未だ町村時代の割據觀念根固く、この案は實現しなかつたが、次いで六月再び議事堂敷地買收費として區有財産貸借方案（和庄千三百圓、荘山田千圓、宮原二千八百圓）提出可決。

（三十六年度市費繰入額に區有財産より二千圓あり、前記四千百圓より市役所議事堂敷地買收費を支出しての殘額流用か又は別個の借入れか不詳なれど、卅三十七年日露戰爭勃發、國債發行にあたり、和庄、宮原各千圓、荘山田七百圓、二川五十圓を割當て、當時の和庄九九八圓、宮原一、五一五圓、荘山田六八一、二河四六圓の現金の始末はついた）

次いで、理事者は、十月一日の市會に、區有財産授受の件（市有財産に編入）を提出、學校敷地ごとき、一方は區有、一方は市有の場合處分の頗る難だし、同じく吳市の用に供するもの、大局に立つて本案に贊成を求めたが、こゝに至ると、單に部落觀念のみならず本質論に及び、區民が讓渡の意志と要素があつてこそ、これが授受の行爲も成立するのであるが、市會が片方的に議了決定し得るものなりや否や、大いに疑問とすべきであると、遂に廢案に決定（但し市制第百十三條にはこの決議權ありとさる）

尚の市會に於ては「荘山田村は昨年九月避病院及び小學校を本區のみ使用を條件に無代貸與したが、今日ではどの區の差別なくこゝに收容してをる、かゝる狀態であるから別段市へ讓渡せぬでも差支へない」との實際論もなされ、また、この案件は區の權利上、各區の全部ではなかつたが、最も財産の多い宮原村選出の後藤議員が反對の急先鋒を承はり、外來派議員と闘ふに、起立採決の結果は「その要を認めず」と十二名の多數を以て廢案となつたもの、外來派總帥小泉議員「人の顏を見て立つな」と大聲罵倒すれば、石田議員「聞き捨てならぬ」と起ちあがつて議場混亂。

本案の廢案に伴つては、關聯議案「區有財産處分の件」も自然廢案となつた

翌年小學校及敷地の市有は成されたが、爾來、その他區有財産は、緩々市の特別會計に續維を加ふるのみならず、曩々市の計畫に禍し、永くその癒種を除くことが出來なかつた。

道路修繕と割據觀念の殘滓

五月十六、七日の追加豫算市會、これは當時、吳の街を一日歩けばめまいがすると外來の人からいはれてゐたほどに、凸凹、濘濺な市街里道の修繕を參事會より提案したものであるが、隋々修繕ヶ所は二河、和庄に多く荘山田に少い、これは荘山田區から參事會員が出てをらぬため、不公平、冷淡な取調がなされたのであると同區選出議員が論難、參事會の取調べに粗漏あり、道路取締につき調査委員會を設置せよと怒號すれば、いや、二川は吳市の喉部、和庄は中心地で、未だ新開の大部分田圃をなしてをる荘山田に修繕を必要とするケ所が少ないためである、部落的偏執にとらはれず宜しく吳市の大局から觀よと應酬、本年は汽車が開通する、吳市の喉は荘山田である云々、紛議二日にして委員附託再調査となる。なほ理事者が「吳の道路は國、縣道を除いては隆雨前代田と化すことは御承知の如くで」と贊成を求むれば宮原幸三郎「教育費の節減を叫ぶとき、道路のみ三府五港に止すべきでない、參事會の再考を求むとの論をなし、又里道修繕費の三分の二は河道の寄附（七月改附金受納方法規程）となつてをるが、幸くも綱口を後ぐ市民に勞役寄附を强ひ苦役者に報酬なし、寄附に應ぜねば如何にするか―修繕を廢棄する―石田龜太郎「市が絶大な濶眼を以て而も市の經營を市民の寄附に待つとは如何、若し市役所書記の給料たつたら如何に、寄附がないからとて馘首するか」等々、吳市會最初の熱論を展開。當時の里道狀況を知る參考にもその原案を附記する。

里道修繕箇所取調表

△二川町　兩城三ツ田横道、兩城郡役所前より以西道路、河原石海岸、河原石横道五ヶ所、兩城海岸より三番目横道路、全四番目横道路

△荘山田村　三津田二河橋より二川境に至る海岸、字松本一ヶ所

△和庄町　室瀬、仝、室瀬より坪の内迄

△宮原村　宮下新開目鏡橋河岸道路、宮下新開一丁目横道路、湯の崎より字根筋へ上る所、字根筋、湯の崎筋、仝上八口國道より新元町へ通ずる道路の内、新元町石橋より西南、吳貯蓄銀行の横道路、新元町より縣道に通ずる道路、三丁目四丁目の間國道より西横筋、四丁目五丁目の間國道より西横道路、五丁目六丁目仝上、七丁目八丁目仝上、八丁目九丁目仝上、第一

番常小學校より北側古江へ上る道路

因に前記荘山田村に參事會員が出てならぬを補ふ政治的意味からしては、宮原幸三郎議員らの運動の結果、八月十二日の市會で一名增員を多數可決に至つたが、許可にならなかつたゆえか實現してゐない。なほ前記里道修繕費三分の二寄附はその都度參事會より市會に諮る額を逃げるべく、これを市會に附議、多少修正して次の如く可決。

寄附金受納方法　本市土木費に指定の寄附金を申出るものあるときは市參事會限り受否することを得　一、里道に關するものについては其工費の三分の二以上となるときは受納すものなるときは一度一圓以上となるときは受納す

川原石棧橋計畫

市制前、吉浦村又は二川町の獨力を以てはなし得ず、吳港のほか町村もこの玄關口にその必要を感じ乍らも如何ともなし得なかつた川原石棧橋の計畫は、市制吳の第一着事業として早くも八月市會へ提案をみる、鎭守府（照會の結果も市營なれば と諒解を得たもので、場所は安藝阿賀店下手は二河川下流にして海面古閘幾く出入船舶に不便なるを以て、青物市場邊より突出すか鳳來寺下手寄りか或はその中間とし、十五間巾百八十間を築堤し二千七百坪を埋立てるに一万二千圓、こゝに五間道路を設け棧橋は巾五間長さ十間、こゝに事務所を置き、洋燈は一箇、十間と八間、十二間のものを二つ繋ぎ、これが工費一万一千圓、財源は公債による、右設計は市が新たになしたものではなく從來民間出願のそれを修つたもので、これが收支豫算に就ての市長說明は次の如し

三十五年に於ける大阪商船會社の大形船（大阪門司間）にて吳に上陸せをもの四万二千名、乘船者四万三千名、合計八万五千名、一名三錢を貰すると二千五百圓、小型船（廣島吳間）にて上陸せしもの八万五千名、乘船者七万三千名、仝四千七百圓、合計七千三百圓、これを汽車開通後四分の一に減ずると假定す、荷物は積荷のみ調査の結果三十五年中に二万四千個、一個五厘課して百二十圓、收入合算して三千八百圓、年經費一千四百圓にて差引市收入二千四百圓。埠立三千坪は三百坪熊木、千坪道路、百坪荷揚場、千五百坪民有地として工費一万二千圓（坪七圓五十三錢）として時價十五圓との開きは市の利益となる。

この埋濶地先に棧橋及び荷揚場設置の件を市會に提案さるや、一先ず宿題とされ、十月これを審議「汽車開通の曉は海軍は川原石港を閉鎖して商港を吉浦に移すといふが、この噂を海軍に確かめて交渉に及んだか」「將來の利害問題を考究せしか」などの質問あり「市營なれば海軍も許可する意向、確たる豫算及び設計は市會の贊成を得た上で測量してこれを行ふ」とのもとに本事業案の可決をみる。

が、右棧橋案に對しては「汽車開通後は荷物は大半これにより殘るは吳、四國間のみであらう、御用船は直接工廠に荷揚げを行ふ、海軍が妙除けを設けて以來淺くなり、以西二百間は沖へ三百間の埋立をなさねば二、三年もすれば一面の干潟となるう、島嶼による風波の遮斷がない、二、三万圓の經費ではこれに堪へるものは出來ない、當分差支へないとしても、將來の破損修繕には多額の經費を要する、なほ收支豫算に於て汽車と競爭となれば現在の船賃より低くする要あるに、更に棧橋賃をとるとなれば豫算通りの乘客があるとは思はれぬ等々續討批判がなされ、その實現性を危まれてゐるところへ明けて日露の破局となり、新事業は一切取止めの方針に本計畫も戰後に持越され、戰後軍港擴張に海軍側に難色あるまゝに遷延され、更に川原石浩閉鎖となつて、本棧橋計畫は永久に自然消滅することゝなつた。

市役所新築敷地買入れ

市廳は舊和庄町役場を僅か改造せるもので狹隘を極め、市會議事堂は專德寺、第二小學校、吳倶樂部と時々の都合で轉々としてをる市制當初に於て、

両者の併置及び建築の要は論を待たざれど、さらでだに戸別割の累増が町村時代と隔段な開きをなす財政に於て容易なことならず、こゝにその地を劃花園裏附近（現在地）に下して漸々に敷地を購入、擴大することゝし、先ず荘山田村大新開一ノ割五六一の八外三筆、狐ケ城仲八二一ノ四（以上現濱田町六丁目）下古川八八八ノ二（現公園通五丁目）と地積は異なるがこの合計一段二畝二十一歩を市有地とするの案を十月二十九日の市會に提案。

「右は繁華のあつた土地で市はこれを仲裁するとき買收の約束をなしてゐたのではないか」との質問もあったが、東京市會本會議の所有地、未埋立地にして附近の買價値段の六割を主張、五圓五十錢の交渉に及びしも値下げせずその代り三十一圓を寄附することを申出たもの「これはの木杯の惡例をのこす」と、市會は寄附受納の件は否決案し、坪五圓五十錢で市が擔保することを條件に買收案のみ可決。

結局買收に至る。

町名制定・字名改稱

かねて委員を設け町名の制定、字名の改稱につき調査中のところ、區面調製に要する地籍法による許可を必要として延引、漸く成案を得て十二月二十二日の市會に提案、大字名を和庄區、荒山田區……とし、なほ全市の小字を五十八ケ町に改正せんとするものにして、前者は撤回、後者は宿題として明年に持越すことゝなる。

―明けて三十七年早々の市會にかて、和庄長谷川元助、宮原青嶺前島、二川石田鰹太郎、荒山田澤原楠一を各區代表として市會に委員會を設けられしも、町名を市會が彼是れするは違法、越權の嫌ひありとして參事會に諮問撤回を求め、なほ將來改正變更の際は參事會は各區委員長と相談されたしとす

―時代史（三七一頁）所載の如き理由のもとに將來公稱の前提の過稱字名となすべく八月十六日の市會に改めて提案、委員會は多少の修正を加へ、同二十四日議決、これに各町總代を設置するに至りしは三十八年初め。

風習と街の素描

外來者の持來る各地の風習と融和して新しい吳の風習が釀成されつゝあるとはいへ、そこには未だ外來者からみて奇異に感ぜられる幾多の傳統的風習もあった。以下は市制施行の三十六年の廣島日報「吳附錄」よりの斷片、のち吳毎日新聞に入った和田島城の筆になるものと思しく、外來者の感覺なる感覺をもって物珍らしくも眺めてゐる、當時の街の素描も併せて掲ふこと次の如し。△小原女の感　賣島では天秤棒を肩にしてゐるが吳では女の魚賣り必ず盥を頭に乘せて街を歩き小原女の感がある、密柑や野菜賣りも同樣、中には乳呑子を背にしたのもある。△ガタ馬車（これは風習ではないが）川原石四つ道終間のガタ馬車十一輛、乘らぬと馬丁が喚馬する、道路には馬糞堆積不潔を極む（前編にその狀記詳し、電車開通まで續いたものらし）△勞働のゴタ〳〵　昨年の吳築港競打事件から二派に分れてゐたのがこの春濱田らの斡旋で合同して共立勞働の看板をかけたが、醫妓の自宅呼出しを出勤に改められてまたゴタ〳〵。△西洋料理　吳倶樂部の西洋料理に次いで、濱田旅館でもこれを始め、玉突場も設けるべく目下建築中。△堺川で男女混浴　「八月九日、舊曆の十七日、嚴島明神祭當日は嚴島渡島者で川原石港は雜踏を極める、この夜、月のぼり、繁華するころの堺川では、三方の山々から無數の篝火が映え、ワイ〳〵の聲こだまするなかに、ギヤア〳〵と數百名の男女の混浴はじまる、堺橋上はこの戲れ泳ぐ樣を見物する人々で立錐の余地なし街の人出も素晴らしく、氷、ラムネは飛ぶやうに賣れる」―と、この夜の光景を描かれてゐる、當時堺川の修築未だ成らず、勿論市街地所の埋立に至らず、兩岸とも堤防であった、そこには無數の醜が棲んでゐたといふから、現在のやうなメタン瓦斯で窒息しさうなドブ川では勿論なかったであらう、し

て、この明神祭の賑はひは吳に嫁れ阿賀の灣船のみ殘ってをるが、この囃醫備日々新聞に連載された「囃籌年中行事」のなかには、この明神祭を說明する一節がある、次の如し

「…百年以來漸く裝へ維新の際に至りては廣島の町々より華奢なる祠供船を出すは五、六ケ町に過ぎざるに至りぬ、又江波島及び安藝郡阿賀村より灣船を出して神船を曳く、天明四年來の事なり、十七日の夜かの船曾紋のある噺とおはしきころ、廣島及び海邊の郡村は皆川又は海邊に出で、潮をくみて家に持かえりこれを灑く、これを晉紋潮と唱ふ、この祭にて三四夜の間は廣島その他海邊の郡村とも晝頃高く燈をかゞく、十八日朝、御供船もとの川々にかへる、船師はやし十六日夜の如し」と。

△花見櫓のハゼ釣り　夏時の花見櫓はハゼ釣りの群集で通行も成らぬ、名にふさはしからぬボロ橋で、大波はとうの昔、女、子供が足を突込んでは怪我をする。△新盆と舊盆　新盆の盆踊りは八幡神社の境内が一番賑やか、神社で盆踊りも變だが、百余の踊り手、それは七分方法被姿で、中には紺絣の少女も交る、男女とも折笠で面を包み、手拭手足拍子おかしく飛廻る、妙齡の娘を異裝させてこゝに出す親の氣が知れない、背を叩き腰を突いては笑ひ戲れる男女の有樣、手を携へて列を脫する艷姿の艷話、見るもたまらぬ。佛迎へは、月かはつて舊盆にもやる、佛樣も忙しいことだらう。△入港と空俥の行列　夏祖れの頃は殊に多い、八月、盛島、橋立が數ケ月の航海を終つて入港するや、ズラ俥がドット南へ流れて波止場へ殺倒する、やがて、一時に北へ〳〵と眞一文字、實に物凄い光景。△敗帳待ち　八月二十三日夜は敗帳待ちと稱して藝妓や一般商家に於ても夜通し寢ない風習がある、これは舊曆二十二日の夜宇和島の忠臣山家清兵衛が敗帳の中で殺された日、その和靈神社の祭日に相當するといふから、伊豫あたりから傳はったもので吳の傳來のものではあるまい。△便利屋とポスト　四ツ道路のポスト附近は便利屋のとまりになってをる、婦女子とみたら画便を我込みに來ても、仲々に入れさせぬ、仕方なくわざ〳〵本局へ出しに行くも△婦人の大弓　この春、海軍關係と市中有志で弓術會が設けられ、一時は市内の名士連も弓にのぼせたが、この頃は婦人連にかはり、雪夜吳倶樂部へは二十數名の婦人が集まってをる、冨久機關少佐夫人、天野助役夫人らは一流どころ。△秋祭と賭事　よごろ、四日の晩はたゞ雜踏するのみ、見るものも何もなく殺風景、明けて本祭となればシャツ一枚に足袋はだしの若連中二十余名一組となって獅子面を被り市中を練る、この日商家も休んで奥座敷など片づけてをる無遠慮に上り込んで泥、砂で疊を滅茶〳〵にする惡習慣あり、この日月見をかねて何處でも酒宴を盛り、醉ふては若連中の喧嘩に今年も露店のぶちぬかれたもの二、三軒、更に若連中が大鼓を擔いで神社に入るときはよい場所を占領せんと先を爭ひ氏子總代が和庄に來方したとて埒内の若連中の不平は二百名以上入亂れての大騒動となり、ナイフが出、石が飛んで負傷者數名、一巡査は部を斬付けらる。この氏神社の秋祭りは隣徒の大祝日でもある、五十年來檢擧されたことなしといふが、それでも遠慮して多くは山中で行はれ、たまには檢擧もされる、吉浦八幡神輿手の山中では掛金の四倍の大賭博開帳中を踏込まれた。△街は不景氣　工廠は多忙、殊に製鋼所の工事を急ぐ造兵廠の第八、九工場では毎日死傷者も出るといふ物優さであるが、未だ市中の景氣に及ばず、吳區の荒土芝居も何時の間にか居らなくなり、常盤座もやめるのではないかと思はれる、千日前も淋しい、たゞ浮かれ節があるのみ。この調子では下旬大阪相撲若島一行が九丁目空地へ來るが大したことはあるまい。△汽車のストッパイ　年末押しせまって汽車開通、その二、三日目、兩城トンネルにさしかゝった汽車が非常汽笛をあげてストッパイ、何事かとみれば吳驛が信號を

意ってるたゝめ。

（鹿鳴館時代の名殘りを止める天長節の夜會―十一月の項に）

新市の花街　吳藥舍の後身、共立券番藝妓百二十名のほかに川原石にも新藥券番と稱するあり、朝日遊廓にも同樣、ともに少數の藝妓を持つ。朝日遊廓四十戸（娼妓四百三十名）の主なるものは次の如し。

本店、第二、第三の寒翁樓　松鶴樓本、支店　山田樓　松竹樓　東京樓　錦帶樓　朝日樓　松龜樓　山海樓　長嶺樓　松川樓　都樓　日の出樓　柳樓　新潟樓　花月樓　鶯氣樓　稻葉樓

第二次市長候補者推薦

六月九日、第一次佐久間市長辭去して、同月十七日、內務大臣から次の市長候補推薦命令來る、卷間第一候補者について種々取沙汰をなされるのみで、具體的の動きに至らず、而してこの間派閥側から、日露の風雲急なるに際り市會の融和一致に就てどうした形式で要望がなされたか、さうした內前的なことは記錄に殘つてゐないが、とも角、推薦命令が來て二十餘日を經過して七月十日、午後五時から議員の懇談會が花見橋畔柳花園で催さる「今迄市會議員同志が顏を合すのは議場に限るので、打ちとけた懇談を議場外でやりたい」といふ趣旨、發起人は宮原幸三郎、佐々木高榮、小泉澄、石田鶴太郎、青盛敬馬、澤原精一の前市長選擧の反派の有志六人、席上市長候補推薦、前記の如き挨拶をなすと共に、次の市長選擧には競爭、紛紜の醜態を免れたいと提唱、小泉澄から荒尾金吾を推薦したところ異議はなかつた、が、酒間談笑裡に次の市長候補を豫選したところでは澤原、荒尾、佐々木、今中富三郎の順となつた、この頃、吳市の經營は土着市長でとの論も甚だ高く、吳毎日新聞が豫選募集の結果も、澤原、佐々木の順であつた、有志議員中には、澤原發雄の意を確めるところがあつたが、同人は『佐久間と爭ふた自分が計を僥倖としたとの世人の誤見を惧ると共に、自分は市長の椅子をもつて佐久間に贈るはなむけとしたい』と、その胸中光風霽月、固辭するところに何らの他意なし。

かくて、市長候補推薦市會は十七日專徳寺を議場として開かれ、小泉議員臨時祕密會を要求、澤原俊雄の意志を確めるべく交涉委員に石田、青盛、小林、小泉、宮原の五名を決定、直ちに訪問したところ、前記有志議員に告げたところと同樣なので、選擧を行つた結果、出席三十三票中第一候補荒尾二十五票、次點佐々木高榮三票ほか、第二候補佐々木十六票、次點宮原幸三郎六票ほか、第三候補宮原十七票、その他。この投票中に『君に限る』『僕に限る』『思ひ出しては實語經に曰く、海軍の干涉は侮よりも深し』『海軍の古手に限る』など、ぶざけた札もあつたことは、この推薦市會の空氣の一端を物語るものでもあらう。因に、前記澤原俊雄は、この以前四月、膽チブスを病んで全快間のない折でもあつた。

なほ詳しくは、第一候補者は荒尾二五票のほか三票佐々木高榮、二票澤原俊雄、一票宮原幸三郎、白紙一票のほか「僕に限る」の無効一票）計三十三票）第二候補者は十六票佐々木高榮のほか六票宮原幸三郎、一票石田、二票澤原のほか「君に限る」「古刀死品」「思ひ出しては…」等、第三候補者は宮原幸三郎十七票、二票澤田のほかは「あゝ嬉しやノウ」「七五三相撲」「海軍の古手…」等。こうした不眞面目な投票多かりしため次の市會に於て市會の体面を汚すものとして筆蹟調査の動議をなされしも「爾今は無効投票に限り問題せず」で結末。

また、議長佐々木が第一候補者の次點にあるや席を代理澤原と代り、澤原の票出るや年長議歷より代り投票中議長席定まるなかりしが、その必要なく、議長輕率なりしと次の市會できめつけらる。

第三候補者に當選した宮原幸三郎は直ちに辭退したるも散會、次に讓られ、次の市會にて重ねて辭退を固執し、再選擧の煩を免れ難き有樣なりしが、斷然に撤回。

江田島村（縣下模範村）

（この年縣下に模範村として安藝郡下は江田島村、上瀨野村、仁保島村、賀茂郡下は廣村が縣より推賞さる、廣村についてはこゝより內務省の表彰もあり、四十一年次に掲載）

江田島村は戸數千九百九十戸、人口一萬二千三百十六人を有し郡內屈指の大村にして其區域廣濶なるを以て從來小用、向側、中郷、宮ノ原、矢ノ浦、山田、鷲部、飛渡瀨、秋付、切串、幸ノ浦、大須の十二部落より成り之を十二區として六ケ所の尋常小學校及び尋常高等併置小學校を置き該校舍は何れも最近の建築にかゝり教育上衞生上とも構造完全にして其設備完く整へり、而して其建築費は本浦に在る尋常高等小學校を除くの外は各部落の負擔とせり、即ち六ケ所の學校及び講堂完成年月は左の如し

本浦尋常高等小學校（二十二年十二月より三十五年に至る）秋付尋常小學校（二十二年五月、三十四年十一月）切串尋常小學校（二十二年一月、三十四年十二月）鷲部尋常小學校（二十二年五月、三十五年五月）飛渡瀨尋常小學校（三十一年三月）大須尋常小學校（全上）

本村小用港より本浦を貫通して佐伯郡飛渡瀨村に至る道路は本村の要路たるも一島嶼地にして從來山坂險峻狹小にして至つて交通不便なりしが、海軍兵學校を設置せられし以來形勢一變し、人口の出入物貨の運輸繁しく自然村民の生業等日增盛況に赴くにつれ一層交通機關の不便を感ずること萬しく、是に於て本村は佐伯郡飛渡瀨村と協議し組合を設け右里道改修を企圖し之を三ケ年繼續事業として明治三十年十一月着手し三十二年五月成工を告げたり其本村內に於ける改修里程は一里二十三町四十九間とす、今や車馬の往來自由にして偖々交通頻繁となり一般の幸福大なりとす。

基本財產は田反別一反一畝、畑七畝、宅地一反八畝、山林反別百四十四町歩、その他現金三千二百圓を有す、うち金二千圓は二十二年町村制實施前より存在せしもの、而して主として施設の任を盡したるは二井內久義氏にして同氏は三十四年二月二十一日病歿したるも去る二十二年六月以來村治を料理し居りて其効果稱すべきもの少なからず。

【一月】

吳市の新年　「吳市に於ては當日午前九時を期し第二小學校に遙拜所を設け市民一般の互禮會を行ひ了りて酒宴に移るよし、因に記す、昨年は殊に不況を以て終りし事なれば本年こそは祝ひ濟めて目出度く一年を送らんとて市民の意氣頗る盛んに國旗松飾等も例年に比して賑々しく集散場の飾り付などは實に目を驚かす計りなりとぞ」鎭守府其他「同府に於ては本日午前八時より鎭守府は御眞影奉置室に於て祝賀式を行ふよしなるが司令長官海軍中將柴山矢八氏始め幕僚其他海兵團、水雷團、造兵廠……正午十二時の號砲を合圖に此等の軍艦は二十一發の祝砲を放つよし…」

香坂造船大監督命　吳海軍造船廠造機科長兼海軍大學敎官造船大監香坂季太郎氏本職の外に兼職を免ぜられ特命仰付、但し吳に滯在すべしと命ぜらる

海軍區改正　勅令第三十八號を以て海軍區の改正發布せられ從來の五海軍區を四海軍區とし吳鎭守府に屬するものは左の通りと定めらる

第二海軍區　紀伊國南牟婁郡界より長門國大津豐浦郡界に至り又浪前國及豐前國の海岸海面並內海

練習艦隊初の南洋遠航　目下吳在泊中の常備練習艦三笠、八雲、笠置、宮古の各艦は來月紀元節を神戸にて迎へ陸戰隊を組織して湊川神社に參拜するが、その支隊として橋立、嚴島の三艦は練習艦隊を編成して二月十五日橫須賀抜錨、海軍史上未曾有の壯擧たる香港、新嘉坡を經て印度洋に出でオークラント、メルボルン、タスマニア、ニュージランド、シドニー、本隊島への遠洋航海を行ひ、赤道直下の潮流、太陽を實見することゝなる。

海軍第二期擴張終了　三十一年に始まり本年を以て終る、既に海外に注

交したものは昨年迄に竣工を告げ頓收灣となり、殘るは僅々水雷艇一隻と巡洋艦一隻にして、右は何れも內地（横須賀）に於て製造中にて遅くとも本夏期迄に進水式を擧ぐるに至らん、因に目下新造中の帝國艦艦左の如し　巡洋艦新高、驅逐艦村雨（以上横須賀）巡洋艦對馬、驅逐艦春雨、速鳥潮霧（以上吳）

灰ケ峯山塊　に、三日午前八時吳佛教青年會本年第一回の會合を催す。

洋艦隊落火災　五日午後十時頃和庄町海軍少佐有馬律三方で洋艦隊落破燬して火災、同家を燒失。

教科書事件　教科書收賣に全國的の御收盾事件あり、金港堂主原亮一郎外被告二千名、嫌疑者千余名に及ぶ、この中には宮城縣知事宗像政、島根縣知事金尾稜嚴（初期本縣選出代議士）貴族院議員宮中顧問船越衛男爵と中國新聞社長山本三朗らあり。

―本事件に鑑み獨今小學校教科書は國定とさる。

土族授産所解散と共有財產分配　「二十一年解散と決しこれと合時に舊廣島藩士共有財產處辨委員會を設置以來四ケ年を經過せるも未だ處分々配を了せず、仝族六千余名いづれもその速かならんを希望しるるが、この間に該委員中の山本二朗、猿本正蓉ら不正不義の舉動横行し私利を博せることが熊谷縣六對凌芳五郎の訴訟により暴露し、委員會では舊臘十一月二十七日その事實を認め右兩名の處辨委員除名を申渡し、爾日土地賣却の夢を了せるにより、近々同族に對する分配を行はる筈」

―六月、五千九百九十人に對し一人に三十二圓五十錢宛配分さる。

賀茂郡南北感情融和　賀茂郡長中尾松太郎は、四日、郡內三十九ケ町村長を招集、賀茂郡は南北の利害を異にして團結するところ多かりしが今回歐員中の町村長會長に南部の竹原町戶籏雄平、副會長に川上村長選ばれ、感情の融和をみる模樣。

郡會定員減少と北部四ケ村分離運動　通常安藝郡會は八日より開會、吳港に市制施行されて議員六名を減じ、元來定員三十名を區域擴大の故に特例の四十名を許されてゐたので、今回は更に四名減じて普通法の三十名とせねばならぬことゝなり、この四名減員に議員選出區の配置上不公平の處置あれば牛田、戸坂、矢賀、府中の四ケ村は連合して安藝郡を分離し廣島市への管轄變更を內務大臣へ願申せんと意氣込み、近く村會を開いて協議せんとす。

―十九日、選舉の結果議長中井權、副議長佐々木正夫當選。

―郡役所移轉については反對派對立せしも移轉派勝ち建議書を內務大臣及び熊知事へ提出。

―昭三十七年仁保島村の向宇品は要塞關係等から分離當然なるも、牛田村等は不可とさる。

戰死式派遣歸港　昨年六月要塞戰死式に派遣された軍艦高砂八日歸港十五日艦內に祝宴を開き水兵らの手踊などあり盛會。因に當日在泊軍艦は高砂、淺間、富士、千代田、龍田、赤城、比叡、明石、吉野、筑波、千歳、八島

要塞司令部等改築　吳要塞司令部、吳築城支部、吳兵器支廠は今回改築することゝなり、工事中は野戰砲兵第五聯隊內にて執務。因に吳要塞構築は今三十六年度を以て竣工する。

本願寺法主遷化　本派本願寺法主大谷光瑩伯十八日遷化。

―二月七日の彈藥を前に、吳市各寺院は門を閉鎖し忌中の貼札をなし六金色の佛旗に黑布を付して弔意を表し、又信徒は俥戶本願寺大法主遷化に付忌中なる貼紙をなして謹慎用意を表す、彈藥當日は寺院はもとより信徒の中にも上京會葬するものあり然らざるは各寺院に參集して彈藥遙拜をなす筈にて市內一般に寂然たり。

社會主義講說會　二十一日午後一時より永福座にて開會。「普通選擧」西川光二郎「社會の腐敗と社會主義」片山潛、何れも勞働世界社の記者にして入場料は廣島と同樣五錢。

實業演說會　日本實業會頭前田正名廣島より吳へ來るに二十二日午後七時

川原石へ多數出迎へあり、久保田櫻に於て栗原郡長、市會議員、有志ら五十余名により懇親會を催され、一場の演說をなす、翌二十三日午後一時より吳座に於て演說會を開催、可兒藏吉の紹介により二時間に亘り實業演說をなす縣の管轄地、栗原郡長の謝辭あり、同夜伊豫松山に向ふ。

御踏繪手入れ　「吳市和庄町の往來に植付し柳は近來追々成長し枝四方に擴がりて町家の店先などがために暗きを覺ゆる程なりしが、過日來斷次其枝を切り拂ひたる爲め俄に店頭明るく邊かに陽氣になりたるもをかし」

弓術會　在吳海軍將校と地方有志との合併弓術會を組織、二十四日吳俱樂部に於て發會式を擧行、來會者四十余名、東京斯道の大家鯨江翁の來吳中なるを幸ひ招待、弓式を行ふ、事務所と弓場を吳俱樂部に置き每月一回競射會を催すことゝす、評議員には澤原精一、豐田實顯、佐々木千秀ら加はる

有栖川若宮兵學校へ　有栖川若宮殿下には今年御歳十六歳とならせられ、御學習の御便宜上かねて江田島海軍兵學校內に御別邸を建築中のところ今回落成したので、二十七日新橋御發、御移轉遊ばさる。

―三月、栗原安藝郡長同島に出張し衞生委員、有志を集め、各戶に闔界箱を設置すること、傳染病豫防設備をなすことなど示談。

海軍志願兵減る　六月入團のもの、縣下に於て水兵百四十名、機關兵百二十八名、主厨二十四名、計三百一名にして前年より二百名志願者減少海軍の隆元たる安藝郡如き締切當日志願申出者皆無のため郡吏が勸誘して漸く十一名を得た始末。

海軍職工服業時間　三十一日付海軍職工服業時間を改正せられて一般は十時間、製圖、分析工は九時間、この間三十分食事時間とさる。

【二　月】

初代市長就任

初代市長佐久間襄一郎去月十七日の市會で第一候補に推薦され、二日裁可の旨達書あり、十日就任。

十日、呂村府中出張、廣島市長沼旅館に於て盛大なる送別會をうけ、十二日事務引繼を行ひ、同夜三好樓に於て官民有志百二十餘名により歡迎會を催さる。新市長は當分賣將滅鳥方に居る。

吳私立教育會創立　（別項「吳市の發足」參照）

旭游廓創派出所新築　「吳警察署にても今回派出所を旭游廓本門を出たる所の鹿田町に新設する筈なるが右に付附近飲食店曖昧屋等は妨害を訴みんとし苦情たらくなり、要するに是れで遊廓の娼妓が毎夜ひそかに間夫を其あたりに引寄することあれば又種々內密事のある爲なりと」（從來派出所は遊廓事務所內にあり）―二月二十日竣工。

吳興產勸商場　吳興產株式會社では和庄通一丁目吉川旅館裏手より堺橋附近まで百余戶の勸商場を開設し八日開業式を行ふ、店開きの各店舖は夫々に飾りたて中央空地に式場を設く、佐々木仙一の式辭、來賓二百五十名に折詰立食の宴あり、藝妓の手踊、自轉車曲乘り等の余興に餅撒きもあつて盛大。

二川海岸埋立に苦情　二川町波止場は船舶の出入增加し繁船所狹隘を來し關係者に於て寄附金を募集して築造せるものであるが、今回投機師の海岸埋立出願あり、町民はこれに苦情を申立つ。

造船廠火災　十四日午後九時半出火、造船廠乙造船工場（水雷艇製作工場）の一棟燒失、假書からず、同工場は木造瓦葺にして、蒸汽機關と板壁との間が二尺しかなく、こゝから失火したものかといはる。

製氷會社設立　最近將官山の貯藏氷品切れ勝ち、大阪方面からの廠舍も充分ならざるところから、廣島市實業家岡崎吉、阿部貫吉、吳市佐々木仙一と謀り資本金一万圓の株式會社を組織し高等小學校裏に一日八千斤製造の機械を據付けることとなす。因に市內の貯藏氷は加藤氷室千斤、田邊氷室八百斤、福原

氷室千斤にして例年御一斤五六匁のところ本年は納氷期暮晩のため一錢五厘

一六月會社成立、社長佐々木仙一、專務重綱慶吉。

一翌三十七年夏季を期に技師好富小十郎を聘して機械据付を終る。

一八月、同社に隣つて吳冰灘合資會社の工場建築さる。

（吳には三十四年設立の製氷會社ありしも、成績宜敷しからざりし模様、又本會社も製氷に成功せるは三十八年）

魚形水雷縣費探索　吳海軍では舊臘佐伯郡二十日市沖にて苦鋼製長さ一丈二尺經一尺二寸第二六一七號を紛失せるにより、二十日、「三月二十日より十日以内發見者には百圓、二十日以内には…」の縣費探索方を告示。

縣廳舍移轉式　荘山田なる縣廳舍改築工事落成して二十二日縣費務長以下臨席して移轉式を擧行、工費一万二千圓、院長天野是夫の式辭によるに、同院は二十九年四月創立、當時貸座敷二十七戸、娼妓九十七名、三十年には三十一戸に二百三十五名、現在四十戸に五百二十八名（ほかに逃走五十七名、入院三十三名）因に馬野取締役はこの月改選で鎗井松太郎（春風樓）とかわる。私娼　この頃私娼の跋扈甚しく、その巢窟は東泉場から郵便局實來附近、荘山田派出所裏、西丸筋上、九丁目、監獄下、胡子町から雨城、三津田と殆ど全市に蔓つてゐる。

東泉場衛生組合　では組合長天野是夫の斡旋により毎月一回衛生談話會を開催、一家一名必ず出席せしめてをるが、本月は二十二日第二尋常小學校で例會を開催、本年度傳染病豫防について談話あり、米良學長の訓示、岡本海軍々醫中監の「血族結婚の弊害」についての通俗的講演、手島郡書記の幻燈映寫、折から出張中の出原縣衛生課長の「愛國心と衛生」と題する講演もあり、出席三百余名、盛會。

米價　防長米一升十八錢、掛賣月拂は五厘高く一圓八十五錢。最近白砂、

礎石幷を混ずる粳精なる商人多し。

無軍の食料給程　物價騰貴のため改正され、一食六錢六厘（外國四十二錢）夜食一錢四厘（仝二錢四厘）とさる。

堺川埋立計畫取止め　二十三日の市會に於て今中外十八議員建議の堺川を埋立（巾十五間とし埋築地を宅地とす）これが利益を以て衛生、敎育費に充當せんとする案は、町村時代の先願者宮原議員らの反對ありしも可決。

一其前で市區改正の爲なら兎も角收利目的で埋立するは不可とされ取止め

新宮際道工事　新宮際道は目下八九分方竣功し既に内部の煉瓦卷に着手し多くの煉瓦及び材木を積上げありしに二十四日午前八時半人夫六名際道内にて就中役樂瓦の押へとしてあつた枠を取外した際崩壞し一名即死五名重傷。

【三　月】

衆議院議員選擧　一日執行、吳市の宮島、賀茂郡の内藤守三何れも再選、豐田郡の峰月圭介當選、政友會の大勝。

中條警備隊長　中條警備隊長に代り、憲兵大尉中條仙之助二日來任、和庄町中所、二川町中所、二川町中所の巡視を行ふ。

廣島局電信　瀨戸鳥郵便局に於いて電信取扱を開始、十一日始業式。

宇治・荅龍港水式　十四日、倚從武官井上良智の御差遣あつて、吳海軍造船廠にかて新造の揚吃水艇宇治の進水式を擧行。式場は廠内造船所附近一段と高きところ北方に向つて設けられ新艦はその前方に艦首をあらはし南面して北方に傾斜しその吃水線を境として上部は眞紅色に下部は海老茶色に塗り所々綵華を以て裝飾を施され色彩燦爛として人目を眩せしむ、招待者在吳、廣島高等官ら三百餘名に部内高等官以下家族四千名、これらは新艦の舷側一帶に棧敷を設けられ、一般拜觀者は東側北方の空地に二万余名、立錐の余地もなし。柴山司令長官守府長官海軍大臣の代理として午前九時十分參

列官と共に臨場、進水準備整ふや大臣代理進水命令書を朗讀、終つて艦以部長を經て造船總長に令し進水を施行せしめ、船體滑動進行を始むる時軍樂隊奏樂、その援續するを以て進水式を終る、時に九時三十分。終つて直らに一等水雷艇倉橋の進水を施行あり、參列者一同造船場工廠工食堂に移り、開宴中絕えず奏樂。この日、市中各戸國旗飜遊を掲げて賑ふ。

因に宇治は北清事變の編艦にみて北京への白河、楊子江溯航に各國とも河川用吃水艦にして、三十五年九月一日起工以來僅か半歲を以て竣工せしめたものである。

縣廳會議に石油使用　先づ小森氣船吳丸に試み、今回の進水式に廣島よりの來賓送迎に使用さる、吳、廣島間一時間に二十艦を要し費用は石炭より高いが種々便利にして成績良好。

市制初の縣議選擧

新に制當てられた定員一名に對し、十六日選擧、縣議院を斷念して縣會に立候補の宮原幸三郎敗れて今中富三郎當選。

縣議當選無效訴訟事件無罪　縣議選擧に落選の宮原幸三郎は廣島日報を告訴するところありしが、六月二日無罪の判決をなさる、當時の市政の一面をも描けるもの、次に判決文を掲げる。

十六日の縣會議員補缺選擧に際し、1「醜漢の魂膽」と題し、村會の決議地所の賣買、秘密の魂膽その他數小目に分ち、宮原幸三郎が熊田仁三郎、井上温造と共謀し表面井上温造名義にて二河川地先水面埋立を出願し埋立をなし右埋立地は公然井上の有となりながらも右埋立地の賣却代金に付ては井上は姿をかくさざる旨を記載し、宮原幸三郎は井上が當時神に異狀あるを利用し私慾を充たさんと祕密の魂膽をめぐらし右埋立地を二千圓以上にて賣却しながら右金を井上に渡さず勝田に保管せしめるとの口實を以て勝田と宮原兩名にて之を私したりと虚偽の事實を記載し、2「宮原の狀態」と題し近來彼の態度たるや險の行爲多く自分の貪慾を滿す能はざるより是も非もなく反對を唱へて市政を攪亂することに熟中せるものゝ如く佐久間市長の赴任せる當日之を迎へんとする議員有志を抑留せる如き又山内少將が厚意上遊艦兵艦内の拜觀を許すべしと云ひし時に當りて彼等の招待に應ずべからずとして非常に反對せし如き始と常識ある者の目にすべきことならねば云々、其實は山の如く債務積みて身動きならざるより所謂瞞天過海の風呂敷ぬりを演ぜんと目下苦心慘憺の最中なる旨の虚偽の事實を記載し、3「誹謗の告訴」と題し宮幸は二萬條圓の借財のため今や邸宅も人手に渡らんとする場合にて少々腹狀氣味と見ゆる旨の虚偽の事實を記載、4「吳新報社員の恐喝」と題し吳新報は宮原の機關紙なる虚偽の事實を記載、5「縣會議員選擧運動」と題し一の事實を繰返せしは、第一乃至第五は縣會議員當選妨害の目的を以てなしたるもの、第一は誹謗したるものとの、府縣制第四十條違犯及誹謗被告事件に對し

勝田仁三郎の證言による賣却金を預りをること、仁三郎は宮原と結密にして貸金あること

米良署長よりの報告による井上温造は精神に異狀あること、山内少將の招待に宮原が反對せしか否かは不明なるも仝人は出席せざりしこと、市長選擧に澤原を推し宮原はその助役を希望したと風説ありしこと、宮原の負債は勝田仁三郎其他數名より約一万五六千あり其資産は二万圓許りなれば全部の債務を果すには余程困難なりとの風評あること、吳市長以下の俸給案が市會に提出されたとき宮原が故意に云々したることは判明せざるも議會稍紛擾を來したる由なること、吳市參事會員は宮原派の者多數なること吳新報は市長選擧の際は宮原の機關紙たりしこと確實なりとの記載あるを當裁判所は對照綜合し前示第一乃至第五の記事は總て眞實に出でたるものにして頗偽の事實にあらずと認定、無罪とす、なほ誹謗の點は村會議員としての行動を云々せるものなるや以てこれ亦無罪とす【註】後年刑法改正され誹謗罪は名譽毀損罪となり「事實の有無に關せず」とされたが誹謗罪は事實なるを要しなるものか？それにしても反對政派の機關紙の攻撃的筆法に對する判定が隨分大まかなやうに思はれる。又公益を目的に公人の行動を難じたものは新刑法共にその罪に該當せずとしてをるが、本判決は後年のこの種事件と取扱ひの趣を多分に異にしてをるものゝ如くである。

山内少將ら叙勳

二十三日、海軍兵器總明の功を以て海軍少將山内滿壽治は勳二等旭日重光章を、海軍造兵大技士有坂昌造は勳五等瑞光旭日

章を、以下海軍技師二名（中島正賢、長谷部小三郎）技手五名（大草露之助、辻茂吉、滝住清次郎、富田群太郎、清家學太郎）に對し一級俸の俸沙汰あり。

この頃我國の兵器製造は大小口徑の砲、砲彈、水雷等外國よりの輸入を仰ぐ必要なく、三十六年度に入り造砲機械据付完成すれば現在各國が軍艦に搭載してをる最大の十二吋砲も製造し得るに至つてをり、山内少將に對しては「多年心を製鋼術に潜め指揮經營遂に海軍兵器の大部の製造を供給するに至り且呉式尾栓を創製し海軍に裨益を與ふること尠からず其功績顯著なり」とされてをる。

東奥凶荒義捐金　東北凶荒に市内三寺と佛教青年會が羅災民救護の義捐金を募集中のところ、二十八日第一回を締切り明法寺三五三圓、西敬寺一〇三圓、正圓寺三七圓、同上出張所三〇圓のほか佛教青年會による四つ道路慈善箱五十圓に達し計五百二十四圓を送る、第二回は四月七日締切。阿賀町醫師會では二圓五十錢を醫備日日新聞社を通じて。

造船廠解雇

三月末を以て造船廠では現在使役數七千五百餘名の中千二百餘名を解雇、これらは車夫又は便利屋となつて呉に殘るものあれど多くは原籍地に復り又は横須賀、佐世保へ赴く。

―四月、老朽屋員書記の大量淘汰、内部の大改革を行はる。

―兩廠を通じ殘業徹夜等余祿附のあるは造兵廠第五工場のみ。

―四月二十七日、造船廠では更に百五十名の解雇あり、脅える市中商人は給料日には掛賣金取立に殺倒。

【註】右造船廠の整理は第二次海軍擴張計畫が本年を以て終り、今廠では既に新造艦の進水を了してをり、次の擴張計畫は實現、その財源たる增地租案に反對され議會解散、ために新年度よりの新艦艇建造が宙に迷つてをるためと思はる。

鎮守府出入人力車取締　鎮守府構内の人力車夫には身元調査のうえ鑑明書に正門出入許可の烙印を與へられてをるが、最近これ參同樣に賣る不心得者現はれ、取締を嚴にさる。

監獄署が監獄に　三月末實施の關係官制改正のため名稱かはる。

【四　月】

小學校增設開校　（別項「呉市の發足」參照）

呉鎮定員增加　（〃）

消防組創設　（〃）消防手募集

呉郵便局と改稱

官制改正により呉郵便電信局を一日より改稱、この頃集配人四十四名、うち小包二名電信十一名、その月額四百八十四圓。これにさきだち三月三十一日付を以て通信書記十方雇作以下十四名を昇級うち六名は再び任用されし等級一級下る。また三月末勤務嘱託の集配人に五圓五十錢以下四圓七十錢以上十三名、四圓以下一圓以上十九名賞與。因に呉局の集配人は海軍關係で多忙なほどに最高二十七、八圓、縣下で稀な高給を與へられてをる。

下士卒集會所新設

長官々舍下の呉海軍下士卒集會所竝築工事は三月末竣工、四月一日より開所、所内には入浴、圖書、展覽、運動遊戲、集會の設備を整へ、日用品飲食物の供給をなし、その他通信、救濟等に關する計畫を定め、直接には下士卒の俸給を圍り間接にはその家族等を慰安するを目的とす、旦那に下士卒七十餘名宿泊す、所長は海兵團長、これが創設資金は北清事變國庫兵金の殘餘及び各艦隊積立金の一部、艦隊酒保剩余金三分の二の寄贈による、なほ建築費には神戸川崎の五千圓、三菱の四千圓等寄附の配分もあり。

―五月六日、開所式擧行。各艦隊より選出せる下士卒總代五百名列し、柴山司令長官以下これに臨む、先づ來賓へ内容の說明をさるゝ筈なりしも横須賀の三分の一の規模で各室は何れも接待又は式場に充てられてをるのでこれを省かれ、午前十一時開式、海兵團長梨羽所長の開會の辭に下士卒總代一等兵曹小河虎之助謝辭を述べ、夫々の食堂で立食の祝宴あり、午後一時より練兵場餘興場に案内、寒氣裡に相撲、煙火打揚、風船飛揚、伊藤文雄一座の新劇等あり、これら何れも在呉艦隊の寄附にかゝり、このほか門内の各種造り物、裝飾もその手によつてなされたものである。

―三十九年七月本館を解き西洋館二階建に改築。

―同年九月、家族治療所を設置、各艦隊の下士官二名、各同一名を出して二万圓、專任醫師を招き醫長指導を海軍病院長に囑託。

准士官倶樂部　三十九年、本通二丁目西へ入る東側吉田幾藏所有家屋を借入れて九月十一日開く。その後海友社と改稱、四十一年四月海兵團に隣し三十坪五平圓の新築成る。

（中通街）　本資料に於て「中通」の最初は次項呉ホテル前（呉倶樂部附近）を「中通七丁目」とされてをるにある、この頃漸く中通が市街の形をなさんとしつゝあり（前編二八二、二八四頁參照）呉業はじめ主要建築物先づ成り次いで住宅が店舗となる、當時の狀況は最近の廣町の新國、縣道筋の如く道路の兩側は建築物のあるところだけ埋築され他は低い田圃をなしてをると酷似）二河橋通　この頃四つ道路一堺橋より二川町に至る縣道は二河橋通と呼ばれ、三十八年通俗字名改稱にて二河町とさるゝまで續く）

お節句の賑行　「活動寫眞」のあるを注目すべきである。

△呉座　大阪俳優三五郎、市川鰕十郎一座の「伽羅千代萩」「野晒吾助」△檜垣座　綠芙蓉の曾根圓（肚七芳居）△旭座　活動寫眞　△呉ホテル前（中通七丁目）大阪相撲若島一行　△寶來座　腹芝居　△寶亭、朝日亭永福座　浮れ節　△金比羅座　人形芝居

二河川原で運動會　海兵團第八、九工場は製鐵所建設工事を擔當して多忙を極めてをるが、三日一河川原で義勇大運動會を開催「自由の花開」の旗も翻へり、三里の長距離競走が人氣を呼ぶ。次の次の日曜日十二日には同廠製圖分析工場工場の運動會もこゝで開かる。

稲田新之助、屠衣　資性温厚、實俗に就て奇特の行爲吟からず、褒賞例によりて、本山より屠衣一領を贈らる。

「呉毎日新聞」創刊

呉市最初の新聞は三十三年十二月創刊の「呉新報」であるが、遂に日刊の實現をみず、こゝに最初の日刊新聞として「呉毎日新聞」がこの三月、のちの縣會議員關吉種吉（雅城市會議員田澤吉（東伯）らと大江源内の經營によつて創められる。和庄町七丁目弘榮堂活版所を本社とし、こゝに主幹關吉起居、中山雪素、池田英（一愛）小川花弟、宗田覺等記者としてあり、一部一錢五厘、一ケ月二十三錢、紙幅は菊版八型の四頁毎日曜祭日を休刊日とす、間もなく動力に石油發動機を裝置。

當時「大毎」「大朝」「憲備」「中國」の通信員のほか「廣島日報」は出張所を呉市に設け小型の「呉附録」を毎日添付しつつあり、地元に「呉新報」のほか、のちの呉公論主幹蘭村良次郎（鶴鉄）呉新報を辭して主幹する七月創刊の月刊「舞陽」（のち「海國民」と改題）なるものあり。

創刊號　は八頁、縣知事江木千之、伯爵板垣退助ら地方、中央名士、早速盛爾、中國新聞主筆荒川五郎ら同業の祝詞に、大阪内國勸業博覽會の紹介記事も一頁を埋む。第二號には「萬朝報紙上の秋水（幸德）君に寄す」の社説が目をひく。雜報に「觀世流謠會」「陸戰家」「借金故の縊死」「寒詞會」等があり、白米相場は上米十八錢。

―八月、發行人田澤吉が「警察官の服を着たる動物」の記事で官吏侮辱の廉で起訴されたが無罪、次いで編輯人池田英に對する「新舊女房物語」の記事による誹謗罪が公判廷を賑はして有罪、拘留八日罰金二圓五十錢。

尾道市の日刊實業新報で一時博覽會に消えた寺錢二百五十圓」の記事を官

更に屢罪で起訴された吉武佰弼は同紙の廢刊により呉毎日新聞社に遊び、やがて四ケ月の刑を終へて三十七年四月出獄、こゝへ腰を据え、その運載せし文藝評論「如是閑」出獄後の「讒忽錐感―如是錐」など異彩を放つ。

―呉毎日新聞は、のちの呉公論がローカルをもつて發足したと趣を異に、天下國家を論ずる式の編輯に、僅かに社會面記事に殊に「男波女波」欄のゴシップ、投書にその特色を發揮。間もなくの日露開戰に頑張な態外の經行は大いに人氣を博し、態外ぶけの購讀者も多かつた（本資料も同後襲備日日新聞と共に本紙にもよる）

―株式組織　從來の出資關係者側藤市太郎、石田峯吉、笠井龍三郎、田中襲徳に宮地康雄、小田善郎、小林善造加はり、澤原良雄以下の贊助を得て、三十圓三百五十株の株式會社組織新社設立を計畫。この頃、同新聞を昭和年代まで承せる西川仁十郎（獨水）尾道支局にあり。

―翌三十七年七月、和氏通二丁目へ移轉（後年の呉公論社屋）―同年九月、六段二十字詰の普通新聞紙型に擴大。―同年十一月より購讀料一ケ月三十錢。（以降は四十二年の「呉日日新聞」の項參照）

●長七死去　千田知事のもと宇品築港工事に功勞あり、その冥矢を補ふべく吉浦海岸埋立遊園設置を許された服部長七は、その後呉海田村後藤良衆（納稟權主）と共同して埋立の創始にも勞めその地所の宛どを所有してゐたが、十三日死去。

●北浦事務所償金　繰に五千五百圓、これが交付をうけしは鹽島市の一名を除いてあとは安藝郡吉浦、大屋兩村にして一百十九圓三十六錢宛と百五十九圓二十六錢宛と二樣あり、吉浦二十三名、大屋六名、遺族のうけしは一名のみで、あとは何れも現存者へ。

●呉鎮員法律官　市制期應の新陳容の呉鎮では軍法會議の林、佐藤主事を續

はしば〳〵市會に持あがりて未だ持のあかぬ3帶常小學校生徒の修業證書はどの校も卽紙をなし卽印もなきものを渡してゐる4和庄町の某小學校長は縣檢町村制意納處分を受け市會乞處分すべしと迫りたるに市當局者優柔にして決せず5罷山田小學校の下、道路の中央に家屋の礎石を置きて建築せるものあるは如何なる故にて許可せられしか疑は16市役所某課主任は常に所内天邊のものを恐れ談大邊の事に及べばビリ〳〵顫ふ7海軍造船廠で客貳進水式のあつた時市内各部で二百圓の寄附金を集めてその金で鹽島から一枚三錢七厘宛の手紙若干を買つて來て寄附したはよいが寄附金の殘餘には一枚七錢宛とある」（藝備日日新聞所載）

【五　月】

●早速丸沈沒　一日午後十時頃伊豫忽那島沖合に於て韓國汽船漢城號と衝突沈沒、乘客六十三名中死亡二名、行方不明二十二名、このなかには吉原藝妓十名の大部分も含まる、その他は水兵本田、藉原外四名の救助さる、呉市の乘客はなし。

●淡水學校改名增築　二日卒業及び證書授與式を擧行、柴山司令長官以下臨場す、同校は港務部長三浦少將校長たりしが今回辭任に付海兵團長山內少將これに代り、同時に私立淡水小學校と改稱、校長を校主と改む、なほ校舍の大修繕をなし增築。

●安藝郡漁業測量完結　三十四年の漁業法制定により漁區の免許を受くべく願出期限の六月末を前に、一千圓中、最東端消滅兩島より西に七百區の測量を三日終る、右測量は困難なりしが漁業法の精神に基き組合理事、評事協力し坂村細越幸次郎に托して一年を要して完結。

●リン〳〵屋と夜雀　呉鎮ではリン〳〵屋（三〇三頁參照）百五十名を實地調査、これを本職に裝ふて市中を徘徊し窃盜を狙ふものと思しき前科者十五六名と浮浪者を拘留、小切盜の取締を行ふ。また同樣警告から市民から二、三十錢宛を强ふる夜雀なるものを斷然中止せしむ。

第十八議會―政友會黨首更迭　衆議院議會解散にあたつては、政友會及び憲政本黨の兩黨は前議員の再選協調を申合せ、從來の如き激烈なる競爭なく平穩裡に選擧を終る、政府は相當選擧干渉を行へるも、天下を擧げて增租反對に傾けるときとて大した効もなく、政友會一九三、憲政本黨九一、帝國黨一八、其他七四で反政府議員は依然壓倒的多數を占め、政府は苦境に立つ、桂首相は山縣有朋に調停を乞ひ、山縣は日露の危局迫るとき國內相爭ふの不利を說き、政府をして增租寬容を放棄しめるを條件に伊藤博文に安協を承諾せしむ、政友會內不穩を極め、憲政本黨亦大隈に相談なく政府と安協せる伊藤の無責任を痛擊すれど黨員は再度の選擧に疲勞して氣勢あがらず、政府は憲政本黨八十五名を敵として安んじて本議會に臨み、五月八日招集、十二日開院式擧行。

憲政本黨大養、犬浦、河野、武富らよりは彈劾上奏案「輔弼の責任の大義明らかならざる今日より甚しきはなし、事態最も重きものを衆議院の解散にかゝる艱末とす」前議會に於て海軍擴張は地租によるのほか財源なしと主張し是が爲衆議院の解散を行ひ今や再び提出し容易に撤回して嚮みるところなし、その計畫根底なきや斯の如し、而して徒らに体面を飾り上聖明を欺き下は國民を誤如するも甚し」を提出されしも、二二八票對一二三票で否決。

問題の海軍擴張費追加―軍艦製造費及び鐵鋼費十一ケ年度計畫九千九百万圓本年度二六八万圓は、公債募集及び行財政整理によつて捻出することゝして可決、第三次議張に入る。

●下代議士政友會脫會　本議會政友會の紛擾に肇月主介、次いで富島暢夫松井將旺、次いで內藤守三、小田貫一、串本康三、高木龍藏、麥田幸三郎と選出九代議士全部脫會し、政友會縣支部は自然消滅す、肇月主介ら硬派のほか一部には純與黨に走る下準備なりしものもあり。

●全滅三　呉鎮ではリン〳〵屋（三〇三頁參照）百五十名を實地調査、これを本職に裝ふて市中を徘徊し窃盜を狙ふものと思しき前科者十五六名の外、

郷の朋友に國勢調査につき講演（同人は統計學の權威國勢調査の功勞者にして、第一回の調査は三十七年施行の筈なりしも日露戰爭のため延期）―弟の呉秀三醫學博士、八月、正六位に陞叙さる。

徴兵檢査　安藝郡内の徴兵檢査は從來北部を海田市町妙顯寺で、南部を呉港で行はれてゐたが、市制の今年から呉市を除いて全部海田市町で執行、五月四日から十三日まで郡部、十六、七日呉市を明店寺で執行。

水交社員懸賞射撃　十七日海軍射的場に於て擧行、柴山長官以下二百五名長官參謀の白鞘一刀の榮冠は川上兵曹長に、職合射撃に於ては乙組勝ち、甲組は長官以下乙組に對して脫帽の禮をとる。

吉浦の火事　十八日午前二時吉浦村四四一野間勝次郎方より出火、橋本德太郎、中原源太郎の三戸を燒失。

吉浦德生話話　吉浦村光寺に於て二十二日開く、この日呉觀眞大師の誕辰日として參詣者多數で立錐の余地なし、漁民もこの日休業して寺に詣るやう住職多年の努力により習慣とさる、正午先づ說教あり、次いで來良呉醫長手島郡書記の德生に關する演說あり、呉呉保險の勸誘、海員救濟會の趣旨徹底もこの席でなさる、滿堂散會、境内の内外には露店が並ぶ。

仁方埋立工事竣工　仁方村濱七郎は四、五年前より同村字宮原沖に二万圓の資を投じて海面を埋立中のところ、二十六日竣工式擧行、同郡長はじめ近村長有志招待、郡長祝詞その他來賓の演說あり、余興として自轉車競走、角力、手踊、酒肴等あり、觀覽者には四斗樽の鏡を扱きてこれを飲ませ、自轉車競走の景品には鹽、酒、鹽油等なさる。

和田小學校（呉第一小學校）の敷地貸借期限が滿了し改めて五ケ年の契約を今度は市となされるに、年額二升五合上米相場となる、この附近三升五合より低きは一升一合もあり、一升八合はあまり原を過ぎ、右の二升五合が普通とさる。

木杯　白峰吉浦遊船所長は東京帝大（學術研究用の造船書を寄贈、吉浦村細馬卓雄、呉市和庄町菩提常太郎は三十三年上海暴風被害者救助金寄附の賤により知事より木杯を賜る。

【六　月】

空砲の中に實彈　五日夕方廣村で海兵團空砲發火演習を見物中の同村中新開大澤禰六は實彈で左肩部を貫かる。

佐久間市長死去　初代佐久間市長マラリヤに罹り縣立廣島病院へ入院、全治退院して同市東白島の牧野別荘に靜養中腦充血を併發して九日午前九時十二分死去、在任僅か四ケ月。

十日開會の呉市會は議長の弔辭（九一頁參照）弔祭料五十圓の議決をなしその議事は十五日に延期。十一日午後三時より同市同西舘で葬儀を執行さるに佐々木議長、天野助役はじめ市會議員、吏員ら多數會葬、參事會員六、助役一、栗屋議長一、市會議員三十四、吏員三十の花輪を供ふ。

高等探偵　この頃警察署高等課巡査を高等探偵と稱してをり、第二次市長選擧にあたり米良署長が同志倶樂部より候補者に擁せられてをるとの報を取消すべく署長これを肯ずるに「石田高等探偵を派して同志會を取調べさせしも何等かゝることなし」と聲明に及ぶ。因に特高課に羽田主任あり、市政方面との交渉も多し。

瀬戸島村　二月電信取扱を郵便局開始せる瀬戸島村は、瀬戸景勝の港町から今や近代都市としての脚光を浴びんとしてをり、この頃の近況に「戸數千、瀬戸、音戸の兩字は町續き、家續村長、岡村助役（十月滿期、後任同井米太郎）村政の整理よく、太田警察分署長來任してより屢々夜間村内を偵邏して民情を探る、小學校は好川校長轍に十年、村内醫師に共濟病院長松尾

武一郎、長役一は二十五なれど孝養英設の風姿あり、ほか河野、小倉等四軒郵便局長は辻善太郎、竹原銀行の支店あり、村中呉服屋九軒、船具商に橋本與野、料亭十三戸、尤も繁はるを三階樓とす、夜陰小蒸汽船を出せポートを操り來る者は多く同樓の客人なり、回漕業三戸、漁業は十八組にて、本年不猟加へて漿作三分方にて細民困難、村内貧民流行、上等株三十數名、呉より漁りに來るもの多し、藝妓八名、船（出樣ぐは木ノ江、御手洗同樣）とあり、なほ、夜間通船の船は僅かに南手にて一台の常夜燈を認むるのみにて航行困難なるため、最近清盛塚附近に赤色瓦燈を新設の議あり、かねて厲設を加へんとされてゐる。瀬戸島小學校　從來の校舍の上手に新築、六月十五日落成、九月擧式。―同村立藤脇小學校は十一月より一年半後、他を午前の二部教授を實施。

江田島村長　安藝郡役所書記吉岡多平氏依願退職、聘せられて江田島村長となる。

仁方村の道路改修　昨年十一月縣へ申請、實地踏査あり、村會に仁方川の東西兩岸對立、東は土地平坦なれど家屋移轉を要し西は土地買收費少きも高低あつて土木費に多額を要し、共に長短あり、村長の調停で東に決る。

阿賀山地總體妓練　町長助役ともに人望を得てよく治まり、專に山地經濟好績にして、今年も夏蠶、製茶五十圓收穫ある見込み、造船造兵廠への通勤職工も益々增える。尋常高等小學校の收容萬全も六百名に達す。阿賀繰糸株式會社　同町織業者の出資になり婦女子の職として喜ばる、昨年中二万五千圓、工賃二千三百圓、從來織機は賃織で棉糸は賣で有効なるを確めらる。

廣村繰糸所　同村字横路佐々木孝太郎昨年試みて有望、本年は十月より一般の製造に應ぜられん、先般縣技師副業として廣島社繰よりも佳良と折紙。

學校　四百八十五名中高等科二百八十九名、二十町も遠隔中矢數高等小學校　隔からの通學者あり、同村は數氏一般に五節句を廢し毎月三日を休む習慣ありこの日生徒も校を休んでゐたが、村議隆盛校長赴任以來この惡風を一掃して今では缺席者なし。

學保年代の呉市とその附近　この頃藝備日々新聞に連載の「藝備事跡考」にみるに學保三年の各村の石額次の如し

吉浦	五八一、二〇〇	庄	六七七、四〇〇
山田	一九〇、四一〇	和庄	八一四、〇〇〇
宮原	四五〇、〇〇〇	警固屋	三九二、四一〇
廣	一、四二四、五九〇	阿賀	八八〇、六九〇
仁方	八〇七、九九〇		

で安藝郡の最高は熊野村の二、五五八、六五〇である。

因に資政沿岸部では―竹原仁賀村七八四、四九八　竹原西村一、〇六〇、六六〇　竹原東村九〇九、九六〇　下野村一、五五八、二六〇　全體濱一（學保十四年には分立）三津村九六三、六五〇　風早村六七八、一三〇　大田村二一〇、六九〇　小松原村一五一、七七〇　三津口村一三〇、一五〇　内海村七九四、六五〇　内海跡村六〇一、〇五〇　河尻村六〇九、九三〇　仁方　仁方村御濱一（〃）　郷原村六七一、八四〇

安藝郡前記のほか附近では今は無い村名も多いが―渡子島村五八〇、九〇〇　瀬戸島村一、二九四、四〇〇　倉橋島村一、一六、七八〇　浦刈島村一、三五六、三〇〇　江田島村九一八、五五〇　飛渡瀬村八八一、五〇〇　柿浦村一九八、〇〇〇　大君村二三一、〇〇〇　大原村七一一、〇〇〇　小古江村一五二、五〇〇　深江村一五一、八〇〇　廣川村四〇二、八〇〇　中村一五四、〇〇〇　大王村二七、九〇〇　岡村一二三、〇〇〇　畑村一二三、〇〇〇　是長村一三九、九〇〇　三吉村一五〇、〇〇〇　高祖村一一八、〇〇〇　高田村五二四、〇五〇　津久茂村一一七、五〇〇　大屋村二七一、〇二〇　坂村七七二、三〇〇　矢野村一、三一九、四一〇　那込村一（〃）　川角村一六一、三〇〇　平谷村八三一、九〇〇　燒山村五二七、〇五〇　栃原村一〇一、七三〇　苗代村二二五、五〇〇　呉繰糸名改稱　内定の「横濱」を「大屋」に「天應」に改む。

二河川堤防缺潰　東側約百間幅四尺と約十間幅二尺と二ケ所缺潰、應急處置を講じ縣へ補助を願出る。

海兵團幻燈會　十七日、新兵半數宛を柔道場に集め、花房樂長主任となり精神教育尚武の幻燈會を催す。

馬車鐵道競願　寄留派なる山内靜雄、綱藤早次、和田龜太郎、佐伯龜次郎よりと、同一の設計を以て、土著の宇土林七、中島健之助、太刀掛正一、中島健一郎、宮原繁之助、佐藤方藏、石田龜太郎、石山錢一の發起と、馬車鐵道布設願願となる。

―知事は市長をして何れか一方に合同方を懇諭せしめしも折合はざるうち十二月、賣島市槙城某からは呉市に電氣鐵道敷設測量許可を出願さる。

理髪同業組合紛擾　頭取關屋五郎への いざこざより鹿田方面は組合を脱し内堀を會長に、關屋派として我田音市後任として一時局を結べるも、五錢、八錢、川原石の如きは二錢への値下を行ふ等競爭、顧役小林元一の仲裁あるも解けず、こゝ暫らくは市民拾ひもの、されどその來るところ不祝にもあり所得税調査委員牛數改選　十八日執行、三十五票佐々木仙一、三十二票中譽龍、三十一票野島卯次郎當選、補缺土居四郎、小原伊兵衛、大隅智晃、隅岡要、濱本佃二の競爭激甚、市部二十票、郡部四十票、市部候補は野間屋、江田島に侵入、廣山を國道改修で誘ふなどして、遂に二名を獲得。

大字に納稅投所　二十七日より月末を納期とする縣税戸數割、同營業税、右附加税納入のため神原後藤友三郎、和田鹿田林丸右衛門、瑞山田一圓元村役場、二川町藥屋第一課長宅にて便宜取扱ふことゝさる。

軍艦筑波第二種補艦に　編入さる、前年抗命事件あり、不祥の氣を拂ふべく親餞を開かる、乘組家族も招待し其行賞にはか、ボート競漕など賑ふ。

呉米穀商組合　和田町五丁目に事務所を置き米價の均一販賣を行ふ、同業者百七十九名。

未曾有の水害　十四日、豪雨出水、呉市及び附近の被害甚大。

市内　家屋全壞十七戸、半壞三百戸、和田本通をはじめ浸水二千三百八十六戸、道路破損五百八十間、橋梁墜落大小三十、堺川筋の二十ケ所ほか堰防缺潰三百九十七間、耕地流失六千余坪、同浸水六十町歩に及び、家屋被害は胡町一帶に多し、廣村では字横路神田醫師龍道服ほか家屋全壞三十五戸、半壞三十六戸、浸水二百四十戸、耕地流失九十四町歩、浸水三百十六町歩、死亡十名負傷六名、罹災救助者百十一名、宇長濱では十三戸半壞、一時に十名生埋めの慘事もあり、阿賀町　流失八戸、死者二名、仁方村　浸水床上三尺以上六百戸、床下五百戸、半壞八十戸、流失百戸、浸水八百町歩、死亡十八名、川尻村　流失全壞三十二戸、半壞破損三十二戸、浸水二百三戸、耕地流失二十五町歩、同浸水六十四町歩、負傷者二十名、罹災救助を要するもの百五十名、白晝なりしため人畜の被害は少、村役場、小學校、陽離病舍等流失に瀕せしも公文書に被害なし。沿岸一帶に亘つて廣、仁方、内海が最も被害多く、阿賀、川尻、三津、三津口これに次ぐ。（この水害に、仁方町に於て「大鐘は二町流れて砂の中」「大鳥井見分かぬ程に埋りけり」とあるも可成り誇大）

「遊廓附近山臣崩壊し人家破壊數十戸、人畜死傷數十」の急報に縣よりは水上署小蒸汽船に黒川警務課長以下巡査數名を從へて出動、瀨戸島分署よりも應援、巡査、消防夫總出で救助にあたり、炊出しを行つたが、呉市は由來水害の經驗なきため罹災家屋にして諸道具を取出したものは殆どなく、市役所では市内の下宿屋に交渉して收容せんとしたが、これが救助を求めるものは一人もなかつた。呉署では遊廓、朝日廓に臨時派出所を置いて善後措置に

つとむ。遊廓では東京樓と錦衣樓の間ゝ石橋墜落し橋上の川力料理店破壊、その他被害に一時混亂、淺瞻たるものあり。遺骸藏では宮原村から濁流が侵入して殿上數名負傷せるあり。この水害に次の如く報告されてゐる。

「呉市は市街が山手に迅速の發達を遂げ、和庄町字東築島、鹿田區に飛山田村字朝日町附近一帶の區域は水平上りの坂地にして且その背後には灰ケ峯が聳へて遠く廣山邸に連なり、平時に於てすら隣家の下水が自家の井水に自家の下水又同隣りの井中に流れ込む有樣、而もこの附近中以下の傾屋密接し、この地區の中央を貫流する堺川の上流皆に削子川は幅員僅かに九尺餘、附近各戸の下水流れ込み、灰ケ峯の水も亦これに注いで、平水一、二尺を越えざりしに三九、一ミリの雨にて忽ち、平水を越ゆる一丈餘、削子川沿岸堤防は殆ど決潰し云々」

この水害に和田町五丁目消防小頭興業組小鶴酒三郎は自家雇人の末だ數日ならざるを叮嚀に辭職し、なほ當時の活動を奇篤とさる。又罪に問はれたものあり（未尾「社會斷片」參照）

―十九日、水害復舊に關し市會を開き、臨時土木費支辨の方法につき協議

續く再度の出水　去る十四日未曾有の水害のあと未だ一週間、二十三日再び豪雨出水に見舞はる、市内の床上浸水七百七十九戸、床下千四百七十三戸、道路缺潰六ケ所二十九間、堰防同二十九間、家屋流失一戸、同半壞二十四戸、鹿田、胡町、東築場一帶（被害十二百八十戸）に甚し。市廳へ押寄す　前記被害甚しき方面よりは代表者七十餘名市廳へ押寄せ前回の出水後恒ちに善後措置をとらず十月の雨なりしため再度の被害に及んだことを難詰、市參事會の善後策を質め、設計書は綴參照員待參の其儘で延長百二十間工費千三百七十圓の築岸工事に直ちに着手せんことを求む。

呉市衆收斂沙汰　呉市學務係主任杉江國の收斂沙汰、校長會の問題となる

社會主義演説會　二十六日、社會主義研究會本部一行、九州、四國の遊説を終つて來呉、呉座で演説會開催、續いて演説は米國法學博士片山潜、早大法學「社會主義」記者西川光二郎「衣食住と政治」同松崎蔦吉「生活の要素」同吉野作一「勞働者とは何ぞや」定刻正午を前に午前十時頃より

開かれ、午後から十一時には五百名の滿員を告げ、このうちには百五十名の婦人會員も交つて居た。一、二回の「主意」だけで退會もなく濟む。

似●コレラ發生　水●後の吳市に類似コレラ發生するあり、忽ち數百五名を斃す。一說に月、瀧口島村くも膜がら、字音目で折からの金●り中止に分署千葉縣から醫●止するに若者は聞かず、一人は「歐米と足腰だ」ぬやら殺りあげた猪事もあり、消●●も取●。一時年秋の百余名に恐りて、今手は●生に力●を入れられたゝあり、市内は十餘名の●者を以て終熄。

三●港●務●●●　吳●時代よりの市民との●●多かりし●●●の三浦功少將●命となり、●兵●長●羽●●太●少將に進●●●これが後任となる、●兵●長後任には●十●●●●●●川良吉大●、因に●羽●少將は有地中將の實弟にして父●より中●記●に●●したもの。

一●●●●部●●●●●●

外人は、御用商人と雖し遊船廠へ納品申請に赴けるも、御用商人なら代理店があるが故で直接に廠内に入るとは益々怪しとさる。

市長、署長歡迎會　七月十七日市會推薦、八月十二日認可、同月二十七日就任の第二代荒尾市長と、吳へ再任の坂本署長歡迎會を澤原俊雄發起で開催の筈のところ縣會議員選舉違反事件のため延期中、二十五日吉川旅館で開催。

龜山神社例祭　市制初の總氏神龜山神社例祭を五日執行、市内小學校も休む（別項「吳市の發足」參照）

小學校聯合運動會　九日、市制初の聯合運動會、練兵場で開かる（同上）

川原石橋　海岸埋立及び橋梁設置案を市會可決（〃）

（正覺寺　東本通なる淨土眞宗西國派末、淨土眞宗實長大悟法日野靈瑞の勸奬に基き日淸戰爭戰病死者の忠魂を弔ふべく佛教忠魂祠堂を建設せんとし、傍ら二十八年十一月白石競海允許を得て淨土宗吳教會所を開設し盛來講說說教を努めし結果信徒增加して一ヶ寺をなすの概に至りこの月准允を得）

川原石說教所　本派本願寺說教所入佛式を十二月十九日執行。

私立病院　賀郷田醫院（賀祭醫師）跡に私立病院「吳賀院」を創める、院長醫學士藤永正一。

【十一月】

江田島軍人倶樂部　二階建、階上に圍碁、將棋等を、階下で吳服、小間物雜貨、雜誌を賣り、理髮、風呂場等を設備してをるも、軍人の利用するもの少なく、村民の忌情安逸を貪る集合所となり、この山地運の計畫は村内商人にも迷惑と非難。△海員倶樂部發會式　去る六月頃より同村藤井安之助の發起に村内有志出金して久枝與三吉方に諸設の設備をなし下士卒の遊戲器具を整頓し終って十一月一日開部式を擧行。△教育品展覽會運動會　同村尋高小學校に於て十一月三日より四日間開催、昨年御眞影を奉戴以來有志の寄附により体操、遊戲の用具も整ふ。△軍事思想普及　のため同村勝田某の發起で同村を十二區に分ち世話係一名宛を置いて各小學校に壯丁を集め海軍現役の指導を求む。△商業店開業十五周年　十二月二十日祝宴を張り、角力、二輪加の余興に、村民擧手に汲呑みの酒樽を供し、出入仲仕、通船頭には祝儀を振舞ひ、なほ村内貧困者に一百圓を贈る。

天長節　鎭守府はじめ各廳舍に於て御眞影奉拜祝賀式を擧行、正午水交支社に祝宴を開かる、正門に「奉祝天長節」の緋縅は鞠丸を以て巧妙に綴られ、構内萬國旗を以て飾らるなかに、海兵團水雷團等より陳列さる艦内の作りものも何れも兵器を以てせらる、一時より第一上陸場に於て喇叭鼓笛あり、この日市内でも午前十時より各校拜賀式を擧行、各戶國旗を張り國旗を掲げ紅燈を吊り、商家も休んで店頭に種々の作りものを飾る、旭遊廓舞子の手踊、共立芳籌の藝妓十名市中を練るあり、千日前は壯士芝士、日野雷風の總舞、吳座、檜座も滿員の賑ひ。

天長節の夜會　「吳水交支社長柴山中將の催しにて三日午後六時より吳水交支社に於て天長節祝賀の夜會は開かれたり、會する者は内田港務部長、大井上參謀長、堀川海兵團長、淺井水雷團長、磯泊各艦長以下の水交社員及び家族にて中條吳憲兵分隊長、堤原安藝郡長、内藤代議士ほか數名も參席せり、一同食卓に就くや柴山中將は起つて一場の挨拶ありたる後、天皇皇后兩陛下皇太子殿下の萬歲を三唱して宴は開かる、折しも劇曉たる軍樂の音は隣室より湧きぬ、一同の祝歡は此處に注がるゝと同時に異樣の服裝をなしたる十六の人影を認めしが是れなんプロネーシヨてふ舞踏なりしなり、數舞盡くが如く暫くは鳴も止まず、次で天長節の歌、ランサー、チヨチースの舞踏ありたるが、武裝威めしき兒島高德と西洋婦人が手を組みて飛揚する狀可笑しくも面白かりしとなん、殊に當日は皇太子殿下の海軍大佐に御昇進遊ばされたるの日とて一層盛會を極め酣鬪の内に散會を告げたりしは午後九時を過ぐる數分なりしといふ」

追の秋祭り　二日夜から大鼓をならし、天長節當日各辻で賑やか、咏に歌城では新染祭の餐妓總出にて家台を出して踊り狂ひ、和庄にまで練り込む、荘山田では遊廓の藝妓舞子總出勢揃も加へて芝居を催し飛入關手、滑稽百出

工廠共濟會病院　吳造兵廠内には職工救濟のため共濟會なるものを組織し毎月職工の給料より幾分を積立て疾病若くは病死等の際に救濟することゝしてをるが今回一歩を進め同會の資金を以て荘山田村高等小學校裏の民有地千三百坪を買入れ病院を建設し職工及びその家族の病者を治療する計畫あり、地均工事は大本吾平これを請負ひ近日着手、右委員としては海軍主計中監加藤八太郎、造船技師坂東喜八任ぜらる。

―翌三十八年十一月三日開院式（同項參照）

日露開戰論高まる　滿洲撤兵要求に依然應ずる氣配なく、露國滿韓交換論に傾かんとする歌勢を糾彈して日露開戰論愈々高まる。

「萬朝報」　内村鑑三「日本滅亡」を說いて、堺利彦（枯川）幸德傳次郎（秋水）は社會主義の立場より非戰論の中心をなしてゐた「萬朝報」も開戰論に決して前記二名沈默の餘儀なきに至り、遂に退社、社長黑岩周六（涙香）一兩君の本領を認め益々地盤を深くす」と評る。

柴山長官の主戰論

小林外相とローゼン公使の第六回交涉は不調に終り、御前會議は開かれて、最後の談判を原敬公使に打電するといふ日露の風雲愈々急迫するとき、柴山吳鎭守府長官は語るところ次の如し

「已むを得ず開戰するとなれば日清戰爭後國帑を傾けて建設せる今日の我が海軍の大半は鏖殺に供するの覺悟を要する、而して日淸戰爭の如き連戰連勝を豫想すべきでない、一たび開戰せば我は日本海、黃海、渤海の海上權を握り、然るのち陸軍を浦潮斯德と旅順に輸送し、滿洲露軍と雖も要塞を占領して高壓的壓我より待てば彼の屈する日瞭からず、彼我の財政を比較するに、ウイツテの言ふところ、强きは我にあり、要は海軍擴張の財源を

地名を冠す、鎮守府に屬し會計經理を掌る、造船造兵の材料物件に非ざる物品の調買供給を行ふ、鎮守府庶に其所屬監廳の會計監督を行ふ、衣糧科と建築科を置く等

△其他　廳務條例、測器庶條例、軍令部條例、教育本部條例改正等の改正、制定を行はる。因に鎮守府條例第四條は從來司令長官は軍政人事には海軍大臣の指揮を受け、出師準備防禦計畫には海軍々令部長の區處を受くとされてゐたものである。

何れも十日より實施。

鎮守府條例改正　勅令第一七三號による鎮守府條例の改正によっては前記のほか艦政部、機關部、警務部、經理部、司法部を廢止、廳務中に從來の參謀長、參謀副官に加ふるに機關長、軍醫長及び主理を以てせらる（艦政部に工廠となり獨立）

●經理部ノ獨立　經理部條例制定により獨立、條例制定の如く、初代の兩科長及び課長は

△衣糧科長　海軍主計中監相良遠一―第二課長仝私山巖吉、第二課長臨編孝

△建築科長　技師櫻井小太郎

海軍工廠條例制定　勅令第二七一號を以て海軍工廠條例制定、從來呉海軍造船廠及び呉海軍造兵廠として各別に獨立したるものを統一せられ呉海軍工廠には造兵部、製鋼部、造船部、造機部、會計部及び倉庫を置き艦船、兵器の製造修理、艤裝、兵器の保管供給、艦船庶品の調辨、供給、呉にあっては製鋼も管掌す、工廠長は鎮守府司令長官に隷し施術は艦政本部の區處を受く、檢査官を置き會計檢査を嚴期にし諸多の弊を防止す、造兵部は兵器（武庫を附す）造船部は船體、造機部は機關、製鋼部は製鋼、會計部は材料物品の供給實却、倉庫は艦船需品の整備保管供給を掌る

初代呉工廠長には鎮守府艦政部長鍛造兵廠長の山内少將が、その他の職容

△造機部長（兼海軍大學校教官）機關大監水谷叔彦　△造船部長造船大監小越次三郎　△造兵部長兼製鋼部長造兵大監松見友吉　△檢査官、兼造兵部々員）機關中監大舘原太郎　△仝（兼造機部々員）機關少監小田切延藤

△軍醫長兼醫官少監西男雄　△會計部長心得主計中監志水美英　△會品單主管仝三村貞次郎　△造船部々員兼檢査官呂海軍大學教官造船少監山田佐久

△造船部々員造船大技士藤田益三、仝吉田仙之助、仝能倉貞、造兵少監工學博士有坂吾藏、造兵大技師保原佛、仝中島章、海軍技師坂東喜八、仝田中元樹（兩技師は工廠檢査官兼造兵部々員）

●造船廠長待命　呉造船、造兵兩廠合して呉工廠となるの日、山内造兵廠長は工廠長に、岩田善朗造船廠長は待命、水谷機關大監は造機部長となって同工場へ移り、舊工場は爆失後の水雷工場に移り、造船本廠はがら空きとなる、山内工廠長はこれを資却處分する意嚮にて大倉組支店へ拂下げの噂あり

舞鶴軍港兇成　三十四年開廳の舞鶴軍港の諸工事は目下八分目方竣工、建築部を廢して職務は經理部で行ふことゝなったが、右は大少二艦擧計畫を變更して佐世保軍港を擴大することゝなりしため。

―鎮守府條例廢止　十二月十五日、鎮隊條例改正、鎮守府條例は廢止さる。

廣島間電話開通　二十五日より取扱ひ開始（別項「呉市の發足」參照）

再範善殺害さる　周範善は、十數年前故國韓に於て時東參尉（少尉）より正尉（大尉）に進み、二十七年日本將校を招いて訓練隊を組織さるやこれに入って考領（少佐）となり、訓練隊宮中派のために解散するや二十八年十月大院君を奉じて事を擧げんと我が公使三浦梧樓らと謀って王宮に戰ひ王妃閔氏を弑殺せるも朝議用ひられず、我國亦三浦子以下を廣島の獄に投ずるや、二十八年末本邦に亡命し廣島、山口を經て神戸に於て流離青年を集めて私塾を開いてゐたが、五月末呉、神戸で剃髮せる酒井ナカ（女性）との間に出來た長男鳥永春（ぶ）と共に姉すみ子が明法寺下夢野吉太郎に寄ぐを纏り和庄町に寓居してゐたもの。

昨夜、讓敗を轉々としてゐた鳥永根（九州）と同人の書生魯允明（九州）が先月末彼を訪ひ同志を裂ひ暫らく滯在したいとのことに和庄上（宮原谷）二〇七九の一寓居を借り與へたところ、二十四日、殺害の慘劇をみたもので

豫審決定書によるに―加害者鳥永根は、神戸に於て、乙未事變の首謀者は彼であるとしてこれを殺害して鳴益に貢獻せんことを期された事を決定のもとに密謀してゐたが、事を裏切って功を自らなさんと決意するに至り、腹臣の元書生魯允明を岡山より呼寄せ、その他二、三と謀って事を夠退して陰謀自認の書を認めさし、これを彼に送ってその歡心を買ひ全志の如く裝ふてその隙を狙ふべく來呉、萩にゐる子供も呼びたいからと一軒家を借受けさせ、二十四日、彼の來訪を豫期して下婢を外泊せしめ、午後六時彼が來るや酒肴を供し談笑中、鳥は彼の後に廻り短刀をもって背後より頸下頸を刺して歷伏し、魯は銃槍をとって頭を殴り後に死に至らしめた。

加害者兩名は直ちに和庄上派出所に自首、廣島に護送審理に附され、十二月十八日終結、二十四日重罪公判を開かれ、官選辯護士森田重爾、田上勝藏鳥は「韓國皇太子殿下の命」と高言せるも、日本の法律により鳥に死刑、魯に無期の求刑あり、判決に於て無期と十二年を言渡され、押送されて三池監獄で服役。

鳥は被檢廷に於て別入侍たり故干宏閔の變變をうけ政府の改革を誤って官民共同會を組織して會長となれるも政府の信任を受け解散されるや三十二年芝罘より日本に亡命せるもの、その際誤を明した事孝定はこれよりさき八月十九日來呉し龍巖浦借家に關し再及び李承九と時事を談じてをり、彼はその時既に狙はれてゐたものゝ如く思へる。なほ彼の仝志にして仝じく呉にありし李承九は鳥を警戒するやう彼に注意し自らは山縣郡地方を行脚中なりしため、難を免れてをる。

殺害された禹は、生前交友の書感激禹ら市内の知友により明法寺で熱葬を營まれ、遺骸は二十八日來呉の元韓國陸軍大臣たりし縮淵外一名に引取られナカ、永春の遺族も伴はれて上京、十二月十三日青山墓地に埋葬さる。

【在呉過流懷】　叫雖何處渡海東　霸業五載又秋風　世情難謀髯白霜
葉勝如花頭紅　往跡霸々欄檻下　尋秋潛々泄忝中　依然獨向西天坐　嶽色河聲一望空

正義は伊藤を政友會と縁せしめ樞密院に入れ、現内閣を留任せしむほか急乱せる時局下他に方途なしとし、伊藤はこの旨を傳へられて總裁後任に現樞密院議長西園寺公望を推して自らはそのあとを襲ふ。桂内閣は教科書事件で彈劾されてゐる文相菊地大麓、取引所問題の農商務相牧田與助らの職を免して内閣を改造。一方政友會は前議會に於ける總裁の獨善を憤慨し尾崎行雄ら二十八名の脱黨ありしに續いて、今また慶耳に水の總裁更迭に六十四名の脱黨者をみ、次議會に直面して絶對過半數を失ふ。されど桂の策謀を怨む點は憲政本黨と共通し、兩黨の領首松田正久、犬養毅、大石正巳ら意志の疏通をはかり兩黨提携の約は結ばれ、政友會脱會組も尾崎行雄、加藤高明、小川平吉、鎌月主介ら猛省連同志研究會（十九名）の名のもとに政府攻撃の第一線を承はり、政界混亂裡に第十九議會を迎ふ。

十二月五日召集、十日開院式擧行、同日、河野廣中の有名なる政府彈劾奉答文可決となる、先例を破つて議長が自ら起草し各派の内議を經ず直ちに正式會議に附したもので、恒例と異り彈劾的字句を含まれてをることを議決の後に知つたもの多く、議長懇請、文案再議の説も出たが、議院の体面上院議保持に傾けるを以て、政府は如何ともなし難く、議長の奉答文捧呈參内を阻止して翌十一日解散の詔勅を傳達。

郵便局長がわる。二等局となつての二代局長通信費記念像美爾、松山局長の通信驛中本章三と任地交替。

一九〇五　三十七年六月中本章三は軍事郵便課長に轉じ後任通信屬河原貫也。

本庄神藤村長辭職　本庄村長神藤文吾は戸長時代より引續いてその職にあり、村民これに悦服し、再度の辭表も容れられなかつたが、今回愈々辭任、後任は近藤廣か三好平太郎か。

崇徳教社幹事長　眞宗安藝教區崇徳教社幹事長澤原爲綱は多年の功勞多大なりとの決議により銀盃（百圓）を贈らる。

吳宮線鐵道開通

工事竣工せる吳宮線鐵道及び山陽鐵道海田市驛島間複線の監査は本省鐵道作業局武笠技信技師によつて十六日行はれ無事終了。列車運轉は廣島へ直通五回、海田市驛まで四回、往復都合十八回、海田市へ急行列車停車と決り、汽車賃は廣島へ三等往復四十五錢、片道二十七錢二等往復七十五錢、一等同一圓二十錢、東海道線、山陽線、吳線の連帶切符は大阪、神戸、廣島、門司、鹿島各驛で發賣と定められ、吳驛附近へは保線出納、運輸の三事務所を建築、驛前へは道佛派出店業務を擔當、各汽船問屋も鐵道との競爭に張切る、人力車場は遂に大吉平の手に落つ。

二十七日開通式、當日より營業を開始。

なほ本線名稱は正式に「吳線」と定められる。

開通式　作業局より仲吳、廣島公私鐵体長三百八十名に案内狀を、山陽鐵道會社でも吳驛に於て茶菓の饗應を發内、吳驛東北臨廣場を會場として開通式を擧行、入口に二百金を投ぜる大アーチ、式場に隣り立食場、南側プラットの休憩所には山陽鐵道會社の模擬店あり、廣島午前九時四十五分發の列車に第五師團將校、驛員ら百五十名を乘せて十一時四十五分到着、海軍の奏樂裡に式は始まり、鎭守府司令長官の祝聲で萬歳を唱ふ、祝宴、余興あつて一行は午後二時十五分發で歸廣。

吳市有志はかねて佐々木知一方に相談會を開いて祝賀準備をするありこの日全市休業して國旗、球燈に新年の松飾りも早目に吊られ、二河橋通よりの入口には緑門をしつらへ、これに大アーク燈を点ず、市から六十、作業局から五十の煙火は絶えず打上げられ、共立病醫院八十五名は揃ひの旭模様、遊廓の美妓五十名は汽車がトンネルから出るところを作つた山車を曳いて、その他各町思ひ〳〵に余興場に繰込む。沿線吉浦驛は畑に國旗を、海驛は山上に「二見岩の日の出」の作り物など何れも祝意を表し、山陽鐵道では廣島海田市兩驛で餅撒きを行ふ。吳及び沿線の初代驛長次の如し

△吳驛長　猪原乙三郎、助役加藤周一、藤崎助役内藤周治　△吉浦驛長許田英作　△大屋裏原七郎　△坂河村巻之吉、助役鈴木利三郎　△矢野渡邊昇七、

日露危局と海軍當局　十二月ともなれば對露滿州撤兵交渉は愈々解決の見込みなく、二十八日、戰時大本營條例、軍事參議院條例、海軍々令部條例の改正公布あり、これら既に行財政整理に緊するものに非ず、開戰に即應せんとするものなるべく、また海軍擴張も五月の第十八臨時議會に於ける第三期擴張計畫の實行では間に合はず、露國の遠征計畫に對抗して、戰艦二隻巡洋艦六隻（既に時期繰入及び第三期擴張にかゝる軍艦二隻の建造期繰上げを閣議で決定、然るに十二月開會の第十九議會解散のため、十二月二十八日緊急勅令を以て軍備補充費は支出せられ、軍艦六隻の組織を完成するに至る。

社會斷片

△大捕物　一月、和田町平木酒松方に忍入り衣類十三點を物盜した二人組の泥棒逮捕さる、前科八犯と六犯の强か者、昨年十一月吳へ入込み、吳だけでも四十二ヶ所を荒した大盜と判明。△嬰兒を井戸へ　一月、和田町圧田通鐵工職工の妻（三）は二歳の嬰兒を井戸に投げ込む、這ひ出て轉んだのだと偽つてゐたが遂に自白、廣島裁判所から丸田檢事、高橋警部補事出張檢證。△檢屍が濟納　市内某小學校長は縣市税を濟納し、市吏員巡査出張差押へに旅費したが遂に公費處分に附さる、憂故な校長、市と意見を異にしてから。△吳座で喧嘩　五日伊藤女夫一郎閲覽中、調元加藤治右衛門に對し遺恨をもつ無賴漢八名共謀して喧嘩を吹きかけ、棧敷方、太夫元、觀覽らと亂鬪、家宇僅入罪で檢擧。△路上の人殺し　七月一日午前一時頃、和庄四丁目の共同檢番の櫃手、吳同志倶樂部裏の山一尺五寸深さ三尺の溝に埋まつて頭だけ出した屍体を發見、數日前岩城料亭を解雇された板場と判明附近の裏長屋で賭博の喧嘩から相手に殺されたもの、加害者は間もなく捕へられ强盜殺人犯として無期徒刑に處さる。△洋水犯　七月十四日の洪水に、

午前十一時頃、胡町左官職某は自分の家屋が流失せんとするので鍬で堤防を取毀したため下手四棟流失、七棟半壞の原因をなし、勝浦檢事決水犯として取調べ。△水兵の歸行　呉鎭守府は水兵の歸行を憂慮して巡査を派出所に引致して巡査が水兵から迫害を受ること再々、これは窃盜犯人を東泉場派出所で取調中、一水兵が覗くを詰られたことから五、六十名の水兵が殺倒し、それに野次馬も集つて二、三百名で取巻く、本署から應援を繰出し二、三の乘行水兵を引致、和庄五丁目に於てこれを奪ひ返さんとまた格闘を演ず。この騒きをみて「馬鹿巡査が九圓巡査で驚へんワイ」と科學の窓からほざいた一職工は官吏侮辱罪で引致さる（十一月）

明治三十七年

日露戰爭と吳軍港（上）

【一月】

開戰必至の新年　日露の危局愈々切迫して今や開戰必至の三十七年、鎭守府では恒例の拜賀式を行ひ、水交支社に互禮會を催せるも緊張たゞならざるものあり、丁度は元旦のみ休業して翌日から就業、市中の官民共同互禮會は第二小學校で開かる。四日、初の消防出初式を行ふ。新聞の時局觀導には〇〇の伏文字が急に增える、宇品港、吳軍港の緊迫せる動きを報ぜる吳新聞日、吳新報、廣島日報の三新聞は陸海軍省令により處罰さる。

陸海軍省令處罰　吳毎日新聞の十三日より四日間に亘る記事は〇〇を用ひしも推知し得るとて省令違反の廉で拘留八日、罰金二十圓、吳新報の「吳港の光景」等四日より八日間に亘る記事は〇〇を用ひず罰金六十圓、何れも正式裁判を仰ぎ更に控訴せるも一審通り。

海軍構内通行禁止　舊暦、舊曆延期を願ひ出て許可さる實際のな

かった海軍構内通行は、期限前でも停止の旨、大井上参謀長より達さる。

呉鎮所属艦艇　主なるもの次の如し

△富士、浅間（三十五年四月一日佐鎮より）
△八島、常盤（二十九年十月二十九日配属）
△吉野（二十五年九月十七日配属）
△高砂（二十五年四月一日横鎮より）
△春日（三十七年一月三日配属）
△明石（三十年十月二十一日配属）
△厳島、鎮遠、大和、赤城、天龍（二十二年五月二十八日配属）
△筑波（三十二年七月横鎮より）
△龍田（三十五年四月横鎮より）
△宇治（三十六年三月十四日配属）
△水雷艇　六、十一號より十九號まで、二十五號より二十七號まで、五十五號より五十九號まで、龍

造船造兵職工臨時給與　規程改正八日發布、職工にして戰時編成による臨時設船乘組者には賃銀の一倍、戰時派遣者には一倍半を支給、傷痍疾病又は傳染病により爲離の際はその半額。

海軍服役延期令　十五日省令、准士官以上定限年齢となるも現役を繼續、下士卒は現役滿期に至るも服役を延長。

鎭守府に臨時情報取扱所　二十日開設、呉局より逓信、鎭守府及び所管官廳及び艦艇の電信を扱ふ。―（三十九年九月五日廢止、四十一年構内局開設）

街にも活氣　前年四月以降の不況は五月の臨時議會を經て秋頃から稍取戻しの氣配があったが、日露の危機切迫に呉海軍の緊張は今や市中にも反映して人氣稍々引立つ、戸數一四、一六四、人口五三、一一一に容家一、二四七を算へ、昨年中に戸數六九〇を增加してはゐるが、空家の多きこと昨年一月より九八一戸。

安藝郡の赤誠　時局切迫につき安藝郡では他に先んじて國家に對する赤誠を表示せんため開會中の郡會に於て二十六日議員三宅彌八の提唱せる一、安藝郡として軍資を獻納し及各町村として軍資を獻納すること　二、安藝郡各町村は應召軍人の家族（開戰の時戰死病歿あれば其遺族）救護に付相當の規約を設け且諸事手落なき樣注意すること　三、安藝郡出身の重なる軍人に向つて事あるの時は内に顧みることなく報國誠忠の赤誠を拂んずべきことを勸告し奬勵することに

滿場一致、贊成その實行を期すことゝす。

呉軍港の地圖を賚らんとす　元陸軍下士、山口縣熊山町當時廣島市大須賀町山縣國香外一名は、三原町に住む元呉海軍按手腰島喬雄が呉軍港の地圖を所持してをることを聞きこれを買ふて露探に賣れば長縮で十五万圓、大阪で七万圓になると、同志を誘ひ一月十日三原町に赴いて交渉せるも應ぜられず手をかへ品をかえて引出さんとするも成らず、腰島は遂に憤慨てたとてこれを拒絶、十八日四度目を第五憲兵隊の探知するところとなり、取調べに及んだが、口上の交渉で何等物的證據なく不起訴に終る。

露探か？　怪しき外人（前年十月の頃）出入には艦軍艦艇の眼が光ってをるが、これは日本人十三津田の旅人宿岡本德吉が川原石海岸より軍港内の狀況を詳細に眺めるので怪しと取調べるに止宿人東京府下山本達吉の依賴をうけてと判り更に同人を取調べるに米國公使館附海軍少佐チャーレス・マーシャーの命によると申立つ。このとき、この話と混線したものか、呉海軍の一海軍少佐が特別仕立の汽車で東京へ護送されたとの噂が擴がる。

【二月】

呉市長に管海應事務　三十二年六月の省令二六號による管海應の事務取扱を八日付呉市長に命ぜらる。

日露愈々開戰　十日付藝備日日新聞は

「○○に於て露國軍艦二隻○○せられたりとの電報達したり大いに萬歲を三唱すべし」「仁川沖に碇泊中の敵國軍艦三隻全然進退の自由を失ふとの電報ありたり」「浦鹽よりの避難者二千五百名無事敦賀に到着せり」

と二號活字に躍動、この日宣戰の大詔は渙發、次いで十一日付には「旅順發電によれば八日午前十一時日本艦隊旅順に於て露國軍艦を攻撃し敵國戰闘艦二隻裝甲巡洋艦一隻我水雷に中りて沈沒し港外に在りて逃ぐること能はず我艦隊は九日午前九時を以て總攻撃を開始せりと緒戰の戰果に國民歡呼萬歲。

開戰に至るまで　一月勅令第一一號を以て防禦海面令發令　二月五日より三十六年度戰時編制實施豫後備下士卒の充員召集せらる　仝六日敵國と開戰　仝十日宣戰の大詔下る。

勅語を賜る　十二日には東郷司令長官に次の勅語を賜る。

聯合艦隊ハ陸兵艦國上陸ノ任務ヲ完クシテ西岸ヲ掩ヒ敵艦ヲ旅順ニ撃チテ其數隻ヲ破リ氣勢大ニ振フト聞ク　朕遇タ之ヲ嘉ス　將士增々奮勵セヨ

呉市會緊急招集　荒尾市長は十一日夜市會議員を緊急招集して晉日、日進（前年十二月の埴生照）の歡迎方法を議し、横須賀着の際市長これを慰問すること、両艦で回航の外國將士に金五百圓を以て宮島の産物を贈ることに決定（鎭遠未讓渡賀收の両艦）十六日横須賀回航は如何に國民待望のものなりしかを伺はる）更に、尚武會在郷軍人會等あるも規模を擴張する能はず、新たなる團体を組織し五千圓を醵出して軍隊慰問を行ふに協議一決。

―呉實業會では三百圓を軍資として獻納を市長に申出、旭遊廓總代發起して市内有志者により金二千圓を軍資金として獻納の件を其筋に願出る。

「呉干城會」設立　前記の「新たなる團体」なる干城會の設立については第三章軍紀の如くなるも、なほ「呉市史」によるに―

二月十三日初めて全市に渉り汎く有志を會し荒尾市長席に臨み緊急必要に迫れる次第を陳じ切に成立の趣旨を述べたり、次で天野助役之を敷演し同會は唯是を見るに至らんことを望むと趣旨を示し大に奮勵に努むる所あり會するもの或は既設團体の解散を好まざるあり或は舊町村區域限り設立するの周到ならんことを說くあり議論紛々たりしも討議の後既設團体は之を解散し以て一般的に設立するの大体會に纏まり、草案を調製と爲し審議修正の上呉干城會と名づくることし、會則を決定し規定の役員を選定し全く成立を告げたり、會則は二十四條より成り別に實務執行細則を規定す。

本會役員定まりたるのち各町村部落に向つて數百名の勸誘委員を囑託し共に興出に各方面に張し會員の募集に努めたる結果民心漸く振起し來りたる折柄第一回國債應募の事あり、茲に之を中止し斯の擾ひ起り一勢況を國債應募に移すの已むなきに至れり、其後復た會員の募集に着手せしも父第二回債券の募集に際會する等自然その募集上に影響せることゝしてせず、然も尚ほ一面には洽ねく會員の募集に盡挙し他面には本會行動の目的たる云々、會員應募金額は五千五百七十八圓十八錢二厘二毛と。

―第一回國債應募　呉市郡當は二十万圓、應募額超過の好成績をみる、五千圓以上應募者は澤原俊雄一万圓、呉貯蓄銀行一万圓、植田新之助六千圓。裏街の國債應募　東本通二丁目裏の古物行商人、日稼ぎら國債に應ぜんとの議あるに、資力ある原井善太郎、久保若松の二人の發起で、日日百圓に對し三十五錢二厘取立てることゝして二十四名で千二百七十圓を應募、日掲は一日掲添て、その他諸事節約して百七十日間にこれを調達せんとするもの。會員應募の華　賀茂郡黒瀬村當時和庄町字南原町松田岸太郎方婦人田中フサなるボロ拾ひ、稼業中松田の奨めにより出産の汚物取扱ひをなしてゐたが、干城會設立のことを聞いて日頃貯金を以て五圓を特參、時前會員とさる（六月）

―七月現在の干城會名譽會員左の如し

石田二良、荒尾金吾、大本吾平、澤原俊雄、高木眞木彦、佐々木仙一、澤村徹、澤原精二、山中伊三郎、宮原綱之助、山本錂太郎、津臨啓右衛門、

近藤榮次郎、小泉澄、天野健太郎

―十月現在、名譽會員一九名、特別會員一四九名、通常會員六七九名、賛助會員二、三五二名。役員は副會長佐々木健一を除くのほ何れも職員にして即ち會長市長、幹事長助役以下理事は渡邊收入役を筆頭に吉村豐隆、渡邊近江、三宅喜三郎、野吹台次郎。

戰勝祝・祈念祭　二十一日龍山神社に於て戰勝祝及び祈念祭並に吳市護國神社祭會式を擧行、來會者三百余名、市長の祝辭にて感激裡下の萬歳を三唱、酒宴、十一時散會、この日、小學生は市中を行進する筈なりしも雨天で中止。

日進・春日入港　前記日進、春日の惠帝艦は二十五日、吳入港、干城會ではこれを歡迎して清酒五樽を贈る（これ日露戰の際矢にして、前記橫須賀への市長出張歡迎は同艦の入港豫定を知るに及んで取止めたものらし）晉日は前月三日付の吳所報）

【三　月】

藝備紙々面縮少　從來の六ページを四ページに縮少一體外により速報に力を入れる（三十九年二月より復舊）題字も橫一段通しをこの時現在の新題字の形に改める。

倉橋島村國威宣揚祭　同島總鎭守桂濱神社々掌原豐勝は村長氏子總代と協議、一日より三日間同神社に於て國威宣揚祭を行ふ、兩願の日午前十一時より瀧主原其他社掌原豐登、原盛良、勝村貞次郎ら卿重に祭事を行ひ村長氏子總代に一々玉串を捧げ神酒を戴かしむ、高等小學校兒童一體と村民一萬度の參拜を行ひ、現役及び在鄉軍人家族に安全守札を贈る。

―五月十、十一日の兩日桂濱神社に於て宣戰の大詔に關し講演會を開く石川講師を聘し友澤村長、原、勝村兩社掌齡臨し盛大、夜は瀧十院で開く

―七月二十九日、第三回國威宣揚祭を行ふ、この頃各村の應召者三百名濱陽の各部落よりも山越え海を渡つて村民集まり誠心誠意一万度を祈み、夜に入つては境内老松の間、白砂に並ぶ數十の石燈に燦明を點され各社擧より戰況を報告して人心を鼓舞踏會。

―九月七日、全島國旗翻翻、桂濱神社に祝捷會を開く。今島は擧國心に富み開戰以來軍事思想著しく發達、軍人優待にも頗る意を用ふ、就中長門俱樂部員は出征將士の慰問激勵につとめ今日の大捷に狂喜、發起して提灯行列を催す、御眞影奉齋所たる倉橋島高等小學校に集合する村民一千余名總代河村高通の祝辭、原豐登の發聲にて萬歳を三唱、青年會々員の大勝利に出で、新町松原を練り、桂濱神社に至る、境内に大アーチ二つ、大行燈球燈、國旗で飾りたて、青年會員の手になる假小屋へは出征家族を招待して慰安演藝も行はる、花火續えず打上げられ、村民の歡喜逆る。

市議實費辨償廢止　四日の市會に、澤原精一の緊急動議「市民の負擔を輕くすべく三十七年度より議員の實費辨償を廢して事業費にあてん」を可決。當村議當附實費辨償金の殘分を軍資に寄附を申合す。

看病人無給志願　日露開戰に國民赤誠の數々の美談ありしならんもその一つ―島根縣倉田町生れ當時和庄町の中屋啓之進（七）は看病人を志願して還路來吳せるも依格檢査通らず落膽、近隣の連署を得て無給にて志願。

郡内會から木棉百反　市内上流婦人から成る同會では木棉百反を購入料として戰時病院に贈る（されど、十七日來吳の本派本願寺法主裏方を吳驛に出迎ふるに黑木綿揃ひ紋付の申合せは、新調一人十圓として三十人でも三百圓時局を繞へぬものとして非難）

本願寺裏方來吳　十七日午前十一時吳驛着、澤原儀綱方に投宿、鎭守府を訪問、軍人留守宅を訪問、十八日特志看護婦會、各寺院、婦人會、最關講にそれ〳〵垂示、市長、干城會副會長らこれを訪ふ。午後四時吳驛發神戸へ。

廣島瓦斯戰に參加　十日の旅順攻撃に參加した本廣人は吳市莊山田村二河平七三三次の二二海軍大佐淺井正次郎、江田島村四〇二海軍少軍醫田邊貫一ら。―軍神廣瀨中佐が旅順港口閉塞に敢行せるはこの月二十七日の第二回の決死隊を指揮してである。

柴山長官脾肉の嘆　變災七万餘兵中尉夫人に贈れる短册「鷲の住む野山の陽を打はらひ、明日の影に照らせ大丈夫」に添へて「…拙出者も例の通り御留守居役にて面目なく候へども、未だ初次の事故〇〇の跡目には大丈夫と樂み居り候」とある（〇〇は東鄉のことなるべく、前年十月參照）

川尻村國威宣揚祭　同村神職梶山道興の發起で村長、氏子總代らを集め、十九日より二十一日まで三晝夜八雲神社に於て行ふ、各字青年は數百の神燈を獻供、各戸提灯をともし、參拜者は松明を捧げて晝夜をわかたぬ盛況、二十一日當願の日には在鄉軍人、學校生徒を集めて梶山及び村長の講演あり、每月一日、十五日、戰爭終るまで續け、出征軍人には守札をおくることゝす

地租附加稅を制限　新年度豫算を編成を了し又は編成しつゝある全國府縣市町村に對して、政府は戰時財政計畫に於て新年度より地租その他の增稅を行ふため府縣市町村附加稅はこれを絕對制限する旨通せらる。―即ち從來府縣附加稅は本稅一圓に對し三十三錢三厘を原則として五十錢までは許可を要せず、全市町村は一圓につき二十錢を限度としてゐたが實際に於ては殆どこれを超過してをり、今回これを府縣一圓につき五十錢、市町村全三十錢を超過せしめずとされ、豫算更正を行ふところ多し。

戰時豫算に編成替　三十七年度豫算は前年來、市政の基礎も成つて漸々に建設に入るべく相當の企畫をもつて編成され、議出經常部八万六千圓、同臨時部二万三千圓を以に參事會に於て審議中なりしも、二月初め愈々日露開戰、急遽戰時豫算にその內容編成替を行ふを要するに至り、これを市會に附議せるは遲れて三月二十二日、市會はこれを少數の委員に附託審議す初め理事者は三十七年度に於ては傳染病院增築、市役所市會議事室の併置を實現し、上水道、公園の具体的調査に入ることゝしてゐたが、これらは傳染病院を除いては凡て不急案件として差控へられ、僅かに第八等常小學校增築、堺川修理、小橋梁等を殘したのみ（豫算は專ら消極緊縮方針に依れるを以て後の追加豫算を加ふるも、同年度の決算額は經常部六万四千圓、臨時部二万二千圓、市の戶口數增に反比例して前年度のそれより僅かに千數百圓の增加に過ぎず、公債金も前年度二万圓起せるも三十七年度には全然なし）

勇敢な機關兵曹　吳鎭守府吳市六字莊山田村字三軍出九八三ノ三郎二男實施隆三郎氏は水兵より海軍を志願し二十七年八月入團、二等機關兵として軍艦淺間に乘組み征軍、二月、烏海（浦鹽）攻撃に同じ參加、其後引續き淺間の波浪高く寒氣亦嚴しく、石炭庫（アス）壓送のパイプ氷結して機關の運轉に支障を生ぜんとするに至るやこれを破碎すべく舷外に躍り出でその目的を達せしも保命索切斷され波浪に襲はれて海底の藻屑となる、家庭に妻と一兒あり、遺族を迎へて六日自宅に於て葬儀を營む、荒尾市長はじめ市內官公衙長有志ら多數參列、第二艦隊司令長官より

忠實なる海軍二等機關兵曹濱崎慶三郎勇敢なる働き中溺死せしとの報告に接し驚愕に堪えず茲に恭しく哀悼の意を表す

明治三十七年三月六日　第二艦隊司令長官海軍中將　上村彦之丞

の弔辭に添ふるに、機長八代六郎大佐は遺兒養育料として五十圓を添え慇ろなる弔詞を送れば、乘組員一同よりも百七十圓の香典を贈らる。

―（機長八代大佐　戰闘を前に日機たしなむ凡八を取り出て徐ろに「千鳥の曲」を奏せしは過ぐる二月八日仁川港外海戰に於てである）

―濱崎機關兵曹の勇敢なる行動は當時全海軍の賞賛をうけしものにして、八月、惟戰死とさる。

山口秦吉五師團長　大將に進級、軍事參議官に補せられ、盛大なる送別をうけて赴任。後任七田有澤中將。―山口大將は病氣にて間もなく薨去。

吳市長諭告　二十五日、荒尾市長は戰時下對處の市民への諭告を發

し、從來の慣行にして節約又は廢止出來るものは各部落毎に規約を締結して共に勵行せられたしと、その趣るところを次の如く示す。

一、親睦會、送別會その他飲食を專らとする交際はなさざること　二、年末年始盛節旬その他吉凶葬祭に關する物品の贈答を廢止　三、衣服は質素にして流行を追ふな　四、安居現業を戒め各分に應じ相當の職業を持つこと　五、家具什器は華美を戒め必要の程度を越えざること　六、婚、姻法事その他私の祝事に關し饗應は近親又は已むを得ぬ範圍に止めること、入退營に就ても之に　七、軍事に關するものを除くほか來往人士送迎を酌量にし壯麗に亘らざること

共同動儉貯蓄組合　吉浦、坂、樋山、原海田共同動儉貯蓄組合を設けらる

第二十議會　二月十日宣戰布告の詔勅を奉せられて二旬のゝち、三月一日總選擧行はる、近來解散に屢ぎ人心選擧競爭に疲れたると政府の對戰課策に寡日なく選擧干渉なかりしにより、殆んど世人の周知せざるが如き程に總選擧は終る、政友會二三四、憲政本黨一〇四その他で、戰爭を前には舊怨を忘れて外敵に當る。

總選擧後の臨時議會は、三月二日、戰時緊急第二十議會を二十日開く旨の勅諭あり、日清戰爭の例に倣つて議院法による四十日前召集の規定によらず。日清戰爭の二倍半、臨時事件豫備費四千万圓を合して臨時事件費總額五億七千六百万圓、自然大增稅新稅など求められ、煙草專賣の斷案もこの時に成り、非常特別稅は土地、酒、衣類、醬、砂糖、狩獵、鑛、石油などあらゆる種目に亘り、野黨としては反政府攻擊の好材料はかりであつたが、開會前政府が各政黨に示した戰時財政計畫は凡てこれを是認、十八日召集二十二日開院式擧行、二十三日衆議院で桂首相演說方針に關する質疑を行ひ、ついで小林外相滿洲問題の經過、日韓交涉の顚末を報告、二十五日山本海相の戰況報告あり、感謝決議案を可決、多大なる臨時豫算案も一擧にこれを可決、三十日閉院式擧行。この第五回旅順攻擊が行はれ二十九日の官報には軍神廣瀨中佐の壯烈なる最後が傳へられ、クロパトキンが滿洲前線に到着したとの報もなさる。

海軍に對する感謝決議　政友、進歩、無名俱樂部聯合で原敬、鳩山和夫尾崎行雄ら二百四十三名により

「我勇烈猛銳なる帝國海軍は嚮ふ所克捷を奏して敵國を怛しく皇威を宣揚し忽ちにして海上を掃攘するの殊勳を樹てたるは國民の深く感謝する所なり衆議院は玆に之を顯明して其誠忱の意を表す」を決議。

非常特別稅法案　政府の戰時財政方案は九千八百万圓を增稅、五千万圓を臨道その他事業繰延べによる節減による。特別稅法案に於ては地租二分增率の三千万圓、所得稅倍增の九百万圓、營業稅金五百五十万圓、砂糖稅金五百万圓、酒稅に庫出稅實施で千五百万圓、揮專賣法實施で九百五十万圓、煙草全で五百万圓、綿布稅實施で四百万圓、登錄稅金六百五十万圓―以上を地租にのみ多少の修正を加へその歲入減は他の節約によることゝして可決さる。

煙草の專賣　全國四十ケ所へ製造工場を設け、七月より紙巻を明年四月より刻煙草を製造專賣せんとするもの。

水雷の二豪傑　日露開戰當時水雷の二豪傑と稱されたものに、朝日の水雷長廣瀨武夫少佐と呉水雷團長淺井正次郎少佐とあり、廣瀨少佐は「俺に親なく子なく何時死んでも悲しむものはない」と豪快、閉塞隊を指揮して旅順口外に散華の際は「見に敵の砲台へ衝込んだのではあるまいか」と想像され、杉野兵曹長を探して云々は數旬後に傳へらる、淺井呉水雷長は日清戰爭當時鳥海にあつて脾肉を嘆ぜしことを知られてをり、開戰劈頭「鳥海は嫌ぢや」と海軍省に電報を打ち「呉に淺井をること承知」の返電をうけたと。

【四　月】

橋川、沖の欵殺　兩兵士捕はつてハルビン郊外で銃殺された旨、倫敦電報によつて判ぜらる。

見習職工制　海軍職工規則を改定、通常職工とは十六才より五十五才まで（特別技能者を例外）見習期間を終れるもの又は職工たるべき普通の技能を有するものに限る、見習職工とは工業を習得して通常職工たるを目的とするものに限る―とされ、その他休日等規定さる。

小學校二部教授實施

開戰と共に、中央地方の戰爭繼續方針は

市費の過半を投ずる教育費に於て、學校の增改築を差控へるため二部教授差支へなく、實情を具申して縣の許可を得ることゝなる、呉市は職工その他外來者の急激なる增加に備へて、同一教場による午前、午後の二部教授の必要は最も痛感され、併せて教員數の減少による經費節減を期し、新年度より直ちに實行、教員十三名（高等一、尋常十二）の休職又は轉職を斷行（開設間のない工業練習學校の廢止説も出たが、工職と關係を持つので繼續さる）警固屋町第一小學校も呉市と同樣二部教授の許可を得。制限外學級編成、入學兒童の增加は制限の學級數を超過せるため制限外學級編成を行ふもの、呉市では第一高小（女子）二四、第二高小（同）一四、第一尋小（同）一三、第二尋小（男）一五、第五尋小（男女）一六學級。教員一名の小學校、安藝郡本庄村立花小學校では兒童百名あるも經費にかて教員二名を用ゐる能はずと二部教授を申請して許可さる。大神村第一小學校も二部教授を認可。

―二部教授實施の結果は代用教員を廢し正教員准教員のみを以てしたゝめ却て好結果をみたともいはる。（呉高小の前記男女別不詳）

―出征軍人留守家族及び戰死者遺族の兒童授業料は免除（十二月末現在三四二名、七十一圓二十三錢五厘）

戰時德牛講話　五日より每夜、各町村順次に開催、市長、署長、檢疫醫の講話あり、荘山田村では澤原俊雄、兩城では末永末太郎の戰況あつて來聽者多かりしもその他は概して少し。

龜ヶ首の大砲發射　倉橋島村字龜ヶ首にて三日より三日間（雨天順延）東南方へ大砲發射の旨告示さる。―廣後同所及び佐伯郡甲島にかて施行の際はその郡度告示を行はる。―八月、倉橋島村大迫浦の漁夫兩名は龜ヶ首で砲ヶ拾得しこれを打擊したところ、爆發して一名は兩手と腹部を飛ばして即死一名は大腿部五六ヶ所負傷し數時間にして死亡。

衣糧科納品不正事件

呉鎭守府の糧食品取扱主任と御用商人とが結托して或はその納品の數量を減じ或は不納品を納付せしものゝ如く裝ひをりしこと今回發覺、軍法會議に拘引さるもの三十余名にのぼる、この事件は海兵團三等厨宰眞口久吉が檢擧、軍法會議に上訴せるもので、部内頗る混雜、關係厨宰、筆記等續々取調べを受く、御用商人側は、當時の出入者は

高須謙三　荒野茂四郎　野間元武助　富島平助　久保田友吉　永井義太郎
池田逸助　森川直太郎　佐々木繩次郎　豊田理作

の十名にて、網代として新庄千代藏を日々衣糧科に出頭せしめ各區團よりの調求生鮮品を同科を經て納付しをり、この納入受渡は表面嚴重に行はるも生牛百貫目の命令に對して八十貫目を納入するを例とし其他魚類干物野菜に至るまで皆命令の二割を減じて納入しこれを彼等の間に分配する習ひありしものにして、何れも拘引取調べを受く。

―從軍中の厨宰にて本件に關係あつて送還を受くるものもあり。

―本事件の副產物として水雷團一等厨宰眞松重次郎は毛布數百枚を窃取し逃亡せる一味の連累者として拘引さる。

―六月末、海軍監獄の刑徒六十四名、うち未決二十名、このうちに疑獄關係の曾通人八名（十月東法會議判決）

臨時種痘施行　二十九日縣令第三四號を以て示達、呉市では市醫會に囑託して無料接種すべく、東京種痘製造所へ注文を行ふ。―五月十一日より開始市、醫會協力して三万名の接種を行ふ。

【五　月】

呉干城會の活動

（以下各項に關係のものは略す）調査中のところ、生計困難なるもの十名を發見、一日五合宛を給與することゝす。

―六月、出征軍人に慰問狀を發す。會員徽章を調製配布。海軍病院へ戰傷

看護選の都度見舞狀に續柄紙を添へて贈る。

―九月、會員の醵金略々纏まり、佐々木副會長、渡邊收入役より理事は連日遺家族留守家族を訪問し（出征者は十二月末現在陸軍五四一名、海軍在籍一七二名）―五百戸の戸別訪問慰問は伸々容易なことならず、十月、留守宅へ「出征軍人」の標札を附す。

―九月末現在共助家族困窮者五十一名。會員醵金三千九百四十一圓中支出二千五百二圓の內譯次の如し

△家族困窮者補助　六四〇　△應召病院寄贈　四五〇　△出征軍人慰問寄贈　三七五　△戰死者弔慰及留守家族寄贈　四一一　△創立諸費　三五〇　△戰捷祝賀費　一四六　△應召軍人寄贈　九八　△國威宣揚戰捷祈念會費四五

―十一月、授産場設置計畫（十月の項）を進めるに際し役員の分擔を次の如く定む。

△庶務―救護、兵士慰待、會計、役員進退、慰問、雜務　△會計―金品の收支、出納賠償の整理、授産の會計　△募集―會員募集、金品寄贈勸誘　△授産―機業と狀況調製

（三十七年度決算は次の如く、當局未だ發表し得ざるも、なほ千金圓剩す）

△會員醵金四、四三九圓　雜收入三六圓　計四、四七六圓

△支出は會費六四二圓、軍人慰待費二、五二九圓、戰捷祝賀祭典費二三六圓、計三、四〇七圓

兩郡出征軍人優待規程

【賀茂郡】

日露戰役に關し從軍したる現役兵及び動員令に依り應召したる軍人の留守宅慰問及び共濟規約

1從軍者の家に對し町村又は區若くは小字に係る夫役を課せざること但町村會區會の決議にかゝるものはこの限外とす。2獨身者にして應召したる者の留守宅を保管する者なき時は其組合に於て保管すること。3從軍者の家に於て農業其他の業務繁節に際ると認むる時は左の順次に依り手傳ひをなすこと―隣保、組合、講中、小字、大字又は村內　4家族の疾病に罹りたるときは一週間以內の治療は其町村內の醫師に於て無報酬にてなすこと看護の順は前項の如し　5前二項により業務の手傳ひ又は看護を爲す場合と雖も留守宅にて飮食せず又は何等の名義にても報酬を受けざること　6從軍者子弟には小學校授業料の免除を町村長へ申告すること　7町村長は毎月一回以上留守宅を慰問し不便の有無を糺し且其規約を實施するや否やを監視すること　8留守家族の扶持は一貧困にして自活し能はず且他に依るべき途なき者には男女年齡を問はず家族一人に付一日金五錢、全年計上限迫するもの三錢、右に準ずる生活困難なる者には一戶に對し一ケ年六圓、凡て從軍者の留守家族に對しては見舞として兵士一人に對し從軍の當時金一圓、爾後徐ろに成地を出發したるものに四ケ月毎に金一圓　9町村長は隣月毎に從軍者の慰問狀を發送すること　10從軍者死亡したるときは其葬儀は町村に於て之を行ひ且墓標料として金九圓を附與す

【安藝郡】

1町村內從軍者の送迎は町村長全市區其他有志者ら町村界若くは適當の場所に於て之をなす、發別として一圓以上の物品又は現金を贈り、凱旋の際は全三圓、併せて祝宴會を開く　2町村長は每月一回以上從軍者へ慰問狀を發し家族の現狀、家族保護狀況、家族より托せられたることあれば其要件を併せて通報す　3從軍者にして戰病死者の葬儀は遺族の全意を得て町村之を行ひ且遺族へ墓標料三圓以上を贈與す、但遺族に於て葬儀を營む場合は祭資料金十圓以上を墓標料と併せて贈與す　4傷病內地後送ありたる場合は一圓五十錢以上の物品又は現金を　5留守家族にして生計困難なるものは其家計の程度を斟酌し一人に付一日米五合以下若くは之に相當する代金を給與す　6留守家族には湯賃、散髮賃、小學校授業料を免除、渡船賃、郵便等無料とす　7留守家族中の學童者には商業の便宜を與へ農業を營む者には肥料、商業を營む者には資金を貸與する方法を設け便利を與ふ　8町村長は每月一回以上留守家族を慰問し諸般の便利を與ふること

―安藝郡下の生計困難による町村長よりの被救助者は一一四戶四二〇名うち現金七戶一二名、生業共助一三五戶四九九名（十二月末現在）

一家二人以上の部　呉市及び兩郡下の調査次の如し

△二家二人以上內役に勤務ある者　呉市一八、安藝郡一二一、賀茂郡九五

△今現に服役せるもの　一〇一六一一〇　△二家三人以上服役の勤務ある

もの　二一八一四　△今現に服役せるもの　〇一二一二

下士卒集會所　二日これが設置規程を認可されたので、四日より私設として從前のものを引繼ぐことゝなる、所長は久佐。同所では出征兵よりの浪費品取扱、下士卒の身上の便宜をはかる等留守家族との間に立ち、又、將棋、風琴、大日章旗等設備は一回一錢、書籍雜誌閱覽隨意、入浴無料、理髮五錢就牀は下士五錢卒三錢、諸日用品は低廉に販賣、これが維持費には日給額の三分の一を醵す。

―九月、所內の取擴げ、浴場、廐室を增備、庭園を手入れ、慰安に娛樂に萬全を期す。―從軍長官かはり、總押有馬司令長官、所長鹽久海兵團長、戰車長永野同副長。下士團、海兵團內に設けらるる團內一般下士の休憩所、茶菓、將棋、圍碁、新聞雜誌を備へ、經費は平等負擔。

陸軍部隊遼東半島上陸　開戰來我が海軍の優勢は漸く朝鮮西岸に波動する敵艦隊を制壓し得たので、黑木大將の率いる第一軍鴨綠江を渡つて九連城を擊破すると相俟つて、六日には陸軍部隊遼東半島の一角に上陸、進擊を開始す。

陸海戰捷祝賀會

開戰來の陸海の連戰連勝なるに、呉市では十二日戰勝祝賀提灯行列を行ふ、午後七時各神社寺院鐘鼓鳴らすを合圖に各町は第二小學校に集合、干城會長祝辭を朗讀、出發、凱旋下を荒神町より和庄町本通に出で、堺橋、二河橋を二河町に至り、引返して十文字街より海兵團前兵場に入る、栗山長官以下參謀長、各團隊長らこれを迎へ、行列に伴へる海軍樂隊こゝに於て「君ケ代」を奏し、長官の發聲にて陛下の萬歲、次いで陸海軍の萬歲を三唱、終つて四ツ道路に出で龜山神社に參拜して解散、この日市中各戶及び街頭には大小國旗を掲げ夜は紙龍を吊り街上に提燈を點じ全呉山引佐か斷り等の催しあり。

軍艦宮古沈沒

第五戰隊第二水雷戰隊、十四日大孤山沖にて稻海を終るとき軍艦宮古水雷に觸れ死傷八名遂に沈沒す（これ、我が呉進船敵最初の艦艦にかゝる呉港民には總り深き軍艦）片岡司令長官の報告には

「然るに午後四時三十分作業を中止し揚海艦を收容せんとするに當り敵の機械水雷不幸にも軍艦宮古の左舷艦尾に觸れ爆發擊破して艦体二つに大破をなし死傷者八名を出し艦体も亦二、三分時の後沈沒するに至る」

とある、我が海軍はさきに水雷艇第四十八號を失ひ、次いで宮古沈沒の間もなく、續發により一等戰艦初瀨、五月十五日旅順を砲擊して歸還濃務中を春日と衝突して巡洋艦吉野を失ふあり、旬日の間に引續く不幸に遭ふ。

遭難軍艦初瀨艦組員護送前吉田發行の號外を二十九日和庄町吉江の海軍共葬墓地に於て行はる、干城會長の弔詞朗讀、海軍々人、在呉官公會長有志ら千數百名參列。

軍艦吉野殉難者海軍葬

吉野の戰死者二百八十余名に對しては海軍大臣の意を傳へ栗山長官より遺族へ一々に慰問狀を發せらる。

―六月十二日、吉野戰死者將校海軍少尉久鹽理一外二名、下士以下五名の海軍墓地合葬式を行はる、祭主玉木艦雄、副祭主原田豐雄、海軍式を以て、午後一時海兵團出發、部外よりは山田縣知事、荒居呉市長、干城會役員等多數參列、式の次第次の如し

三少尉遺物を載せる砲車各一、下士官全二、遺物には銘記各一旒を附す、各校には夫々副官下士官陪従、軍樂隊、儀仗兵二ケ中隊前後に分れ、陸五對、紀旗護五對、祭主、遺族、幹事の順に續き、一般會葬者は後部儀仗兵のあとに、式場に於ては栗山長官、山田知事、及び呉市少將（內田少將代理）荒居市長會長の弔詞、儀仗兵の拜禮、奏樂隊、遺族一同を乘せほかこれに續く。

―六月二十六日、敵前水雷沈沒作業中水雷觸發して戰死せる台北丸乘組海軍兵曹長曉井留藏外第一第二兵曹の合同葬を長官以下部內及び干城會長以下部外多數會葬のもとに執行さる。

―九月二十七日、旅順攻圍軍海軍陸戰重砲隊付一等兵曹井上慶三郎外一名の、續いて十月二十一日、同隊付一、二等兵曹兩名の海軍葬を執行。

譽れの郷土勇士（上）

△五月、第三回旅順閉塞の戰死者中には呉市荘山田村四番邸上等機關兵曹島田松五郎あり（停廢となりをり旅順開城後生還）

△六月、豫備海軍病院（後送の瀨戸島村大西武次郎は北清事變でも名譽の負傷、再度應召のもの。

△七月、大石橋の戰に呉市荘山田村七八一豫備役一等卒八木菊次郎戰死。

△八月、呉市和庄町上等兵曹勳七等佐々木安吉に功七級金鵄並に年金百圓及び青色桐葉章を賜ふ。

△九月、豫備病院收容中の廣村歩兵一等卒西木若松死亡、同人は七月二十四日大石橋の戰鬪に大平嶺附近で突撃に移らんと伏姿備射撃中下腹部に盲貫銃創を負ひしもの。

△九月十八日、栃木城附近の戰鬪に戰死せる和庄町歩兵伍長土井慶吉の葬儀を明法寺にて、宮原村（前記荘山田村）歩兵上等兵八木菊次郎の葬儀を正圓寺にて行はる、何れも午後四時自宅出棺、干城會正副會長以下會葬。

△十月二十二日、呉市荘山田村歩兵上等兵松田物次郎の遺骨歸還し自宅にて前同様葬儀、同人は九月三日遼陽の大激戰に負傷野戰病院に收容五日死亡

△十一月、熊台附近（十月十日）の戰鬪に負傷せる仁方村歩兵二等卒木場三次郎後送豫備病院にて加療中死亡。

△十二月、五里台附近（十月十一日）の戰鬪で負傷後送の阿賀町五六八三補充兵關谷五一豫備病院で死亡。△十六日、遼陽戰鬪に戰死の歩兵一等卒木村芳藏の葬儀を呉市和庄町の自宅にて執行。△二十六日、戰地で死亡（十一月二十四日）せる呉市二川町出身補充兵歩兵二等卒新原作松の葬儀執行。

【註】廣島市その他町村にては合同葬を行はれたるも呉市にはなし。（春日歸巻一、二十八日、市長干城會長ら訪ふ）

【六　月】

海軍病院慰遊會　五日、海軍高等官夫人竸技で海軍病院構内に於て慰安小園遊會を開く。在院患者二百五十名うち重傷者五十名、鈴木病院長以下來賓三百余名、發起人を合せて千余名、午後一時第一病室の模擬奏茶店に集り、餘興横谷一座の演劇を觀る。

―七月再び催さる、歩行に堪えぬものは擔架で、在院患者二百六十一名を一堂に集めて菓子、ラムネを饗し一夕を樂しましむ、軍樂隊の演奏樂曲「軍人の勇氣」「梅の春」「勅諭五ケ條」「軍用カバン」「吉出し三番叟」「軍旗」「豐竹呂酒の義太夫「御所櫻」「辨慶上使」

工廠職工募集

この月五百余名募集さる。―爾來、逐次募集を重ねられ、市中の景氣も加はる。轉動に傚名　この頃造船部の方が給料がよいとて造兵部より轉動を望むもの多し、但し六ヶ月以上勤續者でなければ許可されぬので、兄の名を僞つて造船部を志願せるものあり、發覺して抱引さる。

國債第二回募集

第一回の三百圓以上の申込者を專德寺出張所に集め市長より示談、前回の申込の分にて十五万圓過剩あれば、二十万圓の夢價高に達せしむるは容易なりとさる（第二回の割當額は廣島市百四万圓、呉市十五万圓、尾道市二十万圓、安藝郡八万五千圓、賀茂郡二十二万四千圓その他各郡で計三百六十五万六千圓）その應募成績次の如し

第一回募入額の第一回募入外れ額　第二回應募額　第二回募入額　第二回募入額の第一回募入外れ額に對する減

呉	一二五四、九七五	一二五九、六七五	九八、〇五〇
安藝	七八、五七五	一三〇、〇〇〇	五八、九七五　一九、六〇〇
賀茂	二一四、三三五	二三三、五一五	七九、八五〇　一三四、八四五
廣島	八三九、〇七五	九三六、七七五四五三、	九二五　三八五、一五〇

第二回募入外れ額　第一回第二回募入額累計

呉	九二一、七五〇	一八六、六七五
賀茂	七一、〇二五	二八四、一七五
安藝	一五三、六七五	三四六、六五〇
廣島	四八二、九五〇	六五七、三七五

海軍軍新大將　六日、海軍東郷、山本權兵衛兩中將、陸軍乃木、児玉外三中將大將に昇進。

常陸丸遭難　十四日宇品を出港（この諜報は呉にあたスパイからなされたものだと、大東征戰下防諜に關する陸軍當局の談にあり）の運送船中、十五日、玄海灘にて敵艦の砲撃を受け常陸丸は沈没、佐渡丸は六連島へ漂着。―十七日正午第二呉丸にて海軍救助隊は遭難地へ急行。

（當時陸海軍戰況公表は本省よりなされてゐたが、本件如き情報は呉鎭守府接受の無電を新聞に發表されてゐた、なほ遭難者に就ては留守第十二師團よりも種々發表がなされたゐた）

宇品島を廣島市に合併　安藝郡仁保島村の一部なる宇品島は廣島市と戰時殊に密接不可分をなすところから合併を進められ、八月編入手續を終る

滿洲置總司令官　二十三日、陸軍大將大山巖を。總參謀長に兒玉源太郎大將、參謀總長に山縣有朋大將、參謀次長に長岡外五少將。

從軍志願赤誠　呉市荘山田村古川正は現役中疾病に罹り常備、後備も免除され、北清事變への從軍志願も目的を達せられなかつたが、最近遼兵團の募集に應じて嚴重なる体格檢査に合格せるを好材料に從軍を願出づ。

國稅增徵と市稅の緊縮　戰時財政方針として國稅を增徵されたこと既述の如く、縣下の增徵五十万七千圓、これに應じ市町村稅賦課額は緊縮されたが呉市の實行豫算に於けるもの次の如し

土地に對する課稅々額	三六年度	三七年度	差引增減
	二、〇五五	一、四五二	六〇三
營業稅附加稅總額	五、八三九	一四、六六九	八、八三〇

所得稅全戶別割總額　其他の課稅　計

	八、三二四	五、〇四八　三、〇八四
	三八、一一三	三三、六六七　五、四四六
	二、一五一	一、〇五〇　一〇、一〇一
	六五、二九〇	五四、八八六　一〇、四〇四

兩郡下に於ては次の如し

安藝郡	九三、二三三	八六、二一六	七、〇一七
賀茂郡	二二四、八七九	九九、〇二四	二五、八五五

―十一月、田畑にして實際は宅地になつてをり脫稅相當多しとみて、地目變換調査委員會を設けらる。

國稅增徵の最たる所得稅に於ては呉市本年度總額二〇、九一九圓（前年一六、一六〇圓）にして、人員は從軍々人を除かれて二百五十名の減にかゝはらず約五千圓の增加をみてをり

水野馬次郎の一、四九六圓を筆頭に、澤原俊雄八八八圓、勝出仁三郎三五八圓、遠藤傳右衛門三四八圓―植田新之助―大本五平―佐々木榮二六三圓、山中紀三郎二三六圓その他

【七　月】

大局村戰時外交會　日數二百八十の小村ながら十三名の出征者あり、そのうちには生計に苦しむ留守家族もありこれが救濟に出征者の勞苦を知らしめる要ありと、村長島地榊一は四日小學校に戰時外交會を開き、村民觀實。

傳染病豫防

十二日、和庄町に疑似コレラ一名發生、直ちに滯物を驅除生課に登り病院に收容、患家は嚴重な消毒をなし附近區住者の健康診斷を行ふ（第一戰初の戰時衛生の活動をみる）

―矢野村に赤痢　猖獗、下旬患者數十名に及ぶ、市長警長ら海軍病院に集つて對策を協議（同村の赤痢はこの後益々蔓延して八、九月と續く）

―八月七日、呉市荘田村に於て赤痢患者數名を檢疫委員の手により發見其筋では附近一帶の濁澱法を實行し、又何町以内は悉く者湖水を使用せしめ

るなど「甚だ過酷なほどの」豫防消毒に留意するので、これが蔓延の兆なし
―九月十三日、二名發生、計十七名となる、ほかにチブス四名、耶山田傳染病院は目下改築（一部分增築し設備完成）中のため何れも和庄傳染病院に收容。患者發生するや醫師二名附近を巡回して各戸檢診し、三十間以内を注意區域とし、各戸煮沸水を用ひしめるほか、毎日便所の消毒も行はしめ、豫防警戒益々嚴重にして、これがため多額の經費も要す。檢病嚴しきためには遊客が遊郭から、巡査が警察署から隣離さる如きもあり。因に吳市の傳染病院は一ケ所に統合方針なるも、應急增築に迫られて耶山田に之を行ひ、豫算緊縮のなかに唯一つ殘された本年度事業で、工費六百四十圓で落札のもの。
―流行はせぬが、局所〳〵に發生して下旬患者累計五十九名。
―九月二十七日、二川町に類似コレラ患者あり、即日死亡、附近八軒を注意區域に指定し豫防消毒を行ふて傳播なし。現在患者赤痢七、チブス三。
―十一月中旬現在累計コレラ五、赤痢七七、チブス三四、ジフテリア一八腸窒一、前年より二十一名の增。
―十二月、市内衞生組合では各戸十錢の組合費を醵收。
（本年中の患者累計一四四名、うち死亡四八名）

恩賜の繃帶　海軍病院患者に皇后陛下より御下賜の繃帶、十四日喜佐方丸にて到着、柴山長官檢收して鎭守府に於て鈴木院長に與ふ。―田中海軍副官京しての談に曰く『吳では參謀長が水兵十名を率して同船まで出迎へ鎭守府に移し會議室を式場として柴山長官以下參謀長、參謀、副官、鈴木病院長ら傷痍者整列、長官これを院長に附與して聖旨を各患者に傳達せしむ、院長は看護婦をしてこれを病院に運ばしめるに、在院患者何れも聖恩に感泣せり』とある。（患者は腹膜の繃帶は一度傷口にあて、その儘大切に保存してゐたといふ）同日艦司佐從武官海軍病院慰問使として宮島より汽船第二保安丸にて來吳。
―九月十三日、二名發生、計十七名となる、ほかにチブス四名、耶山田傳染病院は目下改築（一部分增築し設備完成）中のため何れも和庄傳染病院に收容。患者發生するや醫師二名附近を巡回して各戸檢診し、三十間以内を注意區域とし、各戸煮沸水を用ひしめるほか、毎日便所の消毒も行はしめ、豫防警戒益々嚴重にして、これがため多額の經費も要す。檢病嚴しきためには遊客が遊郭から、巡査が警察署から隣離さる如きもあり。因に吳市の傳染病院は一ケ所に統合方針なるも、應急增築に迫られて耶山田に之を行ひ、豫算緊縮のなかに唯一つ殘された本年度事業で、工費六百四十圓で落札のもの。
―流行はせぬが、局所〳〵に發生して下旬患者累計五十九名。
―九月二十七日、二川町に類似コレラ患者あり、即日死亡、附近八軒を注意區域に指定し豫防消毒を行ふて傳播なし。現在患者赤痢七、チブス三。
―十一月中旬現在累計コレラ五、赤痢七七、チブス三四、ジフテリア一八腸窒一、前年より二十一名の增。
―十二月、市内衞生組合では各戸十錢の組合費を醵收。
（本年中の患者累計一四四名、うち死亡四八名）

恩賜の繃帶　海軍病院患者に皇后陛下より御下賜の繃帶、十四日喜佐方丸にて到着、柴山長官檢收して鎭守府に於て鈴木院長に與ふ。―田中海軍副官京しての談に曰く『吳では參謀長が水兵十名を率して同船まで出迎へ鎭守府に移し會議室を式場として柴山長官以下參謀長、參謀、副官、鈴木病院長ら傷痍者整列、長官これを院長に附與して聖旨を各患者に傳達せしむ、院長は看護婦をしてこれを病院に運ばしめるに、在院患者何れも聖恩に感泣せり』とある。（患者は腹膜の繃帶は一度傷口にあて、その儘大切に保存してゐたといふ）同日艦司佐從武官海軍病院慰問使として宮島より汽船第二保安丸にて來吳。

市役所移轉　二十四日、戰時事務縮小の爲め市會決議、知事の認可を得、從來增改築模樣替中なりしもの）―八月十七日、在吳諸官衙高等官、市參事會員、市會議員等六十余名を來賓に移轉式、市長挨拶後立食饗應、新市廳舍は二階を議事堂、應接室、議員休憩室、參事會室に充て、背白ベンキを塗つて通風採光につとむ、陛下を市長室、事務室、受付室に、構内右方に人民控所、代書處（一室二圓五十錢貸）西側空地に倉庫を。舊廳舍は和庄區有財産にして敷地は佐々木高榮の所有、目貫の繁華街（現本通八丁目四ツ角西、南側）とて賣却の議あり。

安丸にて來吳。
―九月十三日、旅順攻圍軍慰問に皇后陛下御差遣の侍醫柱秀馬關途を來院慰問。―同月、東宮妃殿下御手製の卷脚繃帶二百五十卷を賜る。
米國篤志看護婦　マッギー女史、通譯と醫務學官を伴ひ、十四日、宇品水上署保安丸にて吳海軍病院を訪ひ同日歸廣。―橫濱檢疫病院長ドクトル・マツチョクヨーヌも慰問に來院。
伊藤公來吳　十四日午後五時十五分着列車にて來吳、校光製鐵所視察の歸途にして、柴山長官、山田知事、荒尾市長、澤原貴族院議員等出迎へ、廣瀨參謀の案内で海軍部内を視察し、吉川旅館へ一泊。
兵隊校志願者增加　昨年定員二百名に千九百名の志願者なりしが、本年は定員を百五十名とされ、志願者は二千三百名の多きを見る。
赤心會の活動　永井員一主唱、鷹島に本部を置き、澤原俊雄ほか三十余名賛成員の赤心會では二十一、二日吳座に於て蓄音器、觀舞、音樂、護國談、幻燈、活動寫眞を開演、入場料三十錢、中二十錢、下十錢、海軍將士は特別優待し、利益金は吳市城會に寄贈。

官營煙草賣出　【八　月】

既述、戰時財政計畫に於て官營となれる煙草（三月參照）は大坂第二工場で製造、種類は口付は敷島（二十本入八錢）大和（同七錢）朝日（同六錢）仙漫（同五錢）兩切はスター（十本入八錢）チエリー（同六錢）リリー（同五錢）にして、この地方の「大藏省細指定煙草元賣捌人」は和庄町石井秀助、松本理右衛門、瀧峯次、二川町豐田作太郎、瀨戸島村近藤太郎、鷹村森生浦助。既往の民製品より品質可成りに劣り、ために これが賣證されるまでは賞分賣行は少ない。
―九月、鷹島市設原に製造工場を建築さるに、千五百圓で吳市和庄町三上藥舖に落札。―十一月、府中煙草製造所と三原、鷹島兩分工場が三十八年二月より製造を開始することゝなる。

海軍筆記試驗　吳鎭守府に於て、吳のほか奈良、岡山、松山に試驗官を派して行ふ、志願者四百三名、体格檢查に合格者九十八名、學術試驗合格五十七名、うち十八名を採用され、十日、三等筆記に任ぜらる。

上村艦隊に凱功　本縣出身加藤友三郎大佐が參謀長なる上村艦隊は東鄕聯合艦隊の華々しい戰勝と對比してその艦隊行動は世上の指目するところこれ參謀長の貴兼如何にかゝはるところとさるに、露艦浦鹽海峽を現出の報あるとき、東京芝なる仝大佐夫人は「主人は旅順に一回勝利したのみで鷹鷗中佐や東鄕さんのやうに……」と悲痛の嘆きを吐露す。旬日を經ず、浦鹽艦隊を一擊して、八月十七日、未だ前例もない兩陛下よりの優勳御賞詞の光榮に浴す。
バルチツク艦隊艤裝　「極東の露國の地位絕望なるにかゝはらずバルチツク艦隊の艤裝を急がしむ」と、倫敦發の電報に見ゆ。

吳海軍病院雜聞（上）

△和庄町字古江田中久三郎、岡助藏、田村操次郎、青木清次郎の四名は自ら作る盆藏の朝顏を旅順海軍病院に運んで患者を慰む。△千城會よりは陸戰隊員ら負傷者入院に一諸十戰傷の結果入院の報に接し同情に堪えず充分靜養し速かに快癒を得て軍務に盡されんことを切望す」の慰問狀に鷄卵一籠を添へて贈る。△吳貯蓄銀行重役連より蜂蜜、將棋一組各十面を贈る。△江田島婦人會總代富岡フミ子は白木綿三十二反を。△旭遊郭から盆栽四十鉢。△吳醫會代表佐々木貞一は患者文庫へ三圓。明法寺吳畠小校長、正圓寺住職大江俊圓母堂臨寺及び同村婦人會よりも。△尾道市長杉山新十郎（もと安藝郡長）慰問。△近藤道舶大監（前吳より著音器、鈴木軍醫總監（前吳より十五圓寄贈―以上、八月中。
―九月四日現在在院者二百二名うち戰鬪負傷十四名公務負傷十名腸窒傳染病者九十名傳染病者十名、輕快患者は水雷艇内第一假病室に收容、患者の後送は宇品より汽艇で、陸路吳驛へ又は直接車運便などにより、病院には日清戰爭殊勳の西京丸も加はる、宇品歸着の際は港務部より小蒸汽艇又はダンベイを差廻し醫員出張の上收容、九月には陸戰隊員十二名の慰送あり患者文庫は京都愛國婦人會より八百册の大藏寄贈もあり既に三千餘種に。
病院には看護手（下士）八名、看護（卒）十六名、雇看病夫四十名（十月五十八名に）あり、鳥屋尾看護長（少軍醫相當官）牧内一等看護手（一等下士）は二十年來同病院に在勤するもの、戰時下同病院の至寶とされ、鈴木院長、吉村副院長以下各軍醫官擁のもとに何れも献身看護につくす。
高等官夫人及び子女七十名は每日二十名宛水兵支社に集り繃帶調製、看護術、止血法等を鳥屋尾看護長を講師として講習をうけつゝあり。
―看護長鳥屋尾齋樹（上）十一月十三日病氣死亡、過勞の致すところならん部内外に痛惜さる。後任齋昌廉勤務中なりし看護師（准士官）築田多吉、少壯敏腕に期待さる。
―十一月、佐世保に次いで赤十字救護班一班を派遣さる。

下士卒家族共勵會（上）

下士卒家族をして品格を高め德操を養ひ

家道を修め傍ら女子相應の業務を習得せしむる目的とし、會員は下士卒の娘女及家族を以て之に充て、柴山國守府長官夫人これが會長、內田少將夫人幹事として經營するところあり、八日發會式を八幡神社前元前田主計中監宅に於て擧行、會員證書を授與し同會顧問たる山本中佐會長に代つて一同に訓示するところあり、會員七十一名、尙水交支社及び海軍高等官婦人會よりは金員寄贈

—八月中に會員百四名、ほかに申込二十名、經理部より裁縫の講習を始むこれら妻女にありがちな如何はしき風聞も絕えんと期さる。

—九月、役員正式に決定—會長柴山榮子（長官夫人）副會長內田千代猪（港務部長夫人）幹事山內婦子（工廠長夫人）會計澁谷千代子（參謀長夫人）顧問中佐山本竹三郎（海兵團副長）

—吳驛、郵便局、稅務署、郡役所等の間に設備寄贈の內議熄められる。

—十月早々澤原俊雄三十圓、千城會五十圓、佐々木仙一二十圓、海軍高等官婦人會と水交支社より五十圓、內田港務部長夫人よりミシン一台と有志の寄附申出あり、海兵團下士卒一同より百二十圓の全會基金寄附もあり贈いて大倉組吳支店五十圓、石田二良、永井榮太郎各三十圓等々寄附相次ぎ、月末五百七十一圓に達す。

—經理部衣糧科及び下士卒集會所で作業をはじむ、裁縫の心得あるものは一日三十錢內外となる。やがて會員百四十名を算するに至り、淡水學校附近の民家を借入れることゝに三十名收容。

—十月三日、皇太子妃殿下思召を以て器械裁縫機入費のうち百五十圓御下賜の沙汰あり、なほ伏見宮貞愛親王妃殿下、東伏見宮依仁親王妃殿下より各五十圓同樣御下賜に相成る。次いで有栖川宮威仁親王妃殿下より七十五圓、山階宮菊麿王妃殿下より五十圓を賜る。—九日、高等官夫人主催の慰安會を水交支社で催さる、來賓二百余名、工廠倶樂部より寄附の素人芝居、吳座で開演中の浮連節芝居と模擬店による賑ひあり。

—十一月一日付、皇后陛下より設備費のうち金五百圓御下賜の沙汰を拜す

會員百五十二名に及び七十名を淡水小學校上手の民家二棟に、家政上に緊少なき四十名を經理部衣糧科に、その他を下士卒集會所に收容、花房軍榮長以下これが指導にあたり、裁縫教師一名も聘用。

—衣糧科勤務者には互選五人の部長を置き自治的に統べしめ、子供を伴ふことも許さる、柴山會長の巡視もあり。—會員の收入は維持費一圓を控除して月三圓前後、衣糧科では一日十三錢より二十六錢。

旅順陷落近し　滿洲の港口閉塞と呼應して乃木第三軍旅順背面攻擊を開始するや旅順は忽ち陷落するものとみて、五、六月よりその快報を觀音さされてをり、八月敵將ステッセルの自殺說傳はり陷落說亦頗りなるころ、乃木大將の長子勝典南山に戰死、有名な「山川草木：金州城外」の詩は「勝兒でかした」と語つたこの七日の作。十日、港外海戰大勝に湧いて愈々總攻擊を開始に先だち「要塞內の婦人子供ら非戰鬪員を滊艇（ダルニー＝大連）經由方の聖旨を傳達、敵これに應せず、愈々火蓋を切らるや、旅順陷落の報は今日か明日かと待たる。

某新聞社では日付なしの陷落號外を用意したほどに陸の軍都鎭守府吳市では早くも祝捷の準備を整へ、大會の式順を發表、祝宴の案內狀まで發送さる、吳市でも提灯、幕など新調してこれに備ふ。—旅順仲々に陷落せず（乃木將軍の苦肉のほど察せらる）吳市での謀議準備は遂に九月十六日の凱陽告捷祝賀に使用さる。

吳鎭所屬戰死者　開戰以來の下士卒戰死者三五八名（吉野號沈沒の際の二七三名を含む）重傷者二三名、輕傷者六八名、生死不明五三名（金州丸遭難の一八名、第三閉塞隊の三五名等）

因に海兵團に遺骨到着の際は團長又は副長が下士卒を率いて波止場に出迎へ護衞せしめて收容、これを遺族へとゞける際は戰友一名を附して鄭重にこれを扱ふ。なほ戰地より歸還者は（十月二十四日現在）四百五名、うち、戰傷七十名、公務負傷四十四名、實通病三百二十九名、うち海軍病院に在院は各三二、六、四七名。

內縁遺族の困窮　軍艦吉野戰死者吳市呰山田村四九七次二七二番屋關兵古賀音三郎の遺族は結婚六年の妻に五歲を頭に子供二人あれども嫉姙手當に及んでをらぬため一時賜金も恢助金も渡らず困窮の狀にあり、市民の同情をひいてをる。

遼陽占領祝賀　遼陽占領の捷報來るや市醫會は三日より堺橋東側に大提灯を掲げ、市中も同日より各戶國旗或は其の他紅燈、大提灯などに祝意を表す、旅順陷落に新調準備されたもの多く、四日、五日と人出も增し祝勝益々賑やかに、五日夜は小學校生徒隊をなして〝旅順陷落〟の軍歌を奏し勇しく提灯行列、六日夜は旭遊廓の屋台市中を練り、千城會主催の提灯行列もあり、一川、宮原でも各自提灯行列又は篝火で祝賀。

右提灯行列は明法寺の通を合圖に第二小學校に集合、八時出發、和庄本通より堺橋を二河通りを吳停車場附近に至つて思ひ〳〵に解散、市民總出の盛況なれと提灯を持つは三分の一、先頭に千城會の大行燈、和庄中本、中繩兩商店の角行燈、市內商店は町毎に新調せる提灯を列ぬ、新聞號外海陽堂と大食組出張店の間は家扇及び路上に紅提灯大行燈を飾つて殊に目をひく。

瀨戶島村では六日午後六時から提灯行列をなし出征軍人留守宅を巡訪し万歲を唱へ十一時散會。

接客從業婦取締　三月公布廣島市及びその附近に施行の〝廳令第二十四號〟と同一內容のものを八月同第百三號を以て吳市にも施行さる。右は「婦女にして宿屋、貸座敷、待合所、席貸、藝妓置屋、料理屋、飮食店を住所とする者は五日以內に傳染病なき診斷書を警察署に出し許可を受くべし、許可證は必要と認めるとき提出せしむるにより常に携帶すべし、違背者は拘留又は科料に處す」云々にして、五日、其筋では和庄町鳳鑛寺出張所へ湯屋料理屋、飮食店營業者を招集說示。藝妓の檢黴は七日終了豫定のところ出頭せぬものあり九日まで猶豫延期、受診二百六十九名「梅毒の結果陷流するものあり、顏面皮に笑ひさゞめくものあり、診斷所內の狀態は噴飯混雜して醫員も殆んど閉口す、最初の事とて斯くあらんも漸次馴れゝば手數を要せざるに至らん」とある。共立檢黴に檢黴を厭ふて廢業申出るもの十六名あり各料理店に照會して客席へ招かざるやう通牒。結局入院者八名。—出頭せざるものあり、十一日に至るも結了せず受診三百十名、うち入院十三名。—十月、廢業藝妓十余名受診して復業。

（翌三十八年の秋「檢黴は一人〳〵やつて欲しい」との要望をなさる）

吳市の水質試驗　五月以來實施中のところ大字和庄町を終り目下同和庄山田村の井水を試驗中なるも、和庄の不良井多きに比しては鞆山田は良質。—百九十中飮用に適せざるもの九〇、煮沸すれば差支へなきもの二〇。

—翌三十八年、水道布設は仲々のことならず、さしあたり井水檢查を急務として前年に引續き、五月十四日より縣技手出張開始、鄙實百四計上、翌六月の地震に水脈變化して前年の檢查も從勢に終り、また設備の破壞するあつて取止め（第七章參照）

上水道布設調查　軍港地德生に是非とも布設の必要ありと揺尾市

長樂心に考究調査計畫中にして、十日、警屋市書記を伴ひ二河灣他の海軍水源池より更に幾山村に至る間を調査。

―荒尾市長は「吳市上水道は地勢相似る長崎市を標準とする、現在の水量で充分であるが、なほ幾分增水せしめ得る、水道は鐵管に代ふるにルーレンパイプを用ふれば廉くて堅固である、吳市は高地が多いが、二河谷右側の山腹より荒山田上部に通じ同所に貯水池を設ければ全市に給水し得る、これは市長一己の意見で海軍の意嚮をたゞし市民の意見を聽いて、調査結了の上で計畫を發表する」と。―市會に尙早論あるもこれを急務とする論多く近く具體的計畫に入る、たゞ都市の性質上市民の轉居頻繁なるため給水上に困難多からんとさる。

―十月十八日、市長は海軍技手を同道、警屋書記を伴ふて二河山峽より幾山村へかけ踏査、翌十九日より二週間、縣より出張の技師中桐奏太郎外技手一名調査。

―翌三十八年、新年度豫算に調査費二千二百圓を計上せしも、市會に於て僅か二百圓に削減さる、されど調査の緒につき、四月、調査委員に石田、青盛、澤原、長谷川、大本、後藤、岡田、小林の各議員と市參事會員全部及び公民中より六名を囑託。―十月四日第一回の委員會を開き水源につき市長をして海軍側と交渉せしめることゝす（二十九年の別項參照）

似島檢疫所　仁保島村似島に設けらる、日清戰爭當時のものは取毀されてゐたがこれに數倍する構え、宇品臨時海港檢疫所は廢止さる。

洋人へ暴利注意　吳軍港に運送船入港にあたり乘組の洋人を誘惑し獵りに遊興をすゝめ言語通ぜざるを奇貨に名額の遊興費を貪り私腹を肥やすが如きことなきやう注意を發せらる。

吳海軍工廠の整頓

「東洋無二の軍港場として知らるゝ吳海軍工廠は國長山內少將が熱心なる統督と各部主任の積極なる指揮とに由り漸次緩慢して其動作の快捷敏なるは遺憾、兵器共に些の遺憾なく、如何なる需用にも應ずるを得べく、其盛大壯觀なる目を驚かすものあり、增て加へて開戰以來各工場職工の氣風一般に引き立ち命令の能く行はるゝと同時に作業の成績も良好となれりと」

廣島豫備病院慰問　十六日、廣村長藤田讓夫、阿賀町長河越彥左衞門、川尻村長河野廣助、仁方村長手島浦之助は賀茂郡長中尾松太郎と同道慰問。

―吳干城會よりの慰問も再度あり。

黃海々戰記念日　前年、數年ぶりに盛大な記念祝賀行事ありしが、本年は戰時中とて水交社に於て蝴蝶泰讚式を行ひ夕刻記念小宴會を催すに止む、海兵團、水雷團では同式後休業。同海戰に參戰の赤城艦乘組吳在住下士卒は龜山神社に於て祈念祭を行ふ。

海軍傷兵金　八月末までに四千十人、千九百九十九圓、海軍の膝元としては淋しとさる。

龜山神社祭禮に達し　二十四日（舊十五日）の祭禮を前に、時局柄賑はひは見合し、勝式のみとす、一般にお服の新調をするなど市長より達しありしも、呉服店は仲々に繁昌。當日、氏子總代の屆合計畫は其筋の注意により取止められしも、街は隨分と賑ふ。なほ二十二日より一週間吳座に於て征露戰實況繪寫眞あり。

海軍病院慰安園遊會

海軍病院患者慰問にはこの月も、本願寺法主代理連枝淨院師訪ふて五十圓、如竹會々長澤原濱子外婦人五名慰問して五圓、私立敎育會から同三圓、和庄町醫師三竹格より圓々珍聞を百二十册、吳傷敎育年會より同八圓、和庄町村上喜八郎より傷病者へ五圓など慰問は絕えないが、二十六日を期して慰安大園遊會を開かる。

干城會からうどん、そば模擬店と余興に壯士芝居、在吳愛國婦人會の喫茶店、吳醫會から汁粉千五百杯を全會婦人一同來院接待方、和庄井原胃陽堂コーヒ店、廣島高等女學校生徒十數名の舞踏、北辰社齋藤市太郎のそば店福田新之助よりぼた餅二千人前持參模擬店を設け一家を擧げて接待、海軍高等官婦人會より準備費用に二十圓、和庄町藥店福垣幾之助、水井榮太郎より卷煙草各二千本、佐々木千秀よりラムネ三千打、大阪朝日新聞より朝日印卷煙草六千本など續々と寄贈を申込まれてコーヒー、うどん店各二、しるこ餅、ラムネ、煙草、喫茶店各一の憂勞さ。

當日は柴山長官以下海軍高等官、同婦人會、荒尾市長以下干城會、愛國婦人會、吳如竹會、吳醫會等の役員、各官公衙長、市會議員その他有志婦人等五百名を來賓とし、午後一時軍樂隊奏樂裡に開會、三時まで演藝若月一郎の荘十芝居、助狂言「大相撲子」全三劇、餘興間斷なき音樂の演奏あり、三時より四時まで休憩、軍樂隊の演奏を聞きつゝ各自思ひ〳〵の模擬店で飲食、四時から四時半まで女學生の舞踏、六時まで再び演劇、切狂言喜劇「マグネット」四幕、六時より福引を以て終り散會。なほ翌二十七日には和庄町加藤庄之助から浮連節の寄附もあり。今回の諸經費は大倉組吳支店の十圓はじめ御用商人などからの寄附にして、假設芝居小屋をはじめ諸設備の整へる例を見ずと海軍では參考に詳細これを錄取。

―十月、賀茂郡町村有志を代表して郡長中尾松太郎より紙膠琴二台に曲譜十三枚を添へて寄贈。―十二月十日より四日間、市有志東西合併大相撲寄附興行。

川尻村の餓後の赤貧　川尻村六二〇餘乘消水和吉は補充輸卒として召集、妻が產後間もなく死亡しあとに殘る幼兒三名を實父浦手淺次に托して出征せしも、これ亦舟乘りの赤貧洗ふが如くに、留守家族の悲慘目もあてられず、篤志家の救護に待つ。

【十　月】

兵役延長　憲法第八條による緊急勅令第二一二號を以て徵兵令を改正兵役を延長さる、後備五年を十年に、補充兵役七年四ヶ月を十二年四ヶ月に。

郵便集配人取集賞金　一日より開始。

下水の浚渫

（傳染病對策は勿論、衞生部としての井水檢査、更には上水道計畫、何れも戰時特別衞生に關聯するものであるが、下水の浚渫は當面して更に重大なるもの）元來が不潔な吳市は加えて街衢錯綜し、街巷の中間に溝池樣のものあり、諸々に凹地あつて、下水溝渠の整然たる區劃は頗る困難である、されど數ヶ月前より開始して大部の浚渫を終り、和庄町の二、三ケ所では滿潮に海水疏通自由ならしめ、井水に鹽分の入る憂へあるところ又は破壞の恐れある或部分は市民の意嚮を容れて流入を防ぎをるも、これらも逐次溝水の疏通を自由ならしめ、滿干に從ふ汚穢物の排泄をはかる。これが費金六百圓、完成までには更に六百圓を要す。

（八月）堺川への下水溝浚渫又は掘鑿をかねてより工事中、右は本年度事業たる堺川修築とも關聯するので完成を急いでをるが、三ケ所未完成、ために西新開には濁流溜滯し不潔甚し、三ケ所中和庄三丁目よりは市の工事、四、五丁目は堺川沿岸で市有地となるので其處までの地主を督勵。

―二川町下水工事　二千圓を投じて計畫、兩城の二百八十七間、二百三十四間の二線をはじめ延長千九百五十間（人夫日給三十五錢）

―翌年四月「前年來懸分八絡しかりし」兩城下水の浚渫を行ふ。

街に浮浪者跡を絕つ　戰時下市民の緊張、取締り嚴密、工廠の多忙は、民間の雇人需要增加ともなり、相俟つて吳名物の浮浪者街に跡を絕つ。

警固屋村模範區　同村七字中後側は最も國民的義氣に富み、各自醵分の金員を醵出して出征兵士に物品を寄贈、戰場の艱苦を偲んで盛踊を慶し、飲食を節し誠服はひをやめ、各自勤儉有用の資を蓄む、他の六字の奬め及ばざるところとさる。

板見遞兵部長逝く　遞兵術に長じ部内嘱々の聲れあり斯術のため貢獻多かりしが十二日和庄町自宅で死去、十四日佛式で葬儀、長官參下參列、勅旨により五位に叙せらる、遺骨は東京に歸着。

旅順閉塞隊の負傷勇士　「吳海軍病院にて加療中なる戰傷者當十一等信號兵曹田中太中吉氏は第三回閉塞の際運江丸に乘じて万死に一生を得たる勇士なるが當時氏は右足兩脛骨共に雜折され居るにも拘はらず端艇に飛び乘りオールを操りて收容水雷艇まで漕ぎ始めて其創傷を感じたるもの、目下經過良好にして不日全治すべきも右足を切斷せし事とて義足を賜はり兵役除隊せらるべし」また、同院には台北丸にて水雷艦破の際負傷せるもの二名あり、水雷の負傷は治療困難にして、殊にその全身三十二ヶ所に負傷しをるも非常に快方に向ひつゝある。因にこの頃在院二百三十名、うち戰傷二十八名、公傷關係九名、平病五十二名。

吳市の壯丁　抽籤の結果兵種員數左の如く決定

△現役歩兵三三名、砲兵六名、騎兵二名、工兵二名、輜重兵一名、砲兵助卒二名、砲兵輸卒二名、輜重輸卒五名（計五十三名）△補充二二八名

千城會の授産場（上）

平時にがても利益あり、時局益々必要なりと、荒尾市長千城會の商議員會にこれが設置を提議、さしあたり軍人家族に對し舊市役所を工場として機業を授けるべく、概略その他調査のため佐々木副會長は市政調査の市長と共に京阪神に出張。—十一月、商議員會及び名譽會員會議に於て調査委員豐田實諸ほか九名を擧ぐ。

—市内の應召者五八六名中現に救助を要してをる陸軍六〇戸、海軍三戸の百五十一名を對照に、機業と賦袋貼りを行ふことゝす、機業は原料供給製品引受を置島、海田市の業者と契約、裏地及び白木綿織を當分八反と稱するを機台を備へて、傳習々得のうえ機を貸與して自宅で織らしむ、教師に職工總代二名を雇入れ、一ヶ所に集めて一齊に織らしむる事とし、賦袋は鎮守府

一ヶ月二万の原料無料下渡をはじめ吳、廣島の官衙用を調製、機械一台を備へて下ごしらへをし各自宅で作業せしむることゝす。

—十二月十六日總台六ヶを据付けて護謨木綿を試織、翌日より開場、宮原村役場跡も工場とし近く二十五台增す計畫、事務は理事宇土對吉郎。

—本格的作業には三十八年から。

毛布の供出

寒氣に向ふを控へて臺灣の將士に贈る毛布の供出は二十日を締切とされ、十日頃より市吏員はこれが勸誘に奔走中のところ、十八日に至るも僅か百三十枚、寄附を集めて購入せんかとも苦慮されたが、締切日斷ぐ五百六十二枚を得。二十三日汽車便で東京國民後援會へ發送。因に廣島市は一万枚に近い。（吳市史には毛布六百三十六枚を二十七日を以て陸軍省に向け宇品貨物廠長を經て發送とあり）

海軍擴張計畫

開戰以來の我が損害は軍艦初雲、吉野、宮古、海門、平遠及び水雷艇數隻に對し、本年度よりの艦艇補充基金特別會計による當然の補充及び第三期擴張による新造費により、明年度に於て戰艦二隻各一万八千噸と一等巡洋艦二隻各一万四、五千噸を內地に於て建造することに、二十二日の閣議で決定。

鎮守府兵事官多忙

吳鎮守府兵事官は三上海軍少佐のもと各先任書記を主任として現役豫後備召集、人事課に分たれ所屬下士卒の人事兵事を掌り、進級增俸、敍位、敍勳、賜金、扶助金から志願兵徵兵の徵募乃至動員輸送に至るまで衙くも下士卒の身上に關する事は大小に係はらずこれを正確に取扱ふから要するに戰時下多忙を極めてをる。

【十一月】

戰時下の天長節

在泊艦艇飾を施すも質素、儀中の兩艦のみ、午前九時半より鎮守府に於て奉拜式、夕刻高等官祝賀會を水交支社にて、海兵團の運動會は午前中在團者のみのボートレース、晝食に酒肴を供され、午後の陸上運動會には角力及び吳至心會員の餘興あり、例年にみる飾物、作り物等はない。

運動會には軍人家族とその親戚に限り通門券を與へられ、各分隊より選手十名、帽子を以て色分けして競技、その種目次の如し

駈足にて菓子を食ひ方、全ラムネ呑み方、杓子にて卵子運搬、二人三脚

堰足競爭、親子喘害物、ホーロク越りバケツ運搬、手旗信號、三人竹馬競爭、武裝競爭、二人六脚、四脚ひ競爭、袋飛び競爭、陸に端舟、二人馬（馬はメクラ乘手はオシ）盲目旗取ジヤガ芋拾ひ、材木曳き（大きな材木に小繩を附し四脚ひに曳く）發火信號、椅子取競爭、野仕合

午後四時閉會と全時に大日本帝國魚形水雷にて艦隊軍艦を終況。

工廠共濟會病院開院

工廠職工にして公務負傷者は海軍病院に官費を以て收容、共濟會が恩給の方法を講じてゐるが、公務以外の傷病は共濟方法がないため、昨年秋共濟會現在金二万七千圓を投じ山內鐵長以下の應分の寄附も加へて二河橋通りに建築中の同會附屬病院はこのほど竣工して天長の佳節開院式を擧行。柴山長官、山田縣知事以下部內外來賓六百名と折から來吳中の實吉海軍々醫總監を新築工廠倶樂部に迎へ、共濟會評議員及び職工總代は同部傍らの天幕內に參集整列、共濟會長山內工廠長「本院の職員及共濟會の役員會員は奮勵努力して諸君の厚意を空しうせざらんことを誓ふ、退ては本會も法人組織にする考へなるも今日は先づ此設備に止める、院主として其仗備如何は諸君に御宿願を仰ぎ私の妻をして當らしむる」と挨拶、山內夫人、會長より館鍵を受取り直ちに開館す、同時に看板の被幕を除き各室の扉を開き院主先導となり內科室、外科室、其他本館の各室を案內、終つて院庭天幕內で立食の饗應あり。また工廠倶樂部には職工共濟會評議員、職工總代ら二百余名來會し開部式を擧行。

（この日、山內工廠長、職工共濟施設の宿望を達して余程嬉しかつたものらしく、開院式を終つて海兵團運動會に臨み午後二時ころ下士卒集會所に立寄つて水兵らと車を圍み打ちくつろいで飲酒歡談、水交支社の天長節祝賀宴に赴くや、こゝから酒二樽を集會所にとゞける、醉余の非禮を氣にしてゐた水兵ら驚喜したといふ）

開院當初の同病院は內、外、耳鼻咽喉の三科、病室は男子と婦人子供の二棟、收容患者四十名、期限三ケ月、食料消耗費一日四十錢、傳染病患者收容設備はなし。

【註】吳工廠には造船部の職工救濟會と造兵部の職工共濟會とあり、これが前年合併、造兵兩廠合して吳工廠となりしため、合同してこれを共濟會とするに至つたもの。因みに造兵關係には性質上負傷者多きため二十九年頃より郵便貯金を奬勵せしも效なく、保護團体の設置を提議せしも應ぜられず、當局者の英斷を以て半强制的に設けられしが共濟會の起りにして、病院開設されて職工も漸くその必要を納得するに至つたものである。なほ病院建築に至れる經緯については前年十一月の項參照。

工廠倶樂部は廠內判任官（技手）以上により組織されてをるもの、この病院にも相應の醵金をなしてをるも藥價及び人院料は一倍半にして一日六十錢國債橫領と盜難　川尻村收入役松本明八郎（註）は資產あり荒物商を營み同村の名望家なるに身を持ち崩して四千五百圓の國庫債券を胡魔化し流蕩、藝妓と駈落し吳市に潛伏中を捕へられ、輕罪公判に附さる。倉橋島村書記　同村の國債拂込金八百圓を持參和庄町住友銀行支店で書類認め中に盜難にあふ

第三回國債募集

記定額十二万圓、市長は市內銀行會社へ書狀を市吏員十數名をして戶別訪問せしめ、勸誘につとむ。—應募九万四千圓、うち七万四千圓は市拔ひ、殘額銀行引受け、一、二回に比し成績甚だ良。有志の高額應募者は

△五千圓宛植田新之助、澤原俊雄　△三千四百圓石田二良　△二千圓山中紀三郎　△千七百圓宮原鐵之助　△千圓宛山本綾太郎、勝田仁三郎、宮崎篤興、澤傳精一、栗原幹、中溝鎭子

生糧疑獄海軍側結審判決

（四月の項參照）衣糧科島田眞厚上告筆記、海兵團太田久忠上告筆記（以上准士官相當）以下艦團醫の屆密約三十名及び納品商八名を收禁取調終了し、軍人二十六名に對しては不日處置

をみるべく、服役期間の佐竹、渡邊兩一等厨宰及び御用商人豊田理作ら八名は十一日廣島監獄へ押送、事件を地方裁判所へ移さる。

―十二月八日より市石主理のもと軍法會議會公判開かる。

本事件は呉海軍經理部衣糧科を始め各艦艇体の糧食取扱者が好意なる不正商人と結托して納入證書又は代金受取書等を僞造し變造して服海を謀略化し兵員糧食給與の分量を減じ、莫大なる不正利得はこれら取扱の任にある軍人と商人とに割かれ、各艦艇依の厨宰は是等分量の少なきものを唯々諾々甘受して兵士に給與し、相互無脈を通じ最も憎悪すべき大罪を犯し來れるを、偶々警備役として召集されて呉海兵團に入れる二等厨宰濱口久吉その不正に驚愕し二月以來證憑を蒐集四月十九日自ら證據書類を提示して軍法會議へ訴へ出たものであり、二十日午後一時海兵團作動の古谷一等機尾三等厨宰突如拘禁、中溝參謀長は原田經理部長を、山本海兵團長は今關主計長を叱責、眞相を糾明することゝなし、事件は益々擴大、水雷團及海軍病院に於ける首脳と目されし衣糧科島田上等筆記、海兵團太田上等筆記を收禁、軍艦大和、天龍をはじめ關係ある各艦の厨宰にまで及び、三十名に對する取調べ八閲月、公判の結果は左の如く一年以上十年以下の處刑をみる。

△臨時金收受軍紀違反　一年罰金二十圓上等筆記太田久忠　△官文書偽造使用　經歴後六年六月一等厨宰村上利介　△今回假役十年今枝本啓助　△詐欺　假役六年今古谷初五郎外仝九名、二等厨宰七名、三等厨宰三名

御用商人側に對しては懲三十八年六月廣島地方裁判所の判決（仝月發照）

●詐欺●●官●●差違　偽僞武官大城源三郎、東京武官黒水公三郎、九日午後十時呉驛着、吉川旅館に投宿、鎮守府、病院、海兵團、水雷團を巡視、十四日海軍兵學校卒業式へ。

海軍兵學校卒業式　十四日、御名代海軍大將男爵樺山愛輔閣下臨場擧行卒業生百九十四名、優等卒業生瀬尾幸一（前年同標準洋航海なし）

無電志願兵　明年度募集は本年の三倍千百十一名、期日十二月二十九日―縣下の應募者六百名、管内では二万を突破。

●海●員●救●會●呉●支●部　副支部長内田少將（港務部長）以下の勸誘により會員五千三百名に達す。

海軍工廠觀覽禁止　内外人を問はず許可せざることゝさる。

聯合艦隊入港　中旬より市民に活氣を帶び下士卒集會所の酒保きも賑ぜらる（これ聯合艦隊の入港によるものなるべく、翌月末東郷司令長官呉軍港より東上、二月關艦のことより推して數旬に亘り艦隊が艦父互入港せるものゝ如し）市中の活況　開戰來の入市者二千名を突破し市中空家を爭ふ。呉、宇品間を別には川●石●●へ寄港の諸航路は鐵道呉線開通にかゝはらず前年と變化ない。二十七日（舊十月二十日）より三日間の招千歳の賣文拂ひには見切品の棚卸、割引販賣を行ふに値田、橋本、渡邊、山下等一流呉服店の雜踏物凄く小切袋入れの胡子袋の如きは第一日の午前中に賣盡し。―年末市況　呉服物品價氣配と織物税を前に賣行著晴らし。

金利は住友銀行支店、日歩小口當座一錢、當座五厘、年歩五朱、呉貯蓄銀行預金六分六厘、小口一錢四厘、當座一錢、定期六分九厘

●●●

迎え來るあつて石田方へ赴く。翌朝午前五時といふに東郷上村將軍吳驛に會し、同四十分發列車にて、出迎への縣知事ら同乘して海田市驛着上。この日、市内各戸國旗を掲げて歡送迎、市からは單に志としてシャンペン一打を贈る、沿道町村民早曉この列車を萬歳歡送す。

東郷司令長官吳に於いて語るところ頗る簡、次の如し

「今度歸着したるについては非常なる歡迎をなされるのは實に感謝のほかはありませぬ、御承知の如く海戰も一切濟んだ樣ですがまだ是からが眞正の戰爭でありまして何もかも是れからです、軍事上については私の言ふ事は公報以外にありませぬので…兎に角我が將卒が終始海戰に參與して頗る健全なるは何より嬉しい、私も至極壯健である、艦は樂であらうと思はれます云々」

海軍の年末年始　前記の如く陸軍同樣實狀を廢止、元旦拜賀式のみ、その他休暇も廢止、工廠は年末二日、年始一日休業、噴答品は嚴禁。在泊艦艦の觀艦式、正午の祝砲例年通り。（市中は例年通り第二小學校で互禮會を行ひ會費十錢、祝禮は廢止）一一日より三日間、東西合併大相撲を和庄五丁目角物市場にて。

（一　月）

▼日露戰爭と直接關係なき事項を前記と別に月次一括する▲

議長選擧　議長二十四票佐々木高榮、代理者二十三票澤原稱一、殆ど滿場一致再選。佐々木議長は昨年十一月病氣缺席を理由に辭表を提出せるも、十日、市會の留任勸告委員及び天野助役の懇諭に從來を飜意、今回再び選擧されたもの。

縣知事かわる　德久知事半歲にして轉じ靜岡縣知事山田春三來任。

（二　月）

瀬戸島村水害　倉橋島、渡子島等とともに二年續いての水害に復舊成らず縣へ救助嘆願に及ぶ、その困窮にもかゝはらず村民お寺への納金は怠らず、瀬戸島二ケ寺一日平均お俵米四斗、それにお縣錢、寃加金、お法禮を合すれば一日五圓の收入があるといふ一去年今年の大水に、山も畠も低ふなり、高ふなるのは寺ばかり」二瀬戸の人達や餓死してもまめで肥るは寺と舟」

警固屋村高小建築　同村からは瀬戸島の高小に通學してゐたが、渡し舟は時に危險でもあり、また同村の發展に應じて、今回總經費千二百圓を投じて建設に決る。

二川町分離財産分　三十五年三月の安藝郡長の訓令に基き、二川町所在の舊鳥雖病舍の建物面に附屬物及び敷地を賣却し建物代價二百二十八圓、敷地代價五十七圓二十五錢を吉浦村に等分して金百四十二圓六十七錢五厘を二川町の配當として市が收得。

遺船所閉鎖後の吉浦村　遺船所と共に職服を誇つた吉浦村は隆盛要村長の斡旋も徒勞に強制執行（前年七月參照）による閉鎖後は三百の職工は吳、宇品と散り〳〵に、これまで一部七、八名づゝも殘つてゐた下僚は不要となつて貸家札が散在、つとに寂寞は感され、石工に次いでは漁業に從ふもの多く村の貧困を增す。山内關雄吳市書記となる。巡査駐在所は東濱と西濱に。この頃、廣洲鐵道工事中裏和間に發はれた石工百名への賠償金を請求中、銃殺兩名へは六千四百圓宛（前年四月參照）付あり、追て請求のものか）

一殺人。再種の殺　三十九年、殺人の結果土地家屋ともに同村長野間八郎に落札、吳市富島某郎これを買受けて再建を計畫せるも成らず。

（三　月）

川尻の島飴者　澤谷豐助祖母は弘化二年生れ、あと二年で百歳、高齡者として度々賞賜にあづかつてゐたが、三月はじめ死亡。

衆議院議員選擧　舊臘未解散の衆議院は一日總選擧を執行され、

吳市を本據としては富原幸三郎當選、賀茂郡藤榮太郎當選、豐田郡望月圭助は落選。

工廠の職收賄通報　海軍工廠の職工組長佐長は上部への賄賂證憑を必要とし、然らざれば如何に技術に熟練するとも昇級增給の見込みなく、また學士あがりの若い技手なと古參者に侮められる通弊あり、海軍技手梅村右馬太郎が前途有爲な身を自殺に及びし原因はこゝにあり聲告さる。

（四　月）

堺川堤防改修　堺川は上が廣く下が狹いので、下流の狹い部分を擴げると共に兩岸の堤防修理を新年度豫算で可決さる、この工費二千四百五十三圓、四分の一縣費補助あり（朝日町より流れる萩里川合流以下）なほ河川に於ては昨年水害の荒山田を貫流する濱田川の堤防四ケ所と相生橋、新宇橋の修理を計上可決。

神原分教場合併　富原區民は第六尋常小學校の分教場不便のため、本校に合併方をかねてより要望せるも、本年度修繕費全部で八百圓の給米に困難とされ一六月、同區より移轉費用を寄附して工事を開始。

佐々木元和田町長就く　二日死去、二河及び病院上の海軍水道貯水池、海軍監獄の工事等請負ひ、二十七年和田町長となり町債整理、區有財産の增殖を圖り、日清戰爭、北淸事變を經て三十四年七月辭職、在任八年、謝狀記念品を贈らる、三十二年吳商業銀行を首唱して頭取たり、吳市の普通銀行の最初、翌年吳劇場株式會社々長、進歩黨の勢力を扶殖、晩年隱地にある四年。

温修學校と幼稚園　第一（和庄）尋常小學校長本田昇三、在任八年、休職となり、私立吳學術講習會を開く。一八月、講習學校の認可あり、東練川畔に設け、小學校卒業者の講習及び十四歳以下の未卒業者に英語、裁縫を教授。

一十月、校主本田昇三の校長たるを許可され、なほ附屬幼稚園の設立を認可淡水學校のそれの外吳で最初のもの。

一（同月吳中學會なるもの中通七丁目に開かれ午前八時より午後十一時まで盛夜吳、灘、歡の教授をなし學校官廳への受驗者の便を圖る）

一十二月、本田校主三校長たる講習學校を高等女學校とすべく、佐々木他一山中紀三郎、濱本佐二、曾根歡之助、今中喜三郎、鶴原太郎、本田昇三が設立者となつて申請、翌五千六百圓を寄出。

一三十八年五月甲辰女學校と改名。一四十年五月九日新校舍古川町に移轉戸數割賦課率更改成らず　前年四月變改せる卒等割十分の二を十分の三・五に更改の原案に對し委員會は二分五厘と修正、本會議は原案は市民の負擔に增えずと委員會修正案との中をとつて十分の三と決議、されど關係豫算案を既に議決してをり、このとき原案を承認してをることになる、如何にすべきやにつき論議、既議決關係案の再議を協議會に於て多數決定せるも、石田議員ら法律上疑義あり昨日既に慎重決議せるものを再議とは何事かと詰めより、いや未だ決議は議長の手元にあるから差支へない、また多事會に再議を提議に及ばんや等々甲論乙駁（一結局標準更改は成らず）

（五　月）

町村會議員改選　四月二十八、九日の江田島村はじめ、月末より五月初めへ亘つて各町村の町村會議員半數改選を行はる。吉浦村では六月五六日執行、同村は數間、木村の二派に分れ村長問題要は木村派に屬して立會人を同派のみより選任したるため不穩の形勢あり、ために警官、郡書記の出張もみて、村長の措置を非難さる、混戰の二級選擧結果は、濱中平五郎、神田才一郎、橋脇太郎、中野光次郎、松原三郎右衛門、弓永文太郎當選。

貧乏な參事會員　吳市では犬病屍体取片付費一ケ年百六十二圓五十錢の豫算によりこれで調査見積書を求め、議會より月十二圓の入札あるや、これ

を知つて某参事會員は十一圓五十錢の入札に及ぶ。駄入役俠。市收入役渡邊逸太郎は時局にみて自己所有の掛持家の家賃を一割方引下ぐ。

共立勞働の紛議　綴喜代一本十錢（一時間四本四十錢）から勞働は一本に付三厘、茶屋は手數として三錢三厘とることゝなりをりしを、昨年十二月總會にて茶屋の手數を三錢四厘とし、更に置屋が（組合設置以來）一本二厘の口錢をとることゝしたので藝妓は本年一月以來三厘だけ增取立せらるゝことゝなれるも、これを茶屋のみが着服して置屋に配當せざることより置屋と茶屋との間に紛議勃發を起す。―これは德田市助らその前身呉榮舍の幹部が勞働役員に加へられざるところから紛議を起して別に一勞働を起さんとする魂膽とみらる。―間もなく交友會なる新勞働が出來て共立勞働と對立。

人命救助の賞　警固屋村上村重五郎は一月十二日船体覆沒のため上野清松溺死の際、渡子島村中澤伊右衞門と共に之を救助しその功勞顯著に付各金二圓を、瀨戸島村北風次郎吉は一月八日同樣溺死せんとするを救助し各金一圓を賞せらる。―九月、呉市和庄町別宮吉助は六月二十五日の洪水に堺川へ墜落死に瀕せる子供を救助せしに對し褒狀と一圓五十錢を賞せらる。

遭難船　六千圓を投じ火葬場成り入佛式擧行、市内最新の設備。

（六　月）

貴族院多額議員互選　第三回の互選にあたり、瀨隈郡葵田三郎助、豐田郡忠海町西元次郎、安三郡和田萬右衞門ら立候補希望又はその說ありしも何れも譲つて呉市澤原俊雄を選擧。即ち、十日、縣廳に於て當選證書縣知事山田春三のもとに十時二十五分授與。

八田謹二郎、澤原俊雄、村上隆太郎、林半助、瀨岡鯛右衞門、熊日良太郎日野洋實、二階堂三郎右衞門、金尾辰太郎、和田萬右衞門の十名と、八田

（七　月）

第八小學校落成式　二十日擧行、敷地營繕費二千五百八十二圓、建築費八千四百五十二圓、平屋建二棟、教場九、事務室、宿直室、小使室、湯沸場、物置各一、便所二、總坪堅固にして地方稀にみる佳舍（市制初の新設學校）三十六年度豫算を以て右と共に決定の第三高等小學校は敷地買收契約のもとに所有者大本吾平の手により幹地中（現縣立一中敷地）近く竣工。

（八　月）

廣島偕行社支部設　一日より九月十五日まで。事務所を佐々木仙一方に市内要塞元吉、豐田理作、中島鐵一郎、天野健太郎、澤原清二、西丸昇ら發起の呉榮友倶樂部ではこゝに浴具、海水浴着、運動器遊戲具、釣舟釣具、新聞縱覽所、大食場、ベンチ、浴場、飲食物店等設備、呉生の海水にも供す

呉興產勸工場の大火　呉興產株式會社經營の和庄本通二丁目勸工場は場内六白地に木造瓦葺六十一戸を有するも繁榮せずこの頃賣店三十三戸、空屋二十八を算す、十四日午前一時半出火、市消防組のポンプ四台に海兵團からの應援もあつて同三時半鎭火、負傷者二名、殆ど燒失。原因は古物

商志谷宇吉方のボロに煙草の火をを失してか、晴天續きのことゝて忽ち火の手は擴がり全燒五十九戸、半燒十戸、計八百十九坪、罹災は呉興產會社の二万一千圓のほかなほ數千圓、移轉間もない呉毎日新聞社は勸工場北方入口にあたり編輯局を緊張。この勸工場内には辛ふじて組合を作つてる貧民もありしため市では直ちに維持者救助の施設を專念寺出張所になせるもこれが救助を望むものなく何れも縁故縁故取の斡旋に依り共救互恤の美をなす。

なほ、大倉組呉支店では消防組の活動に感謝して金十圓の寄附あり、警長はこれが取扱ひ方を知事に伺ふ。

松坪川鍛潰　松坪川は海軍橋内と和庄の境をなし幅一間、南側は海軍で護岸工事を施されをるも市側になく屢々缺潰、改修要望（昭年改修工事着手）

和浦の堤防缺潰　大和村大字和浦字鎭口新開南端堤防が大潮に七間缺潰し一町二畝の畑、宅地浸水、全壞七戸、半壞二戸、床上浸水三十七戸（うち家財流失三戸、幾部流失十三戸）深夜のことゝて家財を失ふこと多かりしも死傷者なし、天明とゝもに附近部落民三百余名出動して假修繕に及ぶ。

荒尾市政の構想　市制施行未だ半歳にして來任した第二次荒尾市長は、一年目に斯ふ語る『川原石に上陸して一河から堺橋筋へ、家屋があまりいゝ感じがしなかつた、道路を一見して市勢の程を想像し、商生上の困難を思ふた、市役所へ來て、これが苟くも六万の人口を擁する都市の廳かと思案した、その想模、構造は處務の混雜を全體なくし人民の迷惑を思ひやられた、この念は日を追ふて甚しい、學校は村の學校で、これが完備は全程の難事業だと思つた、傳染病隔離病舍が散在して不便を極める、四ケ町村時代の設備であると知らぬものには判斷がつかない、その設備上の不經濟と豫防、消毒上の困難を思ひ、移轉統合の急務なるを痛感した、それから町名の據るところなく、町に差配するものがないので判らぬ家があつても尋ぬると

ころがなく、市政の不敏達を想像した』―これが、呉市長の任を負ふた當初の感想で、荒尾市政、呉市の建設は、こゝから出發したのである。

就任一年を顧みて、荒尾市長は斯ふ語り續ける。『昨年度（二十六年度）までの市政はまだ市の緊張時代で、その豫算は已むを得ざる當面の事業だけに止められた、然らざる川原石棧橋と國道變更の兩計畫は時機到來して他の形勢によつて起つたものである、棧橋は既に遲く、市の營利事業として急施を要するものではないが、收支償へば物資の移出入に便利であり市の繁榮を來すもの、市の体面上も必要で、よつて目下調査中である、國道の變更は市の繁榮を導くものであるが、地主の折合ひかねるものあり、時局も許さず、目下中止してゐるが、早晩遂行したい（註―樺山國道の市内終點變更か、全線の山間線を海岸線に變更問題か詳細不明）止むを得ざる當面の事業として昨年度に實施したものは、洪水後の堤防工事、緊急、高等各一校の增設、市役所敷地の準備等。本年度に於ては上水道布設計畫、市役所の新築、傳染病院移轉の準備、其他道路橋梁の修築、公園建設着手等を企圖してをる。上水道布設は決して不急でない、一年でも早いがよい、本年度豫算で調査費を大削減されたことはホンとに遺憾に堪えない、海軍で分水に支障があれば、二河川上流に貯水池を求めてよからう、市役所は姑息な移轉より新築が可、傳染病院は無論增築をするが、統合移轉を急ぐ、道路修繕は國縣道線のほかは從來家主、地主の負擔を主としてをり、今更に前後の權衡を顧みず市の負擔工事となしかねる事情もあるが、市の經營に主きを置く方針、殊に官原道路の開設を急ぐ、字名改稱は略々實施したが、これに書記か又は名譽職の保長とか物代とかいふものを置きたい、運河は公共目的を以てすれば私設でも差收へないが、海軍不用地及び鐵道橋前が困難であらう、公園は二河橋下の溪流に沿ひ第一年度に梅林を作り、林間に楓、櫻の小苗を、第二年度に巡路

及び遊園の台地を開發、四季の花卉、岩下のつゝじ等植付け、噴泉、茶亭など年々の經營として完備したい、公園は市民の公園であると共に、外國人を招待する處として必要である、その他中等學校新設、小學校增設、授産所等を必要と思ふが、學校は遲れを退はねば實を失ふ、勤儉貯蓄獎勵等の時局であるからとて、急を要することが無いとは限らぬ、機會は弓を張つて待つ覺悟を要する」と。

市長の意圖するところはこうであった。吳市「建設」胎動の一斷面と見れば見逃し難い一資料である。これが、第一に時局の緊縮、次には名譽職市參事會員と會議しての設計、市會の財政計畫に對する意見と、練りに練られた結果は、その凡てがさう易々と生れてはゐない。

（九　月）

小字町名改稱

昨年末來の懸案、八月市會に於て市内の小字町名を改稱更定、よつて改稱町名毎に家屋番號を更改し、從來の何番屋敷を何番戸とす、既に宮原村の調査を終了、標札を配布して新番戸を用ひつゝあり、次いで二川町の調査も大部分終り、目下高田市書記を主任に吏員六名毎日出張して和庄、荘山田兩區を戸毎に取調べ中。なほ家屋番號更改の結果を待ち各町毎に町總代若干名を選任し、徽章、衞生等の事業並に町内轉居住者の取調べをなさしめることゝしてをり、目下名譽職たるべき有給制をすべきかについて考究中。—十一月、番戸改正を大部終了し愈々町總代の選任にかゝる

【註】前年市當局の原案五十八ケ町、今回の更定七十六ケ町。

夜學勸奬　嚮に前知事の勸奬せし夜學は安藝郡に成績よく十九ケ所、十二歳より三十歳まで六百名に及ぶ、地方青年の學力を補習し風紀を矯正するを目的とし、十月より三月まで六十日以上、學科目は土地の狀況により適當に編み、教員は小學校教員によるもの、本年も郡費より勸奬さる。

「知事の申次ぎ—郡長訓」　もと縣廳内にあった某から藝備日々新聞に投ぜられた訓から摘記「郡長連は比較的富裕だ、深安、安藝の如きは優に万金を貯蓄してをる、其他夫れ相應に老後の計に遺漏がない、萬事如才なく切廻すは流石中尾貫茂だ、町村長、郡會議員もチラさず能く操り、知事、書記官も幾人かはつても同人には釣込まれ、郡市長連も彼には一目置いてをる。古參顔で安藝が氣取るには困る、先生ドウも饅頭のとりにくい男だ、先づ若手の參事官などは先生〳〵で敬遠するに限る。町村長が生きて働くのは實に郡安藝郡だ、彼等の決議は法いものだ、尤も無茶な事はせぬ、自治の事務は監督に止めよ、國、府縣の事務ならば甘んじて指揮を受けんと云つたやうな意氣込みであるから過多な訓令などは發せられぬが、其代り町村の共同事業若くは共同研究會は盛んに行はれるやうだ」

縣議當選無効訴訟　昨年九月の縣會議員選擧に第二位で當選した山本三明は被選擧資格なしとして當選告示をなされず、縣參事會で敗訴、行政訴訟に及んでゐたが、全部敗訴、次點者繰上當選。

吳市の縣會有權者　確定數、和庄七三五、荘山田三二八、宮原一一六、二川一〇三、合計一、二八二名。衆議院議員有權者　和庄二二四、荘山田八九二川三四、宮原二四、合計三七一名、うち百圓以上の國税納付者次の如し。

五七三大本吾平　四五四澤原傳雄　三九二佐々木高榮　三二八植田新之助　三一七水野真次郎　三〇四渡邊傳右衞門　二一八山中紀三郎　二四〇勝田仁三郎　二一三近藤榮次郎　一七九船岡忠右衞門　一六〇宮原鶴之助　一三〇林良平　一二三渡邊虎吉　一一八豐田理作　一一四小泉澄　一一二植田永助　一〇八青盛喜一郎　一〇五高橋基緒

（十　月）

再度の堺川埋立計畫

（三十六年度豫算編成にあたり新市の教育衞生費を得るべく埋立計畫をなせるもその筋の許可を得られなかったが、今回は市街美觀を目的とし）二十二日の市會に「五千坪の埋立地は道路數のほか宅地に使用の目的を以て市有地とす、工費は市費、余裕なければ公債金により宅地賣立の上支拂ふ、不足の場合は市稅その他による、川は幅員を十五間乃至十七間とす」の方案を附議。この堺川埋立は三十五年八月、和庄町長荘山田村長及び宮原幸三郎より河川變更水面埋立願書を提出されてをり、論議中の問題にして、前年三月市會決議に及ぶも不許可となりしはこの關係もあったのであるが、市制と共には當然市に於てなすべきものとの縣の見解が照會により明らかとなったので再度提案に及んだものであり、市會ではなほ論議ありしも、二十四日、兩岸の市街區會議員八間を六間に修正し、市費公債六万圓、三ケ年繼續事業として可決に至る。

—經々三十九年二月許可、四月豫算可決（同月參照）

市醫と汚物掃除運搬處分規程　二十四日の市會に於て、市醫設置規程（第七章參照）及び左記規程を決定。

△汚物掃除施行規則第九條に依り定む　△市の義務に屬する塵所一人家に接せざる道路並に橋梁溝渠は常役人夫をして掃除せしむ、公共溝渠は毎年一回大浚渫をなす外護時常置人夫をして掃除せしむ、公共便所は毎日常役人夫をして掃除せしむ　△各戸義務者の蒐集したる汚物は常設人夫をして取纏め運搬せしむ、各職工場に於て堆積せる石炭金屑石炭殻等にして時に多量のもの並に家屋普請の際生ずる多量の不用物ある時は各自をして塵芥假置場に運搬せしむ　△常役人夫の蒐集したる汚物は次の通り處分す—塵芥は購買者あるに於ては物品賣却入札規程により之を賣却し購買者なきときは燒却す、汚泥及瓦礫の類は便宜放置なきケ所に棄却す　△公共便所の糞尿は汲取受負人をして時日を定め之を汲取らしむ　△獸畜死屍（牛馬を除く）は受負人をして一定の場所に於て燒却又は埋沒せしむ

—經年四月、市醫に片岡光次郎、奥村義孝、手島保太郎、檜垣竹次郎を、手當二十四圓。

區有財産管理

（十月二十二日の市會に參事會は市制以來の懸案たる部落有財産處分の件を提出せるも、撤回に及ぶ、その經緯不詳なれど、これが解決の緒ともならん市管理案を）干城會計畫の授産場に適當なるところから、區有財産たる鴛和庄町役場（前市廳）荘山田村、宮原村元役場管理に關する件を十二月十九日の市會に提案、可決、契約次の如し

一、貸渡は賣却又は公共の用に供せざる期間に限る　一、修繕は之を借受者に於て行ふ　一、貸借賃は無料　一、市參事會は何時にても之を返還せしめることを得

（十一月）

佐々木前議長へ感謝狀　二十日の市會に於て次の感謝狀を決議、なほ前月辭任を承認せるも明年一月の改選まで時日少なきを以て補缺選擧は行はぬ。

元吳市會議長佐々木高榮君は今回病氣の故を以て本職を辭せらるゝ、顧ふに君は明治三十六年一月八日本市創立に際して始めて組織したる自治機關たる市會に議長の任にある以降既に二閲年にをよべり、この間市議政上百般の施設盛なる創始に係るを以て特に議政機關の贊襄を要するもの蒼然たり其劒雄贊に云ふべからず、濳た從是前き君は市政發布の期成に努め百方盡瘁大に獻替する處あり、而して又本職の重務に終掌せらる、其議事整理に於ける正鵠に又神速なり、是等は一に君の嘗て鄉黨に畏敬せられ復た當市人士に推重せらるゝ處の聲望に因らずんば能はざるなり、洵に其功勞顯赫なりと云ふべく玆に本會一齊の議決を以て恭しく感謝の意を表す

—十一月四日贈呈長嗣仙一に案管を謝って議員の職も失ふ。

（十二月）

官鐵吳線貸下

かねて協商中の官鐵吳線貸下契約は作業局と山陽鐵道會社との間に前月十四日次の契約成り十二月一日より實施。

一、鐵道作業局は契約實施の初めに於て吳線の運輸營業に差支へなき狀態を以て總ての建造物、車輛又は備付品を山陽鐵道會社に引渡すこと

一、右の修理保存は天災事變、法令の結果又は營業上の便宜のため必要なる補充工事の外總て作業局の承認を得て山陽鐵道會社之に任ずること

一、山陽鐵道は鐵道及附屬物借用料として會計年度毎に金二万六千九百圓宛を四月十月の二期に作業局に仕拂ふ事

一、本契約は四十年十一月三十日を以て滿期とするも、六ケ月以前の一方

の豫告により解除することを得

一、山陽鐵道は契約の義務履行に關する擔保として國庫證券を作業局に預託すること

吳線は從來と同樣に營業され、たゞ吳驛に本線各驛に設置せると同樣の方法を以て荷物取扱ひをなす取扱所を設けらる、驛長には新たに宮野健三郎（前岩國）助役須原幸太郎（前三島）驛員は多少減少、牛馬專務、西野運輸課長一行來吳して一日吉川旅館で去るもの、慰勞別宴、引續き在職者への酒肴料を供さる、市內回漕業者は同夜新舊驛員を招待、なほ同會社では五日間吳線半額切符を發行。因に同會社では讃岐鐵道線を買收、同日より營業を開始。

町惣代設置　前記小字町名改稱に伴ひ戸數改正を終了した吳市では二十日の市會に市街制變更の件、町惣代設置の件を提案可決、惣代七十六名へは一圓五十錢乃至二三圓の報酬を與へること、一月一日より實施など決定直ちに、惣代を選任すべき世話係を各町三、四名宛依囑にかゝる。

設置規程は次の如し（翌年二月、町惣代區域は參事會に於て更改することあるべしの追加條項を市會に提案せるも酬議前撤回）

第一條　町內に係る事務整理を爲し其の共同一致を圖る爲め町惣代を置く

第二條　町惣代は第十條に定むる區域に據り各一名を置く

第三條　町惣代は支障ある場合は代理人を以て處することを得

第四條　町惣代を選舉するは豫め市長の指名を以て區域每に若干の選舉世話係を委囑し選舉世話係は當該區域內現住戶主の協議會を起し候補者を選定し市參事會の認可を受くべし　但認可後處務上官憲又は不都合の行爲ありと認むるとき若くは第五條の一に該當したるものは改選せしむ

第五條　左の一に該當したるものは選舉すべからず　一、公民權なきもの　二、當該區域內に現住せざる者　三、禁錮以上の刑に處せられたるもの

第六條　町惣代の任期は滿二ケ年とす　但再選するも妨なし

第七條　町惣代には受持戶數市に區域の情狀に應じ一月一圓五十錢以上三圓以下を其事務取扱費に充て市より補給す但其給額は市參事會之を定む

第八條　町惣代に取扱ふべき要務左の如し　一、市長より市行政上に付示諭することあれば之を受持區域內に啓旨すること　二、受付區域內の風紀改善を計ること　三、勸勉貯蓄を奬勵すること　四、住民の異動を調査し市役所へ報告すること　五、納稅準備の方法を設け常に市役所吏員と協力し納稅告知書等の速達を計り以て納期を怠らしめざる樣注意すること　六、受持區域內諸般の便益を企圖すること

第九條　町惣代にして注意周到其功著しきものは市に於て之を賞與することあるべし　但場合によりては其筋へ褒賞の申請をなすことあるべし

第十條　受持區域を定むること左の如し（三十八年二月の項參照）

宮原道路開鑿計畫　今春開戰前より海軍構內通行を禁止され和庄町との交通不便を極める宮原村では、吳市合併條件の主たるものともいふべき新道路開設計畫を進め測量にかゝる（次年二月參照）

廣村岩西助役表彰　十五日付を以て表彰慣例褒章を賜る。

資性朴直幼より居村大林源左衞門父子に仕へ能く忠實を盡し後ち町村制施行の際助役に擧げられ任滿るも再三擧選し克く村長を輔けて自治の發達を圖り敎育德業に努め最も心力を盡し、末廣二樋門の改築に致し鋭意董督既功を竣へ以て積年の水患を除き又堤防の修理給水事業に誠率し經營宜しきを得其他基本財產を增殖し風儀を矯正する等多年公同の事務に誠實勤勉し勞效顯著なりとす依て明治十四年十二月制定の監綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

郡有財產處分紛糾解決　（四四〇頁參照）相互協議に及ぶも價格に異論あり、吳市は主務大臣の裁斷を求む、縣も安藝郡參事會に諮問せるも「郡役所は公用の性質ある法人の財產にして吳市は自ら郡の區域を變更したものなるが故に知事の諮問には不同意」と出られて解決の望みなく、遂に主務大臣へ申達。結果は双方協定すべしとのことに縣は九月五日付を以て兩參事會に調停案を諮問

1郡費殘金は三十五年度郡費負擔額に按分すること　2積立金は其期間の郡費負擔額に按分　3市の分に對しては百分の五の利息二ケ年半を附して交付　4敷地は郡の所有とす　5其他物件は前の三十二町村に等分し四ケ町村分を吳市に（因に三十二年より三十五年迄の負擔金平均は市分二二七郡分七三、三十五年度の負擔は市分二〇二郡分七八、積立金三、一〇〇圓、郡費殘金一、一〇〇圓、敷地代四、五〇〇圓）

右に對し吳市は1、2、3は異議なし、4の敷地分割不可は理由なし、5は大小町村同一割は不可にして負擔額によるべしとなし、安藝郡は敷地は寄附によるもの、郡役所存在するからには郡費、議事堂は分割出來ざるものであり、從つて建物敷地及び議事堂庭園築造積立金は分割すべからざるものとなしたが、吳市の主張通つて郡費殘餘金三百十圓、積立金配當八百二十六圓、同利子九十九圓、土地物件代價の交付金二千圓、計三千三百圓を取得することゝなり、翌年二月これを受領。

右5項に關する吳市參事會より知事に致せる答申は「吳市史一」によるに次の如し【理由】一、郡有物は其源を郡費若くは聯合町村費に資らざるはなく、是皆正法の課率に因て徵收したるものにして町村別を以て平等に課出せるものは素だ曾て之にあらず、故に一朝之れが分離處分の起るや必ず其根源たる負擔の輕重に應じ以て其持分を定むるは當然動かすべからざるの條理にて何も町村數を以て平等に分配するの理あらんや　二、郡役所敷地に當り元石田次右衞門外若干名より寄附せるものにて將來に於て該敷地其使用を變更する時は寄附者に其儘返付するの判明なる上は又何をか言はん、然れども其事判明の證左なく單に安藝郡有とするのみにては漠然還る所なし、果して單純の郡有する以上は無論分離處分中に編入するを正當なりとす　三、元三十二ケ町村組合財產たりしもの郡制實施に伴ひ郡有に歸したるものなれば郡制實施の當初を起點とし其費額に依り按分するを當然のことなりとす

一三十九年安藝郡役所海田市に移轉するや、八月、元郡役所敷地はさきに寄附せる石山議市外數名のものに緣故拂下を受けたので、同人らは市に對して郡市分離の際に該地の代價として受領した金額の半額下付を市に要求。

一のち廣城小學校敷地に市が買收。

祭牛の式　高須纖詰合資會社では、聖略易萬國博覽會に於て銀牌を得た祝宴をかね二十八日西靜寺豐光寺を聘し二河川畔の屠牛場にて祭牛の式を行ふ

社會斷片　△三日に大捕物　三十三年以來吳市內で二千六百圓を稼いだ大泥棒、一月三日和庄町に忍び込んで臟物を廣村へ運搬中捕はる、吳で空巢を稼いでは中國、九州を高飛してゐたもの。△郡、市廳へ泥棒　三月十五日、郡役所で郡長室の窓を明けて赤十字社の郵便切手五圓を盜んだ泥棒らしく、その日、市役所へも北側ガラス窓を外して入込み吏員の私金一圓を失敬（のち宿直員は文官懲戒令で譴責さる）△江田島沖船中の屍体　九十石積和船內で十四、五才の少年が頭、胸數ケ所を突刺られてをるを發見、水上警察船第一保安丸にて昌嶋豫審判事、丸田檢事、私山醫員病院醫員ら出張檢屍△娼妓の自殺　旭遊廓大阪樓抱えの一娼妓は樓主の折檻に堪えず見限りの隙をみて吳署に出願「かゝる主人のもとでは働かぬ」と申立て、吳署は年期一年をあますをあと二ケ月で廢業せしめるやう示談し、合意の上廢業成る。△御應院境內で情死　溜池の傍らに氏名を附した男女の履物とこうもり傘あり、情死の疑ひありと竿の先にかぎをつけて搜索するに、女の船には一貫目の石を入れ体をくゝり合はした男女を發見。△工藏へ泥棒　宮原村曾和田龜助（四六）ほか二名共謀して工藏の側を乘越え倉庫内より現金棒價額百圓を盜み出せるに對し何れも重禁錮八ケ月監視六月を判決。△網路に小石　吳線吉浦に於て線路上に小石を置いて列車の轉覆を企つる少年あり重罪犯として拘引さるー豫審の結果證據不充分で釋放。△石工が墜死　吉浦村の一青年は顚鮮に出稼ぎしたが行先に赤痢流行のため歸村を余儀なくされ悲觀して山林に入り三尺帶で縊死。△醫の放殺假出獄　八月、醫村の放殺犯重禁役十年の福島ミチは四十年二月が刑期滿了のところ十九日假出獄、貯蓄工錢三十六圓六十六錢二厘を貰つて出る。△妻を殺害自首　十一月、水雷團二等兵曹福原勝四郎は莊山田村字愛宕町の實兄で妻を殺害して自首、發通を貰めてのものらし。

明治三十八年

日露戰爭と吳軍港（下）

●●●●●●新年　鎭守府では午前九時拜賀式、海兵團、水雷團では遙拜式後正午より半舷外出、在泊艦艇（聯合艦隊旗艦以下殘留か在泊）滿艦飾に正午祝砲發射は壯觀を極む、午後六時より水交支社に新年祝賀會を催さるも軍に祝賀を憚ぐるに止む、市中は第二小學校で午前十時より例年通り互禮會開催今年は廻禮廢止徹底のため參會者多く六百名、酒肴を配布、校庭の草につき萬歲三唱（この年より海軍側の參列もあり）

旅順遂に陷落　「一日午前九時より望台に向ひ攻撃を實施成果を利用し巧みに突進午後三時三十五分これを占領せり」「占領せる各個台より百一發の祝砲を實彈を以て發射するに敵電艦降伏す」「一日午後九時關東要塞地區司令官ステッセルより開城に關する書面を受領」「二日正午水師營に於て双方の委員會見、敵將の名譽を保たしめる聖旨を傳達、午後九時四十五分調印を終る」などの電報は三日付の新聞に報ぜられてをるが、單に陷落の號外は二日配布されてをる、但し用意されてゐた日付なしの號外。

海軍・市の大々的祝賀　旅順陷落の快報に海軍部内では四日午前より各艦隊に於て祝賀準備を始む、海兵團又は遙早く眼鏡橋正門に開城條約を大書せる大行燈が掲げ燈を導いて同夜より點火、市内各町でも大國旗を交叉大提灯を掲ぐ、六日（のち七日に變更）を期し海軍部内市中相呼應して大祝捷會を催すことゝなる、當日部内各艦は國旗又は提灯を掲げて祝意を表し執務に差支へなき限り休業、諸種の余興飾り物のうちで海兵團は最も壯觀なる擬戰軍艦數十隻の海戰を行ひ、午後は兵員の運動會、相模、花火等水雷團も運動會、相模一工廠は射的場で數百本の煙火を打揚げイルミネーションを點ず、各艦隊とも晩食には酒肴を供し●●●●上陸。市側の準備は次の如し

早朝神社諸寺に鐘太鼓を鳴らし、二日間市街及び各戸に國旗提灯を掲ぐ、各町若くは店頭に插花其他作り物等の裝飾をなす、午前九時尋常小學校三年以上の生徒鎭守府内練兵場に整列し旅順陷落の軍歌を唱へ大元帥陛下萬歲海陸軍萬歲萬歲を三唱、午前八時より居合及び諸藝連市中を練廻し各技を演ず、午前十一時東本通一丁目第二尋常小學校内に於て祝賀の宴會を開く（會費十五錢、干城會役員並に世話係は成るべく洋服又は羽織袴を着すべきこと、會場の背面の岡にて煙火を打上げ、礮聲を合圖に會員擧列、祝捷文朗讀、會員一同擧杯萬歲三唱）午後六時より花火を打揚げ諸神社諸寺院は三十分間以上太鼓鐘を鳴す、市街に提灯の出るを合圖に三面の山頂四ケ所（灰ケ峯、別山、比沙子嶋、石平）に篝火を焚く、午後六時提灯行列は神社寺院の鐘太鼓を合圖に繰出し練兵場内各區其他の印し提灯の立てある方位に集る、大元師陛下萬歲全音三唱、旅順陷落の軍歌三唱、海陸軍萬歲同音三唱、右畢つて樂隊の先導に從ひ次の順序に退場（樂隊、生徒（第一高等三四年）、在山田、二川、宮原、和田、役員

●●●●祝會　五日午後一時より水交支社に於て開かれ、家族も來會、淡水學校生徒の唱歌、伊勢神樂、煙火、軍樂隊演奏（ハンシボール）等の余興に賑ふ、會費各自月俸の百分の十五、市長、署長、郡長、稅務署長（中澤）等も參會。●●●●●●

病院長、内田港務部長、小花參謀、燃間副官ら及び各所轄長の勞をし謝て三十日吉川樓に招待、河原副官長、大久保艤兵隊長その他官公衙長も列し、市會議員、有志ら市中百餘名を陪席とし、戰時下官民の懇親を圖るに、新長官も市民有志と接する機會を得るを喜ぶとそれに應ず。

旅順閉塞隊俘虜歸還　第三回閉塞隊の小樽丸乘組の生死不明なりし准士官下士五名の内吳市莊山田村四次三四明石乘組上等機關兵曹萬田松五郎ら四名、十二日正午吳軍港へ歸還。萬田は前膊を切斷してをり親族なる和庄町五十嵐旅館へ、他は海兵團へ落つく。

萬田上等兵曹は「死するまで酒に緣ある小樽かな」の辭世をのこし、決死隊に加はりしもの、三十七年四等火夫となり、日清戰爭には嚴島に乘組み勳八等瑞寶章を賜る、北淸事變天龍に乘組み、三十六年一等機關兵曹、旅順決死隊に加はり生死不明、五月二日上等機關兵曹に轉任、功七級金鵄勳章菊花桐葉章年金百圓一時金五百圓を賜る、本年二十七歲。右腕を繃帶してゐる今人は『生きて歸つて呉く面目ない次第で』と前提して次の如く語る『閉塞沈沒を終つてボートに乘移るや敵の探照燈、砲彈に曝され風波亦高く忽ち轉覆して海中に漂ひ、意識を回復したときは敵の病院に收容されてゐた、創部を手術し前膊を切斷、食事は白パンに有難味をつけて食ふ、在院九十日にして黃金山裏手某市街の海兵團側にある獄舍に移され、爾來他の俘虜と共に黑パンに粗食物はなく何れも病人全滅となる、日本人は俘虜となれば自殺するからと兇器は嚴重に取締られた云々』

在京中の東郷司令長官へ當時の狀況報告のため十四日上京。一二月日、吳市教育會總會で講演、同十九日市内有志の慰勞宴あり、兵學校でも講演。

—嚴島乘組、閉塞艦相模丸の生存者九名中の一人上等機關兵曹佐野鷹太（三等）は松山市新玉町一九なるも夫人榮子が吳市東本通十一番戶にあり『十二月十三日敵側より發付された俘虜名簿中にありと同二十一日通知があり、生きてゐることが判つたが面目ない』と語る。—壞血病で佐世保海軍病院に收容されてゐたが、二月二十日西京丸にて四名吳海兵團へ歸還（所屬五名中一名—中野—同二十八日海軍省より第三回閉塞隊につき次の如く公表さる—第三回小樽、相模丸の生存者關係して判明せるところによるに、野村指揮官以下二名戰死他はボートに移れるも敵艦に擊破され水中に漂流、帝國岩瀨機關少監以下七名敵に救はれ他は溺死、岩瀨ら三名はその後死亡、相模丸は九名救はれ他は溺死、佐分丸、部顏丸には生存者皆無のため不明、大尉以下十數名救助收容されたるも皆朝死亡せり。

吳鎭所屬生還者九名は前記萬田、佐野のほか

△一等信號兵曹中野耕作　△二等機關兵部能登多三郎　△三等機關兵曹好永五郎　△仝龜井梅吉　△仝牧野良造　△仝前島貞之助　△二等機關兵竹内夏次

にして、石田、佐野、能登原及び中野を除き海兵團にあり、万田は免役、他は入院中。—數ヶ月後には何れも艦船へ配屬さる。—三月二十日、東郷司令長官より木村一組（二個）宛を生存者に贈らる。—五月、萬田上等機關兵曹は義手を賜り免役除籍、海員掖濟會吳支部幹事として勤務。

潛水艇隊　十二日、艦隊條例を改正し潛水艦隊を追加さる（我が海軍に威力を添へしものなれど、佐久間艇長の殉職四十三年四月にして、本戰爭當時は未だ甚だ幼稚なりし）

旅順入城式　十三日擧行、仰十四日戰死者追弔祭典執行。

バルチツク艦隊　マダカスカル島に到着。

駐出島藝妓講長　縣出身加藤友三郎少將は第二艦隊參謀長として蔚山沖に偉功をたて、島村少將のあとを聯合艦隊參謀長に轉ず（前年の項參照）

軍艦筑波起工　十四日に（前年十月の海軍擴張計畫の項及び本編三章參照）—二月、勇甲一等巡洋艦筑波は早くも艦型を作成され、年内完成を目ざして工を急ぐ。

廣島灣要塞司令部　（三十六年度を以て完成の吳要塞は間もなく廣島灣要塞と改稱さる）本戰役には同要塞砲兵聯隊は攻撃砲兵大隊と共にその一部が朝鮮に出動又は旅順攻撃に參加。—十一月凱旋、兩司令部へ御眞影を下賜さる。—三十九年二月二十七日より司令部附砲兵曹松田勇一吳市へ出張、田中市書記立會して和庄、莊山田、冨原へ指標十九の書替を行ふ（岩方通九丁目路上等現存）

似島へ俘虜收容所建築　旅順開城による俘虜のうち四千名を收容するべく似島檢疫所構内に假屋建築工事、十四日より始まる、一號より二十一號まで、何れも八十疊敷二間に監視室、小使室等を附設、緣なしの疊などすべて急ごしらえ。（俘虜收容所はこの附近松山市に及によりあり、開城後の總計四万余名は大阪の二万名ほか全國十數ヶ所に分散收容）

高砂殉難者海軍合同葬儀

十二月十三日旅順方面に於て名譽の戰死を遂げたる軍艦高砂乘組少佐保科彥藏以下將校准士官八名ほか下士卒二百二十七名並に軍艦富士戰死者下士二名の末曾有の多數戰死者の合同葬儀を十五日執行、午後一時吳海兵團に於て祭主、大臣行事、供物、祭主祭詞の詞、玉串、戰柩の入ち出棺、海軍墓地に向ふ、行列順序は

先導、軍樂隊、儀仗隊（二ケ中隊）喇叭（三十對）紅白旗（十旒）大臣（副（要主のもの）祭官副祭主祭者祭主從者、各勳旗、勳章、砲車による柩は下士卒をさきに、將校をあとに、儀仗隊（一ケ小隊）無蓋隊、親族、一般會葬者

會葬者鎭守府長官代理内田少將以下部内外三千餘名、行列半里に及ぶ、式は祓供（奏樂）祭主の祭文、吊詞、儀仗隊拜禮（奏樂）玉串（副祭主奠半幹事）幹事及び祭主會葬者に揖拂、玉串（陪柩者、親族、一般會葬者）幹事親族會葬者に拜禮、瘞供、祭官退場、吊銃發火、一同退場

柴山司令長官（内田少將代讀）出羽中將（代讀）高砂艦長石橋大佐森嚴なる態度に音吐悲壯弔詞を讀過するや會葬者一同水を打ちたるが如く、潛泣する聲あり、次いで鎭魂事、千城會長、中國淨土宗各院代表大僧都白石義海の弔詞あり、石橋艦長のもの隣記次の如し

夫れ死生は命なり朝夕を知るべからずと雖も天若し我儕に幸せば異日諸君と共に大祢を擧げ大に我國運を祝せんことを期せしに……終りと雖も敵の東洋艦隊潛と全滅し旅順亦陷落の報に接す、是皆諸君の賜にあらずして何ぞや、宜なり大元帥陛下諸君の殊功を勅して優賞を賜はり軍人の觀鑑たるを表せらる、諸君又以て瞑すべきなり、今や敵の增援艦隊は正に來東の途にあり…

—高砂戰死者記念碑　二月中旬、和庄海軍墓地に敷地上事始まる、彈義貴用を節約した三百七十圓を以て鋼板に二百四十三名の官爭を刻む、當時の艦長石橋甫大佐、海兵團長磯久武官大佐の題旋、設計は海兵團上等兵曹和田兵太郎による。—三月二十一日、海軍墓地に於て追悼を招き海兵團員ら多數參列して百日祭る執行。—六月竣工、位置は墓地式場の上手東側、正面に四段の石階、下台より一丈二尺、碑の高さ八尺四角にして上部少し矢る、表面に「軍艦高砂戰死下士卒の墓」裏面に「三十七年十二月十三日旅順口外強行封鎖中戰死」と刻まる。十八日午後一時より除幕式擧行、參拜者十餘名、海兵團副長水町中佐祭文を朗讀。

千城會の授産場（下）

機械原料整ふて準備成れる千城會授産所は新年早々本格的作業を開始、從業者二十餘名、機織と狀袋調製を行ふ。織は一日平均二反、捺筒は同千枚。—同會にて生計困難救助者七十三名、國庫救助者三十七名、生業共助により多少數を減ぜん見込み。—二月、商業部專業費寄附七百圓に。—四月末八八九圓に。—五月三十一日、調製せる各種の織物及び捺筒を裏參寺般若所に陳列し市民の同情に訴へて販賣を開始せるに、六月二日地震のため家屋倒壞し閉鎖の已むなきに至れるため、既に過半を賣却しをれるも殘りを市長夫妻、林美喜子、天野皇夫々妻、佐々木仙二長子高子など市内外慈善家の門戶を叩いて賣却。

—五日内務大臣の視察あり、八月、帝國軍人援護會より商業部擴張工場建設費として二千圓寄附さる（寄附金は工場竣工まで知事保管、市では千城會

に敷地提供の目的で四日、松原新開土地借入れの件を市會に附議せるも延期となる（遂に實施をみず―三十九年一月の項參照）この頃、機業二十名、浴衣五百反竝ちに賣切れ、織物も出來る、販賣に家族の行商するものもあり、封筒三十名、うち自宅十名。

下士卒家族共勵會（下）三日午後一時より新年會を開き福引の余興などあり、四日より作業を始む（衣類料は七日より）―會員百七十五名、御下賜金寄贈合計千八百圓、諸設備も漸く整ふ、一月の從業者は九十三名、年始のため前月より二十六名減、收入は最高五圓二十錢、平均一人一圓六十四錢。―二月、嚴島艦長以下乘組員より四十八圓寄贈、この月作業九十七名僅か一日のものもあり平均二圓五十六錢なるも、最高は夜業もせる二十五日出勤の十四圓五十九錢もあり。―三月、帝國軍人援護會より二千五百圓の補助あり、知事より市長に更に同會へ九日交付。―新會員有馬幾子十日巡視。―下士卒集會所附屬舍として建築中のものを同會舍屋とさる（六月完成七月よりこゝで作業を始む）川崎造船所長松方幸次郎より五十圓。―四月、顧問を廢し管理者を置き、海兵團長德久武宣これにあたる。―五月、新居舍成るを告げ、艦團体及び全國有志に依賴狀を發し、なほ一層の寄附寄贈を乞ふ。同會收入計三月末現在五千八百十六圓。（以下八月の新居舍移轉の項參照）

【二　月】

第三次旅順閉塞戰死者海軍葬　前項の「旅順閉塞隊俘虜歸還」により生存者戰死者及當時の狀況判明、行方不明者に對する確認がなされたので、五日、人見、田崎、大野三准士官及び下士卒二十四名の海軍合同葬儀を、生存者の斡旋、先導のもとに執行さる、行列順式順等前記高砂殉難者のそれと同じく、聯合艦隊在泊諸艦より參列、司令長官東郷大將在京中のため弔詞を新任參謀長加藤友三郎少將代讀、有馬県廳新司令長官に次いで特に來呉參列せる第三次閉塞隊指揮官本多親民少佐の弔詞切々と胸を突く、遺族親戚はじめ會葬者の玉串奉奠あり、弔銃三發を以て盛大に式を終る。―旅順閉塞記念碑計畫　前後三回の閉塞隊戰死者の偉勳を記念するべく海兵團在勤上等兵曹和田長太郎ら生還者幹旋し各戰死者賜金中の幾部と一般醵附により呉軍港に建設を計畫。―三月末十一名の寫眞成る。

―英國公使館附武官ペケナム大佐より旅順閉塞隊戰死者遺族並に負傷者へ見舞金一千圓寄贈あり呉鎭守府では下旬配與（遺族へ十圓負傷者へ七圓宛）

―五月三日、第三回閉塞記念日にあたり海軍墓地で一周年祭を執行。

東郷司令長官歸艦　在京三旬餘の東郷聯合艦隊司令長官は軍醫長鈴木總監、參謀秋山中佐、副官永田中佐を從へ八日午前十一時二十分吳驛着腕車で吉川旅館に入る、堺橋筋、和田本通など國旗を掲げて歡迎、吳市では九、十兩日、大將以下幕僚を招待したいと申出たるも「澤山中悉く辭退した前線の將兵軍苦を拂めつゝあるとき己のみ歡迎を受くるは忍びない、凱旋の曉は存分にうけやう」と應諾さる。十日海軍病院を巡視後、十二日有馬長官招待の晩餐會に臨む。十三日出港。

海戰第一記念日　九日は佐世保鎭守府各艦艇合同の記念日、午後二時より三笠艦上に前日歸着の東郷長官を迎へて祝杯をあげるら。長官も列する筈元旦　午前九時鎭守府各艦艇一齊に祭拜式、正午二十一砲の禮砲に港内壯觀、東郷長官も加はり有馬新長官以下在呉高等官の祝賀宴水交支社で開かる。

第三艦隊旗艦入港　十二日厩艦〇〇にて司令長官片岡七郎中將吳入港、十五日東上。艦隊參謀長齋藤孝至大佐、嚴島艦長土屋保大佐以下同艦乘組將校下士卒により十四日午前十時より明法寺にて艦隊司令部及び同艦乘組戰死者の追弔法會を執行、在呉遺家族列す。―三月十四日參謀長と共に

歸艦、二十日有馬長官水交支社への招待あり、翌日吉川旅館に答禮の晩餐會あり、二十二日出航（その行先に多大の關心をもたる）

干城會追弔法會　十四日午後二時より明法寺にて執行、本願寺連枝大谷霊三院師來呉臨む、市内戰死者遺家族列し會長の祭文朗讀あり。連枝は同夜陸海軍の祭十五日閲徒一般の參拜式を行ひ、共勵會でも法話。

驅逐艦建造　臨時軍事費により製造さる驅逐艦二十五隻は、横須賀七、舞鶴二、佐世保四、長崎三菱造船所四、神戸川崎同四、大阪鐵一所二、吳工廠では前、于日の二艦。

市關係予算問題　の連絡成る。

勤儉貯蓄組合　町總代制成り（別記參照）これを區劃に全市に勤儉貯蓄組合設立「時局に鑑み勤儉力行の精神を養成し資財を蓄積し擧公の實を」期す

傳染病皆無　年初來チフテリヤ四、チブス一名ありしも、何れも退院して目下皆無。―三月上旬に至りチブス五名。―十三日より春季種痘を市費にて行ふ。三千人の見込なりしも施種千百名、吳醫會行につとむ。―清潔法檢査の結果不良の和庄本通に再執行を命ず。

工業補習學校　學務委員會に於て九月を終期に變更（一實施に至らず）工廠採用に便宜を與へられ普通初日給四十錢なるも卒業生に限り六十錢以上を給さる。なほ小學校に手工科を置くことゝす。―三月二十六日卒業式、甲種二十六名、乙種二十一名、首席渡邊五一、山道完司の兩名へ工廠長より賞品として銀側時計を贈らる。

孤兒院の燈會　岡山孤兒院の音樂幻燈會を十七日から三日間吳座で開く、主催在吳海軍高等官夫人、吳市醫會、一等一圓、二等五十錢、三等三十錢。吳看兒院（前年六月設立、孤兒院の前身か）では修業のため九州方面（行商隊を出す。

共濟會病院擴張　現病室の横手に並べて病室一棟增築、木造二階建を計畫、なほ高等小學校との間の空地も早晩建立てゝこゝに傳染病室、看護婦宿舍、醫員室等を建築、年内に竣工の豫定。院主山内嬰子、院長（工廠軍醫長）西軍醫少監とも毎日出勤（院長は午後）内科長廣田詳太郎、外科長花岡三、眼科長藤藤芳太郎、婦人科兼聽診係金子貢太（五月醫員二名增員）

軍人救護會　より、愛宕町臨軍補充兵近藤助一の家族五圓の救恤をうく

吳市で最初。

下水施設調査　二十一日、縣より田原衛生課長、原第二課長ほか技師二名を作び出張、市實記の案内で各下水道汚水溜等を檢分し排水方法工事費等につき調査（九月の市街大清潔法の項參照）

干城會の活動（下）この頃、出征遺族貧困共助戸數七十一、二百十九名にしてその内譯次の如し

工廠職工五三戸一六四名　△日傭稼二戸六名　△理髪人一戸三名　△彫刻一戸二名　△仲仕三戸十名　△石工一戸二名　△商家二戸七名　△屠牛人一戸三名　△大工一戸三名　△車夫二戸五名　△公吏一戸四名　△舟夫一戸四名

―四月、副會長澤原俊雄辭して缺員中のところ後任に澤原精一を決定。

―三十八年度豫算五、四五〇圓を編成。

―四月末現在、開戰來の應召者一、〇四二名、うち海軍八五二名。

（授產場施設、輜軍、凱旋兵歡迎など夫々の項參照）

倉橋島村銃後の活動（下）同村よりは三百名の出征應召者あるも出身軍人の武運盛んにして戰死傷病者少なし、戰死は濱陽、三豪子、五里宮子で計四名、傷者も三十名のみ、村長友澤半二郎は戰死者の村葬、傷病者の慰問、その他出征者には懇篤なる慰問狀を發すに前記の狀況報告をもなし、萬遺憾なきを期してをる。

看護婦は開院の際採用の生徒十數名（四ヶ年）のほかに赤十字社廣島支部委託生十五名（三ヶ年）あり。入院患者定員四十名に近く、外來患者は當初百五十名の豫定なりしが二百名内外を下らず。―近藤造船大監病轉示（往京）よりX光線器、手術器械、患者用玉突き等（價額二千圓）を、次いでX光線寫眞設備を寄贈あり。

―六月中旬病棟增築起工（九月竣工）竪立にも着手。

―九月、更に一病棟增築に着手。

下士卒集會所增築　附屬舍を監獄上手の用地五百坪に增築、屬遷下士卒に備ふ計畫なりしも、これを下士卒家族共勵會員舍に讓り、別に廢室一棟（二十五間十五間）と浴室を增築に決定、近く着工。―八月浴室竣工し從來のものは食堂に充てる。

―九月、八千圓を投じて廢室の新築成る、隣上隣下ともに四室に區切り一室に寢臺二十台。因に同所設立以來の寄贈は百五十圓宛の三井物産、大倉各支店、石田二良、二百五十圓の高田愼吉、二百圓の吉川吾助外三名、二百九十圓の水交支社等はじめ四千五百五十圓。

【三　月】

第四回國債應募好績　二十五日より月末迄の募集。荒尾市長各所で勸誘演説を行ひ、植田新之助其ほか一万圓を申込む、期日を前に市扱ひ三万圓、銀行に申込み八万圓、計十二万圓に及び、應募豫定額十八万六千圓を突破二十万圓に達せん模様。―期日、總計二十七万三百圓、今迄のうち最も好成績、うち十万四千圓は市扱ひ、總じて二万圓以上は八万圓呉貯蓄銀行二万圓呉商業銀行、一万圓植田新之助、澤原俊雄。―安藝郡にても吉浦の六千五百圓の百壇額が一万圓に達せる如く郡下を通じ二十万圓を超過の好績。

呉鎭小花參謀　小花三吾大佐○○艦長に轉じ後任○○艦長木村剛大佐、兵事官三上兵吉中佐は竹敷要港部參謀司令に轉ず。

海軍關係に電話架設　かねて市長よりも陳情中のところ逓信省に於てその必要を認め今回實施さるゝこゝとなり、廣島郵便局より技術を派遣實地測量を行ひ、市役所では加入者を勸誘、海軍關係官衙、御用商人等の加入を許可されるもので、登記料五圓、加入料金四十八圓は年賦。―五月加入者に限り廣島間の電話連絡（從來呼出）を行はる、目下の加入者は鎭守府　山鐵呉驛　仝衙設所　日本郵船會社呉出張所事務所　呉憲兵分隊　呉警察署

―呉局電話加入區域擴張　五月、逓信省告示を以てさる。

△普通―安藝郡警固屋村（鍋を除く）寶莊郡阿賀村（情島を除く）

△特別―仝警固屋村（鍋を除く）寶莊郡阿賀村（情島を除く）

―六月末、呉鎭軍用電話と市公衙、御用商人等加入承認者百一名、通話開始までには三ヶ月を要する見込み（別月表、十月の市内電話開通の噺參照）

（三月、呉警察廳日島分署間電話も開通）

奉天占領祝捷　沙河の大會戰を經て、十日占領、第三軍敵の退路を絕つて致命的損害を與ふ。十六日更に鐵嶺を占領。

奉天占領祝捷　十四日より三日間各戸國旗を掲げて祝ふ、十五日市長より大山總司令官に、市會議長より同及び出征第五師團長に祝電を發す。十九日觀山神社に於て祝賀會を開催、當日各戸國旗、各町各戸提燈飾花見立細工作物數はし等を獎む、式は午後二時より、會員は羽織袴で市政機關各員町總代有志等數百名も來會、市長祝詞のゝち万歳三唱、社殿内の宴會場に於て祝盃をあぐ、大盛大會盛りに「鬼の醜食に遭ふが如く」狹隘なる會場は「大混亂を呈せり」夜は提灯行列が練兵場に出入（軍港部ほどに廣島市のそれと引かえこの祝捷はあまり盛大ではなかった模様）

譽れの郷土勇士（下）　△一月、川尻村故砲兵二等卒中村種次郎遺族へ一時賜金二百二十圓、呉市二川町三城通三丁目故海軍二等兵曹新上剛太郎遺族へ功七級金鵄勳章勳八等青色桐葉章を。

△二月、呉市出身戰死者歩兵伍長土井愛吉、同二等兵八木猛次郎、同中鹽龜吉は今回靖國神社に合祀。瀨戸島村故陸歩兵十等兵中島菊之助遺族へ一時賜金五百二十圓。廣村故歩兵二等卒中正松（同四百四十圓）瀨戸島村仙兵一等卒小島辨吉は海城兵站病院で死亡、九日同村小學校で葬儀執行、安藝郡長呉署長らも參列。軍艦吉野沈沒戰死の二等機關兵曹吉賀音二郎の葬儀を十九日呉市飛山田村の自宅に於て執行。江田島村故歩兵上等兵眞崎常太郎遺族に一時賜金五百二十圓。

△三月（以下戰功による一時賜金は出身町村、官等、故人氏名のみ掲げる最低輜重輸卒二百二十圓、傭人はそれ以下にして、傷死、病死は下賜金額を異にする（末尾戰死傷者名其他參照のこと）＝この筆錄に洩れたるものゝあらば保せざるを遺憾とする＝

江田島村　歩兵軍曹　平谷才一郎
阿賀町　仝上等兵　天野　貞松
仝　田島　五郎
瀨戸島村　仝　岡本　藤登
廣村　輜重輸卒　小村　國松

△四月

饒山村　歩一等卒　上野原興四郎　瀨戸島村　仝二等卒　嶺田樹太郎
廣村　仝上等兵　住吉　勝藏

奉天會戰における名譽の戰死者の遺骨凱旋。江田島村に於ては十四日歩兵一等卒太田佐市、十六日同二等卒山本兵之助、二十日字饒部歩兵軍曹高橋保夫同秋村同上等兵西野久一、同小用同松下三郎、二十九日歩兵一等卒久保京太郎の葬儀を執行、郡長以下多數參列。△吉浦村に於ては歩兵上等兵堂村利一同山本玉次、同面林國太郎、同一等卒飽川豐次の合同葬を二十三日小學校で執行、郡長、署長ら多數參列。△呉市に於ては二十三日、鴨子泡で戰死の莊山田村歩兵二等卒久志熊太郎の葬儀を西敬寺說教所で、同日奉天戰傷後死亡和庄町同驛山長吉の葬儀を正覺寺で行はる、千城會長以下參列す。なほ同會では戰地慰遣目的擬寶者歩兵一等卒渡邊力太郎、加藤利太郎、稻田隆太郎、佐々木千代松を見舞ふ。三月六日戰傷後送廣島豫備病院にありし和庄町歩兵上等兵森岡集松二十八日死亡。△安藝郡下を通じて奉天會戰での戰死者二百三十余名に及ぶ。△呉千城會より高砂乘組の戰死者二等機關兵曹木本龜吉、同三等機關兵曹澁谷求馬、吉野同一等兵曹野主辨の遺族に弔祭料を贈る。莊山田村七八〇九三等機關兵曹瀨野喜平に功七級金鵄年金百圓勳七等青色桐葉章を賜はる。

廣村　歩一等卒　西田　寬一　阿賀町　仝　廣谷　五郎
吳二川町　仝二等卒　新原　作松

△五月、呉市に於ては奉天會戰戰死の莊山田村歩兵上等兵作田夏次に千城會より弔辭を、同東雲町歩兵上等兵岩本萬槌の葬儀を三日、上宝瀨同吉本伊之助の葬儀を四日、次いで和庄町本通六丁目歩兵上等兵大江吾一（三月五日奉天附近で戰死）の葬儀を七日明法寺で、同日和庄町同小濱玉吉、二川町同畝川豐吉の葬儀を、九日二川町歩兵軍曹石山庄松（市會議員石山儀一弟）の葬儀を、十日飛山田村故伍長竹原十松の葬儀を明法寺で、十四日宮原村歩兵上等兵石渡佐吉の葬儀を執行さる、以上何れも千城會よりは例により祭禮料十圓と造花一台を供ふ。△瀨戸島村に於ては歩兵一等卒平本順太郎、同正木元一の葬儀を五月、ついで二十六日歩兵一等卒正木元一の、翌二十七日、歩兵一等卒向井繁太郎、同清原孝一、同攝茂太郎の合同葬及び歩兵一等卒正木元一の葬儀を。△江田島村に於ては歩兵一等卒大久保駒太郎の葬儀を七日行はる。△呉市に於ては前記に續き、二十一日、飛山田村歩兵伍長新田雅

太郎、二川町同上等兵西本信一、和庄町（戦傷死亡）同上等兵森岡隼一の葬儀を、二十七日戦地死亡の和庄町歩兵二等卒石本慶太郎の葬儀を、二十八日旅順東鶏冠山北砲台攻撃に戦死せし西本通歩兵一等卒大原新太郎の遺骨謹く歸還して正圓寺出張所で葬儀を、三十一日王家棚営で戦死の登町歩兵一等卒石田久吉の葬儀を明法寺で執行。△倉橋島村に於ては工兵上等兵山下若松、砲兵上等兵佐々木櫂作、同水谷重太郎、歩兵一等卒水谷勝太郎、同落梅女四郎、輜重輸卒細田多助六の合同葬儀を二十日執行。

廣村	輜重輸卒	北川　富藏	呉和庄町
幟山村	歩二等卒	大吉　米松	仝戸原村
呉松本町	仝上等兵	矢吹和太郎	廣村

歩兵軍曹　村上　利吉
仝　塚脇　馬敬
砲一等卒　岡本　兼一

△六月、阿賀町軍曹藤岡早太郎は昨年出征轉戦、奉天會戦に戦傷治癒、このほど奥第二軍司令官より感状を賜り し旨發表さる。

奉天附近の會戦中三月一日所屬隊王家窩棚の敵を攻撃するや…加之敵は俄に兵力を増加し又機關銃を援じ我死傷相續ぎ情況甚だ惨憺たるの時に當り、附近の殘兵を糾合して現在の地點を固守し窃掩護に於ける聯隊の攻撃に至大の利益を與へたり、其功績偉大なりと認む、仍て感状を授與す

第二軍司令官　男爵　奥保鞏

明治三十八年三月二十日

仁方村	砲上等兵	半山　朝十	川尻村
下蒲刈島	歩一等卒	〈谷村保太郎	呉和庄町
廣村	歩軍曹	中西松次郎	渡子島村
下蒲刈島	仝伍長	下岡好太郎	倉橋島村
廣村	仝上等兵	中角喜代松	呉和庄町
大屋村	仝	川手　小一	阿賀町
江田島村	仝	西野　久市	仁方村
倉橋島村	砲一等卒	若見　吉藏	倉橋島村
瀬戸島村	仝	小島　雄吉	瀬戸島村
廣村	歩二等卒	橋上正之助	呉二川町
仁方村	仝	永島重兵衛	江田島村

歩兵伍長　石川　高次
仝上等兵　岩本　萬槌
仝二等卒　金後　清次
仝一等卒　河野種次郎
仝伍長　十井　憂吉
輜重輸卒　土國　百松
歩上等兵　谷本　竹松
仝二等卒　竹林泰次郎
輜重輸卒　尾崎元次郎
呉二川町　仝
仝　山本氏之助

△八月

下蒲刈島	歩上等兵	岸本　平吉	江田島村
呉庄山田	砲兵軍曹	竹原　十松	倉橋島村
倉橋島村	歩二等卒	木谷勝次郎	

砲一等卒　吉原淺太郎
二等看護長　野村五郎

△九月、呉市庄山田村歩兵中尉太田長俊遺族に弔助料二三五圓、同三等機關兵曹瀬野喜市に七〇圓。下蒲刈島村下岡好太郎遺族に弔助料七十圓、旅順閉塞生存者の殊功万田上等機關兵曹に退職恩給年金百六十五圓、増加恩給百八圓を。

倉橋島村	歩一等卒	栗海文四郎	呉宮原村
仝	砲上等兵	佐々木義松	仝和庄町
呉和庄町	歩特務曹長	山行　正	倉橋島村
仝二川町	仝一等卒	金子八重吉	仝
倉橋島村	仝伍長	安信馬太郎	呉和庄町

砲一等卒　道佛　八郎
輜重輸卒　石橋　猪吉
細田　龜吉
仝　歩二等卒　新谷　民吉
石本　幾松

△十月、倉橋島村歩兵上等兵岩里誠次郎、同村同一等卒白松茂、廣村同瀬戸仁助、下蒲刈島村同宇都宮京松、廣村同二等卒中庄松の各遺族へ扶助料を八日、江田島村出身呉市二川町寄留戦死砲兵伍長松本米松の葬儀を。十九日倉橋島村に於て二等看護長野村五郎の葬儀を、郡長より會葬。

倉橋島村	歩上等兵	向井白太郎	廣村
下蒲刈島	仝	岸本　平吉	倉橋島村
呉和庄町	仝	平野儀三郎	警固屋村
仝	仝	長谷川　潔	廣村
倉橋島村	仝	若見　吉造	

△十一月、八日呉市庄山田村戦地死亡歩兵一等卒川本清之助、九日同和庄町後送死亡の同機本鐐次郎の葬儀を。十二日江田島村戦地死亡輜重輸卒木村雛吉、瀬戸島村同歩兵三等卒の葬儀を。二十九日、江田島村輜重輸卒戦地死亡檜本甚太郎の葬儀を。

廣村	輜重輸卒	神垣　三次	江田島村
阿賀町	歩上等兵	新田喜代太郎	仝
倉橋島村	傭人	大下伊三吉	倉橋島村
吉浦村	歩軍曹	野間春太郎	仝
倉橋島村	仝二等卒	石崎　大平	仝

仝上等兵　松下　三郎
仝軍曹　川本　梅吉
友澤友太郎
水谷重太郎
仝上等兵　寺本　辰平

△十二月、七日瀬戸島村兵二等卒北本初太郎豫備病院で死亡。

倉橋島村	歩二等卒	石中　秋藏	江田島村
川尻村	仝上等兵	鴻水金太郎	廣村

輜重輸卒　木村　雛吉
歩上等兵　大野　今吉

軍艦生駒起工

（主力艦二隻同時建造に呉工廠の威力を發揮せし）

軍艦浪波に次ぐ今一隻の軍艦生駒は、二ケ月遅れてこの月十五日起工（艦名は何れも起工數ケ月前に内定を辭表、進水式を以て正式命名とさる）

廣島豫備病院慰問　廣村字長瀧小學校一年生島川ユキヨ、大洋ハスヨ、宇津冨スミ、中根ツヤの四少女よりの慰問の手紙は眞情溢るゝものとこれを贈寫して全員に配布さる。—呉千城會よりは出身兵十數名を佐々木仙一副會長名譽會員山中紀三郎、山本綏太郎、冨原幸三郎ら慰問、見舞料を贈る。

吉浦村の授産　專光寺細間卓雄は公共心に富み自宅一部を工場として設備原料を整へて出征軍家族に西洋纖物を製造せしむ、村内の貧困婦女六名從ふ

荘山田傳染病院完成

かねて修築中の荘山田傳染病院完成し、和庄病院の患者をこゝに移し、同院は二十九日閉鎖。—四月、院長屬託谷川元司辭任。—五月初め患者はヂフテリヤ三、チブス三。—六月、赤痢發生、呉營内の駐留者を直ちに病院へ收容等のことあり。—六月末チブス一二名、流行性腦膜炎一、擬似赤痢一名。—七月十二日、擬似コレラ患者荒神町に發生、即日死亡。—八月上旬、赤痢患者四名、流行の兆あり、勤務中の巡査兩名呉營より病院へ、市役所廓下の吐瀉物を檢査して患者あるを知り取調の結果當の雇員を收容などあり。—七月までの本年累計七十四名、前年より三十名多し（以下九月の項參照）

【四　月】

刻煙草專賣　昨夏兩切煙草の專賣實施につき、四月よりは刻煙草も專賣となり、中旬より發賣、品種は次の如くで、縣下の府中煙草製造所でも製造。ふくべゆ草（五匁十錢四十匁八十錢）白梅（十匁十五錢四十匁六十錢）さつき（五匁五錢、二十匁二十錢、四十匁四十錢）あやめ（十匁八錢、四十匁三十二錢）はぎ（五匁三錢、三十匁十二錢、四十匁二十四錢）みぢ（二十匁八錢、四十匁十六錢）これよりさき、兩切で最も廉く人氣もあつた山櫻を廢止。次いで「ほまれ」をこれに代ふ、値段は前全様五錢。

水雷艦の竣進水式　五日、午前九時、有馬司令長官以下列し、小幡造船部長檀を揮ひ一打一撥忽ち鋼索を切斷艦尾より一直線に進行、同十時式を終り直ちに艤裝にかゝる（豫定一ケ月）去る一月進水せる吹雪と同型の三八〇噸二〇節、十二斤砲一、六斤砲五、水雷發射管二〇（爾來一、二回この種進水式ありしも、戰時中とて公開されず參觀部内に限らる）

海軍病院第三回開遊會　九日行はる、呉本海陽館映茶店、井原春陽堂のコ

ーヒ店等はじめ各種模擬店、余興に曲馬、軽業、手品、軍楽吹奏、薩音機械奏等、長官以下來賓、その他凡て前回と同様に午後一時より同六時まで行はる

經費三百四十圓中には市會議員一同の十圓寄贈も、因に在院戰傷者二十余名 兩艦記念の「櫻松舘」

關しその性能を發揮して任務遂行中不幸にして薨逝せしが（後者海軍葬及び記念碑については本年一月、前者については前年六月參照）この兩艦を記念して下士卒集會所構内に櫻松舘なる記念舘を建設を計畫され、目下これが仕組み中。—五月二十八日竣工、正面に司令長官出羽中將の記文あり、次の如し

明治二十七年五月十四日夜第三艦隊は旅順沖哨戒區より歸航中濃霧の急襲に會し吉野は其後續艦春日に衝突され左舷後部に大破損を生じ十五日午前一時四十分遂に沈沒の悲運を見るに至れり、當時夜深く濃密にして友艦の救護意の如くならず全艦四百十五名中艦長佐伯大佐以下三百十九名の溺死を生ずるに至れり、又高砂は仝年十二月十二日夜單獨にて旅順沖封鎖哨戒中浮流水雷觸その左舷中部に中りて大破損を生じ防禦効を奏せず十三日午前一時不幸沈沒に遭遇せり、幸に友艦吾妻の來援ありしも雪降り夜暗くして收容に便ならず全員四百三十六名中副長中山大佐以下二百五十三名は遂に溺死の慘狀を見るに至れり（中略）答禮以來爾下の艦長ら首議し二艦の功績と戰歿者の偉勳を表彰しその英風を千載に傳へんと欲し治ねく部内志士の贊同を諮め吳海軍下士卒集會所に記念舘を建設せん事を圖り本年五月二十八日竣成を告ぐ、名けて櫻松舘といふ

第一艦隊司令長官海軍中將從四位　出羽重遠一

艦隊出發後のまゝ　殘留艦隊諸職相次いで出入せる吳軍港は、前月二十二日第三艦隊の出港を殿りに諸艦出拂ふて俄も淋し、時は春、海兵團前は柳、櫻を織りまぜて吳市の一名物をなすも庶人は入れず、海軍專的場から遠く二河の橋布に杖を曳くものもあり、撮水のない二河橋通りは土埃で息を塞ぐ、借家は五圓、六圓と羽が生えて飛び、名物芸妓婦の增加も目立つ、娼妓の侵入三十餘名といふは原因何處に？

靖國神社合祀者祭典　【五月十六日】

水交社主催で三日海軍墓地に於て執行有馬長官以下武員及び遺家族多數參列、各艦艦は三日、鎭守府各艦は三日間工廠は五日何れも休業して弔祭の禮を表す、眞宗各寺は四日午後零時半より明法寺で遙拜式を行ひ、千城會、愛國婦人會吳幹事部その他信徒有志多數參列、正午より各寺住職讀經を始め、小學校は遙拜式後訓話あり休業。

第四回國債募集　十七万六千圓の割當に對し渡邊收入役勸誘を始む。—大日、吳舒善銀行の五万圓、澤原俊雄の一万五千圓など好績の模様な

りしが、締切結果は前回よりも不成績、次の如し

	第四回應募額	第五回應募額	第四回に對する第五回の增減
吳市	二七〇、二〇〇	二三七、二〇〇	△三三、〇〇〇
安藝郡	二三三、九七五	二一四、六〇〇	△一九、三七五
賀茂郡	三四七、五〇〇	三五一、四五〇	三、九五〇

香取英國で進水　過般進水の一等砲艦香島の姉艦香取の進水を七月四日英國バローファーネース工場で行はれるに有栖川宮殿下名命式に臨まる筈、日本流の種致ある擧式を計畫（仝年十月回航）

正風會慈善會　澤原酒子を會長とする吳正風會では七日桃花園に慈善會を催し來會者による各種賣店の利益を恤兵慰同に。—會長はか十名、海軍病院及び、廣島陸軍病院を訪ふて夫々十圓を贈る。

獨逸皇族御來遊　滯京中の獨國皇族アール・アントンフォン・ホーヘンツオルレン親王殿下歸國の途次吳軍港に御來遊、永山擧作官、松平武部官ほか隨員、十四日午前六時二十分吳驛御着、有馬司令長官以下高橋、澤原貴族議員ら市内有志お出迎へ申し、小學校生徒は停車場前道路より二河橋通街路の兩側に整列、先發吉川旅館滯在の公使館付武官御先導、殿下には軍服を召されて御下車、腕車にて長官々舍に向はれ、御朝食を召され、鎭守府工廠を御巡覽、同十一時工廠波止場より第二吳丸で嚴島へ向はせられ、青木警務長は山口縣境まで御見送り申し山口縣知事、同警務長お出迎へ申す。

矢野驛通過の際同村鄉社尾崎神社司香川安喜獵銃動章を佩用して御出迎へ申すが御目にとまる、同人は北清事變に山口中將の傳騎たりしもの。

伏見博恭王殿下御立寄　伏見若宮殿下恭王殿下にはさきに來朝せる露國親王大使へ答禮の御途中十六日、吳軍港へお立寄り遊ばさる。皇族付武官一名のほか家令家從四名を從へさせられ、午後二時三十二分吳驛御着、二河橋通、堺橋通、和庄町本通を經て飛山田村澤原爲綱方に向はせられて御

一泊、翌十七日、海軍少佐の通常軍服を召され腕車にて鎭守府に向はれ、工廠を御視察、有馬司令長官、山内工廠長御案内申す、御晝食は吳丸船内で召され、宇品より門波丸に御乘船、簽山へ向はせらる（御關速、六月十三日にも吳軍港へお立寄り遊ばす）

中溝參謀長無鶴工廠長に　參謀長中溝德太郎無鶴工廠長に轉じ十七日發、後任舞鶴參謀長新島大佐十六日着任。

第五師團合同祭　十六日執行、吳干城會より佐々木副會長及び理事一名、市より渡邊收入役代理で參列。

海軍志願兵檢査終る　海軍志願兵檢査は五月四日莊山田、二川、宮原、五日和庄を安藝郡役所に於て執行、應募者五十一名中甲六、乙三、他は何れも不合格、（吳市の志願者には機關兵、木工兵が多かつたのは工廠關係か）合格者は水兵一、機關兵六、木工二と決定したが、うち機關兵三名のみ採用。一八日吳鎭管下各部を終り、十五日決定、六月一日の入團、採用千百十一名の內譯は水兵六八二、木工一五、機關三五八、看護二〇、主厨三六。—海兵團では第一兵舍に水兵その他第二兵舍に機關兵を收容。

徵兵檢查　十四日和庄、莊山田寄留二〇七名、十五日莊山田、二川本鄉、宮原寄留六六名、十六日和庄、宮原本鄉、宮原寄留一一二名の檢查を行はる甲種合格九八名（歩五〇、騎二、砲一五、工六、衛輜二、輜輜五、水兵七機關兵十七）乙種二二四、丙種三〇、丁種卒年廻し三〇名。

和田上等兵曹轉動　吳海兵團掌水雷長兼水雷術教員吐甲板士官の傍ら海軍部あるたび海軍部儀式事たりし上等兵曹和田兵太郎は今回大湊水雷團水雷敷設隊付に轉じ、部内に盛大な送別會を開催さる、同人は旅順口第三次閉塞の際は擔護艦に乘組み九死に一生を得、金州攻撃の際は陸軍との連絡を通じた殊勳者にして水雷術に堪能。

日本海大海戦

二十八日、新聞號外は報ず

「二十七日午後二時より沖の島北方七浬に於てバルチック艦隊と激戦、夜に入り我が優勢なる艦隊と水雷艇の襲撃により敵の戦闘艦一隻義勇艦隊二隻沈没す」―次いで「二十八日午前濃霧に紛れて敵艦北方に航し我艦隊も日本海に入り今尚ほ激戦中なりとの報確かなる筋に達したり」

二十九日午後大本營發表「對馬沖海戦は大勝利敵艦十三隻を撃沈し六隻を捕獲したり」とあり、三十日、呉海軍では有馬司令長官以下水交社に大捷祝賀會を催して盛況。海兵團では翌三十一日午後三時兵員整列して第二回海戦公報を朗讀、一日祝捷會を催し午後は相模その他余興に賑ふ。呉鎮所屬の戦死者は三十一日までに判明せるもの淺間、富士に十一名、ほかに明石、常盤日進にもあらんも僅かの見込み。

市では三十日より三日間各戸國旗、球燈を掲げ、三十一日午後市吏員各小學校生徒海兵團練兵場に集合ののち各町を巡る、市長は三十日鎮守府に出頭市民を代表して長官に祝詞を述べ、三十一日市會は議長鎮守府へ出頭祝詞を、東郷司令長官に祝電を發す、午後會よりは清酒三樽密柑一箱を贈つて祝意を表す。在呉新聞通信記者は三十一日三好館にて祝宴。

舊職新任の聯合艦隊參謀長加藤友三郎少將留守宅は廣島市大手町上田邸裏手にあるもこゝには留守居もなく、東京芝西久保の邸には夫人への祝詞來訪者あとを絶たずといふ。

工廠の祝捷　職工及び同廠在勤文武高等官、判任官は一日午前十時手に手に國旗を携へて海兵團練兵場に集合、號砲數發、數万人の萬歳浩内に轟く、眼鏡橋より和庄、二河橋通から二川へ、山内鎮長宅前にて萬歳を三唱解散。

―第一艦隊司令官三須宗太郎中將搭乗二日午後四時旗艦日進入港、同艦は敵彈を八ヶ所に受け軍艦旗に大砲彈貫通せる本海戦に於て最も奮戦せるものであるが、戦闘刀には故障なく、三須司令長官左眼縁を挫創、參謀松井健吉中佐名譽の戦死を、少尉候補生高野五十六重傷、航海長はか戦傷者は多數。三須司令官は翌三日海軍病院へ三週間の豫定で入院治療する筈のところ、入港一時間半前の大地震に同病院破損壊滅のため、四日入院。日進に續いては二日午後九時〇〇丸、三日午前十一時艦長竹内平太郎大佐負傷の〇〇艦入港

―五日呉干城會では前記日進のほか吾妻、笠置、赤城の四艦へ祝捷の清酒二樽と密柑一籠を贈る。なほ六日、歸還傷病兵を慰問して六十圓を見舞ふ、三須中將へは別に見舞品を考へる（十日、八十四名横須賀へ轉送、日本海戦傷者三十五名在院）

―入院中の三須中將は眼瞼の腫脹減ぜず出血吸收の模様もなく視力明暗を辨ぜず不眠症に陥れるため、十日退院、西京丸にて横須賀に赴き、入京して專門醫にかゝることゝなる。

―八日、假裝巡洋艦一隻入港、干城會祝捷。

―日進の追弔會　艦長竹内大佐以下殉死者の追弔會を十日午後一時半より明法寺に於て執行、有馬司令長官以下幕僚荒尾市長以下市内有志多數參列、艦長の祭文切々たるものあり。

―水交支社歡迎會　十一日午後六時より凱旋艦隊將士（五艦と假巡二隻）四百名を招待し園遊會を催す、高等官婦人幹旋し勇奏なる軍樂の演奏に盛會（因に東郷司令長官は佐世保へ入港中）

―市主催の祝賀會　十一日、二河橋通り裏手第八小學校に於て擧行、紅白各種の旗旒で裝飾、正面に幕を張り式場とす、午後一時校内立錐の余地なく市長の式辞あつて海軍萬歳を三唱、このとき露國領事に代つて露國領事館に滞在中の露國人ニコラエフ氏より日本國民に對し感謝の意を表する旨の挨拶あり、次いで市長より露國領事に對し日露戦争中の好意

十五名は焉と三笠遭難のもの、病院船アリヨールと猶保丸に收容。
―本和兌復して赤十字吐南救護班は十月及び十二月に引揚、復舊二病棟は十一月、增築二病棟は十二月落成、五病棟を備へ、猶保丸の患者も十二月十五日引揚。十一月末在院三七四名、うち戰傷一四名。
―越年の在院患者二四八名、うち戰傷者は八名のみ。

未曾有の大地震

日本海大海戰の戰捷に全市を擧げての大祝賀を目論みつゝあつた六月二日、鹽濱二國に亘り四十年來の大地震あり、その被害は廣島、呉兩市を最とし、呉市の死者六名（男二、女四）重傷二十九名（男二二、女一七）輕傷五十名（男二〇、女三〇）人家の崩壞五、半壞二十五。廣村でも石灰製造所崩壞火災を起せるほか家屋半壞數十戸。

午後二時三十九分四十秒より四十一分三十二秒に至る一分五十二秒の北西より南東への水平動にして、翌三日午前二回の輕震を伴ふ。

市内は山手一帶の地盤強固なところを除いて破損せざるはなく、街路溝渠の別なく龜裂して泥水を吐出し、埋立地に至つては龜裂す、甍瓦石造等の豪壯なる建築物を持つ海軍構内に於ても震動により何れも多少の破損を蒙らざるはなく、況んや市中の凍成小材の屋舍は大浪に弄ばる小舟の如くに搖れて瓦は飛び柱は歪み壁は落ち悽慘たる光景を呈し、内部の建具物品も概ね破損す、長官々舍は高處にあり構造優美なりしほどに動搖甚しく屋根一面に破壞室内も多少の損害を蒙る、海軍病院も屋根を破損せしが患者に異狀なく、海兵團前の大道路をはじめ到るところ龜裂、團内を始め堀設水道鐵管破裂して各所より噴出、工廠は山上より岩石落下して十二ヶ場に即死者二名のほか數名の負傷者を出す、市中を一瞥するに埋立市街地なる堺橋通、和庄二、三丁目、中通に最も甚しく家屋は大小あれ概ね破壞されざるはなく、婦人小兒は夥々として叫喚、呉興産勸商場内の一戸全壞して六名下敷となり翌晩と一名即死の慘事あり、吉川旅館裏手でも一戸全壞、次いでは東泉場附近に甚しく龜裂崩壞、散亂錯雜、噴水吐泥は至るところ、古江、鹿出方面も將棋倒しとなり被害多く、電燈會社の電流も止まる（同夜は全市暗黑）朝日町一帶も各所破壞し朝日座裏手に死者あり、なほこの附近で即死二名、荘田村では松本町附近數ヶ所龜裂、家屋の破損は胡町附近に多く、明神町荒川湯では戸が落ちて入浴中の老婆が死亡したなどの慘事ありしも、概して被害少、なほ呉局の電線は呉、松山間を除き何れも故障、呉驛に停車中の列車顚覆、驛前の煉瓦作り綿電所は丸潰れ、海軍水道は泥濁り、井水も白濁、共濟病院は事なきを得しも患者を院外に收容警戒、二川方面も亦和庄ほどの被害なけれど、琴比羅堺が全潰、高須繰綿會社の煙突倒る、官原村は最も被害少なかりしも室瀬に母子ともに壓死の慘あり。

この震災時刻は未だ小學校は授業中とて第二、八兩校は殊に被害多く混亂を呈す、市中一般人心恟々として仲々に落ちつかず、呉警の非常召集は勿論憲兵隊では田中隊長以下騎馬出動警戒、綿電所變電所の故障に電燈もつかず洋燈も危險視さる暗黑の二夜、三夜を、恐怖の市民は街路に夜を明かす。山田知事は早速に鎭守府へ見舞に來呉。

目下調査の結果は前記被害のほか家屋被損大小六千二十七戸、土地缺潰二千卋六十ケ所、龜裂崩壞夥しく約五十万圓と見積らる、海軍に於ても病院は病舍の復舊のみにても十万圓、治療品等の損害も多く、長官々舍、鎭守府廳舍、海兵團、水雷團等に巨り莫大なる額にのぼらんといはる（これら復舊は十二月の項參照）

―左側通行と家賃

震災の結果、かねて勵行中の左側通行がもとにもどり家賃引揚を行ふ家主が續々。

1今村理學士調査　六月末、帝大今村理學士調査に來り、震源は松山、廣島中間にして、震央二笠遭難のもの、病院船アリヨールと猶保丸に收容。

―梁橋大修繕　縣に於て七月着手。

呉遭難救助局呉出張所　非常財政計畫の一つなる臨專實法を六月一日より實施さるにあたり、呉遭難救助局呉出張所を設けられ、實茂郡仁方村産鐵（九ケ所年一万三千石四万八千圓）安藝郡仁保島村産鐵（同千三百石四千八百圓）の現場實買一手引受け仲買希望者を募る（このほか下浦沖島國田二ケ所實績）

免役軍人に御菓子料　皇后陛下より陸軍の戰傷病院役軍人に御菓子料を賜はるに、實茂郡十六名、安藝郡九名、呉市にはなし。

出征兵に餞別　愛國婦人會で當贈品を募集、呉幹事部でも四百四十本集る

【七　月】

講和談判ポースマスに　日本海々戰に彼我の勝敗定まるや、米國大統領講話會議開催奇掘を出で、我方に異存なく、彼國またこれを承諾して、ポースマスに會して兩國直接交渉を開始に決り、我が講和談判全權委員小村壽太郎、高平小五郎に對し、三日新任式を擧行、彼國全權ウイッテ、ローゼンも前後して出發、八月十日より談判開始さる。

街の景氣　相次ぐ大捷に景氣は喜から機敷充滿、滑稽とも馬鹿ともつかぬ浮連節も大入り、山陽義娘會の看板をかけた女劍舞は昨年から居續け、その他みかけだけの日露戰實の覗き、見世物など〳〵、何處へ行つたか姿を消したとみるも束の間すぐまた歸つてきてをる。この半年間の市内の宿泊人は旅人宿、官内三、四七一名、晉外八、三二八名、下宿二、四七〇名と六、二七六〇名、木賃宿一、六一二名と五、〇三〇名、このほか外人三八名あり。街の氣風を和庄はハイカラ、荘山田は守舊、二川は實利、官原は田舍と稱されてをる。

下士卒共勵會新舍屋へ移轉　（一月の項參照）新舍屋愈々竣成して、十六日、淡水小學校上手の借家を引揚げて移轉、呉鎭守府裏門の前方にあり、一月二十六日の起工、九十六坪、工廠、事務室、役員室、倉庫等完備、工費三千四百圓。

（因に、共勵會は海兵團分隊長三宅代太郎荒理の櫻友會がその前身にして今次開戰に際會員共勵會を改ふて創設、今日の發展に至りしもの、創設一年、今日までの收入八千三百圓、支出六千九百圓）

―八月、陸軍下士卒の家族も戰時中に限り入會を許すことゝす。

―九月二十四日移轉式擧行、來賓有馬長官以下同會創立來寄贈寄興の官民七百名、會長有馬純子の式辭を續いで佐藤間光太郎讀、顧問今井中佐及び來賓總代澤原貴族院員の祝辭、會員を代表して鍋見シュン子の答辭あり、終つて園遊會に入り、海兵團兵員の壯士劇「野狐三次」「まむしのお政」「出征軍人」等に興じ各種模擬店に歡を盡す。

―十月、有馬會長以下會員六十名呉丸、紀淡丸に分乘嚴島にて廚安運動會

―十二月、須波進水式にあたり東宮大夫より二百五十圓を賜はり、續いて大叔住友吉左衛門より下士卒集會所と各百圓の寄附あり。

海軍大演習觀察　齋藤實、佐世保、鷹山を經て二十二日來呉、工廠、艦船を觀察して吉川旅館に一泊。

【八　月】

全市消毒大清潔法　全市の家屋及び大小下水の消毒大清潔法を十一日より十日間に亘つて施行（六月末再度の豪雨襲水別項參照）

海員養成所創設　（海員被濟會呉支部（支部長有馬長官）の附屬事業に詳述）海員養成所創立を計畫、委員に貴族院議員澤原俊雄、海軍主計中監藤由經考、佐々木仙一、石田龜太郎、濱本佳二（この項會員五、四九六名、うち特別會員三五名）―三十九年一月九日、水交支社に百二十名集り委員會開催、萬田副支部長趣意を二時間に亘り說明、呉市各戸か

ら八十錢平均町總代に依頼して寄附を集むることゝす、總額貳五万圓（校舍一万二千圓、敷地千五百坪一万五千圓）のうち、吳市に一万二千圓、安藝、豐田、賀茂、御調の支部内四郡に三千圓宛、會社船主及び高等海員に一万二千圓、管區外府縣に一万二千圓を割當つ。―四、五千噸の捕鯨船一隻の拂下をうけ二万圓投じてこれを艤裝し練習艦とすべく内田中將上京交渉中。―七月、關西支部として戰利汽船國後丸（三、八二二噸）の貸下を受くるに決る

醫師屋傳染病院　戶數增加に伴ひ在來の隔離病舍を擴張して他に新築に及ぶ（工事落成を前に請負金を全部支拂ひ村民間に苦情あり、また吏員中非難さるものあり、里道改修未着手等にも絡んで、村政紊亂の兆をみる）

新日英同盟條約　講和談判進捗中、十二日改訂、新條約の調印成る

驅逐艦子日　三十日進水式擧行。

【九　月】

戰捷故國の華　△川尻村　村長河野隣のもと出征六一名、内地在勤一四名、入院二名、在鄉三八名、よく軍人優待に力を致す、戰死は港灣次郎石川高次、屬谷十太郎、戰病死中村種次郎、溝水吉太郎、平野勝右衞門。△倉橋島村　戶數二千五百に應召四百余名、村民は擧ふて軍資を醵納、國債に應募、それほどに婦和談判の軟弱に憤慨甚しく、折から巡回中の赤十字社幻燈會を、「そんなもの見てをれぬ」と相手せず、すご〳〵引揚げしむ。△渡子島村　字渡子山吉榮吉（綽名）は六疊二間に長男（綽名）以下九人暮しなるも、平素勤勉、夫婦ともに赤十字社終身會員なるを更に長男、二男も入會せしめ、醵金は夫婦が草履を一足づゝ毎日作り父子供の廢物は何れも自家で作つて生み出す、妻は開戰以來毎夜一時間づゝ苦を製一貯へた千貫十圓を軍費にと申出る。△鷹村　大新開後備一等卒矢口三代吉は昨夏出征以來各地に奮戰、義勇軍隊の擧あるを聞くや、藤田村長へ金二圓を贈る、その手紙には留守中子供の養育に吳々も夫練の暴動なきやう傳言を賴むとあり。

吳市の死傷者　開戰來の吳市の應召出征者は陸海軍合して千百六十名、うち戰死者五十六名、戰病死者十五名、廢兵四十一名。安藝郡　應召二千三百名、戰死百二十九名、戰病死百九十七名、負傷後死亡十四名、病死五一名、生死不明二、溺死一、戰死は將校三、下士卒二十三名にして、戰死戰病死の多數は仁保島村の二十八名、次で江田島村の二十七名。

【註】「吳市史」には陣亡士卒六十名、廢兵十七名とある。

愛婦と赤十字　愛國婦人會吳市會員一、二三六名、うち終身二二、特別一七六、終身通常六〇。赤十字社々員一、二九二名うち豐助八九、通常九七八名（六月以降の增加二五九名）安藝郡下の赤十字社員は警固屋村の九十三名に一人が二十三人に一人となつた如く仁保島、江田島、警固屋、倉橋島の四村が好成績。

傳染病蔓延　（三月肥山田傳染病院の項に續く）九月に入り赤痢患者增加して十三名、チブス十一名、ジフテリヤ一名、計二十五名で肥山田傳染病院滿員、和庄病院を開くべく準備。―二十日遂に開く。―十月初め、赤痢十九名、チブス十六名、ジフテリヤ二名、赤痢はなほ蔓延の兆あり。―兩病院滿員、なほ猖獗の兆あり、患家に煮沸水の供給を勵行。―十二月、市會に於て衞生費三千圓を追加、戶別閒の增設を行ふ。

市街の大清潔法（國庫補助）　（二月の下水施設調査の項參照）「内務省より吳市へ衞生費一万九千圓の國庫補助を與へらるゝに就ては、輕重で之が執行委員長以下を任命し大仕掛な清潔法を行ふ、市内に散在する汚水溜、池沼、街路の凹所は一切埋め、各所下水を變改浚渫する等根本的整備を期す、期日、場所は市長、署長等と協議の上決定す」との通牒をなさる、

執行規定次の如し。

一、吳市臨時消潔法の執行は廣島縣廳に於て直轄す

二、臨時清潔法執行のため委員長一名委員若干名を置く、委員長は知事の命をうく、委員は上官の指揮を受け事務を分掌す

三、吳市長は委員長の求めある時は臨時清潔法執行の準備其他の事務に從ふべし（以下略）

―下旬、東本通正覺寺に清潔法施行事務所を設けられ技手二名詰切り全般の設計に着手（施行中の市の消毒清潔法―八月參照―再執行は城山町と三蕃町のみで二十日終了）

（右は二月縣が吳市の下水施設調査の結果、戰時特別衞生として陸海軍要地への國庫補助を申請、八月、廣島、佐世保への同樣下水補助に次いで、本市へ對しては縣より主務省へ三万圓要請せるを一千圓削り二万九千圓の補助に決せるものである、これにより市内下水溝の不完全な箇所を修築さることゝなり、十一月より和庄六、七、八、九丁目及び兩城の下水修築にかゝり、年度内に終る）

―春年一月、右下水淺渠築改築に對する交付金は年度内に工事を終るを要するを以て當事者迅速につとむ。

軍艦三笠の災禍　佐世保軍港に於て、十一日午前零時二十分天柱附近に火災、一時三十七分後部彈藥庫爆發、浸水、二時三十分海底に沈着、半舷上陸當日なりしも、他艦よりの救助防火隊を合し死傷行方不明合して五百九十九名に達す。同艦は三十五年五月英國で進水回航せる一万五千噸の最新の戰艦にして舞鶴所屬、艦長伊地知彥次郎、聯合艦隊旗艦として東鄉司令長官旗乘中なりしも無事。吳鎭所屬にして防火隊として同艦に至り彈藥庫爆發のための死傷者は死一、重傷六、輕傷一八、生、不明二で何れも戰時中として准戰死とさる。―十四日、荒尾市長、澁原貴族院議員、佐々木千城會副會長澁原市會議長より見舞電報發す。―所屬負傷者は吳海軍病院へ後送（同項參照）遭難死吳市和庄町古川久一中尉の葬儀は十月二十四日海軍墓地で執行新島參謀長、吳市長以下官民多數參列。

黃海々戰記念日　戰勝の直後なれど、三笠遭難間もなくとて水交支社の祝賀宴は取止め、各艦船、海兵團、水雷團は午前八時擧式、余興に運動會、ボートレース等、晝食に酒肴を供し半旗上陸。

看護の關懸祭　鎭守府所屬の海軍看護手及び看護の共同組織なる同盟會では每年會員の戰死者慰靈祭を行ふが、十七日午後二時より明法寺で執行。

柴山前長官　上京途次廣島下車、二十八日來吳、習日鎭守府を訪ひ宇品へ

講和條件軟弱に輿論囂々　戰時下の緊張、戰捷の余勢は、媾話談判の歎劇に擴ぎ、殊に軍港都とあつて中央に劣らぬ氣勢を揚ぐ。ポースマスの條件、外電の報するところ屢〻なり、桴太割讓と相當の賠償を獲得せんことは國民の要望するところなり、宜しく强硬なる態度を望む

を打電。海軍部内に於ても「外電一報毎に我が讓歩を重ず、償金、割地の讓歩は戰捷の体面を汚すものなり、講和尚早、戰爭を繼續せよ」と將士の激昂一方ならず。―九月三日第二回市民大會を前同樣專德寺出張所に在吳新聞記者團の發起にて開催、場内は勿論、門庭立錐の余地なく、發起者總代として吳每日新聞主筆國戶雄城開會を宣言、同社記者吉武榮輔、前大會の座長澁原精一事故缺席のため代つて決議實行につき報告、同社員田窪百、齋藤日日新聞社員日笠恩外、吉武、吳市醫會長勝原滅三熱辯、このとき一半白の中老

「戰爭繼續には先づ軍費を考へよ」と叫べば憲業俄然激昂「引つ張り出せ」と怒號、次いで關戸、市會、町村義孝の彈劾を終つて、藤原戒三を座長に東京の國民大會に關戸を市民代表として派遣するに決し、誰音頭をとるともなく萬歲の聲さに散會。―國民大會は十日の豫定を五日に繰上げられたゝめ出席不可能、よつて次の打電に及ぶ。

「吳市民大會は講和問題聯合全志會全國大會に賛同す、帝國臣民は小村全權の締結したる屈辱的條約を甘受する能はず、貫會は該條約の批准以前に充分なる努力を以て之を破棄さるべく運動せられん事を囑望す、吳市民大會は代表者を上京せしめ貫會に出席する事を決議したるも時間なきため遺憾ながら後囘を期する事としたり、貫會の盛會を祈る」

次で、在吳新聞記者團は「講和條約は千古の大屈辱なり、吾人は之を不成立に終らしめん事を期す」と決議、吳市會は八日、協議會に於て次の決議を。

「今次講話條約は戰捷の功果を沒却し帝國の威嚴を失墜せしむるのみならず、極東の平和を保證するに足らずと認む、依て斷然之を破棄せられん事を望む」

日比谷の國民大會　講和談判に於ける我全權の讓歩に國論沸騰して調印の九月五日、河野廣中、大竹貫一、小川平吉らにより國民大會を日比谷に開かれ、民衆と警察官の格鬪は遂に內務大臣官邸襲撃放火となり、國民新聞社を破壞、戒嚴令（十一月末撤廢）を布いて鎭壓さる、死傷人民五百五十、警吏四百七十、河野、小川らは煽動罪で投獄さる（明年四月無罪）

（民）神祭禮警戒　十四日の祭禮にはさなくとも血氣れ騒ぎ往々のところへ、講和談判に市民殺氣だちなる際とて、署長は七日各區の有志を招いて、神輿を出す時間を各區順番とするやう、その他諸般を求め、警戒を嚴に）

在吳記者團は第三回大會を海軍練兵場で開かんと主唱せしも成らず、關戸雅城は十一日大阪の國民大會に出席、市中物情騒然、志士の白張提灯行列の噂もあれば、工廠罷工說も飛ぶ、商況自づと不活潑にして、吳服店には冬物仕入を中止するものもある。

十七日、第二回市民大會を同じく專念寺出張所に於て開催、前日午後七時より開く筈なりしも當局の干渉により一日遲る、參集十五百名、署長は警部巡査を從へて臨席、海兵團よりは德兵衛長も來る、田邊白嘗局を攻撃り講話を交へて開會挨拶、代議士法學士富島暢夫、政黨の無能腐敗を痛論、大綱左の如き小山敬浪、同石橋白羊に次ぎ代議士藏護士橫山金太郎一時間に亘り講和條件を論難、關戸雅城、大坂での國民大會に於ける河野廣仲の演說要旨を報告一市會議員これを聞るに滿場色めきたつて「叩き殺せ！」と、內外にも溢る三千の市民怒號、堂宇の一部混亂に破壞さる始末、代議士中國新聞主筆荒川五郎も演壇に起ち、廣島市二葉山下勝津神輿に參日開かれる縣民大會へ出席を前のこれら三代議士より上奏文案を囑されて滿場割るゝ拍手に決議、この大會へは澤原貴族院議員、同爲綱翁、市會議員數名も出席。上奏文次の如し

臣　澤原精一　誠惶誠惶

謹みて奏す伏て惟みるに

陛下の全權委員が露國使臣と會商調印したる平和條約は

陛下の政府が韓國に優越權を行ふことを露國に承認せしめたるも尙ほ彼國が最惠條款に拘泥する特典を附與すと云ふ如くんば異日亦帝國の韓國經營に關して口を挾み豺狼の爪牙を容るゝの余地を與ふるものにして決して東洋永遠の平和を保障し能はざるべし、帝國の軍隊と共に彼國を一滿洲の撤兵は曇に彼國の清國と明約し尙ほ第次列國に向つて宣言したる所なるに終に之を履行せず今次變端を開くに至りたる所のものなり、今に於て兩國が交誼の上に之を約するも元來誠意なき彼國の條約を遵奉して撤兵すべしとは信ずること難く例ひ一時之を後退することあるも彼は陸上鐵道の便あり何時滿韓の野に進出して曩日の侵掠を肆にするも知るべからず、之に反して帝國の軍隊は遠く海を渡て歸朝するが故に他年彼國が再び跳梁を逞くするに際して之を膺懲せん爲に出師の急を告ぐるに及びて數日の準備を要し緩急その宜しきを制し難きことあらんを慮る、更に樺太の警戒地に兵備を置かざることを約し宗谷海峽を自由航路と爲すが如きは、神聖なる帝國領土の自衞權に制限を附するものにして、實に　皇祖建國以來三千載金甌無缺の聖喊に主權の絕對行使を妨げ千歲不磨の國辱を殘すものに外ならず、之れ一事を以て既に

皇祖　皇宗の國憲に對し奉りて恐懼措く能はざる所なり（中略）

臣等竊かに恐る斯の如く

御陵威を損辱する條約を以て強ひて一時の平和を得んか內には民心萎縮し國家の元氣たる精神上に蒙る所の影響は至大なる弊を釀生し刻下皇張振興の途上に在る國運を阻止すべく外は列國の侮蔑の端を啓かしめ滋々東洋の時局事端を繁からしめ率て永遠平和は終に期し難らんとす、臣等の伏奏する所は誠に擧國の臣民が一致を以て憲公の至心より敢て

陛下の御裁斷を仰ぎ恐懼慢讀みて奏す

明治三十八年十月　日　廣島縣吳市民代表者　市會議長澤原精一

この第三回大會に次いで吳海日新聞を中心とする講和反對同志記者團關戸雅城、和田島城、吉武恒柳、片岡栖峽、日笠愚外、田邊東伯、池田孤劍らの演說會は、荏田村賀來邸、阿賀町西開院、神原正圓寺、賀村大新開說教場、吉浦村と順次を喚起、廣、阿賀へは竹原署署分署門脇部長七八名の巡査を從へて臨監す。―二十四日賀村での彈劾會の噂より、當局の彈壓により全國的に平靜、十月十六日平和克復の大詔を渙發に至る（講和成ると聞いて市中の戰時景氣は俄然裝へ、花街の潤落亦一入なるものあり）

【十　月】

大谷武子裏方代理　本派本願寺裏方代理光瑞法主妹大谷武子を豐田實誦、澤原俊雄、佐々木仙一等廣島に出迎へ、六日午前十時皆驛着、門末信徒多數出迎ふ、澤原方に至る、午後一時より明法寺で眞宗安藝人會吳支部總會式に臨む、同四時千城會勸業部工場を巡覽、七日鎭守府、病院、下士卒家族共會を訪ひ、八日、明法寺に於て軍人遺族慰問の法話をなし、午後五時十分

吳驛發廣島、海軍病院、下士卒集會所、共濟會病院、千城會勸業部へ各三十圓を

更に軍艦建造　十ヶ年計畫の戰艦二隻、裝甲巡洋艦二隻、巡洋艦二隻の建造中なるが、今回更に臨時軍事費を以て戰闘艦二隻、裝甲巡洋艦四隻、その他報知艦及び驅逐艦二十五隻の建造に着手。

吳工廠で主力四艦建造

吳工廠では目下千號裝甲巡洋艦筑波、丑號同生駒の工程進み進水近き折柄、引續いて前記臨時軍事費による建艦に於て甲號戰艦安藝、第一號裝甲巡洋艦伊吹の建造を行はれることゝなり、日露戰爭に際しての吳工廠建艦は四艦を算するに至る。因に乙號戰艦薩摩、寅號裝甲巡洋艦敷島は橫須賀工廠に於て、なは佐世保で二等巡洋艦利根（高砂級）長崎三菱造船所で報知艦（何れも千早級）を。

在吳艦隊將校東京に向ふ　十日より相次いで大佐石橋甫、同八代六郎、同今井兼昌、同加藤定吉、中佐笹尾六郎、同眞田鶴松、同山本竹二郎、同鈴木氏正（以上裝甲巡洋艦その他の艦長にして艦も出港せしものならん）

海軍經理の不詳事

戰塵おさまるのとき左の經理に關する不詳事件を綱表。

△監守盜賣禁錮二年　主計中監佐久間殺一　△官文書僞造行使監守盜賣徵役十一年　△少監竹內十次郎　△監守盜徵役六年　△少監加木基二郎　△監守盜賣徵役七年　中主計菊村敏夫　△窃盜禁錮四ヶ月監視六月　中尉向之裕

△加木は假根據地防備隊主計長として勤務中三十七年十月八日より十六日まで佐世保へ出張中官金四千圓を盜取したもの　△竹內は造兵造船監督として英國へ出張中三十五年六月より十月までに細統關係の加木と共謀して前渡金二十三万五千圓中より十一万二千圓を盜取して計算書を僞造せるもの　△佐久間は舞鶴工廠警備副主任として三十六年十二月機械取引にあたり保管金一万四千圓に缺損を生ぜしめしもの　△菊村は舞組中二十六年九月より十二月までに官金四百五十六圓を領取消費せるもの　△向は三十八年四月吳水交社浴場及び佐世保今に於て板塀穿きをなせるもの

なほ吳海軍生徒襲撃（前年十一月被撲民間本年六月）に就ては經理部長原田主計總監に謹愼三日を仰付けられ、其他主計中監安東折枝一日、同丹治乙治一日、同片岡裝太郎三日、同相永澄七日、同少監五勝兵司外一名五日と夫々監督者を處罰。

第二艦隊旗艦入港　第二艦隊司令長官上村彦之丞中將勝井參謀長以下幕僚を從へ、旗艦出雲の艦長伊知地大佐と共に十一日吳軍港に入港。午前十一時、吳灣の靜波を破る三本チムニー二本マストの裝甲一等巡洋艦の後方艦隊には中將旗揭へり、在泊各艦のラッパ敬禮裡に投錨、有馬司令長官、新島參謀長以下直ちに出迎ふ、午後一時荒尾市長、澤原貴族院議員、澤原市會議長、佐々木千城會副會長ら歡迎訪問、千城會より艦員全体へ酒肴三樽と果物を贈る、市内各戸國旗を揭げて歡迎、同夜は吉川樓に有馬長官招待の晩餐會を催さる。同時に軍艦湊間も歸港、清酒二樽に菓子を贈る。—二十三日又は五日に東京灣に於て觀艦式を擧行の豫定、艦隊は十五日までに伊勢灣に集合することゝなつてをり—十二日出港。

（以上にて戰時中第一、二、三艦隊旗艦何れも一度づつ吳入港）

吳軍港寂寥　日本海々戰以來絶えず艦の出入に賑つてゐた吳軍港は觀艦式を前に寂寥、在泊諸艦出航、上村第二艦隊司令長官入港翌出港のあと十二日、港内にあるは修理中の戰利艦石見と同病院船橘丸（近く赤十字社に貸下）同長柄丸と、第二豫備艦に編入港内に繫留して海兵團兵員室とされてをり近く豫備艦の上海兵團練習艦となる天龍と及び現役兵團練習艦の筑波、その他小船舶數艘のみ（石見及び病院船アリヨールに就ては日本海々戰の項參照）—關門警備の大和は任を解かれて二十四日吳入港。

海兵團大運動會　十二日、團長德久大佐以下二千名、廣村に行軍、運動會を催す。—工廠運動會　平和克復、日英同盟を祝して二十二日一河の海軍射的場で大運動會。

講和條約發表　十四日、彼我全時に批准、十五日發表。

平和克復の詔勅　十六日條約批准の詔勅下り、全時に陸海軍へも勅語を賜はる。

十七日各艦艇へ謄本を頒配。海兵團では十八日勅語奉讀式を擧行。

滿洲軍輸送開始　十六日より開始、第五師團は十一月下旬の見込み、全部終了は十二月下旬又は一月に及ばん。—第一次、二十六日瀨戸丸吉品着後備第二師團、第九師團凱旋。

似島俘虜收容所閉鎖　十月下旬、凱旋開始と全時に閉鎖。

品川沖の觀艦式　二十三日品川沖に於て、聯合艦隊と各鎭守府艦隊の觀艦式を擧行さる、吳鎭長官以下は筑紫、宇治、赤城、豐橋、五、七、八號艇の七隻參加。これよりさき細谷艦は十一日吳軍港に凱旋した軍艦淺間と決定し二十二日東京灣に入る。海軍兵學校生徒は、姉川丸にて品川沖へ向ふ。戰闘おさまつて今や全く覆面を脫せる我が聯合艦隊の偉容左の如し

聯合艦隊兼司令長官　旗艦敷島（遭艦の三等に代り）　海軍大將　東鄕平八郎

△第一艦隊　旗艦出雲　海軍中將　上村彦之丞

△第二艦隊司令長官　全八雲

△第三艦隊　全壹岐

△第四艦隊全　全磐手　島村少將

司令官　△第一艦隊全千歲　瓜生中將　全日進　山田少將

△第二艦隊全須磨　東鄕少將　全沖島　中尾少將

△第三艦隊全橿立　武富少將

△特務艦隊全壹中丸　井上少將

二十二日午前十一時、東鄕司令長官參內復命。この日吳海軍でも凱旋式を擧行、在泊石見、天龍、橘保丸ら午前八時より艦艦飾祝意を表し、市内各戸も國旗掲揚、十一時東鄕司令長官復命の時間、在泊艦船は二十一發の皇禮砲を發射、鎭守府では參謀長以下式後祝杯、海兵團、水雷團では式後酒肴を供さ

れ半舷上陸、工廠の一部は祝賀運動會を開催、次いで豫後備解隊式（別項參照）もあり、市中盛況。

二十三日、晴の觀艦式擧行、終了後二十五隻の潛水艦一齊に潛水の光景を天覽に供するに細感絆ならず龍顏殊のほかに麗はしかりしといふ。

豫後備召集解除　十七日發表、實施は觀艦式の前後。—二十二日豫後備下士四百六十名の解隊式擧行、團長以下職員一同假裝備前に整列、軍樂隊奏樂裡一同順次團長室に入り御眞影を奉拜、團門前まで詰めかける出迎へ人の中を四つ道路まで整列退出。—二十五日、現役下士卒滿期にて解隊（現役者の退團式を擧行、三百名中名譽進級百餘名（十一、二月續く）

赤十字社救護班引揚　第二十四班、なほ在院の三十七名と共に二十二日盛別園遊會開催、新島參謀長はじめ各艦隊の軍醫官二百餘名も參會、手品、茶番等の余興もあり盛會。—二十五日退艦、翌日赤十字社廣島支部に至り、上京。—十二月十五日、第三十七班も引揚。

戰時下の吳市勢

平和克復の十月末、軍港都吳市の市勢は次の如し。

△戶數二一、一二〇　人口一〇、一四二　—以下十月中—△市内銀行預金八八、一七九圓（前年より四、〇六二圓減）吳驛乘車二五、三二二名一一、一六圓　△質屋入質一〇、八九八口二四、一六二圓　受質八、三一七口一一、八九六圓　△朝日、吉浦兩遊廓登樓二二、〇七〇名一六、六九三圓（實際は二万圓を越えん）△宿泊者一、八九二名　△職工の三十七年中の郵便、銀行貯金一四、三六八名約七十万五千圓　△一月來の傳染病患者ヂフテリア三三、チブス一〇五、コレラ一、赤痢四四、猩紅熱一、腦脊一二、計一九六名、十月末チブス二八、赤痢六で檢疫委員は兩三日毎に各戶檢診調査を行ふ　△十月中吳局の電通郵便引受五〇一、一〇〇　全配達四九八、九二〇　小包引受一、七八九　全配達六、九八五　電信内地發信四、七六九　全着信五、六〇九　外國發着六二　着信五四　九二通二二、八七一圓　全拂渡二、四〇七通三八、五三七圓　△十月中の川原石海乘客一四、三四二名　降客二三、五三七名、前年より乘二、二七四、降二、四〇一增　△藝妓一〇八名、娼妓六五七名、酌婦一七一名、何れも諸數の出入には轉手古舞消接國稅百圓以上。この年の納付者次の如し

△和庄　海田千代松　林良平　橋本達之助　西丸昇　富島歌郎　豐田理作　大本音平　渡邊粂吉　高橋基緒　土木十右衛門　植田永助　山中紀三郎　小泉澄　濱際傳右衛門　青盛喜一郎　天野健太郎　佐々木仙一　佐々木高榮　三宅清兵衛　松垣幾之助

△飛山田　石田二良　富島平助　和田龜太郎　勝田仁三郎　山本綾太郎　船岡忠右衛門　澤原俊雄　佐藤萬緩　佐伯龜次郎　宮田淺次郎

△二川　池田逸助　石田次右衛門　石山儀市　細川爲夫

△宮原　道佛伊三郎　水野甚次郎

【十一月】

英國支那艦隊來訪歡迎　ノーエル司令長官麾下の英國支那艦隊が戰捷を祝して帝都を訪ひ十二日東京灣に入るや、一部は吳、佐世保、一部は舞鶴を經て上海に歸る豫定なるを以て、同盟國艦隊として交戰後に於ける關係上官民く歡待すべきである旨を通達あり、吳入港は二十八日頃ならんとされ、吳市會では十三日直ちに協議會を開き、千五百圓の歡迎費支出を決議、次いで十八日市會へ增加して二千圓を提出、千七百圓を可決（のち三十日市會協議會に於て千餘圓を追加、結局市費支出二千二百五十圓、四百五十圓千城會支出となる）廣島市會も千圓を決議、花束その他寄贈）

市の歡迎準備要次の如し

△英國旗を作り各町衝頭及び各戶に日本國旗と交叉掲揚△市中は揃花作り物見立細工等を出さしめ何れも休業し店頭には幔幕を張る△園遊會を海兵團練兵場にて開催（式場には外賓席諸興業攫擬店を配置、余興は相撲吹奏劍長刀手踊演劇とし其演劇は内外に好評ある川上音次郎貞奴をして演ぜしめ、園内には屋台を練り込ましめ、海軍工廠其の他より壯大なる見立細工を裝置せしめ園内に露店を張らしむ）△室瀨三本松附近に於て煙火を打

場く△市参事會員市會議員市役所吏員が各掛を分擔△外賓及び接待内客招待員は一英國將校百名、準士官二十名、下士卒二千名、日本將校五十名、准士官十名、下士卒百名、會員二百名、總計一千五百名、通譯は廣島高等師範學校生徒七十名を聘す△市中に對しては商品代、人力車代を平常通りとすること、不潔の果物等を販賣せざること、一般市民に不穩の擧動なく親切に接待するやう諭告し、不時の傷病者には市醫、醫會員をして應急措置をとらしめる△市民一般左側通行を勵行。

歡迎順序　艦隊入港にあたり有崎の鼻に於て大煙火を打揚げ、艦隊投錨の後市長市參事會員市會議員各町總代及び有志者は船首に日英國旗を交叉し周圍を兩國旗及び球燈にて裝飾したる數隻の歡迎船に分乘し川原石より灣ぎ出し萬歳を唱へ旗艦を一周の上市長ら大將を訪問歡迎の辭を述ぶ、大將上陸に際しては各學校生徒は鎭守府構内城山下より眼鏡橋門までの間兩側に整列し萬歳を叫ぶ、練兵場での歡迎團遊會招待には市長及參事會員が上陸所まで出迎へ一般歡迎市民は入口の前に堵列して敬意を表す、大將入場すると共に進行の喇叭を合圖に鎭守府長官縣知事參事官ら式壇の兩側に整列し、市長先導にて大將壇に上れば市長歡迎の辭を朗讀、式終りて餘興場に案内、各賓の間を斡旋し、再び進行喇叭と共に摸擬店に誘ひ酒肴をすゝむ、大將以下退場のときは市長を始め入場の時出迎へしたる各員場外に出て整列し敬意を表す、會場入口に兩國國旗を高く交叉掲揚、會場内は將校准士官下士以下に區別し席を設く。

廣島高女生徒を招聘し舞踊を、山陽鐵道會社は廣島、宇品、宮島の各驛間優待乘車券を發行、呉入力車組合よりは人力車の寄附、又無賃渡船の寄附申出等もあり（市内歡迎會員は四百二名、市議二十九名、市參事會員五名、市吏員六十一名、計四百九十七名）以上呉市民より

入港する英艦隊は司令長官ノーエル大將閣下の一部なる主力十一隻、乘員三千六百名。

旗艦一等巡洋艦タイアデム　全アンドルメーグ　裝甲巡洋艦ホーグ　二等巡洋艦アストリア　通報艦アラクリチー　ほか一隻の計六隻と驅逐艦エツクス、アルン、デイー、アーン、エトリック、チッチエンの六隻。

觀艦式を終つて山内工廠長先づ二十五日歸國（長官は三十日）次いで歡迎艦常盤、春日の兩艦が山出少將指揮のもとに一日英艦に先だつて午前入港、大阪へ廻遊中の軍樂隊も二十日歸國することゝなつて、海軍の歡迎は二十五日の委員會で次の如く決定十一日午後五時來濱豫定、常盤、春日と禮砲交換有馬長官以下幕僚、山田歡迎艦隊司令長官、内田、山田兩少將ら旗艦訪問、ノーエル大將呉鎭守府來訪、翌日より艦長以上吉川邸で招待（委員長山内少將）下士卒遊園會（同鶴久大佐）廣島團遊會（同山内少將）歡迎費五千圓。

△吉川邸招待會は二日午後八時より、先づ水交支社で休憩ののち案内、彼我將部の會合。△下士卒團遊會は千七百名二日午後一時半招待（半舷は翌日市主催の團遊會へ列す）撰伴は我が下士卒千名、海兵團前練兵場に於て開く、入口に大アーチを設け日英兩國旗を交叉、軍樂會議前面に式場、信號卒を立て日英國旗を纏へし四方に各國旗を滿艦飾、アーチを入つて左右に擬寶店を設け果物、サンドウイツチ、ロースビーフ、サージン、ビール、ラム、ウイスキー、日本酒を備へ、藝妓四十名斡旋、午後一時よりの上陸を出迎へて兩國軍艦旗交叉の扇子を一本宛贈り、會場に導き、我が先任下士の歡迎の辭、答辭あつて、日英下士卒聯合運動會を催す、余興に式場を舞台として壯士芝居、曲馬、工廠上級職工寄贈の女劍舞等、各種擬寶店に歡を盡さしめ、兩國歌を軍樂隊吹奏するあり、このとき總員最敬禮、午後五時閉會、兩國下士官兵相携へて市内を散歩。△廣島團遊會は四日午後一時より士官以上お紅葉谷へ、准士官を新紅葉谷へ招待、有馬長官以下列し余興に宮島踊（藝妓二十名）登五日午前攻錨佐世保へ向ふ豫定。

このほか、二日午前將校以上及び候補生工廠視察、午後港務部より江田島兵學校へ參内、三日天長節水交支社祝賀宴に招待立食饗宴（終つて市の歡迎團遊會に）なほ、海軍部内擧げて祭儀の年の天長節祝賀をかねて裝飾、舊第一門及び眼鏡橋新第一門には大アーチを設け兩國旗を交叉して歡迎に遺憾なきを期す。

市主催歡迎會は三日午後一時より前日の海軍式場に於て殘る准士官、下士卒の半舷と、同日午前の天長節祝賀會に參列のノーエル大將以下將校及び候補生を相俱に招待、海軍主催のそれと異るところは海軍病院前道右側に沿ふて摸擬店を增し、祭禮の屋台を第一門より海兵團前建築科の脇より鎭守府裏門前に出で道路を斜に會場に繰込ましむ、參會者は會費一圓とし燕尾服、フロックコート又は羽織、袴に限る、折詰を供して摸擬店へは入れず、外賓直接の接待を市の公務員に限れるは、万一非禮あらんを慮つてなるも、市の歡迎會にも會員にその機會を與へざるは不都合との論ありなるも、酒間斡旋には藝妓は屋台その他余興にまはすので愛國婦人會より市の上流婦人らをとの議もなされしが、取捨を缺き又は高くとまられて賓客の感情を害するやうなことがあつてはと、仲居物卸を動員することとなる、余興の屋台は交友舍藝妓五十名が元祿袖を揃へて日英國旗を振る元祿風の新手踊その他、なほ余興に廣島女學校より舞踊の寄附申込みもあつたが招優と同席さすことを難ぜられ取止め、工廠の女劍舞を呉市へも寄贈をうけることゝなる、因に演劇川上音次郎一行は岡山市で開演中を交渉、來廳を待機に呉に迎ふるもの。

英艦隊軍艦、驅逐艦各五隻は一日午後四時入港。呉市歡迎の和船七隻には各婦人會員らも加はつて六百名が分乘、港務部より小蒸汽船に曳航されて競女島南端で待つに、午後三時五十分裝甲巡洋艦一隻を先頭に旗艦は三番艦、四時隊列を變更して旗艦タイアデム先頭に立つ、後檣に一旒旗揚るとみるや一閃の光白煙を飛して二十一發の皇禮砲を發射さる、在泊の軍艦大和大將旗を揚揚して禮砲を行ふ、旗艦は更に中將旗を掲げて有馬司令長官に禮砲を發射、このとき川原石海岸は歡迎の市民黒山をなし萬歳を叫呼。

接伴員中佐井越傳四郎は英旗艦で、少佐中島賀明は今鶴英艦で、中佐井山謙治は陸將汽車でこの日來呉。一大將婦人ら家族は通報艦アラクリチで一日午後三隈に入港一泊して二日午後九時呉入港、上陸せず、四日他の諸艦と共に嚴島に向ふ。

同四時半有馬司令長官ら旗艦を訪へば、同五時大將は軍儀を從へ鎭守府へ答禮に港務部波止場に向ふ、新島參謀長、木村參謀これを出迎へ、海兵團より砲車と軍樂隊を附したる儀仗隊一中隊を派す、鎭守府正門の階段を昇つて登

廳、三顧酒を擧げて長官と快談十分、見送りは出迎へに同じ。

午後八時より旗艦々上に於て夜會を催さる、我が方の招待されたものは有馬長官以下山内工廠長、内田少將、新島參謀長、木村副官、山田少將、伊集院參謀、加藤春日、今井常盤、伊東大和の三艦長、牧村水雷團長にして、十一時散會。

二日より呉市の歡迎は豫定の如くに進む。午前九時大將以下將校と候補生九十名は長官、工廠長の案内で工廠を參觀、午後春日、常盤の小汽艇にて江田島兵學校を參觀、同村では長さ三十五間の舟橋を假設、アーチを設けて歡迎、學校また裝飾を施して富岡校長以下これを出迎ふ、講堂、參考館巡覽生徒の柔術、野試合、機械倒し、砲台操練、大隊教練等を觀て大將は生徒に一場の訓示的演說をなす、參考館の十二分の一の軍艦八島模型は殊に目をひいたらしく、同五時同校を辭す。

この日午後一時半から准士官下士卒の歡迎團遊會を海兵團練兵場で催さる式場は練兵場の左翼稍高きところに設けられ、長さ百間、中二間の立食會場の中央に軍樂隊を置く、上陸入場する英兵を迎へて海兵團、水雷團前には兩側に市内小學校生徒四千名紙製の小兩國旗をかざして歡呼、式始まり、我が先任下士（水雷團）最一等兵曹英語で歡迎の辭を述べ、答辭あり、終つて余興、壯士芝居、女劍舞、曲馬に興じ、團實擬寶店に入れば我が一千名の下士卒と歡談四十名斡旋して歡を盡さしむ、生憎天小雨を催す、同三時より運動會に入り、彼我の二入三國、淡水學校の可憐な遊戲等に童心にかへる、出場者に夫々賞品を授與され、贈られた造花、花簪に食卓の生花、裝飾の櫻花、球燈などを手に〳〵既に日英水兵市中に散歩に出づるあり、同五時軍樂隊の兩國歌吹奏に最敬禮して全く散會、何れも市中に繰出す。

呉市は前日より櫻の造花を街頭に連ね、街路要所には大小國旗を飾つて宛

然花洞を行くが如く、二、三日午後二時より五時まで英艦の縦覧も許されゝば廣島商業、愛媛中學、宮崎中學等をはじめ修學旅行をかねて各地中等學校より來吳するあり、廣島からの列車は朝來滿員續き、市附近の町村よりも押しかけて市中の雜踏物凄く、殊に四つ道路より眼鏡橋外門へかけては相當の小雨にかゝはらず英兵の外出を待つて立錐の余地なき混雜を呈す、通譯には廣島高師英語科一、二、三年生四十九名と教授五名が招かれてをり、吳貯蓄銀行は英貨の兩替を行ひ、市は演劇その他を英兵に無料解放す、英兵は三時過ぎより思ひ〳〵に外出、繪を珍らしげにさして興ずるあり、腕車に乘つて萬歳を叫ぶあり、店頭裝飾に見入つてウラーを發するあり、手眞似日眞似で市民と談ずるものもあれば、十數人一團となつて軍歌を高唱して進むものもあり、我が水兵と會へば片端から握手してはしやぐ、日も暮れて雨やまず街路の泥濘に歩行困難を來し、此處彼處の料亭、遊廓等にさんざめくものゝほかはぼつ〳〵歸艦、下士卒集會所は西洋向の料理を準備し、入浴に娯樂に歡待すれば、幾の上に寢そべつて喜ぶものもあつたが、何れも宿泊はせず十一時迄には歸艦。夜に入れば電柱に花電氣を、鎭守府第一門の大アーチを飾る大花電氣と相對して海上諸艦亦點火して不夜城の觀を呈し、市民の雜踏に夜は更ける。

この夕、有馬長官以下は、ノーエル大將と幕僚、五艦長、艦隊參謀長、彼の醫部十二名を吉川樓に招待、大廣間の天井より鄙下にかけて牡丹に花電氣二百餘を飾り、正面床壁には日の出に鶴の大額、欄間に東鄕司令長官の揮毫を掲ぐ、有馬長官英國皇帝の、ノーエル大將日本皇帝の萬歳を唱へて開宴、校書二十四名「菊娘」「布晒」「喜撰」「さくら」及び琴吉溜演奏の「くろんぼ踊」「さようなら」を演じ、座敷に終る、日本料理を賞美して十時散會水交支社の立食に臨み、歸艦。

明けて三日は天長の佳節、前日同樣英艦と、この日は鎭守府内の縦覧も許されて前日に劣らぬ市中の雜踏は更に眼鏡橋内の構内にも及び、海兵團には午前より運動會もあり、その海岸から港務部をめぐり相對して川原石海岸に黒山を築き日英諸艦の祝砲を聞む、午後ともなれば川原石よりは出る諸艦縦覧の小舟ボートは數限りなく續艦飾の港内を縫ふて壯觀限りなし、市主催の歡迎園遊會は午後二時より開かれ、式前川上貢奴一座「鶴龜」「浮かれ胡弓」續いて各種余興を演ぜられ、來賓興ずるも、主催者らはノーエル大將らの臨場が遲れるので余程焦つたらしく、三時半頃、會場に來つて吳勇武舘の屋台に見入つてをる大將を見出して、直ちに歡迎をやめさし大將を壇に案内するに、山田知事、三橋、青木兩事務官らも列して既に市長の式辭朗讀は始まつてをる、市長式辭と大將の答辭は別記の如く、式終つて三發奮の踊屋台勇武舘の歡舞屋台など再び演ぜられ、擬寶店に歡を盡して五時半散會。市中は前日の降雨に道路の泥濘甚だ酷きほどに、雨こそなけれ雲れやらず今にも沛然たらん氣配、三時頃より歡々降り出し、前記園遊會に繰込んだ屋台は散會と共に市中を練つたが、各町の素人踊屋台は取止めらる。

この日市長は個人として銘酒の織物を大將に、市醫會長藤原以下役員と夫人は港務部潜艦で午前十時旗艦を訪ふて宮島細工を大將以下各艦長及び軍醫官に贈る。又十月六日の親會開なきも事務所を吉浦村養光寺にをき細馬車雄を委員長とする眞宗安藝婦人會吳支部では既に會員二千を募してをり、三日旗艦を訪ふて將校全部に眞宗聖典を贈る（何れも謝狀を寄せらる）

同夜旗艦に山田知事以下艦下の高等官、澤原貴族院議員らを招いて夜會を開かれ、軍樂隊の奏樂、イルミネーションと歡待あり、大將より「吳市が新開の地にもかゝはらず熱誠なる歡迎會を開かれしは吳市の進歩と發展を表示するものにして、同時に余らの感謝やまざるところである」と挨拶あり。

翌四日は午前九時汽笛、艦首に同ふ、市は煙火二十發を打揚ぐ、氣溫、春日の如艦、有馬長官以下二百余名これを見送り、廣島より眞鍋留守五師團長ら在廣高等官も列して、將校及び候補生を招いて紅葉谷に於て園遊會を催さる、別に我が准士官が英艦准士官を招いての園遊會もあり、長官らは臨賓として列し、主客相くつろぎ、東京、大阪でもこんなことはなかつたと喜ばるこの市歡迎會に於ける余興、三發番のいでたちをみるに、旭發番九十五名は三組に分れて「石橋」「狂亂」「小原」の出しもの、交友會は七十名揃ひの元祿衣裳で「千代の春」共立發番は「園の梅」と軍歌、旗踊り、交友會の歡迎歌は次の如し

〃吳の晴れ同盟國の軍艦勢ひこんで堂々と港にこそは着きにけり、かくと知らせんとちあぐる花火の音は數々と開くる胸の鳴てなく手に手を携るたのしさよ〃

なほ、海軍側からは二日の下士卒園遊會も各發番から選り抜いて四十名、今夜吉川樓の招宴にも、尤物を選つて十數名伴はれたが、發番自らに於ても二日歡迎會を前に三發番の美人揃一隊をなして水交社前より眼鏡橋にかけて整列、意匠を凝らして還來の客を驚かし、四日艦上での准士官主催の歡迎會の海陸軍樂隊にも貴國民全体の熱誠なる愛國心と共に萬國に喧傳せられしは何人と雖も感賞せざるはなし　斯の如き貴國を余輩の回覧國として得たるは余輩の以て誇とする所余は今回貴國を訪問し到る處進歩と改善との顯著なるを目撃して驚嘆に堪へず且つ貴國上下の熱誠なる好意と歡迎とを博し感謝の情禁ずる能はず余は再び不朽親國將校並に全艦隊員を代表し諸君の熱誠なる歡迎に對し玆に衷心の感謝を表す

【佐世保より送られる謝狀】　閣下余輩は貴族院議員數十名を玆山田の自宅に招いて歡迎。兩日の県費は平均の三倍、二日乘車一、三二二、下車二、一七七、三日乘車二、九八三下車三、四一〇名、英艦員の廣島に赴けるもの三十名。（廣島驛で脱艦水兵三名を捕へて送致、のち坂本吳署長へ謝狀を致さる）

市長歡迎の辭　明治三十八年十一月三日本邦一大佳禮の當日を以て玆にゲラートノーエル英國吳市艦隊大將閣下並各位に對し吳市長荒尾金吾慶んで卓市民に代り滿腔の赤誠を以て敬意を表す　吾人が世界に於ける最大雄

強にして聲譽と尊重とを負ふ所の閣邦偉絶なる海軍を代表し優大壯麗なる艦隊の大總閣下並各位を歡迎するは吳市民の特に光榮として遺る能はざる所なり　就中皆も本邦の佳節たる本日を以て大將閣下の貴臨を忝ふし雄偉卓越なる艦隊各位を歡迎するに際りたるは本市の記念として永く市史に印する所なり　今や斯る好機に際するも純市にして大資を待つの設備と要應とは甚だ缺くるありて慚愧と恐懼とに堪へざる所なりと雖も幸に久しく記憶に存らるゝこと欽希切望する所なり　又本日斯る歡迎の徽意を表するに當り軍艦に於ける各將校閣下貴臨せられたるの好意を謝す　仰ぎ冀くは大將閣下並貴官各位吳市民の敬意を表する所の眞誠の感謝を顧谷せられんことを

【ノーエル大將の答辭】　吳市長閣下並將校及び淑女紳士諸君私は吳市民諸氏の熱誠なる歡迎に對し滿腔の感謝を表す市長は設備の不完全なることに關し懇に謝辭を述へられたりと雖も吾々に於ては滿足以上である　時に此の歡迎會か日本國皇帝陛下の御誕辰日に行はるゝの幸を得たるは吾々一同か無上の光榮とする所なり　抑々日本の大皇帝陛下は其の廣大なる設計と英邁なる努力を以て僅か數年の短日月の中に殆んど是まで世界に知られさる草昧の狀態より全世界に曝れなき盛々たる今日の現狀にまで日本國を啓發せられたり　其の貴國か進歩發達の神速なる貴國の優勢にして進歩せる海陸軍並に貴國民全体の熱誠なる愛國心と共に萬國に喧傳せられしは何人と雖も感賞せざるはなし　斯の如き貴國を余輩の回覧國として得たるは余輩の以て誇とする所余は今回貴國を訪問し到る處進歩と改善との顯著なるを目撃して驚嘆に堪へず且つ貴國上下の熱誠なる好意と歡迎とを博し感謝の情禁ずる能はず余は再び不朽親國將校並に全艦隊員を代表し諸君の熱誠なる歡迎に對し玆に衷心の感謝を表す

【佐世保より送られる謝狀】　閣下余輩は貴族院議員數十名を玆山田の自宅に招いて歡迎。兩日の県費は平均の三倍、二日乘車一、三二二、下車二、一七七、三日乘車二、九八三下車三、四一〇名、英艦員の廣島に赴けるもの三十名。（廣島驛で脱艦水兵三名を捕へて送致、のち坂本吳署長へ謝狀を致さる）

市長歡迎の辭　明治三十八年十一月三日本邦一大佳禮の當日を以て玆にゲラートノーエル英國吳市艦隊大將閣下並各位に對し吳市長荒尾金吾慶んで卓市民に代り滿腔の赤誠を以て敬意を表す　吾人が世界に於ける最大雄

附記　英國とは三十五年一月三十日調印成立せる同盟國の間にあり、談艦

隊は日露戰爭にあたつて各國東洋艦隊の均勢上增派されしものにして、前任司令長官は三十六年十二月（同項參照）吳軍港を訪ふて紀念し、而して、これが東洋の海上に遊弋せしは我に寄與せる影響大なるものあり、今次祝捷來訪にあたつては長くも皇室を始め奉り、東都その他軍港都市の之を遇する熱誠を傾けしもの、戰後任務を解かれて戰鬪艦隊本國引揚となりノーエル司令長官亦本國へ歸還（佛國亦三十九年はじめ增派艦隊を引揚ぐ）ムーア中將とかはる（同中將も艦隊を率いて翌年六月來訪）

この歡迎會に於ては、市は海軍の感情を害するところあり、二日の園遊會に裝飾を翌日の市主催に殘さしめず兵員に行持かしめしはその一端とも傳へられしが、要は市が歡迎費を出し濟り前記の如く三回に及んで追加せしに因るか、ともあれ、その他前記會員の直接交驩を阻んだことなども理由か、宮原市參事會員は「市のことに關與せず」と家事の部合を理由に辭表提出（のち慰留）町總代職合長格の近藤良戒は總會に於て「市の歡迎に町總代は關與せず」とするなど、今次の歡迎會は市の一大失態なりしと評され、次の海軍歡迎會には主催名義は干城會なれど當事者は同一なるを以て前轍を踏まざるやう要望されたものである。

―英國へ答禮に遣間、常盤、千歲、笠置の四艦派遣の議あり。

戰捷の天長節祝賀　我が在泊艦は常盤、春日、大和、姉川丸、石見、天龍のみなれど、來訪中の同盟國英艦隊の在泊するあり、これが歡迎と併せて戰捷の年の天長の佳節は、軍港祭前の賑はひをみる、午前九時鎭守府はじめ兵廠、水雷團各艦團等で參拜式擧行、在泊諸艦と英艦隊滿艦飾、正午には共に皇禮砲を放つ、海兵團では有馬長官により式後觀兵式を擧行、例年午後の運動會を繰上げて午前中に行ふ、余興に鎗槍試合、倚子取競爭、艦艇等あり、砲台を舞台に兵員の茶番狂言、軍樂隊を先導に團內假裝行列、兵員三十名を選拔しての踊りなど賑ふ、同十一時切上げて晝食に酒肴を供され半舷外出、余興は引續いて角力、素人芝居等あり、この日水雷團も海兵團と連絡して繰艇を許され、家族の觀艇者多し、諸艦にもボートレースなど余興あり、正午水交支社では恒例の祝賀會を開催部內高等官婦人も參加して三百二十名、英艦隊將校及び候補生を招待、小學校生徒七千名に幼稚園兒ら整列して迎へ、有馬長官「國皇陛下の萬歲をノーエル大將は日本海軍の萬歲を唱へ、相俱に佳節を奉祝し、午後二時よりは市主催の歡迎園遊會を開かる、工廠職工は珍奇なる服裝に各自國旗軍艦旗をかざし大鼓、鐘に調子をとつて市中より海軍部內に入り各廳前で萬歲を唱へ午後再び市外に出で解散、夜は在泊兩國艦のイルミネーションに壯觀を極む（市中の賑ひ等前項參照）

秋季補習　一日より十日まで市內九ケ所に於て擧行。初、再種、三種に分ち、定期のほか本年春季及び臨時種痘に事故亟に不善感のもの、流行地より歸還したるものうち不善感後五年以上經過したもの等にも接種、接種所は和庄町字鹿田實源寺說教所　今町字古江淨土宗說教所　今町明法寺專福寺說教所　壯山田村西教寺說教所　今町四番町東本願寺出張所　二川町字兩城正圓寺說教場　宮原村正圓寺

招魂祭　六日、海軍部內は鎭守府はじめ海兵團水雷團同意を表し午後休業半舷上陸、小學校は午前八時擧式後休業。

慈善音樂會　大阪汎愛扶養會では市內に義助多數を得て十一日午後五時より三番町寶來座で、十二日午後一時より朝日座で慈善音樂會を開催、特等一圓、一等五十錢、二等三十錢、廣島高師、熊師、高女、正調琵琶會等より出演士、日雜を復舊　海軍では戰時中の無休を平時に復す。

戰後の昇進異動　十日、新島參謀長少將に、海軍病院長芳村軍醫大監總監に進んで引續き在任、經理部長原田經生計總監高等官一等に俸叙待命、後任土井順之助。

―十三日付前長官柴山中將（旅順鎭守府長官）ほか一名は大將に、吳工廠長山內少將ら十名（何れも海軍）中將に進み引續き在任、港務部長內田正敞中將に陸叙と同時に待命、吳に留任。―後任の新港務部長淺野備艦部長少將井上敏夫は出雲、富士艦長より本職後には特務艦隊司令官、香港丸艦長として殊勳、航海術に殿院、諸國語に通ぜる交際家、省內で特務艦解除事務中とて就任は遲れる。

待命內田少將は海員養成會吳支部開部長なりしをそのまゝに（支部長司令長官）目下建設計畫中の全支部附屬事業普通海員養成所の所長に）

―十二月、海軍病院長に鶴田毘吉軍醫總監、海兵團長に野元綱明大佐、水雷團長に木村清吉大佐、機關長に田邊男外雄機關大監、參謀兼副官に山本信次郎大尉新任。前芳村院長は佐世保病院に轉じ、同院は西原副長、宮尾大軍醫を除き全部更迭、鶴久前海兵團長は後備役に編入され十五日退團、牧村前水雷團長も十八日退團。

所屬艦船凱旋歸港　十五、六日吳着には所屬艦全部凱旋歸港し兵員には三週間の休暇を與へらるゝこととなる、さきに英艦歡迎のため一日歸港せる春日、常盤は八日より一艘に公開縱覽を許さる、第七艦隊も入港（以下歸港諸艦も支障なき限り縱覽を許す）―十日驅逐艦隊（艦長少佐增田忠吉郎）十一日軍艦淺間（艦長大佐八代六郎）同千代田（全公爵仁親王殿下）同嚴島（全公主屋保）驅逐艦千日（同少佐鈴木正）の各所屬艦凱旋歸港。（但し千日は戰利戰艦肥前の護衛に十三日發旅順へ向ふ、又嚴島は橘立、松島と共に二十三日江田島へ廻り練習艦隊に入る）

―十二日軍艦宇治（艦長中佐金子滿喜）同八幡丸（全大佐川合昌吾）十四日午前砲艦武藏と今鳥海、午後全赤城（旅順鎭守府に所屬轉更、來月初め出港）水雷母艦豐橋、通報艦龍田、驅逐艦朝汐、朝霧、顯龍、村雨、白雲、一等水雷艇隼、燕、鷹、鶴及び第八艇隊、潛水艦二號、全三號何れも凱旋歸港

―戰艦富士（艦長坂本一）は十四日竈島灣に一泊し翌十五日戰利戰艦見島と共に入港、このほか舞鶴、佐世保所屬にして凱旋歸港の途次を吳入港のもの相次ぎ、十四日港內三十隻の壯觀を呈す。軍艦港間は十四日午前艦內に家族を招待し余興に艦員の茶番、越路大夫などあり。

かくて、十五日には所屬艦にして未歸港は軍艦朝石と第五、六艇隊のみ、在泊凱旋艦は左の如く軍艦十五隻、驅逐艦八隻、假裝巡洋艦二隻、水雷艇十四隻、潛水艦二隻の四十二隻と御用船七隻、病院船三隻の一大壯觀を呈す（括弧を施せるは所屬外）

△戰艦　富士　石見　△裝甲巡洋艦　鎭間　常盤　春日
△巡洋艦　嚴島　千代田　△裝甲海防艦（見島）
△海防艦　大和　天龍　△砲艦　筑紫　赤城　宇治　△通報艦　龍田
△水雷母艦　豐橋　△假裝巡洋艦　姉川丸　八幡丸
△驅逐艦　陽炎（朝汐）（村雨）（朝霧）（白雲）　叢雲　潮　子日
△水雷艇（鴿）（蒼鷹）（雁）（燕）　六十一　六十二　六十三　六十四（四十四）（四十七）（四十九）　六十七　十八　十九
△潛水艦　二號　三號
△御用船　葉取丸　瀨州丸　福岡丸　國後丸　三池丸　擧旋丸　長柄丸
△病院船　穗保丸　西京丸　神戶丸
このうち所屬外は十四日宇治と共に入港せる鳥海が翌日出港せるに續き、全日入港の第四艦隊隊旗は白雲、村雨、朝霧、朝汐は十六日所屬佐世保へ、全二十艘の燕、雁、蒼鷹、鴿は全舞鶴へ、十五日入港の軍艦見島も全日所屬舞鶴へ出港。

假裝巡洋艦八幡丸は服役を解除され武裝撤去中、病院船神戶丸も乘組は吳鎭關係のみとなり近く長崎に回航して修理、西京丸も十四日より解裝着手。

―續いて十九日より假裝巡洋艦台中丸、台南丸、全砲艦敦賀丸、愛媛丸の四艦の武裝を除解。

十五日にはこのほか午後、第七、十六、十八の水雷艇隊と特務艦台岸丸（艦

長大佐島幡助一郎）が入港、武裝解除に着手。同日呉鎮守府長官來吳吉川櫻へ一泊。

後間の十五日より引續いて諸艦の休暇はじまる（暇暇旅行に山巒は一人一枚往復無料、關西汽船同盟では五割引の優待をなす）―山巒十一月二十六日より月末まで二等千四百余、三等二千五百六十名、吳神戸間が最多）市中は恰かも十六日より三日間の胡子講とて、素晴らしい賑はひをみる。

―續いては、十七日、軍艦明石凱旋歸港、巡洋艦秋津島入港、十九日には所屬驅逐島及び松島と共に練習艦隊編成の橘立（東郷司令官坐乘）及び御用船彦山丸も入港、秋津島は二十日出港佐世保へ。

―二十四日松島も入港（東郷司令官麾下の第四艦隊は二十二日解散）同日笠置も入港（歡迎會の兩日とも市民の縱覽を許され、殊勇艦隊醵金者には特に便宜を與へらる）

吳所屬艦凱旋歡迎會

英艦隊來訪の報と共には、觀艦式を終って十一月十五、六日頃には軍港へ所屬練習艦隊諸艦擧って凱旋し、各兵士二千三百餘名に三週間の休暇を賜はり直ちに歸郷すべきにより凱旋歡迎は歸港直ちに行ふ要ありと通達され、十月十八日の吳市會に於て、市は二千圓を以て英艦隊歡迎にあたり、所屬艦凱旋は千二百五十圓を市會に補助してこれを一任することに内定。―二十日、市城會商議員會を開催、三千三百五十八圓の豫算を以て將校以下千人を招待して立食の饗宴（來會者衆寡ともには二千人）一般艦隊乘員へは八千圓の豫算を以て酒肴を供することに大体の方針を定む。―市城會では、さきに市の英艦隊歡迎會の失態に鑑み、市民の輿論に從ふべく佐々木副會長は町總代その他の意見を聽く。―十一月十三日市會に於て市城會への補助を二千二百五十圓と議決。―歡迎會豫定の廿一、二日を前にして海兵團には二日違ひで十九日に退團の運後備及び服役延長者あり、既に十五日より休暇歸郷者もあり、早くも計畫粗調を維ぜられ、前回英艦隊歡迎の如き失敗を繰返さざるやう、日清戰後の憂慮たる事態を再びみぬやう警告さる。

歡迎會第一日（二十一日）海兵團練兵場の入口に大アーチを設け國旗と軍艦旗を交叉、場内北西南の三方に余興場と模擬店二十余を並べ、中央の式場には大幔をたて、滿艦飾、式場は將校下士卒等來賓の休憩所、作り物、見立細工の如き大抵英國艦隊歡迎の際と同じなるも、凱旋門に擬したる大緑門（建築科商人寄贈、五百圓を投ず）が嶷然として海軍表門前に聳えて軍艦旗飾へり中央に祝凱旋の扁額を掲げその頂には大白電球を點じ更にこれを飾るに紅白染數十反の彩電を以てし、四ツ道路には市城會の凱旋記念門建設地の大杭に花電燈を吊すあり、煇々不夜城を思はす、午後一時花火を打揚げ出迎への小學校生徒三千余名整列、同二時有馬長官以下部内、縣知事その他市内各官公衙長を案内、市長祝辭、司令長官答辭、山田縣知事、澤原貴族院議員、澤原市會議長の祝辭あり、畢って長官以下を模擬店に導き、准士官以下を各店に案内し各町總代及び有志が珍奇を競へる模擬店に接伴員、仲居、藝妓が酒肴對旋につとめるや、茲にビヤホールが盛況を極め忽ち賣切れ、踊り唄ふて余興の輕業、藝妓の手踊、茶番、相撲や個人寄贈の祭文に興じ、主客入亂れ車挽隊の演奏、あがる花火に歡呼天地にとどろく、三勞番と各町の屋台、諷刺物十數台繰込み市民もこれに從へば三万餘の大練兵場も人に埋まる、水兵は裝飾の國旗造花球燈を肩に万歳を唱へつゝ同三時半頃より思ひ〳〵に市中に流れ、屋台も亦市中に出で、同五時散會、市内各戸は國旗球燈を掲げて休業、各町に造花、生花等を陳べ、遊里は殊の外繁昌、水兵らは「日比谷以上だ」と喜ぶ、この日海軍病院在院者も介抱者附添ふて參列。

歡迎會第二日（二十二日）凡て前日同樣なるも將校休憩所を別に設け在吳婦人會員接待、澤原貴族院議員は入港中の練習艦隊司令長官東郷中將を波止場に出迎へ、旗艦橘立艦長瀬井大佐以下同艦乘組員も招かれて計四千名。

兩日、千城會長荒尾市長の祝詞は次の如し

祝詞　日露の戰局終りを告げ今や平和克復するに到り久しく海面の軍役に從事せられたる各艦隊は偉絕なる勳績と光榮とを滿載し凱旋せられたり又内に在りては軍需の供給を完了せられ其効勞の多大なる洵とに感激に堪へざる所なり　顧ふに客年三月戰開けて以來茲んど二星霜其惨戰の如何は本日臨場を忝ふせる所の將校閣下兵士各位の親ら嘗められたる所にして敢更叙述するの要なきが如くなるも就中壯烈悲絶鬼神も哭泣すべき旅順の攻撃を敢てし宇内列強の耳目を驚倒せしものは旅順閉塞隊か爲したる行動ならずや其の戰歴の久しきに亘る幾多の艱苦に處し實に無限の感慨を表せざるを得ざるなり蓋し此戰役たるや吾帝國の武を彰はし各國環視の中に一大試驗となりたるものにして而かも其試驗の最も優秀奇拔なる成績は大下の歓賞を博し世界戰史の未だ曾て見さる所なりとす故に吾軍港市民に於ては特に蘭膝の誠意を表し感謝を捧ふの義務を有す敢に玆に本日を以て聊か歡迎の式を擧げんとせるも其設備における極めて不完全にして儀禮の缺くる所あるにも拘らず各將校閣下兵士各位の一齊に會臨を忝ふしたるは本市の最も榮譽とする所なり希くば吾軍港市民の徽意を諒とせられ一日の歡を盡くさるるあれば何の幸か之れに如かん

明治三十八年十一月二十一日　吳千城會長吳市長從五位勳五等荒尾金吾

なほこの祝詞はその後金文字を以て日彫刷しこれに木杯を添へて送って各兵士に配贈（費額三千三百六十八圓にして中國四縣下の陸海軍歡迎費―陸軍は廣島で―費六千四百八十七圓うち吳市負擔二百六十圓―に依るものならん）

かくて、盛大なる凱旋祝は行はれたが、港内には戰利艦艦石見が吳所屬となるあり、開戰後に遁航されたので未だ馴染浅き新艦着日を加ふるありその他小戰利艦の在泊するあるも、所屬艦たりし八島、高砂、吉野三艦の勇姿は今や尋ぬるに由なく、高砂殉難碑は海軍墓地に、下士卒集會所に吉野、高砂記念の幾分をみるのみ、八島に至っては江田島兵學校にその模型を存するに止まる。

第四編　吳市建設時代（明治三十八年）

因に日清戰後の歡迎會は上に厚く下に薄く下士卒はその冷遇に憤慨したといふも記錄なく詳細不明、英艦歡迎については前記の如く、なほ當日はビール一滴も得られなかった英水兵もありしといふ。

歡迎費は市の補助二千二百圓に加ふるに模擬店費用を各町に割當て一戸二十錢で四千四百圓、計六千六百圓なれば、所屬在泊の富士、常盤、淺間、春日の六艦に八百名宛として三千二百名、豊橋、赤城、嚴島、千代田、龍田、宇宙その他附屬艦は三百人平均、うち千名は既に休暇で不在とみて、團を加へて八千名、一人平均八十錢ノ至一圓の歡待は出來るから遺憾なきを期すべきで、四斗樽に冷酒の如きは非禮なるを以て取止めよとの論をなさざる。―のち模擬店はたゞ各町總代及び有志者にこれを奬勵するにとゞめらる、又招待者數は來賓二千名、下士卒八千人と市内會員七百名であった

海軍凱旋解隊式

前月二十二、五日の解隊式に續き十二日現役延長下士二千二名、卒十二名、豫後備下士五十二名、卒九十八名、計百八十八名の解隊式を海兵團で行はる―以後引續き同樣。

―十九日、現役延長二〇六名、豫後備二四九名。―二十二日三四名。

―三十日現役延長五九〇名、豫後備一三五名。―十二月七日一八五名。

―十六日五五名

眼鏡傷衛兵詰所撤退　吳鎮守府では客年二月開戰と同時に城山下に第一門を移して眼鏡橋外門に衛兵を置き練兵場周圍並に冨原村に通ずる道路の通行を禁止し、鎮守府構内は一般に軍人軍屬並に許可を受けたるものゝほか出入を許さざりしが、十五日午後より右衛兵詰所を城山下第一門に移さる、やがて通行禁止も解除されん。

共濟會病院看護婦卒業式　二十三日、初の卒業式擧行に工廠長以下參列。

陸軍後備聯隊凱旋解隊　偉勳輝く野戰第五師團の宇品凱旋は十二月又は一月初め頃とならんも、これに先だって後備聯隊の凱旋、聯隊旗奉還式あり「龍城部隊管内の老丈夫」を以て組織せらるゝといふ後備歩兵第五十四聯隊（聯隊長松原大佐）の軍旗奉還式を二十四日廣島西練兵場で行は

れ、二十九日解隊、帰職者内の後備歩兵第十一聯隊は十七日凱旋、二十八日聯隊旗進還式、後備歩兵第二十一聯隊は大里に上陸して濱田へ、全第四十二聯隊は宇品より山口に凱旋。

兵學校卒業式　二十八日、卒業生百八十名、大将官有栖川宮威仁親王殿下千歳にて宇品より御臨場、海軍次官齋藤中将も臨み挙行、練習艦隊松島、橋立嚴島三艦に分乗し内地巡航のうち南洋へ遠洋航海の途に。

【十二月】

海兵團入團　本年度徴兵千二十七名入團、前年と大差なし（明年度志願兵募集は八百三十一名）

滿洲軍總司令部凱旋

十一月二十五日奉天發、十二月三日午後三時宇品へ凱旋、呉海軍からは山田少將指揮の軍艦富士、春日、常盤、笠置の四艦が出迎へて祝砲を發し、有馬司令長官司令部を訪ふて祝意を表す。

凱旋兵歡迎　安藝都ではさきに五師團凱旋には町村長又は代理者が宇品へその他滿洲軍歡迎には海田市驛に國旗、郡村名旗旒及び提灯を掲げて同驛出迎ふべく、經費五百圓を決定、呉市よりも市吏員のほか愛國婦人會員三十余名海田市に於て歡迎。

大日本聯國幼年會呉支部　では支部長齋藤三二により水雷艦艇納運動をなされつゝあるが、三日、小學校生徒父兄三百名を東本願寺説教所に集め旅順閉塞の勇士萬歳三唱の講演會を開く。

海軍震災復舊

六月二日の震災に破壊復舊中の海軍病院第一、二病室は十一月末を以て落成、軍法會議病室を引揚げ、軍法會議は十五日海軍監獄より戻る、（增築中の二病棟も年内に完成）五病室となれば稲保丸も解任傷病兵中の本願寺も落成して三日引移る（增改築竣工後の收容定員六百名）長官々舍も十二月落成、築波進水式後十四日引移る（このほか海兵團、水雷團監獄等の小破損何れも復舊し、年を越すのは鎮守府舊廳舍の修築と新廳舍の建築のみ）鎮守府正門は正門が石段で不便のため從來公式の場外のほか正門同樣に通行されてゐたが、震災復舊を機に增築されて正門となる。

觀艦式　觀艦、予日警備して十六日佐世保發、二十日呉入港、修理に當る。

戊申詔書渙發十周年と吉野祭典　澎湖島沖遭難の生存者呉鎮守謀木村中佐、白井兵曹長ら二十八名の凱旋にて二十一日龍山神社境内に於て執行。その翌日二十日には軍艦吉野生存者の發起にて同神社に於て祭典を。

軍艦筑波進水式

呉工廠で建造、本邦製艦中最も巨大なる筑波の進水式には畏くも　天皇陛下行幸遊ばさることに內定し、その旨十二月二日傳へられ、擧式期日も下旬を十二日に繰上げることとされてゐたが、御都合により皇太子殿下を御明代で御差遣相成ることゝなる。

進水式を前に山本海相は十日午後十時呉鎮守長官々舍へ、十一日工廠、病院、兵學校を巡覽、十二日進水式へ參列、午後六時四十分發鶴泉、海軍次官齋藤中將は艦政本部長の資格を以て海相と同行、兵學校御在學中の有栖川若宮殿下は生徒として拜觀遊ばされ、また、伊藤軍令部長は丸山參謀を從へ十日呉鎮着、富士に乘艦、井上横須賀鎮守府長官、同工廠長伊藤榮五郎中將、同松尾造船總監も參列官として八日來呉、工廠を視察、英國大使マグドナルドは夫人同伴で佐世保より十一日呉着。

御召艦磐手は供奉艦笠置を從へて十日明石沖發航、十一日午後二時着港。呉鎮守府では水雷艇四隻を那沙美水道に派遣して奉迎供奉、在泊富士、淺間常盤、明石、千代田など三十余隻は正午旗艦春日に準じて禮砲を施す、やがて皇太子旗艦内に翻へれば、春日に倣ふて各艦二十一發の皇禮砲を發射、總員上甲板に整列して敬禮、君ケ代吹奏、艦員「奉賀」を三唱、有馬長官以下幕僚、千代田艦長東伏見宮依仁親王殿下、參列官山本海軍大臣、伊藤軍令部長、井上横須賀鎮守府長官、鈴木呉鎮守府長官、加藤呉海軍工廠長、齋藤呉海軍病院長、松尾造船總監、伊藤呉海軍兵學校長、有栖川若宮殿下、岡呉海軍經理部長、山田呉海軍軍醫部長、井上横須賀海軍經理部長、井上横須賀海軍軍醫部長、井上横須賀海軍造船部長、井上横須賀海軍兵學校長、井上横須賀海軍機關學校長、井上横須賀海軍砲術學校長、井上横須賀海軍水雷學校長、井上横須賀海軍航海學校長、井上横須賀海軍通信學校長、井上横須賀海軍工機學校長、井上横須賀海軍水路部長、井上横須賀海軍航空隊長、井上横須賀海軍航空廠長、井上横須賀海軍火藥廠長、井上横須賀海軍燃料廠長、井上横須賀海軍被服廠長、井上横須賀海軍建築部長、井上横須賀海軍運輸部長、井上横須賀海軍倉庫部長、井上横須賀海軍工作部長、井上横須賀海軍砲術練習所長、井上横須賀海軍水雷練習所長、井上横須賀海軍航海練習所長、井上横須賀海軍通信練習所長、井上横須賀海軍工機練習所長、井上横須賀海軍水路練習所長、井上横須賀海軍航空練習所長、井上横須賀海軍火藥練習所長、井上横須賀海軍燃料練習所長、井上横須賀海軍被服練習所長、井上横須賀海軍建築練習所長、井上横須賀海軍運輸練習所長、井上横須賀海軍倉庫練習所長、井上横須賀海軍工作練習所長、井上横須賀海軍砲術研究所長、井上横須賀海軍水雷研究所長、井上横須賀海軍航海研究所長、井上横須賀海軍通信研究所長、井上横須賀海軍工機研究所長、井上横須賀海軍水路研究所長、井上横須賀海軍航空研究所長、井上横須賀海軍火藥研究所長、井上横須賀海軍燃料研究所長、井上横須賀海軍被服研究所長、井上横須賀海軍建築研究所長、井上横須賀海軍運輸研究所長、井上横須賀海軍倉庫研究所長、井上横須賀海軍工作研究

二十六日の筑波進水式を前に供奉艦新高は司令官山田將軍乘して十九日抜錨豊瀬沖へ向ひ、木村參謀進水式の御裁可を仰ぐべく同乘、御召艦警手は二十一日吳投錨。發列官の東郷軍令部長は二十四日、殿勝艦政本部長は翌日何れも吳着。御召艦警手は中山東宮大夫以下扈從、二十四日舞子沖發航、吳鎭守府より水雷艇四隻那沙美島附近へ奉迎供奉して翌二十五日午後二時着港、これよりさき在泊の軍艦二十餘隻と水雷艇は正午先任艦富士に傚ひ艦艦飾を施し軍港内中央を東西に工廠沖より千代田、淺間、富士、常磐の四大艦、春日、大和、明石はその外方に、筑摩、龍田、姉川丸はその内方に竪列、御召艦警手は皇太子殿下を臨へして千代田と淺間の間に停泊、このとき旗艦に擧ひ諸艦より二十一發の皇禮砲を發射、各艦々長以下將校は甲板に、總員は上甲板に整列して嚴制に基く敬禮を行ひ、衛兵は捧銃し軍樂隊は君ケ代を奏し艦員「奉賀」を三唱、有馬司令長官以下各艦長、東郷軍令部長ら御召艦に伺候し、長官よりは進水明細書を捧呈、同夜は在泊諸艦イルミネーションを行ふ。

翌二十六日、御上陸、式場に臨ませらるまでは前回とかはりなく、この日兵學校生徒は富岡校長引率のもとに參列、管下十一府縣知事も隨副。

明治三十八年一月十四日此ノ一等裝甲巡洋艦ノ構造ヲ始メ今ヤ艤体成ルヲ告ゲ筑波ト命名セラル

明治三十八年十二月二十六日　　海軍大臣　山本權兵衛

の命名書朗讀、長官は工廠長に命じて進水をなさしめ、一分三十秒を以て神合に投網、この間軍樂隊奏樂、各艦亦一齊に汽笛を鳴らし、參列、拝觀官民の萬歲天地に轟ろく、艦上にも滿面笑を湛へさせられ玉手を鳴らして喝采あらせられしと承はる、艦首飾部にあり一花寵は開いて華麗なる龍宮殿飾きもの現出し美觀いはん方なく、突如海上に現はれたる一万四千噸の岸城は他の艦艇を壓するものゝ如く、艦下には工廠造船部第二船渠北側假橋より御乘艦、各艦長供奉、上陸場橋橋より司令長官先導にて長官官舍に入らせられ御晝餐のゝち零時四十三分御發、警伏艦兵は道路の左側に、これに續いて無錨隊艦付隊略列、長官御先導申し本通二丁目より二河橋通りを吳驛に向はせらる、道路には撒砂をなして敬意を表し、沿道到觀の市民堵の如し、部内外高等官は零時三十分までに吳驛前に整列奉送申しあげ、御召列車同一時發車の際鎭守府廢午にR旗を揭げられ同時に在泊諸艦は新高に傚ひ皇禮砲發射、やがて同艦の信號にて艦艦飾を撤去す。

當日の會食場は式場後方新築機械館樓上にして、九時二十分より觀衆次官大谷鐐吉ら文武百余名參列、十一時終る。

因に、前回、進水に際し萬一行止まりたる場合に於て之が應急引卸しに充つるため軍艦大和をして點火待機し置き港務部長の指揮を受けしめしが、今回は春日これにあたる。

―今後艤裝を終り諸機關及び備砲備付には約一年を要する見込。

山田海軍少將談　「材料の些少は海外に仰げるも總じて我が職工の手によった、最初は豫定通り進行しなかったが七月頃より順調となった、即ち木工には我が職工が精巧に達してをるも、鐵材綱合鉄打ちの經驗がなく加えて洋人程の膽力がないためで餘分苦心したが、それも克服して、一ケ年の豫定より一ケ月早く進水に至った、作業人員平均一日千二百名、英國のそれに比し二、三割を輸するの好成績なりしは、職工何れもが敵愾心に燃えたったのと、青壯年をして右舷方舷又は甲班乙班に分つ等作業を競爭せしめたによる、これから艤裝にかゝるが、これ亦大方歐内製作の材料によある、なほ、我が軍艦を英國に注文するに際して職工を派して作業を見習はしめしはこの艦に大いに役立つところがあつた。

初代「筑波」　今日まで四千噸前後を可能としてゐた我國に於て一擧一万三千七百五十噸の巨艦を而も自國の材料を以て建造、且その構造武力を内外に誇る筑波の進水は我が造艦史上に轉期を劃するものである、先代筑波は千九百八十七噸、砲十二門、安政元年英國がマラッカ半島を新版圖としこゝに産するチーク材を以てシンガポールで始めて建造、マラッカと命名し女皇陛下に獻納、木製で軍用に供し難きため明治元年横濱にて競賣に附せしを政府が購入、四年兵學校練習艦となり爾度か遠洋航海に就き本年六月軍艦を除かれた我が海軍に由緒深きものであり、今、この新艦にこの名を選ばるは誠にふさはしきものとさる。

「生駒」も進捗　進水せる筑波と船台を並べては同型の姉妹艦生駒一等裝甲巡洋艦（生駒）の工事も進捗中、既にサイドを張り來春二月進水の豫定、筑波進水のあとへは同船台で三万噸の乙號戰艦（安藝）を起工され、更に生駒のあとへは一万五千噸の一等裝甲巡洋艦（伊吹）を計畫中である、なほ、安藝の起工に先だつては製艦材料の運搬を終易ならしむべく船台の上に巾百間長さ二百間の大仕掛の機械設備を施し、なほ船台も筑波のそれを更に擴大するを要し、起工までには相當の準備日子を要すとさる。

―英大使へ勲章　英國大使マグトナルト夫妻は九州よりの關遊を來吳式に臨み吉川旅館に投宿せるに、同旅館では宿料食料車賃三十圓、一飯四圓、人力二輛の往復に七圓、計六十一圓を請求受取りしことを東京の或筋で聞知し美利が問題となる。

工廠創立十周年祝賀

職工三万、二日分の給料を以て大運動會を筑波進水式の翌十三日擧行の豫定なりしも、進水後故障のため翌日の休業もなく取止め。次いで二十六日の進水式翌日擧行となし、當日は午前十時各部三万の職工練兵場に集合、各工場毎に紅白五色の大小旗旒を携へて集る、各自思ひ〳〵な假裝に意を凝らして千態万狀、先ず山内工廠長の式辭あり、五年以上の勤續者に記念章を、精勤卓絶の者に感狀を授け、陛下と工廠の萬歲を三唱、各工場毎奏樂細順次に眼鏡橋を繰出し旗行列市中を練る、見物人堵をなし未曾有の盛觀。

艦隊解散―新編成

品川にありし第一艦隊司令部陸上事務所を二十日限り廢去、他も引續いて、全艦隊を解散、常備艦隊編成に當つては戰艦全部（四隻）讃備艦に編入、吳所屬では戰艦富士、裝甲巡洋艦春日、二等同明石（明石を除き他は乘員變動なし）と戰利戰艦石見を二十一日付豫備艦に横須賀の朝日、周防、相模、佐世保の敷島、肥前、三笠、鎭遠の丹後何れも豫備艦に。

なほ戰前は東京灣を警備艦隊の集合地とされてゐたが、新艦隊は局部の根據地に限らず何れの軍港へも碇泊し警備海面を游戈することゝなる、その配備は第一艦隊の本州沿岸、第二艦隊は韓國北支、南清艦隊は揚子江以南。

驅逐隊と潜水艇隊　勅令第二五四號にて海軍艦艇條例改められ、次で全二六〇號にて驅逐艦條例制定せられ吳鎭守府に左の如く配屬さる。

△第五驅逐隊（朝、子ノ日）―司令少佐小川水影

△第六驅逐隊　仝山下義秀

△第七驅逐隊　仝坂東重岡

勅令第二六一號を以て潜水艦隊條例制定せられ、仝二六二號を以て水雷團條例改正せられる、其の職員の主なるもの左の如し

△本部―團長、副官、機關長、軍醫長、主計長

△水雷艦設隊―司令、分隊長　△水雷艦隊―司令、艦長

野戰第五師團凱旋

野戰第五師團及び步兵第二十一旅團司令部は二十日續出發、二十三日より大連發、二十七日宇品凱旋、步兵第十一、四十一聯隊は二十五日より二十八日までに宅地を出發三十一日に、四十二聯隊は一日早く出發二十七、八日に何れも宇品に、步兵第二十一聯隊は二十二日大連發、大里で檢疫のうえ二十六、七、八日濱田に何れも凱旋。

―特科隊これに續き、三月二日重砲兵第三聯隊を以て勇五師團の全部終る

―一月頃より軍馬の拂下續實施く。

二十二議會と性、西園寺の交替

帝都騒擾の責を引いて內務大臣芳川顯正、警視總監立花小一郎之は職を辭し、その他性內閣の閣員全部の辭表は恩寵を蒙つて其職に止まりしも、民論の激するところ次の二十二議會を切抜ける見込みなく、西園寺と政權の授受を約し十一月二十五日議會を召集し翌一月七日閣下に解散を乞ふ、三十四年六月組閣以來四年七ケ月の長期內閣であった。

非常特別稅の繼續　本年度豫算七千四百万圓、明年度は倍加して一億六

千万圓、樺太、臺灣のほか非常特別稅は本年度を限り復舊の筈なるも講和條約に償金を放棄せるため戰後經營のためにはこれを繼續するの要ありとされ、議會に改正案を提出さる。【三十九年二月八日、二二二對一二五で可決さるも、貴族本會の修正案は少數否決され、政友會の無節操嗤らるる一二月二十三日貴族院本會議（澤原俊雄外一名一部修正動議）を提出せしも少數否決、原案確定。

【附】

日露戰爭に關するものにして、凱旋記念會、泊市法會など、三十九年次に於て一般と共に月次を追ふも　月次にかゝはり少なき諸資料はこれを一括してこゝに附する。

觀兵式に列せる各部隊　戰捷觀兵式（ママ）にて三十九年四月三十日青山練兵場に於て行はれ、第五師團（ママ）よりは

△師團司令部△歩兵第二十一旅團司令部のほか△歩兵第十一、四十一、二十一、四十二の各聯隊、騎兵第五、野戰砲兵第五、鎭鼻灣要塞砲兵の各聯隊、騎砲兵（忠海）工兵第五、輜重兵第五の各大隊、以上代表隊と後備歩兵第十一、二十一、四十二、五十四聯隊の軍旗隊（軍旗隊は當該動員當任歩兵隊に於て編成）

【註】右第五師團中に九旅團師令部、後備第四十一聯隊のなき理由は不詳なるも、戰時四ヶ師團增設にあたり戰時平ばに編成の全後備聯隊のみは他師團に屬せしか。また論功行賞をみるに後備第五十五聯隊にも本隊人多數あり、第五師團の五十四聯隊に相當する最後備聯隊にして、これ亦該師團に屬せしものかと思はる。第五師團下の後備聯隊は混成第五旅團に編成されてゐる。賀陽宮は現在と異なり當時歩兵第十一聯隊長。

歩兵第十一聯隊　三十七年五月十八日宇品出帆二十二日清國張家屯に上陸、金州、南山、蓋平の各處に轉戰し更に大石橋附近大平嶺の戰鬪に參與し殊に大平嶺高地の敵を夜襲して全勝を博せり、次で析木城、鞍山站附近白石梁、タンジヤアンジヨン、大石頭、櫻桁嶺、遼陽及び沙河、黑溝台、奉天附近の會戰竝に四面城與隆泉、二十里堡附近の偵察戰に參與し殊に黑溝台附近の會戰に在りては苦戰長も努めたる結果感狀を授與せられ軍旗の名譽前に擁れり、爾來鎭山、吉に滯在、三十八年十二月十九日凱旋の途に就き仝三十日廣島に凱旋【沿革】明治八年九月拜受聯隊軍旗の征戰に從ふもの凡て五回とす、九年前原一誠等に起る、聯

隊は征討の命を受け軍旗は仝年十一月二日陸路廣島を經し賊背を突くの目的を以て石州口に向ふ、久しからずして凱收まり仝年十二月七日廣島に凱旋す、十年二月十六日鹿兒島縣下賊徒鎭定の爲め廣島出發海路小倉に上陸福岡縣に入り爾後南關山原山麓、人吉等の各地に轉戰し、氣定まるに及び仝年十月十六日廣島に凱旋す、二十七八年戰役に當り六月十日宇品港出帆仝十六日朝鮮國仁川港に上陸後龍山果川縣水原府振威縣を經て成歡、牙山平壤を陷れ更に義州順安、肅川、龍川、義州を經て九連城を攻略し以後土城子、寬甸縣、寨馬集、香爐溝嶺の各地に戰鬪して大勝を博す、二十八年七月七日大連出帆仝月十日廣島に凱旋す、明治三十三年北淸の變起るや七月五日宇品港出帆仝九日大沽上陸後天津城門に激戰、次で北倉、河西務、北京の諸戰鬪に參與し仝年十月四日凱旋の途に就き仝十七日廣島に凱旋す（因に歩兵第四十一聯隊は三十一年三月二十七日、仝二十一聯隊は十九年八月二十五日、仝四十二聯隊は三十一年三月二十八日聯隊旗拜授）

後備歩兵第十一聯隊　三十七年六月二十六日軍旗拜授、仝年十月一日宇品出帆、六日安東縣に上陸、其當時我兵站線の形勢頗る危急を告ぐるに際し聯隊は之に赴援するの目的を以て晝夜兼行稀有の强行軍を實行し上下平台子、下石橋子、供其溝に轉戰し下平台子に於て沙河を距て、敵と對陣す奉天附近の會戰に於ては長蛇、東孤嶺、大坊子附近、撫順、鐵嶺の各所に激戰す、其他各地の守備に任ぜられ仝年十一月二十四日凱旋の途に上り仝二十七日廣島に凱旋。

後備歩兵第五十四聯隊　三十八年一月十八日軍旗拜授、仝二十三日宇品出帆、淸國柳樹屯に上陸牛莊の守備となり、のち奉天、四方台、河嶺堡、大小方士甸の諸戰に參與しのち各地の守備に任ぜられ、仝年十一月十三日凱旋の途に就き仝二十三日廣島に凱旋す。

（因に後備歩第四十二聯隊は三十七年九月十一日、仝二十一聯隊は仝年七月三日聯隊旗拜授）

騎兵第五聯隊　三十七年日露の戰起るや仝年五月十七日宇品出帆淸國鹽大漁に上陸、金州、南山、冥家屯、南瓦房店、得利寺、熊岳城、蓋平、大石橋、析木城、鞍山站、遼陽、沙河、黑溝台、奉天附近の會戰竝に四面城與隆泉、二十里堡附近の偵察戰に參與し殊に黑溝台附近の會戰に在りては苦戰長も努めたる結果感狀を授與せられ軍旗の名譽前に擁れり、爾來鞍山、吉に滯在、三十八年十二月十九日凱旋の途に就き仝三十日廣島に凱旋【沿

革】明治二十九年十一月十八日軍旗拜授、三十三年北淸事變の際七月十日宇品出帆淸國大沽に上陸以來北倉、楊村、河西務（英國騎兵を含む）馬頭張家灣、通州、萬壽山及南苑の諸戰に參與し爾來北京に滯留すること一ケ年にして三十四年六月二十八日廣島に凱旋。

名譽の戰死者　及び生死不明者の官等、氏名、場所、出身町村は次の如し（戰傷後死亡は含ます）

【吳市】

上等兵曹　佐伯　安吉　旅順港口　和庄町
仝　渡邊鍋一郎　揚子沖　仝
二等機關兵曹　蘭部繁三郎　浦鹽港沖　飛山田村
仝　吉賀音三郎　山東角沖　和庄町
三等機關兵曹　中島兵一郎　〃　仝
歩兵軍曹　石山　庄松　王家窩棚　二川町
仝　伍長　士井　憂吉　析木城附近　和庄町
一等水兵　多良　善人　旅順港口　仝
歩兵上等兵　八木菊次郎　大石橋附近　飛山田村
仝　中島　龜吉　鞍山站附近　和庄町
仝　石渡　佐吉　二〇三高地　宮原村
仝　小塚　玉吉　王家窩棚　和庄町
仝　西田清太郎　〃　宮原村
仝　平野儀三郎　〃　和庄町
仝　長谷川　潔　〃　仝
仝　飯川　豊吉　〃　二川町
二等機關兵　神本　信一　沙陀子附近　和庄町
歩兵一等卒　稻田惣次郎　旅順港口　飛山田村
仝　木村　芳造　遼陽附近　和庄町
仝　岩本　萬雄　五里台子　仝
仝　金子八重吉　沙河附近（生死不明）　二川町
仝　久志熊太郎　王家窩棚　仝
仝　吉本伊之助　〃　飛山田村
仝　石田　久吉　〃　和庄町
仝　作田夏太郎　〃　仝

【安藝郡】

歩兵軍曹　加島　彌平　遼陽附近　江田島村
仝　平谷孝一郎　〃　仝
仝　瀨戸本五郎一　五里台子　仝
仝　高橋　保夫　王家窩棚　仝
歩兵伍長　三宅兵次郎　〃　仝
仝　安信馬次郎　王家窩棚　倉橋島村
仝　下岡好太郎　〃　仝
歩兵上等兵　尾崎　才松　大石橋附近　下蒲刈島村
仝　原田　鎌一　〃　漢子島村
仝　工兵上等兵　川尻　只一　遼陽附近　江田島村
歩兵上等兵　平本　庄一　〃　吉浦村
仝　岡本　正登　〃　江田島村
仝　鐵下　龜田　〃　仝
仝　谷村市五郎　〃　下蒲刈島村
仝　多々原礒藏　〃　倉橋島村
仝　野川　龍藏　〃　仝
仝　眞鳴常太郎　〃　江田島村
仝　中島菊之助　〃　瀨戸島村
仝　鴻水　幸市　〃　仝
仝　古川　重松　遼陽附近　倉橋島村
仝　堂城　利一　鞍山站附近　吉浦村
仝　中本邊次郎　五里台子　江田島村
仝　寺本　辰平　鴨子泡　倉橋島村
仝　向井百太郎　鐵嶺南方　小方士甸
仝　新谷　民吉　長義營　仝
仝　五藤榮太郎　〃　下蒲刈島村
仝　北本鶴次郎　王家窩棚　仝
仝　新川　寧正　旅順港口　和庄町
仝　山本小太郎　〃　飛山田村

四等水兵
四等主計

工兵上等兵	山下　若松	沙河附近	倉橋島村
歩兵上等兵	川手　小一	沙花子西南方	大屋村
〃	八木　曾八	〃	倉橋島村
〃	岩瀧誠次郎	〃	大屋村
〃	豊島　只吉	王家窩棚	倉橋島村
〃	里　竜次郎	〃	江田島村
〃	西野　久市	〃	倉橋島村
〃	若見　吉藏	〃	瀬戸島村
〃	市林與次兵衛	〃	倉橋島村
〃	花本九次郎	〃	瀬戸島村
〃	大下仙之助	〃	吉浦村
〃	岡林國太郎	〃	瀬戸島村
〃	平本順太郎	〃	下蒲刈島村
〃	岩本　平吉	〃	江田島村
〃	山口　兼七	〃	吉浦村
〃	山本　玉次	得利寺附近	吉浦村
歩兵一等卒	中垣内寛一	〃	焼山村
〃	上野原與四郎	五里台子	瀬戸島村
〃	重河富太郎	〃	倉橋島村
〃	小林　龍十	〃	瀬戸島村
〃	森　寅吉	大西湖附近	倉橋島村
〃	天瀬　政一	王官府地	下蒲刈島村
〃	谷村保太郎	王家窩棚	瀬戸島村
〃	向井繁太郎	〃	江田島村
〃	山本民之助	〃	倉橋島村
〃	西野　久市	〃	瀬戸島村
〃	播磨茂太郎	〃	下蒲刈島村
〃	宇都宮京松	〃	瀬戸島村
〃	矢川芳太郎	〃	吉浦村
〃	竹林泰次郎	〃	倉橋島村
〃	加美　要次	〃	瀬戸島村
〃	正木　元一	〃	下蒲刈島村
〃	向　松藏	〃	瀬戸島村
〃	久保京太郎	〃	江田島村
〃	河野種次郎	〃	倉橋島村
〃	大田　佐市	〃	江田島村
〃	大久保駒太郎	〃	倉橋島村
〃	河崎　宇吉	沙陀子西南方	大屋村
〃	八木　曾八	〃	倉橋島村
〃	中佐古源太郎	〃	大屋村
〃	落梅次四郎	〃	倉橋島村
〃	大下榮一郎	〃	下蒲刈島村
〃	立花平五郎	〃	倉橋島村
歩兵二等卒	瀧原才一郎	〃	瀬戸島村
〃	樽日楠太郎	〃	瀬戸島村
〃	大吉　米松	五里台子	倉橋島村
〃	金後　清次	〃	焼山村
〃	福田　多助	沙陀子西南方	渡子島村
〃	久保京太郎	〃	倉橋島村
〃	河野種次郎	〃	江田島村
〃	大田　佐市	〃	倉橋島村
〃	大久保駒太郎	〃	江田島村
〃	河崎　宇吉	〃	倉橋島村
〃	八木　曾八	沙陀子西南方	大屋村
〃	中佐古源太郎	〃	倉橋島村
〃	落梅次四郎	〃	大屋村
〃	大下榮一郎	〃	倉橋島村
〃	立花平五郎	〃	瀬戸島村
歩兵二等卒	瀧原才一郎	〃	瀬戸島村
〃	樽日楠太郎	〃	瀬戸島村
〃	大吉　米松	五里台子	倉橋島村
〃	金後　清次	〃	焼山村
〃	福田　多助	沙陀子西南方	渡子島村
歩兵曹長	【賀茂郡】		
〃	森松　俊一	山窩舗	倉橋島村
〃	橋本　來一	王家窩棚	江田島村
〃	住吉　豊吉	〃	倉橋島村
〃	部谷　米吉	遼陽附近	瀬戸島村
〃	中瀬喜代松	王家窩棚	倉橋島村
〃	中西松次郎	〃	瀬戸島村
〃	石川　高次	沙陀子西南方	倉橋島村
〃	住吉　勝藏	大石橋附近	瀬戸島村
歩兵上等兵	古西　瀬吉	遼陽附近	瀬戸島村
〃	天野　貞松	五里台子	江田島村
〃	木村　協一	張家里櫻子	倉橋島村
〃	川石　吉松	〃	瀬戸島村
〃	扇谷十太郎	小方士屯	下蒲刈島村
〃	大瀬戸五郎一	〃	瀬戸島村
〃	龜井　寅吉	沙陀子西南方	吉浦村
〃	谷本　竹松	王家窩棚	倉橋島村
〃	東　九太郎	〃	江田島村
〃	沖野　九一	〃	倉橋島村
〃	岡崎　祖吉	南山附近	大屋村
工兵一等卒	白井九一郎	遼陽附近	仁方村
歩兵一等卒	堀本米太郎	〃	阿賀町
〃	田島　吾助	五里台子	廣村
〃	松室保太郎	〃	阿賀町
〃	上藤　政市	〃	廣村
〃	瀬戸　仁助	煙台附近	廣村
騎兵一等卒	村尾　寅助	〃	阿賀町
歩兵一等卒	西田　寛一	墨溝台附近（生死不明）	阿賀町
〃	川市係一郎	大石橋附近	阿賀町
〃	石本　熊吉	王家窩棚	阿賀町
〃	岡原　保吉	〃	廣村
〃	濱本　多平	煙台附近	廣村
〃	平林　龍吉	〃	阿賀町
歩兵二等卒	木場三次郎	沙陀子西南方	廣村
〃	港　勘次郎	煙台附近	仁方村
〃	中　庄松	五里台子	川尻村
〃	山崎　若松	〃	廣村
〃	廣谷　五市	沙河附近	阿賀町
〃	吉川　久吉	五里台子	廣村
〃	橋上庄之助	鴨子泡	廣村
〃	大昌　太郎	王家窩棚	倉橋島村
三等水兵	大谷麻太郎	〃	〃
〃	鈎流時太郎	旅順口外	阿賀町
三等機關兵	太田　五明	〃	〃

忠烈美談

奉天會戰に際第二軍司令官より感狀を賜はりし阿賀町藤岡早太郎軍曹戰記（五〇八頁）の如く、なほ、第五師團の「忠烈美談」に錄されし郷土出身の勇士は次の如し

廣村六九番屋敷歩兵第十一聯隊第三中隊附故歩兵上等兵　大瀬戸五郎一

三十七年九月三日我軍遼陽城南端の敵壘を攻撃するや恒河陀山の慘狀を呈するとき一死期至れり唯其全を恐る乞ふ余をして給水の道を講ぜしめよと小隊長に乞ふに、死を命ずると等しきを以て敢て諾せざるを、遂に許しを得て水筒十數個を集め戰線の後方に至らんとする、忽ち敵彈雨注するなかゝ全上等兵は微傷も盲はず目的を達し身を賭して戰友を洞窟を救ひ、茲に遼陽を占領し、爾來沙河、黒溝台の諸大戰を經て三十八年三月五日、奉天附近の會戰に於て沙陀子西方舊鐵道橋附近に於て一堡防を爽みて敵と對時せるとき、沈勇壯烈なる同上等兵は獨々堤上に跳り出て敵を狙撃し又は敵狀を視察し、のち小隊長と共に堤上を躍進して敵陣に突入せんとする刹那、飛彈頭部を貫通して卒倒、やゝあつて眼を開き先づ小隊長の安否を尋ね、その無事なるをみて愈奮勵として戰友を官に對する情の懇切にしてその行動の壯烈なる眞に軍人の好模範とするに足る、その勳績は長へに千歳に傳はるべし。

倉橋島村一七九番地歩兵第十一聯隊第四中隊故歩兵上等兵　八木曾八

三十八年三月五日拂曉沙陀子西方舊鐵道橋附近の敵を襲撃するや敵の抵抗頑強にしてその左翼を延ばし我右翼に向つて繞圍運動を行はんとし、之に對する第四中隊の死傷續出し僅かに百七十有余名を餘すに至る、これよりさき大隊長は數々傳令を以て第四中隊長に命ずるところあらんとするも途中皆敵彈に斃る、同上等兵これをみるや決然奮つてその任務に當らんを乞ひ、目的を達し、第四中隊の生存者は右翼の敵を猛射して遂にこれを擊退し側方を安全ならしめしが、戰鬪後に至るも同上等兵は歸還せず、衆これを怪しみ中隊長に質すところあるに、中隊長はその悲しみに堪へざるもの〻如く眼中露を漂はし悄然として曰く「上等兵が命令傳達の際は既に身に六彈を受け殊に胸部の一彈は致命傷なりしが如し、然れども神色自若として明瞭確實に命令を傳達し言ひ終りて瞑目せり」と、聲鳴に嗚咽し一入の感に打たれたるよし、同上等兵は死を以て任務を達成せるものにして軍人の精華といふべし。

呉市昭山田村二九〇ノ二　工兵第五大隊第二中隊工兵上等兵　西岡保太郎

三十八年三月九日奉天戰に於て沙河子の攻撃に際し工兵第五大隊にて編成せる迫撃砲隊は拂曉即敵に接近して陣地を布置せしが終夜亂射せる敵の射撃は益々猛烈を極め一度掩體を離るれば死傷何れか免かれざらんとす、然も拂曉に垂々とし分時の推移を容るさず、即ち砲兵隊長永見少尉は後方彈藥の運搬を命じたり、聲に應じて起つもの上等兵西岡保太郎、次に一等卒北谷利一郎（御調郡出身豫備役）外一名とす、時正に拂曉にして彼我を辨別し得るに至りしを以て敵兵は之に猛射を加へしも此等勇敢なる諸氏は更に屈することなく彈雨の中を疾驅して敵前二百米の陣地に歸着し玆に其重大なる任務を完ふせり、噫斯の如きは義を泰山の重きに比し身を鴻毛の輕きに置くにあらずんば焉んぞ能く敢行するを得んや眞個之をしも精華と言はずんば何をか又軍人の精華と言はん。

【註】日露戰記によるに、奉天會戰前、第五師團歩兵十一、四十一（以上第九旅團）歩兵二十一、四十二（以上第二十一旅團）その他特科隊は吳第二軍に、後備歩兵十一、二十一、四十二と二十九、三十九の五ケ聯隊は後備第五旅團を編成して黑木第一軍に、後備歩兵第五十四聯隊は第五十七聯隊と後備第十五旅團を編成して乃木第三軍にあつた、後備第五十五聯隊は滿州軍に加はつてをらぬ。

戰功による一時賜金　三十七、八年に續く三十九年のもの次の如し

（一　月）

江田島村　砲伍長　杉本　米松　倉橋島村　砲輜卒　四田　岩吉
仝　輜重輜卒　檜本　英太　大屋村　歩軍曹　流山　房吉
吳昭山田　歩上等兵　川本清之助　江田島村　輜重輜卒　下崎　源市
吳和庄町　仝伍長　土井　愛吉

（二　月）

廣村　輜重輜卒　竹中喜代松　廣村　歩一等卒　增本　貞一
阿賀町　歩伍長　田中佐一郎

（四　月）

渡子島村　傭人　住本　久吉　吳和庄町　輜重輜卒佐々木三郎兵衛
倉橋島村　仝　向井　好松

（五　月）

吳和庄町　歩上等兵　森岡　隼松　吳宮原村　傭人　楠　又一郎
瀨戸島村　仝二等卒　北本初太郎　廣村　輜重輜卒　竹中喜代松

（六　月）

仁方村　歩二等卒　餅田　嘉市　吳宮原村　仝　白砂幾太郎
渡子島村　傭人　栢田幾之助　晉戸町　仝　山本　又吉
廣村　仝　榊垣　作松

（七　月）

飛渡瀨村　水夫　久末　嘉一

（八　月）

廣村　歩上等兵　中本　米助　仁方村　大工　松本勘次郎
下蒲刈島村仝二等卒　河野　啓次

九月五日、江田島村傷兵輜卒花本豐助廣島豫備病院より歸鄉療養中死亡。

吉浦村　傭人　森岡　米吉

（十　月）

吉浦村　傭人　時川　龜次　晉戸町　仝　大西　熊吉

（四十年一月）

歩一等卒　鹿川村　臨木　芳松

【註】戰功による一時賜金は下士に於ては曹長七百五十圓、軍曹六百九十圓、伍長六百五十圓、上等兵五百二十圓、一等卒四百七十圓、二等卒四百四十圓、輜重輜卒二百二十圓、傭人はその以下の場合多く、右は戰死者の場合にして戰傷病死（明治四十年まで）はこれより少ない。

陸海軍論功行賞　第五師團下の論功行賞は先づ准士官以下を三十九年八月二十日の官報號外で發表、殊勳甲なる功六級は百六十名、このうち歩兵第十一聯隊三十名、既記感狀を賜はりし阿賀町醫岡早太郎軍曹がこの中にある、後備歩兵第十一聯隊の功六は四名、後備歩兵第五十四聯隊同一名、ともに吳市及び附近になし、特科隊に於ても同樣。

（論功行賞功七級は勿論功六級も官等姓名のみの發表にして吳市及び附近町村出身者を摘錄すること困難にしてこれを省く。海軍も仝樣）

海軍准士官以下の論功行賞は七月發表、陸軍の各軍發表を終つて陸海軍とも十、十一月の尉官、十二月佐官、將官は十二月三十日勳章親授式を行はる

陸軍の最高は功一級贊師大將大山巖、海軍は大將東鄉平八郎の功一級大勳位

陸軍乃木大將外四名も同樣、功二級には海軍は片岡七郎、上村彦之丞、出羽重遠、爪生外吉、三須宗太郎ら艦隊司令長官又は司令官ほか十四名の中將、陸軍は第五師團長木越安綱の功二級勳一等旭日大綬はじめ縣下出身上原勇作等中將十九名、後半期の聯合艦隊參謀長少將加藤友三郎は功二級。さきに發表の佐官級、陸軍では歩兵第十一聯隊長石田保謙大佐が殊勳甲で功三級金鵄勳章の榮に、海軍では吳鎭守府參謀長吉松少將（當時大佐）同海兵團長野元大佐、同水雷團長藤本大佐、筑波艦長竹內大佐が何れも殊勳甲功三級に輝く（何れも戰時中に異動）

後方勤務は越えて四十年一月發表、當時の海相大將山本權兵衛功一級旭日桐花大綬章、同吳鎭長官、佐鎭長官、目下第一艦隊司令長官の中將有馬新一が勳二等旭日中綬章、同港務部長中將內出正戰が功二級（一時賜金四百圓）同工廠長現鎭守府長官の中將山內蘭藤治が功二級、同參謀長現舞鶴鎭守府長官の少將中溝德太郎が功三級勳二等旭日中綬章等。

後方勤務吳工廠に於ける論功は

工廠長北古賀竹一郎、造機部長大佐永谷貫彥、造船部長造船大監小幡文三郎仝檢査官機關少佐小貫一良、造機部々員仝軍村義一、造兵部々員造兵少監鈴木周二

が何れも勳四等功四級に。職工慰勞金は、三十九年末、技手以下七千名に一時賜金五圓乃至八十圓を發表、一月早々與へらる。

【註】論功行賞は准士官以下殊勳甲に功六級、尉官四級、佐官三級、その他これに准じて授けらる。勳等は准士官以下に七等又は八等。今戰役で功により六、七級金鵄勳章を賜はるもの約三万名、年金百八十八万圓。

吳市の授勳者　功により授與された吳市在鄉陸海軍々人は左の如く

海軍二百八十名、陸軍五百六十名、計八百四十名（四十年一月二十八日迄）にして、同三十一日荒尾市長より第五回の百六十名に對して正覺寺で傳達式を行はれてをる。

戰後の吳所屬艦（三十九年八月現在）

△戰艦　富士　石見

△一等巡洋艦（裝甲）　淺間、常磐、春日、筑波、生駒

△二等巡洋艦　嚴島　△三等巡洋艦　千代田、明石

△三等海防艦　天龍、大和　△二等砲艦　赤城、宇治、隅田

△海軍　功六級金鵄勳章一名　功七及三十九名　勳七等青色桐葉章九十五名
勳七等瑞寶章十七名　勳八等白色桐葉章八十三名　勳八等瑞寶章五十五名
△陸軍　功六級金鵄勳章一名　功七級仝二十八名　勳六等單光旭日章一名
勳七等青色桐葉章百二名　勳七等瑞寶章十二名　勳八等白色桐葉章二百八十一名　勳八等瑞寶章百三十四名

◇海軍第二期擴張完成◇

第九、十兩議會協賛の海軍第二期擴張二億三百十万圓は二十九年度より三十八年度に亘る十ケ年繼續事業なりしが、三十九年に入り上海に於て進水せる砲艦伏見を以て愈々結了、同時に陸上施設としては舞鶴軍港の新設及び各工廠設備の大半を完成。

△戰闘艦四隻—三笠、朝日、敷島、初瀨（旅順口外沈沒）
△一等裝甲巡洋艦六隻—出雲、八雲、磐手、常磐、淺間、吾妻
△二等巡洋艦三隻—笠置、千歲、高砂（黃海にて沈沒）
△三等巡洋艦二隻—對馬、新高、音羽
△二等砲艦二隻—宇治、隅田、伏見
△通報艦一隻—千早
△驅逐艦二十三隻—暉、漣、電、曙、東雲、夕霧、叢雲、陽炎、不知火、霞、薄雲、朝汐、白雲、白雨、朝霧、有明、村雨、霰、吹雪（以下日露戰役に沈沒）曉、薄鳥、霓、鳩

外に一等水雷艇燕

五隻　計百三十二隻

因に吳軍港開設當時の軍艦は既に艦齡二十年以上に達するもの多く（四十年現在十三隻）日清戰爭の主力比叡、金剛、扶桑、その他三四は近く廢艦となる日露戰爭に於ける我海軍の主力は實に此の第一期擴張の艦艇であつた。

戰後の吳所屬艦（三十九年八月現在）

△戰艦　富士　石見

△一等巡洋艦（裝甲）　淺間、常磐、春日、筑波、生駒

△二等巡洋艦　嚴島　△三等巡洋艦　千代田、明石

△三等海防艦　天龍、大和　△二等砲艦　赤城、宇治、隅田

△通報艦　龍田、姉川　△水雷母艦　豊橋
△第五驅逐隊（朝風、子日、潮、若葉）第六驅逐隊（初雪、時雨、春風）
△第五艦隊（水雷艇隼鷹及び廿五、廿六、廿七各號）第六艦隊（水雷艇五十六、五十七、五十八、五十九各號）第七艦隊（水雷艇十一、十二、十三、十四各號）第八艦隊（水雷艇六、十七、十八、十九各號）
△第二潜水隊（潜水艦六、七號）
富士は第一豫備艦　石見は修理中　淺間、春日は第一艦隊　常盤は第二豫備艦　筑波、生駒は艤装中　嚴島は練習艦隊旗艦　明石は機關少尉練習艦として航海を終り不日豫備艦　千代田は第二艦隊旗艦　天龍は測量艦として琉球、台灣近海　大和は第一豫備艦　赤城は旅順警備　宇治、隅田は長江沿岸警備用清艦隊に屬す　龍田は第二艦隊　姉川は中少尉特別練習艦として近日發航　第五驅逐隊は第一艦隊附屬

戰後の海軍經營　戰後の建艦及び補充艦修理は（三十九年八月）

△横須賀　薩摩、殺馬の建造と相模、周防、宗谷及び近く回航のノーヴキツクの修理
△呉　安藝、伊吹の建造と石見の修理
△佐世保　利根の建造（全工廠最初の建艦）と肥前、津輕の修理
△舞鶴　工廠完備せず新艦なし、丹後、阿蘇の修理
この間繰合して三等を何處かで修理

一億圓内外の巨額に及んでをり、海軍の方針としてはこれらの完成期を延長して軍事教育第一主義を採ることゝなり、兵學校、海兵團へは十吋、八吋の大口經砲を練習用に裝備さる。なほ、戰爭の經驗に鑑みて新艦艤裝委員會を設けられ委員長山本權兵衛以下三十六名任命、目下艤裝中の二、三艦は除き他は進水は兎も角艤裝はこの結果を待つて明年度以降の繼續事業とし四十三年度竣成に延ばすことゝさる。

八月、長官會議に於て海軍今後の經營方針を議さるに、日露戰爭の結果は却て十余万噸の增加をみて時に兵員、需要品の對策を要し、十項目を擧げらるなかに、呉工廠の擴張も數へらる。

1 教育機關の擴張　2 鎭海灣要港の設備　3 佐世保に新船渠の設置　4 呉工廠の擴張　5 燦炭所の新設置　6 各工場の改正　7 戰利艦の修理保存　8 竹敷、馬公兩要港部修理工場の擴張　9 海軍大學校の擴張　10 各軍港造營の改正

戰時下呉工廠は造船造機は勿論、造兵、製鐵諸設の整備成り、兵器は十二吋の巨砲、鋼板は戰艦、裝甲巡洋艦の裝甲を製するに差支へなきに至れるもなほ日露海戰の結果にみて呉軍港施設に改正を要すとされた點は

1 造船造兵設備の完成　2 港内艦船出入繫船の便利　3 石炭其他軍需品供給の便　4 傷病者收容設備　5 兵員補充訓練の設備完全

因に港内浚渫は日清戰爭補償の償設浚渫船「導海」のほかに「汽走」で石塊を浚渫し戰前は船渠前面には岩石無數海底にありしも殆ど一掃さる。

なほ、未完成のまゝ日露戰爭に當面せし艦渠、下關、舞鶴、函館の要塞は旅順攻撃の經驗に鑑みて幾分その後の研究を加味して工事を繼續さる。

（工廠諸設の擴張進行については三十九年十月の項參照）

戰後の海軍現勢力　は三十九年末排水四十五万二千六百十噸世界第三位にしてこれに目下進水確定の五万六千八百八十噸

△戰艦安藝一九、二〇〇　△裝甲巡洋艦伊吹一四、六〇〇　△仝駿馬仝
△巡洋艦利根三、五〇〇　△通報艦最上二、三〇〇　△仝鈴二、〇〇〇
△逐艦菊月二八〇

を加ふれば五十九千四百九十六噸となる。

戰艦八島の沈没　呉所屬戰艦八島は三十七年五月十五日旅順口外で敵機雷に觸れ初瀨と共に沈没せるものなるも、當時國民の士氣沮喪を憂へ乘員何れも無事なりしを幸ひにか、或は果して沈没せしか否かゞ敵側に判明しをらざりしためこれを祕匿するを戰略上得策としてか、發表とならず（同月參照）その後、十月、我方の損失を擧げての新艦建造方針を發表されたに際しなほこれを公表されず、何時公表に至りしか本資料にては不明なるも、海軍々令部編の「明治三十七、八年戰役海戰史」によるに―當時の一等戰艦は

三艘、朝日、初瀨（以上一万五千噸）敷島（一万四千噸）富士、八島（以上一万二千噸）の六艦にして第一艦隊第一戰隊を編成してをり我が主力中の主力であつた、この八島は初瀨に續航中初瀨機雷觸破に航路を變へんとして又もや機雷に接觸せるもので、初瀨は准士官以上三五名下士卒四四五名備人一二名の戰死を余儀なくされしも、八島は更に續航し敵艦隊の出撃を擊退してのち、總員整列萬歲を三唱して艦を去りしものにて死傷者なし、これが公表されなかつたほどに、帝國海軍の打擊甚大なりしものなるべく、加へて同月は十四日宮古、十五日吉野、初瀨、八島、十七日龍驤艦觸、十八日御藏大島と數日中に六艦を失ふてをり、東鄕長官は平然たりしといふも、その胸底心痛の切なりしものと察せらる。因に八島はその遺型を海軍兵學校にのこされをる、なほ同艦長海軍大佐坂本一はその後同じく呉所屬一等戰艦富士艦長に轉じてをる。

なほ、海軍關係本資料に於て不詳なるは、吉野戰死者中呉海軍墓地に納骨を營まれしは僅か數名にして約三百名のその他戰死者には長官より慰問狀を發せられたのみ、のちの高俸沈没に全員海軍葬を行はれしと趣を異にする點。

◇日露戰爭に關する呉市の報告書◇

日露戰爭に關し竝三十九年、呉市より縣に致されたる報告書の概要は次の如し。

國債應募狀況は

期	當	應募額	募入額
	二〇四（單位千圓）	二八四	二一九
第一回	一五四	一三九	五六
第二回	一二四	九四	五三
第三回	一八六	二六八	五八
第四回	一八六	二三七	五九
第五回			

市長、助役、澤原書　族（議員、眞宗西教寺住職岩崎圓了ら各所を巡回して民心を鼓舞作興、市吏員を各町に派し町總代と共に醵金に勉めしむ。

篤志　和庄町增岡傳之助は赤十字社、千城會、救濟會、下士卒共勵會、篤志看護婦會の依賴に會員を勞働社會より募るに勉勵著なるものありしが、國債應募斡旋にも盡すところ多し。

軍事獻納　總額四、一六一圓。篤志　郡山田村字宋信岡キヨは老後の奉公にと貯上金十二圓市役所へ、莊山田村字京町新宮ウメは貧困而も八十歲の老齡なるに鑒于庄吉より貰つた賽錢十錢を喜色滿面市役所へ。

時局と人心の作興　（三十七年二月の市長諭告その他）

時局と自治の發達　1 早出晩退廢休を以て奮勵精動し凡そ時局に關する事務は敏活に處理　2 時局に際しては千城會、仝勵業部、愛國婦人會、如竹會、最勝講婦人會等活動し、その他遺家族の救護に努尋眞田等奬勵。3 時局中市の財政上つとめて緊縮を旨とし國債募集等の余地を存せしむ、民力の休養に留意し教育上二部教授を。4 部落有財産は既に大字宮原道路改修費の如きは該財産より工費の大半を支辨し、その他從來當該區なる公共事業費に充當し統一整理につとむ。5 從來滯納金額多大なりしも逐年改良の法を講じ本年度に在りては特に徵稅外勤吏を設置し奮勵の結果既往の事跡に償するときは大いに改善の良途に向ふ。6 勞働者の巨多なるその他諸官吏の家族の如きは街旦係安の風習輕脫し得ざるは畢竟するに適當の工業なきに原因する故に從來間接に奬勵の結果現に寥寥に經木に眞田にリンネル一に繃帶事業にみるべきものあり、將た又工業補習校を擴張。7 勤儉貯蓄に關してはその筋勸勵の次第もあり自治團體の諸機關に列するもの及び有志者に向つて卒先勵行し一の協約書を綴剌したりしも本市の如き軍港地としてその發展急激なるに從ひ商業の如き日々殷賑に向ひつゝあるに拘はらず該規約奮勵に原因し却つて遽然商業上の不振を來し民心爲めに沈偏し酷だ悲境の悲境に陷りたるを以て爾後これが緩弛せしに漸く前日の形勢に復するを得たり、然るも一の職務事項として各町總代實務細則中に加へ以て各町の協約を漸次實施せしむることゝなし奬勵を履行せり。8 市吏員に於ては時局靜謐以來倘今日月俸百分一以上蓄積し繼續せり。

出征軍人遺家族援護　呉千城會にて生計補助百一月二千四百五十一圓。

同慰問に二百二十五圓。生産扶助の勸業部（有志者の寄附八百八十九圓。
●●軍●●傷兵　吳十城會これに當り、吳停車場で茶菓の饗應二百十九日、葉書三千枚、廣島又は海田市迄の汽車賃百五十八圓を贈る（愛婦よりは巻煙草を贈る）又、出征艦隊慰問寄贈に清酒菓物等九百三十八圓（愛婦より葉書八十四圓、團子七十八圓）なほ市民より防寒用毛布六百四十枚寄贈、個人に於ては選藤停右衛門より清酒糀三百貫、また眞宗明法寺最勝講より慰問袋千七百の寄贈あり。
●●後送●●患者慰問　佐世保、吳、廣島の病院に干城會より見舞金九百十九圓を贈り慰問、また病院園遊會に寄附（愛婦よりは園遊會に二十圓）
●●戰歿者●●祭　六十二名に干城會より造花代百十七圓、法會費用百四十二圓
●●凱旋●●歡迎會　海軍に三千三百二十二圓、陸軍に二千五百圓。

【附記】日露戰爭下の軍港都吳市は、大東亞戰爭下決戰態勢より回顧して、市民の眞劍さになほ及ばざるものありしか、一面市民の日常生活にも時代一般の氣分上のゆとりありしか、相次ぐ戰捷の報には實にはでやかな、今よりみて極言して亂痴氣騒ぎといふ程の祝捷行事が行はれてをる、當時日本の戰力は沙河會戰を最高として謝來奉天會戰に至り兵の素質は頗る低下し、小銃の如きも三度內地と往復せるものであつたといはれてをり、一方、敵は「我が本土へは一兵の侵入も受けず」と豪語するを敢て講和談判に至らざるを得ざりしものと戰記にあるをみても、實に國運を賭するの戰爭なりしにかゝはらず、同盟國英の陸ふるあり、軍の速戰速決方針と、政府の講和を急ぐ意圖のもとに、軍費を賄ふ非常增稅はなされしも、一般の國民一市民生活にはそれほどの緊迫をみなかつたものと思へ、その結果が祝捷の亂痴氣騒ぎともなつたものなるべく「市況沈滯を來せるを以て、貯蓄奬勵を緩和した」と市の告書にあるが如きは全く今日の決戰態勢とその度を異にしてをる。

（一　月）

●●議長●●と參事會●●員選擧　新年劈頭の市會にて、議長二十五票前代理者澤原稱一（次點一票宮原幸三郎）議長代理者十七票小林芳樹（次點七票長谷川、二票石田、一票堀岡）當選。この選擧に於ては近藤良幹の斡旋により莊山田宮原幸三郎派と和庄佐々木高榮派握手、莊山田の澤原の議長に配するに和庄の長谷川を代理者と協定されたが、宮原が同志會の長谷川を嫌ふて小林の當選に努めたものだといはる。參事會員改選は拂跡による半數退任が二川を除く各區一名宛の退任となり
△一八票佐々木仙一―二三票青盛敬篤
△二二票宮原幸三郎―六票宮崎俊太郎
△一五票青盛敬篤―一五票豐田實誼　何れも過半數に滿たず決戰投票の結果は一六票青盛敬篤―一五票豐田實誼
この選擧でも和庄は當初より佐々木仙一に一致、莊山田は前村長井上溫遒、宮崎俊太郎、宮原幸三郎の三名のうちを銓選說ありしが破れて宮原幸三郎に落つき、兩區は候補者の妥協を行ふたので、從來和庄佐々木派と提携し來つた同志倶樂部は孤影悄しきに至る、莊山田では同志會と結ぶ宮原區の青盛を落して豐田實顯を出し二名を占めんとしたが、擧戰遂に成らず。因に參事會員は市會議員外からとの議漸く高まりしも、宮原區にては適當の人物なく除外例的に青盛が再任。

市政諸案件　十日開會の吳市會に於ては、1、都有財產處分の報告（前年十二月參照）2、莊山田村より堺川に沿ひ吳署橫手に至る道路改修の催促に對しては目下同川埋立計畫中のためこれと併せて調査中、3、衆議院議員獨立選擧區に就ては目下調願中、4、堺川埋立は認可手續中、との理事者の答辯あり。
―右莊山田道路は經費不足のため三月土木治水費中より一部流用を可決。
―二月市長上京、水道布設調査、電話架設、干城會勳勞部諸祝祭除の緊議等行ふ。
●●獨立●●選擧區●●運動　吳道市が衆議院議員選擧に獨立選擧區たるに吳市は市制施行の機を逸れて依然郡部の一部をなしてをり、吳市では市會協議會の結果今議會へ請願中、渡邊修、早速整爾、富島暢夫、森田卓爾ら關係代議士斡旋
―二月十五日委員會へ上程されしも、貴族院の反對と延期となり、吳市からは遊說員に荒尾市長が市政要務をかね、澤原議長、佐々木仙一の兩名が自費上京せるも徒勞、三月二日歸吳。

郡衙海田市移轉決議

郡內六ケ所より希望あり、就中海田市町よりは新築費三万圓寄附を申出る。郡會は二十八票中二十六票の多數で海田市移轉を決議。―移轉費は縣費によるを以て、三月、郡長より知事に同意を得るべく上申。―三十九年三月海田市に移轉と決し、四月建物を崩して運搬（二千五百圓）五月一日移轉、當分は寺院を假廳舍とす。―四十年十二月二日、新廳舍成つて移轉二囘行。
●●私立●●吳●●裁縫會　二十四日第二回總會を莊山田村高甘（めいじう）醫會に於て開く。市の罹除當局横暴きうえ、要領得と結托し既設のものに縱覽をつけては新しく貰はしめると非難高し。
●●瀨戸●●島漁●●組合區侵●●犯　瀨戸島の漁組四十四隻と祝伯郡能美島の漁船十三隻、計五十七隻は二十五日口縣通津浦より約十里の海上なる中島、柱島附近にて島員桁網を使用し漁業に從事中を前日來巡視中の下關水上警察署に發見され漁場侵犯として取押へられ各船一名を岩國警察署に召致始末を調され、本縣ではその成行を重大視。

（二　月）

●●貰ひ●●兒●●殺●●事件　一月はじめ、和庄町潛水通から一婦人（姙）貰ひ兒（殺の嫌疑で拘引され、廣島地方裁判所から出張して假檢審を開かる、繃付のまゝ平然たる同人の家內で潛水通上湯船山に茅草を以て覆ひ淺く土を掘つて埋めた二個の死体を掘出すに既に時日を經過して解剖の余地もない、同人は數年前も同樣嫌疑をうけたが證據不充分で不起訴となり、爾來貰ひ子十數名、右は昨年十一、二月吉浦から十五圓、阿賀より二十五圓で生れたばかりを貰ひうたもので、家には娘婿を一人置いてをるも他になほ二人の貰ひ兒もをり、自白に至らぬ前、同人は留置場に紐を吊つて縊死を遂げたが、謀殺に間違ひないとさる（この續事件は明治末期にかけて年々數件あり）

町總代囑託

（前年十二月の項參照）一月二十三日午前吳座で投票を行ひ各町の候補者選定され、一月十日左の如く囑託さる（括弧內數字は受持町內戶數）
△鍛冶町（一五四）三宅安吉　△本通一、二丁目（二三四）△本通三、四、五丁目（二一七）佐々木兼助　△全六、七丁目（二六二）山中德三郎　△全八、九丁目（二一〇）近藤良幹　△中通及東榮通一、二、三丁目（二三一）　△全四、五、六丁目（二一七）著月熊牟　△中通及東榮通七、八、九丁目（二七〇）岸井秀吉　△元町（二二六）藤田鐵八　△城山町、一、二、五（前谷調太郎　△寺西町（二三六）大久保宇太郎　△潛水通（二一五）渡邊秀四郎　△清水上通（三三五）佐々木仙一郎　△八幡通（二七七）宇和惣兵衛　△八幡上通（三一一）原島次郎　△和庄通一丁目（二九八）久保伊右衛門　△和庄通二丁目（二一七）佐川傳太郎　△和庄通三丁目（三一一）橋本貞之助　△苔町（二二四）宮原一八　△栗本通一、二、三丁目（二二九）渡邊景郷　△泉場町、新泉場町（二四二）岸井善太郎　△東雲町一、二、三丁目（二八四）杉田榮次郎

△曙町一、二、三丁目（一八二）內田謹助　△東本通四丁目、春日町（一八四）林勘四郎　△上古江（二一二）本中菊松　△下古江、柳町（二四五）本岡鶴次郎　△寺本町（三三〇）　△溝路（二四九）新城爲次郎　△長迫（一六七）長原五三郎△鹿田通、東鹿田（一〇八）小松半左衞門　△吾妻町一、二丁目（二〇一）土本十右衞門　△畑（一一八）山崎幸太郎　△古川、稻荷、今西、濱田、岩方、神田、藏本の七町（一八六）佐藤榮太郎　△下中町、西塀、中川兩通（二三〇）富岡先松　△榮町（一四五）佐々木唯次郎　△明神町、松本町（二五四）新宮繁太郎　△荒神町（二五九）勝田二三郎　△草里町（一八五）金木元助　△胡町、大年町（一九二）原井忠次郎　△長ノ木町（一九六）菅谷眞介　△畝原、惣付（一〇六）　△月ノ町（二一〇）△朝日町（一九六）菅木仙太郎　△西原、伏原、京、臥龍、苑地の五町（一〇八）青木慶次郎　△西、上、中下山田の四町（二三八）檜垣榮藏　△辰川通（一〇八）保田喜次郎　△郷町（一〇五）橋詰喜右衞門　△片山町（一一一）內神町（二二〇）濱井幸七　△愛宕町、山手通、三津田（二四五）齊藤市太郎　△一番町より六番町に至る一二丁目（二五四）福富宗禮　△全上三丁目（二三四）小原保吉　△全上四丁目（一〇九）△休原、丸子、上室瀨、上神原（一四〇）　△中室瀨（一一八）高橋權八　△下室瀨（一四七）梶山庄助　△中神原（二一〇）富貴兵吉　△下神原（一七六）高橋政太郎　△北小原（二一四）作中久吉　△南小原、殿垣內（二一五）後藤清太郎　△阪內畝、赤谷根、次右衞門原（二四四）　△阪內淸田（二一六）吉中文助　△阪內淺井房吉　△川原石（二五九）山崎啓助　十一日市役所へ招集、職掌及び勤儉貯蓄組合設立について打合せを行はる

―三月初め市より住民名簿を交付され市政補助の活動に入る。

―町惣代間に職務改革の論起り四月二十四日懇親會を柳花園に開いて出席五十余名、福富宗禮を會長に委員六名を指名、改善方法につき市理事者と交渉することゝなる、このとき勝山登一（父仁三郎代理）大いに氣焰を吐く。

翌二十五日衞生組長協議會に於て組合事務を町惣代に合併を是認。

―有名無實となつた衞生組合では、五月、規約を變更して組長は町惣代をして兼務せしめるべく各推薦書を提出。―八月、申請中の組長七十余名認可され、町惣代兼任となる、各町惣代區域より衞生委員百四十八名を選ぶ。（九月の衞生組合改組の項參照）

執行猶豫　刑法の一部を改正、一年以下の禁錮の場合情狀により、一年以上の場合は前に禁錮以上の罪なきとき又はあるも十年以前なれば五年以下の期間刑の執行を猶豫さるゝことゝなる。

郵便局長かはる　河原實也局長從軍して前局長通信副中本章三再任。十八日新野田櫻に於て市內有志の歡送迎會開かる。

兩元村役場賣却處分　粗山田、宮原兩區では十九日舊村役場を賣却處分す

都有財產處分取得金費途　市の臨時收入なりし都有財產處分（前年十二月の項參照）により三千三百圓にその他不用品を賣却して五千六百圓を以ては追加豫算により町惣代補助費、臨機費、敎育費、汚物掃除奬勵費、傳染病豫防費、市公債利子等を賄ふ。

吳漁業組合　理事山崎關松、監事山根鷹助、日下己之助、中上己之助、峠本久松、君崎久太郎のもとに認可申請。―三月認可。

小學校基本財產蓄積　提程を設けるべく、調査中（四十三年に至り實現）

宮原道路開鑿

（前年十二月の項參照）二十三日有志協議會の結果道路豫定線の地主に敷地寄附の交渉をはじむ。

―三月、地主に異議なきを以て本年度臨時費に計上方を市に求む。

―五月、堀削は土地を多く要するため七十間、三十間の隧道二ヶ所開鑿に設計を變更。―八月、家屋土地買收交涉委員（原溝一郎、青碕敬篤、後藤友三郎）の評價を終る。

旬刊「吳評判」　廣島日報吳出張所にありし和田烏城により發刊。

（三　月）

末永參事會員死去　二日死去、三十七才、前途を惜しまる、後任に曾根重兵衞長にして北澤事變に從ふて勳八等。―十四日補缺選擧を行ふ、同區石田龜太郎推薦をうけしも辭退し二十五票の宮田實讓當選（二票石田）

禹範善の件　三十六年十一月刺客の手に殪れた亡命韓國志士禹範善の葬は靑盛敬篤ら同人關吳中の知友有志により神應院境內に建設中のところ竣工して十二日除幕式擧行。表面は篆書で「禹範善之碑」裏面に石幡貞の撰を刻む

區有財產建物讓受漸く成る

新年度豫算市會を前に、十四日△和庄町―【小學校】宇堀五棟、全柳道七棟、全岡田二棟、全貝吹原一棟【傳染病院】宇目鯛十一棟

△荒山田村―【傳染病院】宇片山十二棟

△宮原村―【傳染病院】宇靑越田五棟、宇本岩六棟

△二河町―【小學校】宇新地三棟（その他）

計　千五百九十六坪

の部落財產處分の件及び區有財產讓受の件を附議、三十六年十月の市會に附議否決、再議同樣否決のものなりしが、今回可決讓了。

第三高等小學校廢止

三十六年度豫算にて新設決議の第三高等小學校は同年七月三津田（現豚立一中）敷地を買收に決定、爾來整地進行中なりしが、二十七日の市會に於て之を廢止しこの地へ第二高等小學校を移すこととし、新築その他諸費と合せ九千圓の豫算を、敎育基金借入の件と共に可決（六月の項參照）

―五月二十九日、市會にて、未完成の一部を保留して敷地買收費二千九百圓支拂を高小移轉追加豫算として可決。

新年度豫算

新年度豫算を審議する市會は年度切迫して二十八、九日定數に滿たず流會、三十日出席僅か十二名にて開會、未濟了議案を一氣に可決（戰時下にかゝはらず、市會の流會がこの年甚しかりしは注目すべきである）新年度豫算は戰時下緊縮消極方針のもと、理事者立案の臨時費中衞生費一千四百圓、市區整理費三百八十圓など市參事會に於て削除し、三月十五日參事會より市會へ提出されたもの總出入總額九万八千九百余圓、前年度に比し九千余圓の增加にして、臨時費は敎育費二万一千圓の校舍建築移轉費と土木費（堺川取擴げ）八百五十圓、水道調査費二千二百圓、計二万四千四百圓（水道費はその設計に約一年の日子を要する見込なるもその着手は明年度後半期の豫定なるを以て六ヶ月分の支出）

委員會では原案に對し三千余圓の削減を行ひ、歲入出總額九万七千九百余圓、即ち歲出に於て市長給料六百圓を八百圓に、議員費費繳僞費九百圓を削減し、同臨時費中土木費八百五十四圓を削除、水道調査費二千二百圓を僅か一百圓に削減、二十七日長谷川委員長より本會議に報告、同日前項第三高等小學校の件等を讀了、三十日豫算案讀了。結局本年度の主要事業は第二高小の新築と第七尋小（川原石）の移轉と敎育關係のみに限定さる。

新財源捻出に苦慮

（四四一頁參照）三十六年度に於て特別稅建築稅を決議せるも許可に至らなかつた吳市では、翌三十七年二月二日の市會に吳市特別稅營業稅條例を提案、委員附託として議議修正を重ねた上、六月十四日に至り可決せるも、これが、本省の許可を得るに至らず、後者はのちの移入稅案、海軍助成金の淵源をなすものなので、參考に全案を摘記せんに次の如くである。

第一條　國稅營業稅を納むるものにして本市內に支店出張店其他營業所を設け營業をなす本市內に於て國稅營業稅を納めざるものに對し特別稅營業稅を課す、本稅の課稅標準は營業稅法の規定を適用し稅率は全法定定の半額以下とし每年市會に於て之を定む、但し課稅標準上資本金とある

を細徴金とし其率は百分の一以下とす　前項の課稅標準額を算定するには本市に於ける營業に關するものに限る

第二條　調稅上必要ある場合は吏員を派し日出より日沒迄に自宅又は營業所に臨檢し又は帳簿物件の檢査をなすことあるべし（以下略）

附則　明治三十七年度は月割とす

よつて、本年度に於ては、八月、市稅徵收取扱規定中改正の件

國稅營業者にして市内に支店又は出張所其他の營業所を設けて營業する者にして本市に國稅營業稅を納めざる者に對し營業稅を賦課すとの一條を加ふ、稅額は國稅營業法に準擧し課稅標準の資本金を屆出しめ仝標準中資本金を屆出ざる者には資金を屆出しめ之によつて資本金を査定す、若し該屆出をなさず又は不當の屆出をなす者に對しては市參事會に於て相當の査定をなすを決議せるも、これ亦認可に至らず、かくて吳市は、四十年度土地建物移轉稅を徵するまで、市會及び理事者苦慮を重ねしも、普通市稅たる戸別割のほか特別市稅は遂に實現をみずに至る。

縣會議員增員選擧　市制衆定員一名のところ人口增加して二名とされ增員選擧を二十日執行、今中富三郎に前年の選擧違反事件（十吉無罪）に對する同情ありしも、革新勢力の小林芳樹と爭ふて僅敗。

ランプに火　が入つて二川町西本通三丁目の大工職一戸仝燒、一戸半燒。

嚴島神社大鳥居　柱立の式あり、建立すゝむ。

人力車々夫檢査　二十四日より月末まで、改正規則に基き最も嚴重に行ふ

地方裁判所支部廢止　行政整理の結果地方裁判所支部を半減され、廣島地方では尾道、三次を三月一日より廢止。

區裁判所廳舍建築計畫

前記地方支部廢止に關聯しては、區裁判所の權限擴張論もなされをる折柄、吳市では必要なる廳舍なきため未だ行はれざる區裁判所事務の廣島よりの移轉について、宮原市議が代議士當時土地建物の買收分を求めたことあるもその後放任されてゐたるを、三月、市會議會で運動を起すことゝさる。

―四月九日、舊市役所を提供せんと日論みしも、同建物も川原石なる現廳舍と接隣なること大してかはりなきため、その後花見橋畔柳花園後方に市民の寄附を以て建築し、土地建物を提供するべく、―五月十八日市會に二荘山田村新開の個人所有地を市有建物敷地に借入れの件」を附議、敷地賃借料二千圓、建築費八千圓、計一万圓の寄附を募集の計畫せるも、これが賃借料五百圓の豫定に對し裁判所側では月二十圓を譲らず、議論紛々、同月二十九日の市會に持越され更に實地調査のため決定を延期。

―八月十八日の市會に於て同地千五百坪借入を決議。―八月十八日、一瀬廣島控訴院長來吳し地所を檢分するに、第八小學校横を適當とせるも―九月市會は議決通り柳花園横手蓮池一帶の千五百坪借入れを行ふことゝ決す。

―九月八日再議、千三百十坪とし、所有者澤原精一、宮原鶴之助、植田新之助、植田爲助、福愛次郎の五名より、借主に於て平坦に埋立（現地價より平均六尺高く）五ヶ年間無料、隣地を參考に地料協定のことゝし、十ケ年間の賃貸契約に及ぶ。

―二十九年四月、一万九千圓の敷地及び建築費豫算可決（同年別項中學校設置及び四月の追加豫算の項參照）

（四　月）

市役所疑獄事件

二日、廣島地方裁判所高橋豫審判事より令狀を執行され助役天野儀太郎は自宅より、書記永井正義は廳内より、同藥屋元吉は市長と海兵團へ赴く途中を拘引され、何れも廣島へ護送さる、事件は和庄町字元町茶業檜垣襄意が海軍用達たるべく開業未だ八ヶ月なるも二年間營業の證明書を二月三日天野助役が市長代理として與へ虚實はこれが係りなりしが相通じての公印盜用公文書僞造行使の疑ひありとされたもので、末永市議の紹介により市書記として稅務課に勤務せるも面白からず昨年春免職となりし山内榊雄（元吉浦村長）の腐敗にかゝる、當の檜垣も拘引され、十四日來、市長、山内、襄意の兄檜垣義一、義憲と變意な天野吳服店支配人天野源一（儀太郎弟）ら贋々と證人に喚問され、市長喚問の日は臨時市長代理を青盛敗鳥に任して出廳する次第、この間市參事會よりは辨當の差入を行はれ、市長も再度出廳して陳情に及ぶ、二十日讞審免訴となりしも、檢事控訴あり引續き拘禁、五月二日、證憑不充分で拘告棄却放免さる。

五日、岩越慶に市内官公選長有志を招待し謝免の賞宴を催す。

―九月、この疑獄事件を不穩として辭職ありし天野助役は、かねて煩些なる事務に健康を害し、戰爭終れる二十七日辭表提出。

吟詠倶樂部　和庄町六八一番次の一、機關紙「非僧の琴」を發行。

潛聲會　文藝愛好者、遠藤臨仙、岡崎笠峰、井村柳葉らにより「潛の聲」を發行。吳俳壇觀合世話人高橋不及主催にてまんじ廠跡月例立机擬題會を坂本吳書長認員　昨年十二月十二日遺書留置の犯罪人逃亡と本年の二月四日の嬰兒謀殺嫌疑の多田ツネ留置場内で縊死せる證實不行屆に對し。

淺水小學校幼稚園　十日開園式を行ふ、蓋し吳市での嚆矢ならん。

（五　月）

宮原村史員出張所　一日より後藤友二郎方に開設、書記が詰切り諸願届を受付る。―非常に便利となり村民喜び、十三日同區の有志百二十名、後藤方に會合、祝宴、市より渡邊收入役、青盛市參事會員列す。

吳座の火事

日本一義太夫越路太夫一座滯藏中、前夜十二時二十七分打出して間もない二十八日午前二時半頃出火、吳警消防組は井水によりポンプ三台で、これが將に盡きんとする頃海軍造務部、海兵團、水雷團の各防火隊は蒸汽ポンプ外二台で潮潮の堺川より消防につとむ、火は市役所裏と小使部屋の屋根が接觸してゐるもこれに移らず、間奈の兩側もおいて、前方六間道路を隔つる七丁目側の家屋に延燒、吳座と家屋五軒四百七十六坪を燒失して同九時漸く鎭火、吳座は當時市有唯一の宏壯美麗な建築であり、市役所は僅か講堂を隔てるのみのため、市吏員は勿論近隣町村よりも消防組が駈付け防火につとめて被害を免る、共濟會病院の看護婦三十名も駈つけたが幸ひ負傷者なく、吳座の建築費二万七千圓（保險一万二千圓）その他で損害五万圓のほかに、越路一行の衣裳品千圓も燒失して一應關阪し出直すことゝなる。

―再建に直ちに着手、十二月上棟、構造は前と同じなれど規模淺分小。

廣村出身川崎法學士　廣村出身法學士川崎卓吉は文官高等試驗に合格、自治研究を志し府縣參事官に採用されて東京市廳務課長たりしが、このほど靜岡縣下の郡長に轉じ、法學士郡長の嚆矢をなす、同じく縣下出身にして大學研究科で警察學を專攻、法學士警官たる松井茂と共に本縣の誇りをなす。七日吉原地方局長の盥酌で華燭の典。

松本新開に妖怪　荘山田村境河畔松本新開の溜池水中より五分間を隔位に煙草の煙りかマッチを擦つたやうな異變なものが出てきて妖怪說を生む（後年堺川トブのメタン瓦斯の類か）

荘山田新開の埋立

（四番町、五番町、六番町と前年の字名改稱には市街名を附されたが、この頃、柳花園裏の蓮池は現市役所附近に續いてをり、六番町から濱田町一帶は泥田の中を出船の準備に農夫が忙しい、軍港開設後市街擴張地として埋立てられた縣道以南は現在の廣縣のやうに吳縣が市街と隔つてあり、縣道なる二河橋通りの兩側に人家の疎ふあるのみ、縣道以北に至つては、稻荷、今西、岩方、藏本各町が現七丁目あたりから家續きをなしてをり、この間の四、五、六番町が前記の如くで、僅かに二河河畔の島尋小學校が道路を下つて低地に、これに隣つて共濟會病院、第八小學校が

堤立地にあり、海軍射的場に至る海軍水道の鐵管埋設路が現公園通を一直線に走つてをるが、前々年、市役所豫定地として現廳舍敷地の一部を買收され、この三、四月、裁判所廳舍新築豫定地として柳花園橫手の蓮池を埋せられる筈、この附近一帶も亦市街化の日は迫つてきてをる）

市街化の前提は先づ蓮池、田圃の堤立であり、これを目論む大本吾平は、さきに鐵道敷設、續いて共濟病院敷地堤立に三津田台地（現縣立一中敷地一帶）の開墾を更に進めて、これが土砂をこゝに運搬するべく、市へ「荏山田村字二河平及び瀨巒の道路及び堤防に土工軌道敷設許可」方を出願、五月十七日の市會に附議、異論百出し、參事會遂に撤回に及ぶ。―同月二十九日の市會に再提案可決（共濟病院でも附近を埋て丶敷地擴張を行ふにあたり、七月この台地を第二小學校―のち第一と改稱―敷地に整地しつゝ土砂を運搬）（因に荏山田村にはこの頃この天堤立地のほかに松本町に續く松本新開が堺川中流右側にある、この松本新開から海軍射的場の下手、鐵管道路と二河川堤防の斜面などは稻作に適せず稻作を行はれ、その他は水田で麥作を併せ行はれてゐた、なほ當時も未だ殘存せる和庄町の新開即ち中通筋と堺川堤防との間は土質不良のため水田とならず、荏山田新開の柳花園附近から吳驛附近にかけての處々と共に蓮池をなしてゐた）

所得調査委員擧　二十二日、有權者三四一名より、左記四十二名を擧

中據耕造　豐田實誼　中據龍　佐々木仙一　檜垣幾之助　宮原幸三郎　宮田德次郎　林良平　西丸昇　瀨岡眞一　中島健一郎　山中紀三郎　淸藤傳右衞門　山本綾太郎　澤原金左衞門　石山藤市　勝田仁三郎　佐藤万藏　廣本利一　道佛利三郎

―六月十日、半數改選に吳市より澤原精一當選（郡部より野間八郎）

○○○○私費を○整理　この頃市内にいかゞはしき私娼多數開かる、市では調査のうえ一、二を除いて閉鎖を命ず。

高須繩詰工場火災　三十一日午前三時頃二川町三丁目二十番地高須繩詰合資會社より出火、同工場一棟（七十坪）倉庫一棟を燒失して同四時鎭火、原因は乾燥室のボイラーより火が漏れて、損害一万三千圓（機械七千圓、物品書物各三千圓）

（六　月）

未曾有の大地震（二日―便宜「日露戰爭と吳軍港」の六月に一括）

海軍生糧疑獄民間側公判　昨年四月贈賄、軍法會議に於て十月結審、細用商人側は廣島地方裁判所に廻された吳海軍衣糧科疑獄事件は三月十八日豫審終結決定、重罪公判に附さる。被告は次の十九名

橫濱市西戶部町渡邊三郎　△大阪市南區難波新川町二丁目佐竹淸重　△廣島市西九軒町當時吳市和庄町新庄千代藏　△吳市和庄町和田敬雄　△山口縣阿武郡萩町當時江田島村高須謙三　△安佐郡三篠村大字打越高橋勝之助　△吳市荏山田村豐嘉吉　△全二川町李家少輔五郎　△全高田幾藏　△茨城縣新治郡下大津村大字加藤當時吳市荏山田村坂本轟吉　△吳市和庄町野間元繁太郎　△神戶市北長狹通二丁目當時吳市和庄町二丁目長香忠親　△靜岡市安西一丁目南裏町當時吳市和庄町一丁目笹野志賀松　△靜岡縣當時吳市和庄町一丁目山本小四郎　△廣島市深川區深川東元町三輪鐵太郎　△賀茂郡阿賀町土肥祥三郎　△御調郡西野村前田利三郎　△吳市和庄町豐田理作　△廣島市當時吳市和庄町八百幸茂一

右、官文書僞行使詐欺取財事件の豫審決定要領は次の如し

被告關三は牛肉調達商人として被告孟、少輔五郎、繁雄、續松は其雇人として被告幾藏は關三の下受人高田雪之助の實父たるより其代人として被告勝之助は關三下受人中田彌四郎雇人として被告繁太郎は牛肉調達商人野間元武助と親子の關係より其代人として被告幾藏之助は牛肉調達商人笹野萬四郎の弟たる關係より其代人として被告少四郎は其雇人として被告利作は鶏卵調達商人として被告茂一は其雇人として被告千代藏は調達商人歷代として吳鎭守府海兵團、水雷團、海軍病院へ牛肉、鶏卵を上納するに當り當時吳水雷團衣糧科屬宰たりし被告三郎、萬重其他客年十二月十六日本件事實の共犯として鎭守府軍法會議に於て處分を受けたる其當時は海兵團、水雷團、海軍病院衣糧科の營繕廚宰と共謀し經理部より一萬六千六百六圓十七錢八厘を騙取したるものなり、廚宰らは牛糧品調求簿及調求票を作製するに先だち惣代たる被告千代藏に對し窃かに實際の納品は調求票所揭の數量より少額の物品を衣糧科現品受渡所に持參すべき旨を打合せ置き三十四年十月より三十七年一月七日迄犯意を繼續せるもの（このほか雜隊、廳への納品にも全樣の疑ひあり、これらは起訴なきもこれを加ふれば莫大な額にる上らん）

四月二十五日より廣島地方裁判所第一公廷に於て羽仁裁判長、山田、原兩判事陪席、寺田檢事立會で公判開かれるに、東京より花井卓藏ほか在野橫山勝田等八辯護士列す。民事原告代理よりは慣ら私訴二万八千圓も提起さる。六月八日、次の判決をなされ、なほ附帶被害金請求事件は原告請求の如く採用され同時に決定を言渡さる。

△輜重役八年渡邊三郎、佐竹淸重

△全七年新庄千代藏　和田敬雄

幸茂一　豐田理作　高橋勝之助　淸嘉吉　李家少輔五郎　高田幾藏　坂本轟松　長香忠親　笹野志賀松　山本小一郎　三輪鐵太郎　△重禁錮二年六月土肥祥三郎　前田利三郎

被告十九名、何れも控訴し、九月五日より廣島控訴院で公判、鳩山、高木花井の在京三博士と在廣合して辯護士二十名、近來稀な大公判とさる。

高木辯護人「裁判長は被告新庄千代藏の口述を以て唯一の材料とするが、高須外二、三名は無罪と信ずる、即ち官邊の誘致を受け止むなく從ひたるものにして事實論よりも法律論よりもこれを共犯と認めるは暴である、從らに形式に流るゝは遺憾、高須如きは單に名義に止まり生肉納入には關與せず纖塵の方に熱心にしてその余裕なく、凡てを雇人に託してゐる事實は證跡歷然たり、その監督不行屆の點はあれど官史と異なり懲戒處分は出來ぬ、その賬簿上に不正の收入ありしことに對しては本人これを知つてからは返金には喜んで應じるものである」と。花井辯護人は「豐田利作にかゝるものは凡て屠人八百幸の行爲である、その平生を知悉する全郷の全人のため進んで辯護するもの」と。鳩山辯護人は前田利三郎のため「官史の犯罪をたすけたものであるが、雖則的な關係でもなく、從犯でもない」と。

―九月二十日、次の如く判決

△無罪高須謙三、豐田理作

△輜重役六年渡邊三郎、佐竹淸重

△懲禁錮二年、罰金三十圓、監視六月　新庄千代藏　和田敬雄

△全一年、二十圓、六ケ月高橋勝之助　李家少輔五郎　高田幾藏　三輪鐵太郎　八百幸茂一

△全八月、二十圓　笹野志賀松

△全四月、二十圓長香忠親　土肥祥三郎　前田利三郎

△全三月、十圓　坂本轟松　山本小四郎

△全一月、二十圓野間元繁太郎

高等小學校新築　第一高小（男子）第二高小（女子）は同一ケ所に併置されてをるが、兩校を合併して第一高小（男子）とし、第一高小（女子）を二河平の台地に新築すべく、本年度豫算に於て議決、敷地三千五百坪に建物二百五十坪（二階建教室一棟、平家建五棟、御眞影安置室）十七學級、建築費七千八百二十圓を許可申請中のところ、十八日許可さる。

―整地の土砂を共濟病院敷地擴張の堤立に運搬のため、校舍の建築は遲る

―八月三十一日、第一高小燒失。―土木委員會再燈を協議。

―九月、第一高小（瀨尋）を第二高小とし、新築計畫中の第二高小（二河平）を第一高小に名稱を變更（新築校は男子高小となる）

―十一月末、工事大体に終り、兒童を移す。

第七小學校移轉　第二高小新築と教育關係に限られた本年度の二事業、第七小學校の移轉は、六月移轉敷地を許可さる。―七月、敷地工事五三二圓、建物移轉二、四九三の入札成る。―八月、東港町より西港町六百十七坪の校地に平家建六教室を移―且平家建一棟及び附屬便所等を增築し面目を改む。

豪雨水害　十九日夜來豪雨出水、二十日に至るもやまず、一河川堤防缺潰して石風呂山附近は海の如く、賀田川に沿ふて八町步浸水、共濟病院上

手危險に瀕し、消防組總動員で土俵で防ぐ、同川山手通側も缺潰、堺川は遊廓附近前年の水害に川幅を擴めたるため前回の轍を繰返へさざるも、明神町、松本町一帶浸水し松本新開を警戒、工廠でも工場に海水浸入して作業を妨げらる。江田島村の被害も切串を主として甚しく、流失家屋五、同出畑三戸、宅地四畝、浸水家屋三十五、死者一名、損害一千八百圓。―吳市の浸水地區には清潔法を施行。―八月、工費二千圓の二河川堤防水久的修繕設計に據より五百三十圓補助さる。

（七　月）

天應海水浴場　山王、前年官線當時の如く濱組假停車場を開き、今年は溫浴場も設けらる。

人造氷成功　三十六年創立の二河々畔吳製氷會社では昨年機械据付を終れるも不結果なりしが、今春より製造中にて從來の天然貯藏水の不足は充分補はれる見込み。

警察の一部改革　は一部を午前七時より九時まで、二部を九時より十一時まで各三時間。二十八日より夏休み、九月五日始業。

農工銀行　市内の株主四十九名。

高日神社移轉　十四日の市會にて、和庄町字寺道の高日神社を移轉するに字鳥浦の區有地無償寄附を可決。

暴風雨　十八日、戰艦〇〇の小蒸汽一隻沈沒、川原石の小廻船二隻沈沒二隻破損、傳馬四隻破損。

（八　月）

教育夏季大講習會　私立教育會主催にて一日より十日間止覺寺に於て開催（三七〇頁參照）樋口龍峽士の「國家社會主義教育學」「社會主義概論」姉崎博士の「同情の世界」早速代議士の「國體精髓論」等注目さる。

またも豪雨　二日夕からの豪雨出水に市内の浸水家屋三百二十九戸朝日町、昭和、湯の崎、和庄上、二河橋邊、川原石と全市に亘る、床下浸水は算なし、橋梁流失二、道路缺潰八十ヶ所、七百六十三間、堤防缺潰十七ヶ所百三間（全市消毒大清潔法前項參照）暴風　八日、川原石港にて小船三隻沈沒、二隻破壞。降雨　十五日夜の降雨にも可成りの被害。

元郵便局長副責　職信事務官補元吳郵便局長河原實也は職信屬として在勤中三十六年四月より本年二月まで、通常郵便物三百通、價格表記二通を局員が開封隱匿せるは監督不行屆として。

第二高小全燒　三十一日午前零時五分、第二高等小學校の小使室から發火風氣なく消防組の活動に延燒を免れたが全校昌宥に罹す。

（九　月）

衞生組合改組　（二月、町物代職託の項參照）町物代兼任となり新規約を申請中のところ、二日認可さる。從來市內二十四區の衞生組合が町總代區域により七十六組合となる。

―十月二日第一回會議を開き　組合衞生組合正副會長の選舉を行ふた結果次の如く、終つて組合費豫算につき協議。

△會長一二八圓近藤良碩、次點一二圓福島榮禮　△副會長一二五圓岸井忠次郎、次點高原一人、渡邊秀四郎、橋本貞之助ら

【註】本年二月廣島縣令甲第十四號を以て衞生組合法の發布あり、八月該規定に基き組合規約を設定知事の認可を得て之が組成すべしと「吳市史」にあり、偶々吳市に於ては町總代兼任への改組と時を合せしてゐる。

佐々木高知縣退職　六日拂暁、市內有志五十余名自宅附待、銅仙一棲掬庵分署長斬らる　築山警部、忍び込みの少年を追跡するに兇器を以て數十箇所を斬られ、縣立廣島病院に入院―犯人同村多賀谷康夫は丁年未爾のため一等減一重禁錮四年六月監に處さる。

倉橋島村長　友澤半三郎再選認可。大屋村收入役川手次六依願退職、後任西本市松。警固屋村長　十月十一日、石原富士松認可。

土木常設委員　任明瀨了改選の結果廣本文右衞門、後藤左三郎、堀岡眞一

通俗文學講演會　甲辰女學校に於て第一回を開く、吉武佰馴「藝術の系統的說明」西山花蕙「女學生と文學」その他本田甲辰女學校長、和田島城、池田英らの講演あり（前來數年回を重ぬ）―四十五年一月第二十五回（文藝講演會）を東本通止覺寺に開き、吉武佰馴「涅槃の風光と藝術の極致」田窪東伯「美術は醫藥なりや」

（十　月）

稅務外勤に制服　稅務課外勤徵收係に一定の制服を。

市內電話開通　（日露戰爭と吳軍港の三月海軍關係電話の項參照）一日より開通、加入者百十名、既に開通してゐた官廳關係の番號次の如し

1吳鎭守府　2山鐵吳驛　3郵船會社　4吳驛荷物扱係　5憲兵分隊

6吳警察署　7市役所　8鎭守府長官　9仝參謀長　10仝參謀　11仝副官

―十日、三好櫻に於て開通祝賀式を擧行、加入者一同、廣島、吳衞戍局長、鎭守府司令長官以下の來賓を迎ふ。

眼鏡橋驛前間道路　堺川に架橋して一直線に通ずる道路の修築をかねて企劃中手續終了して近く開鑿に着手。―十八日市會にて豐田新開地先宮下川北岸の河岸を築調（南岸は海軍により早くより築調）するため水面埋立を出願、道路敷のほかは宅地の目的を以て市に無代下付を請ふ、但しうち四百坪は稅濟會の海員養成所敷地として寄附、工費は稅濟會に寄附のものを同會に於て負擔のほか市費、一時公債により、宅地賣却によつて支拂ひ不足の際は市税による―とす。

吳安藝澤酒品評會　十五日、縣酒組合安藝郡支部主催、安藝郡吳市合併の

清酒品評會を郡役所に於て開催さる、吳市及び附近の入賞は

△一等吳市島橋基緒、矢野村岡山峰太郎　△二等吳市濱藤傳右衞門、倉橋島村林森太郎、瀨戸島村大隅寶晃　△三等倉橋島村山本重雄、吳市呉崎俊太郎、警固屋村水野榮太郎、吉浦村野間八郎　△四等吳市三宅清兵衞、吳市石橋喜助、瀨戸島村藤岡熊基、仝瀨谷滋之助

因に吳税務管內本年度釀造見込石數一万二千二十五石、前年に比し四百三十石の增、味淋は百六十七石、白酒二十五石、酒釀造許者四十。

賀茂郡町村會　十八日、會長竹原町長欠兼雄平辭任のあとを副會長川上村長に、副會長後任に早田原村長山內一德を決定、南北依然融和を續く、中尾郡長の德望、木原課長の老練、山田郡書記の熱誠に郡內平和。

（十一　月）

瀨戸島村改稱町制　郡內の名區瀨戸島村は戸數二千百十七、人口一万三千三百を算し海運の要衝は今後の發展に期待さるところ多く町制施行の議起り、同時に音戸と改稱方を申請に及ぶ。―二十一日縣參事會はこれを郡會に諮問し、郡會は二十五日これを可とし、二十六日縣參事會は本省へ申請。なほ助役を二名とし元警固屋村長井上式太郎當選。

―十二月、明治三十年の勅令に基く消防組設置（三十名）を可部、竹原兩町と共に命ぜらる。

倉橋島村　勿古田小學校に於て單級教授法研究會を開催、縣師士井訓導臨み、三十二名盛會。宇宮尾に於て內田閥商勞者技術指導、兒玉水產試驗場技手主任となり漁業講習を開催中のところ成績良好、然料半分、時間は三分一騙馭に藥書　吳市では關釩を捕鯨態度で奬勵してゐたが成績思はしからず一頭二疋と一疋五里の切手又は藥書と引換の方法により奬勵。

山本家六校長表彰　文部省に於て天長の佳節を卜し全國十余万の小學校敎員中より三十名を選んで勳績狀證書を授與さるなかに縣下の瀨谷尾

道尋高、二上廣島第一高と呉第一高等小學校長山本家六あり。これが表彰會を第八小學校で開催、參會者三百余名、澤原呉市私立教育會長表彰文を朗讀し記念品を贈り、縣第二部長事務官白坂榮吉代理高橋學務課長、荒尾市長、韓國人閔峻、金昌らの祝辭あり、立食の祝宴を張らる。—同人は來任前安佐郡祇園村沼田小學校に九年在任、同校でも表彰式を擧行。

—翌三十九年一月、縣立廣島中學校で三校長に對する功績證書授與式を行はる。二月五日第一高小運動場に於て祝賀式擧行、主席山縣訓導の挨拶、畝會會計長佐々木仙一、第二高小校長熊田音五郎の祝辭あり散會。

江田島村戰捷記念事業　水面埋立工事を行ひ基本財産を作り、又小學校隔離病舍に杉苗五百本桐苗百本を植栽、個人千戸に柑橘を植えしむ。

博物標本蒐集　安藝郡では各小學校に三十六年來博物標本を蒐集して各校に小博物室を設けるやう奬勵し來れるが、時局に際し記念事業として更に勵む、郡内で完備せるは室尾、倉橋、瀬戸島、警固屋、江田島等十一校、動物九七九點、植物八九〇點、鑛物七八三點、計三千四百點にして、うち江田島尋常島等小學校が最も整備されてをる。

警固屋村長　の發起にて町村農會長は町村長、郡農會議員は町村農會長に限るやう提唱、北部三村これに賛成するあつて、安藝郡有志は法規を無視するものと憤慨、海田市妙顯寺に集合して糾彈。—有志は農務大臣に陳情のため上京。

（十二月）

天野助役辭任と後任選擧

四月の市役所疑獄事件には無罪となりしも、會衆辭意を決しつゝも時局下その機を得ざりし天野助役は、既に調和談判に及ぶ九月辭表を提出、市會の留任勸告を謝辭、同二十七日これを承認さる。

後任に收入役渡邊逸太郎、首席書記栗屋元吉、市會議員濱本佃二、石山儀市、堀岡眞一ら擬せらる、強に堀岡市議は海軍書記を辭するに既に前任の天野と獻契ありとさる。十月名乘りをあげた渡邊收入役には和庄議員、青盛敬鳥の實弟海軍書記青盛友太郎には宮原議員の支持あり、荒山田議員は宮崎俊太郎を擁するも本人にその意志なし、その他本人の意志に拘らず石田龜太郎えとの說もあれば、關戸種吉說も出る、されど有力者間には給料を八百圓位迄に引上げて輸入に依らんとも議さる。

—十月十八日の市會に於て、和庄、荘山田、二河の三區議員は一致して市參事會員眼科醫豐田實訓を、青盛友太郎を推してゐた宮原區議員も合流して二十六票の滿場一致で選擧、當選（鍬居水野、和田、永井、小泉、阪東の五議員）扨柄市參事會開會中とて直ちに受諾交渉に及ぶに豐田は卿か憤慨の模樣にて斷乎拒絶して自邸に引取る。選擧の暗闘は繰返されて、青盛、關戸、渡邊鼎立。—市會協議會で豫選の結果は岡村倫造、青盛友太郎、安原幸次郎石田龜太郎、宮崎俊太郎、渡邊逸太郎ら擧げられ、十二月二日の市會で選擧の結果は十四票岡村、十票青盛、一票關戸で岡村に決定（和庄、荘山田は共に地元候補を推して斷入に協定せしものならん）新助役岡村倫造。二日の市會に於て當選せる後任輸入助役、岡村倫造は

「半白の五分苅頭、これに擬すれば老壯士の如く、これと談ずれば凉々として悩むを知らぬ慈母の樣、もしこれと論ずれば吉凶火を吐く熱烈の辯、きことに近づき難く親しみ易き人物、竹原警長たること六年、突如三次に轉任にあたつては、現給額で土地に留まつて貰ふやう有志の議會つて依願免官となり竹原製鹽會社支配人の名義のもとに竹原の顧問役として遇せられてゐたるを呉市に招聘せるもの」と、曾々年の「呉公論」に評されてをり、また市長舍建築問題で市會の紛糾にあたつては「助役の裂帛的聲調に反感—聽者を傾聽せるが如き態度—自らは星學の剛腹をもつて云々」の評もあり。

大同會　急速なる選擧遂上の呉市政に士着、從來の反目あるは市の繁榮を阻害するものであり、これを採消して呉市全般の發展進歩を圖るを目的に澤原稱一、佐々木仙一らの賛同を得て大同會なる社交機關を設け和庄町本通四丁目万歳旅館（着月熊平方）に事務所を置き、第一回演説會を二十六日賛來座に、第二回を朝日座で開く。

市會第一次半數改選

十一月十三日の市會に於て半數退任補缺につき議するも決せず二川區の推薦なく一、二級とも定員一名の場合は如何にするかの疑義について縣の指令を待つことゝす。—この時、當選、選擧の場合を豫想してか、永らくの交誼を謝すと青盛喜一郎久保田權に市長議員らを招待に及べる、眞意何處に、奇怪至極と詭辯となる。—選擧期日二週間のうちに迫る十二月二日の市會に於て助役選擧を行ひ補缺で退任者を決定、新市會を待たずに助役選擧を行ふは無策であり、補缺も補缺會（市會側ではその時傍聽者なかりしものにして公開補缺せりと辭明）で行へるは違法なりしと難ぜらる、即ちその補缺の結果にだては辭任缺員の佐々木、天野の兩元議員、失職缺員の未永、今中兩議元議員を當選者に加へて、次に退任希望者を入れ不足を再選確實なるものを以てせるものにして、補缺に非ずして法定退任なりとする（因に、戰時下にかゝはらずこの一兩年の市會は隨意簡々、定數不足で流會を以てせる有樣に、市會の革新を叫ばるの折柄、新候補當選の余地を妨げるを非難されしもの）なほ、英國艦歡迎にあたり辭任申出の宮原議員はこのとき確と纏意を表明し缺員に非ずとさる。

（選擧結果に就ては本編第二章參照、なほ詳細年次史「選擧」の項に一括）

安藝郡呉市友會　郡、市の出身者を以て親睦を目的に廣島市で組織さる。

呉產婦獨成所　市内曙町明廿醫會場内に設け三日開式所を擧行。

郵便局改稱　呉鎭郵便局を警固屋郵便局に、廣村郵便局を廣郵便局に（十一月一日より實施）

社會斷片

△漁業法違犯　一月、吉浦村田川積松外八名の漁業法違犯及び脅迫被告事件の公判開かる。△官印僞造假出獄　川尻村宇川尻松本順助（六年）は官印僞造罪で三十二年八年の刑をうけ四十年二月が滿了のところ、二月、貯蓄工錢三十圓九十錢を携へて假出獄。△路上で毆打致死　本通二丁目二階湯に滯在の某が東本通二丁目カルヽ温泉附近で酩酊歸に戲れてゐるところを遊鄭の無稽誤に毆打され死に致る。△街路に左足　六月九日堺河畔月見湯前街路で切斷された左足を發見され猟奇な噂に花が咲いたが、去る二日の地震に警訓森田幹造が五年前朔賀町で手術せるを貰ひ受けてアルコール詰にしてゐた處が壞れたので車夫に捨てさせたものと判明、再びアルコールへ戻る。△訓導が強賣買　十一月、高小訓導木原次郎氏名を欺稱して強賣組に入込めるを發見され檻送さる。

明治三十九年

呉市建設の諸施設、諸計畫

三十五年十月一日市制施行、選擧區の決定に大小の紛議あつて選擧名簿調製に時日を要し十二月二十九日斷行の選擧を終了、明けて一月十八日參事會員の選擧を行ひ、これに引續がれるまでは、市政は專ら市長事務取扱者安藝郡長栗原廉三の手により應急暫定的に行はれ、二月二日第一次佐久間市長就任數可あつて自治呉市政なるものゝ發足をみたが、同市長は在任僅かに四ケ月で死去、八月十二日第二次佐久間市長の裁可就任をみて「呉市の發足」（四三六〇）の如くに市政その緒に就く、されど翌三十七年日露破局に遭ふや諸計畫の頓挫遷延するものありしも、就任一年、三十七年夏に語る「荒尾市政の

構想」（四九五頁）に吳市建設の胎動をみる、戰時下、その要請にも應へて町總代制、衞生組合改組、固有財產授受、傳染病院擴張、堺川改修、更には國庫補助をも得て下水溝渠の修築浚渫と市政に見るべきものなきには非ざれど、市財政の可及的緊縮方針のもと、未だ積極的建設の歩は進まず、のみならず敎育に於ては戰即なる二部敎授をも餘儀なくさるあり、平和恢復の翌三十九年に至つて愈々戰後經營を兼て建設諸施設は本格的軌道に乘る。就中宮原道路の建設は戰時下構內通行を禁止された三十七年の十二月既に胴壇にかゝり、堺川埋立計畫またまた同年十月市會の議決にかゝる（何れも同月參照）宮原道路はその準備工作戰時下に進捗して（翌年二月の項參照）三十九年愈々市會へ附議に至り、堺川埋立また同年二月許可をみる。

かくて、吳市建設の諸施設を、折からの戰後好況の潮に乘つて一齊に進めた三十九年の吳市は

△堺川、宮下川埋築　△宮原道路開鑿　△吳裁判所廳舍建築　△中、女學校の創設　△小學校增設　△上水道計畫　△傳染病院統一新築計畫　△下水溝渠完成

とその計畫、施設に多忙を極めたが、未だ市制早々の吳市はこれが財源に窮し經費の不足はこれが實現の障碍を免れなかつた。

されど戰時下の發展躊躇、戰後の軍港擴充には、諮會滿塲一致されて民間の諸企業に然と異り、その他馬車鐵道の特許、職工學校建設計畫、瓦斯會社の出願、經濟會の海員養所建設、職工銀行をめざして吳商業銀行の改稱增資など〳〵各方面に亘り活潑なる動きをみる、その反面市民に求められる寄附も多く、中學校、吳區裁判所廳舍建築の寄附の如きは殆どその目的を達することが出來ず、その大方を市費によつた。因みにこの年市內電話の一般加入を許され百五十口の增設をみしも大いに市況を助成したものであらう。

いま、これら建設の諸事業について詳記せんに、まづこれと同時に最も變をみし莊山田新開の市街化について

莊山田新開埋立と市街化

軍港開設せられて市街變調成ると雖も、それは川原石、兩城一こゝは鐵道開通まで吳港の唯一の玄關口で、管下町村との交通の便から區裁判所もあれば都役所もあり、急速なる繁榮を齎して院により一市街を成して莊山田村の三津田部落に家並を續けてゐたが、この莊山田村は二河橋から堺橋に至る縣道筋を除いては山麓に舊來の農村をみるのみ、新開は一畦の稻田と蓮池、稻側をなし、和庄町の市街化と比すべくもなかつた、市制成り、やがて日露戰爭下の戶口增加も、漸く和庄町に飽和狀態を來したのみで、未だ莊山田には及ばす、それが埋立工事が起り市街化したのは、實に日露戰後經營を待つてゞあつた。

これよりさき、縣道以南に吳驛が設けられるも、縣道、國道に連絡する道路は舊來のまゝで、三十九年宮下川の變調成つて、國道起點なる眼鏡橋より驛前への道路成り、一方、莊山田部落より吳警察署へ出る道路も區民より要望切なるにかゝはらず市當局は仲々にこれが修築に着手し得なかつたが同年堺川の築調成り兩岸を埋立られると共にこれが改修成り、三十七年に次ぐ四十年の改築で花見橋が新しく懸らしいものになると相俟つて、こゝに堺川に沿ふて市街地が出現、これよりさき、三十九年裁判所新廳舍を堺橋畔、今の市役所東側柳花園の北續きに卜さるや、これが埋立には五番町小學校（現市女）共濟病院敷地擴張埋立と三十六年より引續いての今の縣立吳一中敷地開鑿の土砂を二河川に架橋、共濟病院、第八小學校（五番町）前をトロツコ軌道により運搬されるあり、これと同時に廣田川上流大松樹から下手の田圃六万坪も北方山麓を切崩した土砂を以て埋立られ、西堺通、藏本町、岩方町から神田町、今西町の東に西なる內神、片山、稻荷町一帶の最新市街（四十二、三年頃）は順次縣道筋なる三番町市街と接近し、現市廳舍の建築にかゝつた四十二年頃には四、五番町と藏本、岩方、稻荷町の間には僅かに六番町とその以北一帶に空地をみるのみとなつた、一方驛前より三番町縣道筋との間も軍港開設後要所は埋立てゝ市街豫定地とされてゐたが、道路を除く低地は從來の田、畑のまゝなりしを、今も殘る驛前の潮止め溝をその名殘りに止めて順次埋立てられ、これ亦市街と化した。

この間、西に三津田、新築の兩橋の改築、東に潛生、五月、鏡山三橋の架設、二重橋の改築あつて、市街化を促進した。

宮原道路開鑿

（三十七年十二月、三十八年二月の項に續く）再び堀割計畫に戻つて三十九年二月五日一万六千五百圓の豫算（市、區費半々の負擔）を愈々市會へ提出、明年度事業なるも要緊地帶手續上三十八年度事業として九名の委員に附託、三月二十日、委員會の原案無修正を市會も可決（缺席議員の水野萬次郎も地元の大問題ほどに柳荻園での協議から本會議へも臨めるも、可決後早速退場）

市會の賛成理由として「宮原村千八百戶八千市民の年活必需品は川原石港から明法寺下を迂廻し阪路を運ばれるに一日以上を要し同じ吳市民であり乍ら物價高を余儀なくされてゐるは氣の毒、且一戶一圓九錢三厘の負擔は宮原區の寄附を合算すると五圓六十三錢となり、他區より六分三厘多い」との同情論をなされ、別に反對意見とてはなく滿塲一致を以て市會の決議をみたものである、不文ながら吳市合併の一條件をなしてゐたにもよる（本項については「吳市史」による第八章—三七七頁—を參照但し議決日時等本資料とは相違の點もあり）

—三月、工事費路線について縣より種々指圖ありしも、既設計のほか他になし。—五月、堀割の土砂を海軍構內に運搬することを許されず、憂田新開の埋立にあてることゝなる。—六月入札の結果九千八百十圓にて門司市井上政太郎に落札、二等秋元繁太郎。—十月、第二期工事を陳情（同月參照）

—四十年一月中完成の豫定なりしも、最後の最大難關工事で大岩石に遭遇したこと及び附帶工事續出のため遲延し、工事請負に三千八百圓の損失を來し下請負人と紛擾を起すなどして、年度末に於て、愈々竣工は六月頃ならんと觀測される。—更に遲れて十一月に及ぶ。

堺川、宮下川埋築と區裁判所廳舍建築

（裁判所廳舍については前年三月の項、宮下川については前年十月の項に續く、堺川については前記）三十九年四月十三日、過ぐる二月二十四日村許可を得た堺川、宮下川の埋立六万一千圓（土木治水費）と裁判所側との妥協成れる市有建物區裁判所廳舍建築一万九千五百圓（敷地四、五一八圓、建築費一五、〇四二圓）これが財源は前者は、昨年十月の宮下川埋立の決議に基き被彈會支部に寄附すべき四百坪に對する埋立手賣の徵收と五万八千七百圓の借入金（三ケ年以內利率八歩以內）後者は全部寄附による、その他二、三件と追加豫算を市會に附議。堺川埋立につき宮原議員より「敏速の度々に市の負擔となる、委地のまゝ賣却し一定の標準を示して埋立せしめるが可」との意見あり、石田議員の賛成もあつたが「堺川は市の所有に非ず、埋立してのち市に無代拂下をうけるもの」との說明に可決。原裁判所建築も原案可決。

因に宮下川埋立總坪二千三百七十二坪、道路敷等を除き民有千六百五十六坪、このうち四百坪を救濟會に提供、工賣坪六圓五十錢、豫算一万八百余圓のところ、九千七百圓で大本五平に落札。堺川は縣の裁斷により五月二十九日庶設計を市會可決、六月八札の結果四万二千七百八十七圓で和庄町岩本第一郎に落札、二番富島歌郎、三番新中峯吉、七月二十日工事開始。裁判所敷地埋立工事は五千八百十四圓にて門司市井上政太郎に落札、（十二月完了）建築は一万三千六百九十八圓にて莊山田村納岡忠次郎に落札、十二月着工。（區裁判所については四十年五月二十日の開廳式參照）

—八月、兩川埋立工事經營のため公債金五万八千七百圓（一ケ月百圓に付

六十錢）を吳貯蓄銀行より三万八千七百圓、吳銀行より二万圓、四十一年度限りで借入れる。

―翌三十九年三月末を以て竣工期限に至るも、堺橋下流の圍築陰場處置の爲進行を妨げられしと、冬季の進行遲々たりしとで、なほ底拂り工事千數百坪をあまし、この土砂を埋立、石垣工事を施すにはなほ相當時日を要し、五月中旬の竣工とみられ、地所賣立は九月頃、坪五十圓の見込み。一方宮下川は三月二十八日竣工、直ちに千三百二十一坪を二十筆に分つて公賣に附するに、入札者百余名あれど、豫算に達せるは青盛浦太郎、松浦長三郎、濱本佴二（二筆）の四筆のみ、よつて四月五日再入札に附す。

（地所公賣については爾後市財政に關する項を參照）

中學校創設　三十九年二月二日、市參事會に提出、其豫算經常臨時合して二万三千七百圓、十日、岡村助役出縣隙情、中島參事官、白阪書務官の賛成を得、同十五日これを決定、二十八日市會に諮る。

新年度豫算に關聯しをるも所要費中二万二千圓は寄附、殘余を授業料による、特別會計ではなく特別豫算で計劃案のやうなものだと天野助役答辯、私立甲辰女學校長本田議員から「先づ小學校の一部敎授を犧牲すべきではないか」との質問に「これは財力の問題ではなく手續上已むを得ぬものであり、二十九年度高等科三年以上、四十年度尋常科三年以上を收容することゝしてをる」と答ふ、更に「二部敎授犧牲を免れずとも當局は中學校を許可するか」との追及に、當局は頭に風、次いでこの新事業提案に對し從來の不渡手形の督促に及ぶに當局の答辯次の如し

△堤川開立―自分（助役）も急ぎ鎭守府よりも質問されてをるが、縣との交渉渉らず、四千坪以上の埋立は內務大臣の許可を要するので彼是遲延してをる。△川原石に於る棧橋―海岸埋立が許可されぬので其儘となつてをる、埋立ねば利益上着手出來ぬ、が、荷揚場のみは早晩設備する。

△區裁判所廳舍―前の設計では當局の承諾がないので目下竹原、尾道の實用を問合せ中。△堺川畔より停車場に通ずる道路―堺川埋立が遲れるので從つてこれも遲れる。

位置は二河の射的場を離れて堤防に添ひ製氷會社との中間三千坪、これが買收費二万圓は公借金による、寄附は四ヶ年間續ける、市長「中學校設置は急務なり、次に衞生設備にかゝる、中學校が出來れば相當の人が家族を呼寄せるから市の繁榮ともなる、財力は容易なり」と說明、石田議員「急務は他にあり、川原石荷揚場、市役所市會議事堂の建築、下水道改良、道路改善、更には公會堂、幼稚園、上水道、公園と多々あり、市は物質的に進化しこれに文明伴ふ、中學校急務に非ず」と論、十名の委員附託となる。

委員會では設置は承認せるも位置については旭山田中今西、二河川東岸、和庄町平原と三ヶ所の候補地を擧げ、差當つては第一高等小學校を利用するとゝす、宮原區より敷地寄附の讓ありしも位置偏して問題とならず、結局平原に決定。縣では同地は游廓に接近してをるので二河東岸を可とし、再議を求む、平原方面の地主選出議員の運動あり十三對十六で否決、前決議通りとし、委員三名縣へ陳情、かくて三十九年度開校せんとするに時日少なく、愼重に構へて四十年度からとの說に落つく。

―縣の再調査ありしも、四月十日、不許可の通牒あり。五月、市參事會は兩候補地を廢して新に七今西の五千坪と岩方町井上溫造（前村長）宅附近を兩候補地とし調査、更に旭山田村石風呂山池ケ城沖同十古川等も參考に供し、二十四、五日の市會に於て位置選定を再議。

―六月、過般竣工を告げた第一高等小學校（二河々畔三津田高地）の校舍を他に移してこの地を中學校の敷地とすべしとの意見を議員中よりなされたが、調査委員會では右敷地は狹隘なりとして、當初參事會より提議の二河東河畔古川町說多く、八月市會に於て右の大字旭山田村字二河五千七百二十坪を決定（この位置決定に關しては市會に於て小林議員ら平原說を固持、山下議員らの二河土手說に猛烈なる反對をなし來つたもの、市會に大激論をみるなほのちの三津田台地への變更についても右は小林議員と關係の深い大木吾平關聯中の地とて兩者結托のの疑ひありと物議）

―九月、總經費五万百九十一圓（うち三五、五六七圓敷地五、七二二坪、坪五圓、埋立費七千八百圓、一二、六四四圓を以て敎室、特別敎室、小使室等建築）を寄附に求め、九七七圓の器械器具新調等を市費によることに豫算を變更擴大して、仝月十五日設立申請書提出。―十二月二十七日設立認可、仝二十八日、四月よりの開校認可。

―四十年二月、中學校假校舍を八幡神社境內に設備にかゝつたが、變して第一高小に變更。―四月開校、職員は宮本校長以下觀山覺道ら十一名。

―然るに小學校令改正實施により高等科を二年に短縮、尋常科を六年とさるについては、市の學校經營方針を改むるの要あり、開校の年四十年の五月末位置變更を決定、七月申請、九月認可され、現在の縣立吳一中敷地となるこの敷地變更は、同所の現第一高等小學校を直ちに中學校舍として使用、更に接續せる二河小學校豫定敷地を構內に取込み中學校敷地として完全を期す一方、二河土手の中學校豫定地には第一高等小學校を新に建築、これは千五百坪で足りるから二河小學校千五百坪もこゝに建て、余剩地は別に考慮（のち高等女學校に）せんとせしもの、而して三津台地の敷地擴張二千五百坪中千五百坪は市會の承認を條件に大本吾平と假契約（第二次の第三高小敷地）整地中にて、殘り千坪は堀下げで工事に困難なしとさる。

高等女學校創設と小學校增設　三十九年度豫算に於て女子部なる第一高等小學校（第八小學校前を豫定―のち二河小學校となる）と第一尋常小學校の移轉を決定（さきの第一高小に次いで第二高小も移轉を要するは、兩校敷地が未埋立地にして道路よりも低地にあるため水害の危險あり附近と共にやがて埋立を要するがためと思はる）

―第一小學校の移轉　第一小學校は市街繁華の中心地に位し擴張增築の余地なく、本年度豫算に移轉先を豐出新開として移轉費を計上、三好旅館裏地主佐々木高藏、同仙一、城德二郎所有の四反四畝を埋築して四ヶ年間無料、その後の借地料を協定して借入るべく交涉を開始、八月三十一日の市會に於て移轉に適當の位置なしとして否決、併し就學兒童は益々增加するので岩方神に一校新設（五百九十八坪二千三百九十二圓、建築二千五百圓）を、外に五百坪借入れることを條件に可決。

右八月三十一日の市會に於て山下議員提出の女學校建設、本田議員提出の兩城方面に小學校一校建設の建議を可決。なほ堀岡議員より公園設置案を出せるも二千坪では狹い、和庄の區費による小公園なら可ならんと延期に決す（前回撤回せしもの）また、移轉に決せる第二小學校は更に四百二十七坪の敎室を增築の豫定なりしも宮原村南端の兒童の不便から第六小學校に高等科を併置するので幾分兒童を減ずるため七十五坪を減少し經費を他に。

―十二月、兩城小學校敷地として郡役所跡なる二川町字中新開外一字六百四十五坪（平均十圓五十錢）を借入れ。同月二十八日岩方小學校建築工事入札。―以上二校增設と高小併置に伴ふ本年度經費六千圓。

―高等女學校は四十年二月十九日の市會へ敷地を上今西一六七七番地外九段九畝を提案（準備費一、六六〇圓）可決、同二十一日付設置申請書を提出、三月二十日認可、四月十七日校長橫田正意（在仕水からず）以下敎員四名任用、同月三十日開校、中學校の位置變更に伴ひ中學校豫定地の一部をこれに充てることになる―現在の縣立吳高女（以上本編第七章參照、但し女學校の市會決議時日等相違あり、なほ女學校創設及び小學校增設の進行については四十年六月、女學校開校については同年五月參照）

上水道と運河の兩計畫

四十年一月初め、舊臘來上京遂第の要の後をおさめてゐた荒尾市長滯京二ケ月にして歸來、語るところ『運河は吳縣の後援に沿ふて堺川に通ずべし、其費約三十万圓、已に私人獨力にて經營の希望者もあり、上水道布設は、唯一の難關たりし水源に就て一道の泉流を得しものあり』と、その好消息を齎せる、上水道布設と運河の開鑿は、こゝ二、三年來の吳市縣案の二大計畫である。

上水道布設計畫は日露戰下の三十七年、市内の井水々質檢査の結果と相俟つて、その年秋荒尾市長これが調査の緒につけるもの、中桐縣技師により略々の設計と豫算を成され、大体の確信を得て、愈々調査に入るべく、翌年の豫算にはこれが調査費二十二百圓を參事會より市會に提出せるも、削られて僅か二百圓、その形を止めるに過きなかつた。されど、調査委員會を設け、參事會員七名、市會議員八名、市公民六名を以て組織、市會半數改選後の新委員には石田、澤原、後藤、天野の有力議員當選、その調査の歩は進められた（以上四八五頁參照）

【註】尤も、市長發案以來調査進行には斯く時日を空しうせるも、あとから考えれば、市は、調査、設計すべて完了するもこれが着手は海軍の上水道擴張工事完成を待て」との内示あり、翌四十三年は調査費は僅か三百圓を計上、按手も廢し、專ら調査整理にあたり、休止狀態、翌四十四年七月、正式に臨水分與の請願を市長より鎭守府長官に致す、同十二月、餘水分與の際の義務條件提示あり、これを諾諾して、大正二年三月遂に分與指令に接し工事着手に至る（以上本篇第十章參照）

四十五年の調査委員の顏ぶれ左の如し

石山儀市、勝田仁三郎、山下吉十郎、三宅眞多夫、富島歌郎、水野遙次郎、小林芳郎、渡邊遙太郎、佐々木仙一、佐藤万藏、荒川豐太郎、中森芳松其他

運河開鑿計畫　に就ては、本編第五章（三五一頁）に述べる如くで、この年私營、市營の論議を重ねられたるのち、翌四十月三月十二日の市會に諮問市營とするの得失、水利上の支障なきや否や、私營の場合の影響等を論議、二河川の砂防工事を如何にするかにつき紛擾、なほ縣の、私營の場合は交通料を徵し得るも市營の場合は不可との意見も明示され、市營として一時借入金によるも二、三年間に償還ぶ能で市費によらねばならぬことなども考慮され、結局「十五年後七分の配當をなし得る際は市へ讓渡、然らざる場合は私營を續ける」の條契約をなされてをる私營の方が有利とみられたが、兎も角九名の委員に附託、四月二十三日の市會に於て委員會決定の個ㇾ經營を認む

七月、さきに市關を辭せる吳屋元吉らにより三十万圓の吳運河株式會社を計畫されしも、宮原幸三郎龍飛に學ぎすべく取締役を辭退、同年末川原石港閉鎖を豫告さるに及んで自然消滅の形となる。

その他　下水溝は前年度國庫補助により街巷の修築濟濠はこれを行へるも、市街膨脹に伴ひ新たに敷設を要するも相次ぐ。職工學校設立計畫に就ては本年四月の項參照。

れが費用三十九年九百五十圓、四十年三千二百圓、四十一年千九百圓、四十二年七百圓、計約十千圓）この年、海軍より「餘水分與は海軍の擴張工事完成を待て」との内示あり、翌四十三年は調査費は僅か三百圓を計上、按手も廢し、專ら調査整理にあたり、休止狀態、翌四十四年七月、正式に臨水分與の請願を市長より鎭守府長官に致す、同十二月、餘水分與の際の義務條件提示あり、これを諾諾して、大正二年三月遂に分與指令に接し工事着手に至る（以上本篇第十章參照）

四十五年の調査委員の顏ぶれ左の如し

石山儀市、勝田仁三郎、山下吉十郎、三宅眞多夫、富島歌郎、水野遙次郎、小林芳郎、渡邊遙太郎、佐々木仙一、佐藤万藏、荒川豐太郎、中森芳松其他

運河開鑿計畫　に就ては、本編第五章（三五一頁）に述べる如くで、この年私營、市營の論議を重ねられたるのち、翌四十月三月十二日の市會に諮問市營とするの得失、水利上の支障なきや否や、私營の場合の影響等を論議、二河川の砂防工事を如何にするかにつき紛擾、なほ縣の、私營の場合は交通料を徵し得るも市營の場合は不可との意見も明示され、市營として一時借入金によるも二、三年間に償還ぶ能で市費によらねばならぬことなども考慮され、結局「十五年後七分の配當をなし得る際は市へ讓渡、然らざる場合は私營を續ける」の條契約をなされてをる私營の方が有利とみられたが、兎も角九名の委員に附託、四月二十三日の市會に於て委員會決定の個ㇾ經營を認む

七月、さきに市關を辭せる吳屋元吉らにより三十万圓の吳運河株式會社を計畫されしも、宮原幸三郎龍飛に學ぎすべく取締役を辭退、同年末川原石港閉鎖を豫告さるに及んで自然消滅の形となる。

その他　下水溝は前年度國庫補助により街巷の修築濟濠はこれを行へるも、市街膨脹に伴ひ新たに敷設を要するも相次ぐ。職工學校設立計畫に就ては本年四月の項參照。

「吳公論」の創刊

附「海國時報」と「吳每日新聞」の紛爭

「吳市に於ては週刊紙吳公論を發行さる、宮原幸三郎氏の機關紙にして營利を目的とするものに非ず」と、この年六月、豐備日日新聞に報ぜられ、次で數回廣告を掲載された「吳公論」は、同月三十日創刊。

創刊號紙上にみる社長、主筆の意氣込次の如し

【發刊の辭―宮原幸三郎】…敢て天下經綸の大業ありと呼ばず、敢て異常奇拔の卓見ありと號ばず、大言壯語は吾徒の能くする處にあらざれば也。吾が「吳公論」は、吾徒常識の判斷に待つて、吳市の進歩發達に貢獻すべく主として公共問題を、攻究言議す。吾が「吳公論」は、上下の頽風汚俗を改善すべく、また風敎問題を、觀察評論す。吾が「吳公論」の報導は、迅速なる能はざらんも、其正確は必せり。しかも稱導すべき事項の發見は、時に他に遲んじて最先なることあるべし。吾徒の讀論に候哉を叫ばんとする、其は無理なり、然も一言として行ふ能はざるものあらざるべし。吾徒報導に破綻を呼ばんとする、其は無理なり、しかも信じて過られざるものなるべし。……

【吾徒の告白―綱村等堂】：吾徒の「吳公論」は主として吳市の進歩發達に貢獻する處あらんを期す、是れ或は他擾亂者の其希望を小なりしと笑ふあらむも知るべからず。されど其笑罵や吾徒の甘受する處、吾徒は經國濟民などゝ腐儒快を呼ぶを好まざれば也。古人いへるあり「龍を畫くは易く虎を描くは難し」と、吾徒の業また易からざる也。……曰く衆議百出、曰く街小販區、吾徒は實に其邪見を排し其非行を斥くべく力めざるべからず。公道をして坦々たらしめ、正義をして濶歩せしむべく勞めざるべからず。しかも天高仕鳥飛、海濶從魚躍、吾徒また此度量あり、其非や願むべく其惡や好くなし、個人の私行を公擊して罵言讒謗を逞ふし以て得々たるが如きは他靑色紙記者の事、吾徒は能はざるまでも君子の關堂に立ちて清議すべきの態に敗はんと欲す。……

「吳公論は初め週刊紙として生れた、恰も市制施行の後であり、新聞を欲求する聲しきりなるものあつたに應へて堂々輿論陣を布いたのである、隨つて

政治方面に於ける推進力は極めて強く呉市民にとって大きな道標だった、呉公論の發刊については満村良次郎氏が大いに奮激し中央の先覚井上角五郎氏地元の長老澤原家を始め、有志知友の協力を得て輪廓をまとめ、殊に先代宮原幸三郎氏の蹶起と實業界の雄桐山可造氏らの支援あるに於て愈いよ機熟せりとなし、初代社長に宮原幸三郎氏を推戴し自らは主幹となって左の一文を巻頭に掲げ、旺んな意氣を顯示して市民と讀者の共感を呼んだ」と、のち「在呉三新聞合同記念誌」には記されてをる。

毎週木曜日發行、五號十九字詰五段の小型新聞、本社を胡町九十三番戸に置き、印刷所は廣島市細工町高坂印刷所、社長宮原幸三郎、主筆満村良次郎、一部一錢五厘月五錢、廣告料五號一行十錢。

專ら郷土ニュースを盛り、旁々の論を以って呉市建設の示唆指導にあたる、創刊號紙上の戰捷記念碑建設、凱旋記念碑建設の提唱、市是確立の論に續き呉海軍々人風紀の矯正と下士以下家族救護病院の建設、上水道布設、石風呂山附近に公園設置、女學校建設、山内中將銅像建立、下女子守の教育機關、幼稚園設置、造林事業等の提唱、地主の地上權設定猶手段筆誅、痛憤措くなき家主に痛棒、公設質屋による高利貸征伐、工廠贈賄の醉を痛論し職工の墮行を戒む、行賞恩賜金の交付は直ちに、二部教授に就て小學校々舎の利用と教授の方法

等々、その一年間にみるも呉市に實現せる諸事業、諸政策にして同紙の提唱せざるはなく、市政の先覺宮原幸三郎社長の所論を主筆満村良次郎が論策するところ、斷然他紙の追隨を許さず、未だ日刊ならずと雖もその權威他を後ぐ。その一、二を記せんに

地主の猾手段　頃者、土地所有權者即ち地主に對する地上權者即ち借地人の苦悩を聞くこと頗繁也。曰く、資を投じ月を重ねて、漸く田畠に土盛りして宅地と爲し、また資を投じ月を重ねて漸く家屋の建築を竣へ、これより多少の利益を得てその出費を償はんとせば、忽ち契約期間の一期（五年）に達するあり、土地の返還を迫らる。曰く、昨數千圓を出して一屋を購ひ、今新有權者に土地の返還を迫られて、明やむなくその建物を賣與するの賑やかさ。呉公論が紙を評しての曰く「日刊紙呉毎日の態度の冷靜なる、日刊紙海國の意氣の憤然なる、共に學びて我徒の得る處に候、しかも紙上に小ぜり合ひ遊ばす段、堂々たる大新聞を以て任ぜられる御地紙として遺憾に存候、苟くも社會の木鐸を以て任ずるもの、筆を下す一句一章、希くば世人の儀表ともなり、模範とも相成るべく、共に相勞めたきものに御座候」

新聞による文藝界も亦華やかに、呉公論に森田義郎の「海百首」千餘首波（未尾「時の人」の項參照）の漢詩選評あり、呉毎日、海國に和歌、短歌、俳句の文藝欄を設けらる、慮していえば、呉公論の盛衰の顧學型に對して、呉毎日には平民文學、通俗文藝といふ時代の風潮をみる（が、四十四年頃に至っては呉公論も毎日曜三段の文藝欄を設けてとくに新時代感覺を漂はす）

―翌四十年六月末、一周年を祝して稻荷神社に園遊會を計畫せるも雨天のため當越擬で祝宴、澤原爲綱ら地方有志二百五十名、階上階下に及び、この種縣下始まっての盛會なりしといふ。この時記者に轉島北溟、藤井六七八（蓉峰）小川四水等あり。

一生涯間もない呉公論ながら市民はその所論に期待し傾聽した、上水道布設の急務を絶論し二河公園設置を説いて輿論を一點に集めたのもこの時で、自然的な歡迎裡に創刊整列からこれを六貫に擴大し、當時珍しがられた寫眞版をもって人物の寫眞を大きく取扱ひ「先覺者紹介」を行ふと共に、商工案内欄を設けて事業製品の紹介をなし、直接經營方面にも非凡な行き方を見せ一途飛躍を辿って創刊一周年には月曜、木曜の二回發行に進み、更に四十年九月十一日を期して諸般の機構を整備擴充して一擧日刊に躍進した、それまでは隠れたる支援者だった桐山可造氏が表面に乘出し宮原幸三郎氏に替って第二代社長の椅子についた」と前記「在同記念誌」にあり。

―同年九月十一日より日刊、宮原社長は照論選擧に立候補を前に社長を編

山可造に譲る。元呉毎日新聞社の創設を買收して自家日刊設備を強化。

【授辭―宮原幸三郎】呉公論、刊創して早や一歳と三個月を閲しぬ、片々たる小紙、加ふるに週間の日あるものを以てす、その新聞たるの本分を盡すの實を擧揚するに努めて呉市の公共問題は大となく小となく攻究渡すなく、公正論し來って之が實行の伴ふべきを期待したり、是識者を俟たずして大方の諒め玉ふ處ならん、しかも進んで突するに、社會は本紙をして日刊新聞たらしめ新聞としての任務を完からしめんとせるもの、如し、機は熟せり、本紙は輿望に應して日刊新聞となり大に國利民福の增進に進むるなからざるべからず、されば傾來關與せる事業漸く顯著にして、公私の事務多端に從事三面六臂の身を以てするも到底雜事業たる新聞經營の事に當る能はざるを知れり、然るに幸ひにも畏友桐山可造氏ある在り、予の志を繼きて予の志を行はんとせらる、氏を知れる予は氏に賴りて呉公論の新聞としての使命を盡して得らるべきを信じ本紙を擧げて氏の經營に委す、次第に予はこの機會を利し從來本紙に與へられし職者の同情と賞助を多とし、謹で敬意を表す、希くば倍舊の憂顧を垂れ賜はん事を。

【受辭―桐山可造】親友宮原幸三郎氏は此たび氏が經營に成れる本社の發行事業を擧げて予に授けらる、予は性來愚鈍の厭ふべきを證けて、實利の收むべきを採れり、聞って何方かといへば新聞の如き虚名を博せんと力むる者の好む傾向ある事業は予の好みに合ざるに似たるも、予は新聞の貴むべき事業なるを知りて、氏の授を受けて本紙を經營することにせり、しかも予の實利と稱ふるもの決して金を儲ける力至金を儲けるの具に供し得らるといへる意味にあらず、治國の要衆に、實業の振興に、社會の啓發に、人智の發達に、講はゞ物質的方面に精神的方面に着實に論議攻究して人生の福祉を增進するに利するあるをいへる者にして、彼の或は徒らに大言壯語して一時の快を叫び或は漫りに毀譽褒貶して當面の檜を叫ぶが如きは新聞本來の面目を傷くるものにして新聞は社會の木鐸なりとして予は之れを貴む、是れ予の進んで本紙の發行經營に當らんと覺悟せし所以のものたり、さあれ本紙將來は新聞紙として、其本分を完くし得べきか、著し是れ未知數なり、然れども、評論時代の本紙が識者の指導提期に伴ちて其の任務を盡せしと同く、新聞時代に入る本紙の其本分を完く

一得ん事は等しく識者の同情警醒に期せんと欲す。

と述べ、満村主筆また次の如く烈々たる覺悟を語ってゐる。

素堂は本紙に據りて神明前に生く、本紙の命運の消長は是れ素堂死生の境

素堂は終身以て事に任に膺る

當時の編輯、印刷、營業各部職員は別山社長、満村主幹の下に

高橋隆、片山廣吉、山本仁右衛門、津田由藏、満村北美、富田新治、今口眞太郎、曾光勝民次、西口實、岡眞重二、山本多太郎、江野本福次、片岡昇、小澤加山、向下宇司、澁野晉、前田禮平、熊谷秀緒、岡本楠、高橋音一、福嶋新一、大本勝平、赤坂勇、檜垣私一、野原得郎、弱岡嘉八

一四十一年一月一日より實逼新聞型に擴大。紙代一部一錢五厘、月極二十八錢、廣告料二十錢、色刷りを以て欄目をひく。

一四十二年中通二丁目（現三丁目）吳毎日新聞社跡に新築移轉し、從來の胡町の本社を支社とす。同年末、前年吳毎日を辭して朝鮮の金州日報社に轉じてゐた吉武栢軸入社、その他記者に池本秋月、原田主勇等。この年より海軍々需部公告、市役所公告を掲載。

一四十四年九月、記者津田恒三郎馬山新報社へ轉ず。

（この間、「金校玉乘事件」「吳學悲鳴事件」「チーハー事件」「恐喝事件」と同紙の災厄、満村主幹の苦闘は續く、何れも各項に詳し、満村良次郎本紙を起すまでの經歷は公判廷の記錄に

照會廣島市水主町九、その青年時代、二十三年政社法違犯罰金十圓、翌年家宅捜索罰金一圓二十銭、二十六年豫戒令違犯罰金十圓及び重禁錮二月は何れも東京で、二十七年廣島で豫兵令違犯罰金四圓。

とあるが如く、專ら政治運動に馳驅し、豫兵令違反の如きも所在轉々から起りしもの、三十四年吳「吳新報」に筆をとりしも間もなく辭して上京、再度來吳してこの吳公論創刊に至ったものである）

「海國時報」の發刊　（四五八頁吳毎日新聞社の項參照）三十九年

五月二十日株式會社廣聞社は總會に於て吳毎日新聞社と改めて從來の名は會社なるも個人の合資組織に似たものを確然たる株式會社とし、會社の營業とす、然るに重役間及び重役と現業側との折合ひ宜敷からず屢々紛議を重ね六月十九日より休刊。これよりさき、重役三宅鹿義、鐘ヶ淵市太郎、笠井龜三郎は津留辭任、監査役濱本佩二が臨時事務を取扱ひ鐘ヶ淵市太郎、福富恭禮、大江源内を整理委員に任命、同社の活字改良に際しては大江權利を鐘ヶ淵に貸與し鐘ヶ淵が新聞社へ貸與してゐたもので、大江は鐘ヶ淵を通じ新聞社に活字の返還を迫り、保管者關戸維城と三浦職工長との衝突を機會に關戸に持去らしむによって、從前使用の古活字により二十一日より續刊、去る三月退社せる吉武栢軸再び入って主筆となる（「如是觀」連載）

一方、社長大江源内、主筆關戸維城のもと、右の新活字を以て翌七月二十一日より「海國時報」を發刊、堺櫻畔住友銀行敷地で發刊報告の園遊會を催し、鐵舷船、少女の舞踊等余興と模擬店に盛大。

されど、忽ち經營困難を告げ、翌年一月、「善後策に社長の不穩當な行動を忌告するも容れられず」と、關戸ら編輯及び印刷部員退社せるあとを、大江は高橋某を入社せしめ辛ふして發行を繼續せるも、社運益々地に墜ち、一ケ年の設備費借期限滿了に、他に市内有志の讓渡希望者あって延長し遂ず、遂に七月末より休刊、吳毎日は「一時光秀安土城を出ずる底の勢ひありしも更に内部の紛亂續ず」と報ず。因に同紙は社主大江源内の努力と犧牲により發行を續けられたもので、同人に社長の地位を與ふべしとの同情をなされてゐたが、片岡某社長を滑稽し活字を廣道市の代議士高木龍三の出資により購入、同人の弟にして吳なる田阪富之助が實權を持つに至ってゐたもので、大江吉心の經營も遂に八月を以て終幕。因に關戸は退社の煽誹謗罪により重禁錮十五日と罰金五圓に處せられ控訴中退社後告訴人朝日町廣岡ナヲ取下ぐ

「吳毎日新聞」の紛擾　四十年、吳毎日新聞社では重役笠井龜三郎と田邊自らとの發行權賣買契約を否認し本田昇三、子幡定省、満村良次郎和田喜久次郎を委員に擧げて整理することとなり、九月十九日、三日間休刊を社告（十一月七日に及ぶ）而して、定款を變更し相談役を設け重大事項はこれに相談することとし、澤原俊雄、佐々木仙一、宮原幸三郎、山中紀三郎澤原精一の市内有志に懇請を得、佐々木仙一の指名にて

△取締役　齊藤市太郎　子幡定省

△監査役　近藤米吉　三宮馬義　竹井龜三郎

を置き、一万五千圓に增資、九月十日四番町一丁目一三番戸舊海國時報社跡へ移轉、こゝで印刷し（本社は和庄町二丁目）十一月五日再刊。この間舊海國時報社の印刷設備賃貸權をめぐっては、舊海國時報社の社屋にて吳毎日の騷擾を追ふて新聞を發刊しつゝあった關係者關戸維吉らが吳毎日側から新聞條例違反として告發さるあり、印刷設備を奪はれてよりは廣島市發行の旬刊大平樂又は中民新聞を借って發兌を振ふ、一方別山可遵は鐘ヶ淵市太郎と手を組つに至る、こゝに於て關戸ら新たに「吳新聞」發行を計畫しつゝあったがこれとの接衝も圓滿に解決して兩者合同するに至り、吳毎日の發行繼續となつたものである（詳細四十二年の吳日日新聞發行經緯を參照）

【一　月】

戰捷平和吳軍港の新年　新編成の艦隊諸艦未だ母港にあり、舊臘十二月十八日南清警備に赴いた宇治及びその他一、二を除いて所屬艦旗などは戰利艦をも混へてこゝに越年、戰捷平和第一年の吳軍港は壯觀を極め威容堂々たるものあり

春日、石見、淺間、常磐の戰艦裝甲巡洋艦、明石、千代田の巡洋艦、大和天龍、龍田、豐橋の砲艦海防艦、潮、子日、第五、六、七、八戰隊の各驅逐艦、姉川、八嶋、檜保、長柄、藥取等の病院船御用船三十余隻（筑紫、大和は間もなく第一豫備艦に編入）

市の五禮會には前年同樣海軍からも參加あり、鎭守府はじめ各艦團四日御用始め、工廠も年末二日と新年三日間休んで四日始業式後休業、五日は何れも休業、平時處務に入り、本年より戰時增俸は停止さる。市中は年末和庄本通各商工場繁昌を極め、年始和庄七丁目の千日前には恨小屋が庶び輕業、手品、活動寫眞、曲馬、劍舞、馬之助、鏡之助等十數種何れも賑やか、各劇場寄席も再建の吳座の市川延女一座を始め春興行大入り、吉川、德田はじめ各料亭も滿員續き。舊臘三十一日宇品入港の第九旅團司令部歩兵第十一聯隊の鄕土部隊解隊式又は退營式は新年早々行はれて勇士の凱旋歸鄕も相次ぐ。

海軍記念日制定　日本海々戰に於て最も戰鬪激烈なりし五月二十八日（のち二十七日に改められる）を海軍記念日として從來の黃海々戰記念日と共に全日記念會を催して永く記念することゝさる。

一二月、陸軍省では我が關洲軍の大部分が參加し各軍何れにも關係ありし奉天會戰の戰況最も良好なりし十日を以て陸軍記念日とする旨の趣意書を大臣の名を以て發す。

臨時軍事費による建艦　は二戰艦、四裝甲巡洋艦、三巡洋艦、二十九驅逐艦の八万五千噸を以て打切らる、このうち吳工廠の建造にかゝるものは既進水の筑波、本年四月の生駒、本年起工の安藝。

消防出初式　四日、組員百三十名、二河原に於て行ふ、組頭原易之、部長加藤治左衛門、小倉清三郎、田中音三郎、明田德之助。

市會議長選擧　三十三票の滿場一致（一票宮原幸三郎）で澤原精一再任、代理者小林芳樹も二十九票（二票一名、一票三名）で再任。

長賀神に海賊　岡山縣の五十石積和船が瀨戸内海にて宇品に向ふ途中、十八日長賀沖合に於て突然百石積船から四、五名の壯漢乘り込み二尺以上の太刀を以て脅迫し有金を四圓を奪ふ、同船は音戸港で夜を明かし翌日宇品水上署に訴ふ。

―十二月二十四日、鎭診療所開院（前年七月假出張所を開設せしが在京有志近縣篤志家より敷地若干を寄附に及び、診療所開設に至る）

―共濟會では四月、軍艦生駒進水式にあたりては式場に賣店を設け、なほ同月十一日慈善活動寫眞會を吳座で開き、合して一万數千圓の收入を得。

【二　月】

●模範村「廣村」の譜牒　自治協會幹事長澤剛彥は全國の自治模範町村調査にあたり三十八年末より暫らく廣村に滯在、その實狀を見聞し、縣下を巡回し「地方自治と廣村」と題して講演し自治の振興を圖る。

【註】戰時下政府の地方自治振興努力は、縣下に於ても三十六年の模範町村表彰に次ぎ、三十八年芳川內務大臣の來縣實測あり、翌三十九年には全國的に內務省の模範町村實績調査あり（翌年表彰）今年本縣に於て模範町村及び町村長表彰規程を設け記元節の佳節に表彰を行ふ。三十六年の表彰には廣村、江田島村、內務大臣賞詞には廣村長、助役、內務省表彰には廣村、仁方村、縣の規程による第一回表彰には廣村及び仁方町長その榮を江田島の砂糖、甘藷作付四町步、四名、昨年度三千斤を得たが本年は一万斤の見込み、輸入の糖より遙かに良質にして廣島名産六石餅はこれによる。

●千城會授產工場建設計畫　昨年四月內務大臣巡視の結果帝國軍人後援會より二千圓、次いで內務省囑託の軍人遺家族救護狀況視察員留岡幸助の視察の結果千五百圓、前後二千五百圓の補助を交付さることゝなつてをる千城會勸業部の授產工場建設計畫は、愈々二河々畔を卜して行ふべく具體的調査に入る。作業を開始して既に一年、技術上達し製品の販路も擴大されてをり、行く〳〵は市內無職者、遊食の一般婦女にも授產の方針。

―三月、四百二十五坪の埋立工事を了し二百三十坪の工場及び事務室、附屬廳舍を八千圓で起工を計畫、前記補助金差引き五千圓の不足は評議員中主なる人に於て一時支辨し之を急がん議をなさる（實現に至らず）

―六月十五日、縣より現金三千五百圓交付さる（因に軍人援護會より縣下への交付金は前記のほか下士卒共濟會へ五千圓、廣島婦人一心會へ千五百圓）

廣島軍人優待會（三千五百圓）

山內工廠長、長官に

二日付、佐鎭長官鮫島員規大將、派遣鎭守府長官柴山矢八大將何れも待命となり、有馬吳長官佐世保に轉じ後任に山內工廠長、工廠長後任に北古賀右一郎少將、佐世保吉松茂太郎、吳新島一郎の兩參謀長は任地交替。

―六日、送迎式、鎭守府より參謀一名三等田の山內中將自邸に出迎へ、新長官は腕車で鎭守府に向ふ、眼鏡橋傍內には左右に儀仗隊、警衞隊、各團體、文武高等官以下兵員何れも禮服にて整列、十時、本廳にて有馬前長官に面し士官以上の伺候を受ける、筆頭に陽臺の前長官、眼は放せられ新任長官の將旗にかはる、このとき在泊の艦艇より十五發の禮砲を、富士より七發の答砲を放つ、有馬前長官も同じく十時より一時間士官以上の伺候を受け鄭重に退廳、富士より禮砲を發射、式は終始壯重に行はる。有馬前長官は翌日出發（工廠長の退職式は五日午後一時行はる）

●前長官送別　五日午後六時より吉川團に於て瀧尾市長、澤原俊雄、佐々木仙一、山中紀三郎、澤原精一、植田新之助らの發起で有馬前長官、新島前參謀長の送別會を開く。

―三月十二日、新長官歡迎會を、招待者にみる當時吳海軍の陣容次の如し

山內長官、吉松參謀長、木村、山本兩參謀、狹間副官、北古賀工廠長、土井經理部長、井上港務部長、西郷東海警備主席、鍛田病院長、野元海兵團長、木村水雷團長、長野艦獄長。

●內田海務部長　內田政敎中將、九日付豫備役に編入。

●憲兵分隊長　田中留次郎大尉服役解除され、後任に六日憲兵大尉鈴木武臣

海軍三大功勞者銅像建設の議　山本、東鄕、伊藤各大將發起により各鎭守府、要港、艦隊へ趣意書を發せらる―海軍大將西鄕從道は永く海相の職にあり我が海軍の革新機運振興に功あり、全市擧げ純義は軍港要衝の設置に貢獻るふるひ、海軍中將仁禮景範は泰西海軍の長所をとり我が艦隊編成に新機軸をなせるもの。

●戰後海軍の諸問題　開會中の議會の質問に答へて海軍大臣の曰く―1三笠の引揚は見込みあり、化學上の作用により爆發せしものにして、火藥そのものゝ危險に原因せず　2.旅順及び鳥根縣沖の沈沒艦引揚に就ては旅順に於て實施中　3.風船及び傳書鳩に就ては風船は一、二度使用せるも破損し効力少なく、傳書鳩も郵便發達に伴ひ必要なくならん　4.經理關係の不祥事は實慨の極み、爾來行方不明の生計少監竹內に缺席裁判嚴懲後十一年以下を大々處刑　5.旅順方面の經費は每年二十八万圓　6.第三項擴張計畫の諸艦を內地で建造するに外國に仰ぐ材料は當局の管その他補助機關の特殊のものゝみ　7.海軍の復興は明治四十年に成るも之が經費は公開出來ぬ

陸軍の議問題　戰時中編成の十三、四、五、六の四ヶ師團を存續し戰時百五十万の兵力を備ふることを必要とす（憲政本黨より二年兵役の建議案提出、議論沸騰、他兵種との均衡もあり徵兵令の改正に及ばず歩兵の三年服役のうち最後の一年を歸休とすることに當局の言明あり、建議案は否決されしも目的實現）

●兩法案可決　國債整理基金特別會計法案（減債基金制）及び非常特別稅法中改正法律案（戰時二ヶ年を今後も繼續するもの）の今期議會の二大法案、二月初め可決さる。

後者については貴族院本會議にて澤原俊雄はか一名の修正動議少數否決。

●戰後議會の諸問題　戰後の議會には復舊を如何にするかの臨海軍諸問題戰後經營としての前記兩法案のほかに、鐵道國有決案、貯蓄銀行法案、醫師法案等の可決さるあり、郡制廢止は貴族院にて委員會は通過せしも本會議に過半ならず否決、前議會よりの公約なる宅地價改正法案は杜撰なりとして衆議院で握り潰し、市制改正法案は貴族院回附前に會期滿了。

●憲章貴法案　本議會で可決。

●貯蓄銀行法案　今期議會に政府提案、骨子は

△公衆のため複利の方法により貯金を預るを營業とするものは一口三十圓未滿の預金に對し利息を附することを得ず　△資本金二十万圓以上の株式會社たるを要す

本縣多額議員澤原政雄三月二十二日の本會議に修正意見を述べしも、委員會の修正案は「本法案は改善を目的のものに非ず」とされ、原案復活可決。

凱旋の紀元節　二年ぶりで盛大なるボートレースを擧行、明石、千代田を後いで同艦一等兵曹岡崎信次郎山内新長官の優勝旗同夫人の賞品財嚢を受く

淺間海外派遣　急遽修理を完了、二十四、五日告別の家族招待會を艦上に開催

吉浦の若衆講

豐光寺細間住職が戰時中出征留守家族の生計扶助に盡瘁奮進を行はしめたことは既載の如くで、その十余名は一日十錢の收入を得、なほ毎月五回以上は郵券紙代を支辨され郵書の代書を得、又毎月二回家族を寺に招いて饗應さるなど、他町村に例をみぬ優待を受けたが、同住職は更に村内青年多くは造船部その他に職工にして粗野不良に流れ勝もすれば勤儉の美風廢れんとするをみて若衆講なるものを起し、三十歳以下の青年を加入せしめて毎月二回各自米三合を持寄りこれを賣却して諸般の費用とし不足は自らが補ふて講話、會員討論演說、智識の進歩、道德風紀の矯正を圖り、會員中死亡者あるときは葬儀を以て會員に知らし弔意を表せしめ、規約違反者は除名處分に附し交際を絶つなど、青年の訓育に盡力し、會員七百五十名を算す（同村青年會が他に率先組織されしは之を母体としてのためならん）

干城會追弔法會　三十三日午後一時より眞宗本願寺派より連枝勝澤通師を迎へ、明法寺に於て戰病死者追弔法會を催す、在鄕軍留件せ海軍四二、陸軍四〇名の遺族參拜、連枝祭文、市長誄詞を朗讀、供物なる菓子一箱宛を配る、長官代理米原海軍大佐以下海軍將校二十名、長官以下各高等官夫人、縣知事事務官兵事課長はじめ市内各官衙有志者總善家等の來賓を招き茶菓を饗し盛況裡に多大の收入を得て戰後同會の會財整理の資を醵出す。

呉鎭水兵軍夫受領　神戸入港を引取る、吳鎭所屬下士以下十五名は海兵團

（收容、軍夫五十二名は十六日吳驛着を解放、出身地は矢野村三二、坂村二六、廣村九、三津村一、吳市四名にして、矢野、坂兩驛には出迎者多數（總數七十一名中十五名は未だベンクーバーにあり、三名は敵彈に殪れ、一名はベルリンで病死）

五師團凱旋歸還　十日歸還せる騎兵少尉荒木英一以下將卒六十一名に對し所屬部隊長委員長となつて審問の結果は何れも傷痍のためなりしこと判明、無罪とさる。

【註】日露の俘虜總計は我の四千九百五十人に對し彼の七万八千九百人あり

駐在巡査慰勞　昨年九月廣村石内駐在所から川尻村にかはつた琴崎俊雄巡査はその忠實に人望集り五日廣島へ轉勤を發令さるや留任を乞ふも成らず、河野村長ら百余名澤田宰月樓に盛大な送別會を催し吳田村證、德滿校長の告別の辭あり、銀盃一組に感謝狀を贈る、翌日出發乘船には村民二百余名見送り、在任僅か五ケ月余惜別さる。

倉橋島村發展　室尾、海越、長谷、鹿老渡、本浦、尾立の六小學校とも教員驅勵し生徒增加、中森郵便局も精勤好評、本浦に船渠を設置し造船業を盛大ならしむ、岩石多く請方より石工入込む。—六月須川分教場獨立校となる。

醫品依託販賣所計畫　吳服商山下市議發起、資本金募集中。

干城會追弔法會　三十三日午後一時より眞宗本願寺派より連枝勝澤通師を迎へ、明法寺に於て戰病死者追弔法會を催す、在鄕軍留件せ海軍四二、陸軍四〇名の遺族參拜、連枝祭文、市長誄詞を朗讀、供物なる菓子一箱宛を配る、長官代理米原海軍大佐以下海軍將校二十名、長官以下各高等官夫人、縣知事事務官兵事課長はじめ市内各官衙有志者總善家等の來賓を招き茶菓を饗し盛況裡に多大の收入を得て戰後同會の會財整理の資を醵出す。

俘虜水兵軍夫受領　神戸入港を引取る、吳鎭所屬下士以下十五名は海兵團

十六年村長となつてより三選、治績見るべきものあり、今回辭意を表し再三の留任勸告も謝絶、よつて村會は五十圓の褒賞一對を記念に贈る、助役小田鐵太郎、收入役上田兼助、書記正化勇三郎、瀧本一美、畑出安之助より記念品として金盃一組を贈る。

甲辰女學校々舍建築計畫　本科二學級、豫備科及專修科を合せ三百名、明年度の收容難（一志願者百名）のため校舍建築計畫進捗（三十七年四月參照）

坂本署長證賞　刃徒逃走により。

縣農會創立　二十六日創立總會を縣會議事堂で開き會則を定む、安藝郡代表神戸島村家頭昌德（副）大原村島地神一、賀茂郡代表福圖宇村影山正綱、今井友好ら出席。

露國統監伊藤博文來吳　二十五日午前九時發艦島より艦載水雷艇にて同十時來吳、工廠桟橋より上陸、山内長官、北古賀工廠長の案内にて工廠各工場を巡覽、正午本部樓上に午餐、午後五時水雷艇で宮島に廻る、今回は微行として儀式的歡迎はなされず、午餐會の席上では次の如き演說をなす（このとき共濟會病院へ二百圓を贈る）

最近十數年間世界兵器の進步は實に莫大なるものにて當軍港の發達も亦非常なるものあり、特に山内君は斯道の學識經驗共に他人を拔くものあり、君が今日に至る迄我兵器の改良進步に力を致したること既に内外人の能く知る所なり、現在一万噸以上の軍艦を容易に建造するを得るが如きは其一例なり、余は益々當軍港の發達を祈り併せて君の健康を祝す。

中學校創設　二十八日の市會で決定（別項參照）

吳券番（兩券番合同）　三十七年五月共立券番分れて交友舍と對立以來約二年、佐々木似一、濱本佩二の斡旋により再び合同吳券番となり、近く事務所を建築することゝなる（一八月十六日、落成移轉）

△顧問　久米武一、吉川吾助　△取締役　海濱虎吉、野田彦吉

△會計　德田市助　△監査　吉川忠藏、岩越武兵衞、近藤政太郎、佐々木興三郎

この頃市内には交友舍七十名、共立五十名とほかに川原石六名、遊廓四名の藝妓あり、共立の平均二百二十本（一本十二錢）が稼ぎ高の筆頭。なは前年吳毎日新聞社が美人投票を行へるに一等交友舍八重、二等川原石小梅、三等共立福子。

【三月】

英コンノート殿下來訪

英皇甥コンノート殿下には二月十九日御入京、二十七日御出發横濱より佐世保へ、御乘艦ダイアデム號にて三月五日宮島へ、六日江田島、吳へ、七日廣島師團御視察のち八日神戸—奈良へ御滯遊の御豫定。—在京中は大山元帥、東郷大將を霞關離宮に召して外國人へは最初の勳章を賜る。

六日午前七時乘艦ダイヤデム宮島を發し江田島に向ふに艦隊の音羽より二十一發の皇禮砲を發射、接伴艦關州丸最先導、磐手、八雲、滿州丸の護衛三艦前後、龍泳艦、水雷艇附隨、龍田艦艦として警衛、八時着、生徒館の寫眞室にて御小憩、茶菓を饗應、有栖川若宮殿下に御對顏あり、柔術、砲台操練、中隊操練等を御覽あつて再び生徒館で御休憩、十一時關州丸にて吳軍港に向はせらる、八雲、音羽護衛、吳軍港では正午在泊各艦先任艦に準ふて艦艦より皇禮砲を發射、鎭守府より小蒸汽艦で出迎ふに、殿下には東郷大將と共に御移乘、黒木大將及隨員は他の四艦に、一時五十五分港務部側桟橋より御上陸、海軍儀仗兵整列、軍樂隊奏迎、山内長官以下各團長文武高等官扱上場に奉迎東郷大將の紹介にて殿下には山内長官と握手さる、このとき英國々歌吹奏、夜來の降雪散ぜるも風絶えず港内の波浪高く御乘艦入港の折から雪片さへ交ふ、殿下には長官の先導にて工廠に成らせられ構造中の軍艦生駒など御巡覽

本部樓上に御休憩の際、樺島正則、海野長政の両翼を御覽に供するに御興深く容易に進まざれど、島く廣い鐵材置場を進行し目下上部の連絡裝置中、とのため安藝の建艦は艦首部作の据付を開始したまゝ一時中止せるも既に大体を終る。―十月、艦艇工場完成、安藝工事再開（以上十月及び翌年四月の進水式の項參照）

我が海軍擴張第一期計畫として明治二十二年起工、二十四年大体竣工（二十八年完成）を以て通船を開始せる呉工廠は、通報艦「高千穂」、裝甲巡洋艦「浪速」、「高千穂」の建造を以て一應造船設備の完成を稱されてゐるが、同時に前記造船台の特殊裝置はその後伊吹を六ヶ月で竣工せしめた如く、努力と期間を半減するの劃期的設備であり、造兵部に於ける兵器供給の便と共に呉工廠をして本邦最大の製艦工場たらしめたものといはれ、且は、日清戰爭に際しての呉軍港の土水道設備が實に臨海軍戰勝の一要素をなせると同しく、現呉軍港の一大特異とさる（以上最近の雜誌に發表の櫻井機士の「日本海軍工廠史」による）

造船部鐵砲事件　二十日、乙造船工場仕上工原利幸（當時）は清水通に寄寓、品行おさまらず、增給に漏れしを憤慨しそれとなく宿の者にも洩別して兇器を工場内に持込み何事か決行せんとせしに、同工場の同僚職工島田、小田兩名がこれを制止したので西通せるものと怒りこれを斬付けて屋根へ飛上り二、三發放ち一名を負傷せしむ、急報により憲兵及び二十余名の衞兵が繰出動で出動、これを取卷いて嚴くに逮捕。

豫審決定書によるに殺意未遂事件としての犯行次の如し

原利幸（三十）はかねて怨恨ある仝僚水津、織田の兩名と職工からの賄賂を常習としてをる技手白家長三郎以下職工長、組長を一擧に殺害せんと、工場内に凶器を持込み造船部艦工場附近に兩名を呼出し酒を供してその隙に仕込杖で背傷を負はせ目的を達せりと思ひ、その仕込杖と二連發銃を携へ

製盤工場　（前年十二月竣渡水式の項參照）―七月、想模擴大

容易に進まざれど、島く廣い鐵材置場を進行し目下上部の連絡裝置中、とのため安藝の建艦は艦首部作の据付を開始したまゝ一時中止せるも既に大体を終る。―十月、艦艇工場完成、安藝工事再開（以上十月及び翌年四月の進水式の項參照）

我が海軍擴張第一期計畫として明治二十二年起工、二十四年大体竣工（二十八年完成）を以て通船を開始せる呉工廠は、通報艦「高千穂」、裝甲巡洋艦「浪速」、「高千穂」の建造を以て一應造船設備の完成を稱されてをるが、同時に前記造船台の特殊裝置はその後伊吹を六ヶ月で竣工せしめた如く、努力と期間を半減するの劃期的設備であり、造兵部に於ける兵器供給の便と共に呉工廠をして本邦最大の製艦工場たらしめたものといはれ、且は、日清戰爭に際しての呉軍港の土水道設備が實に臨海軍戰勝の一要素をなせると同しく、現呉軍港の一大特異とさる（以上最近の雜誌に發表の櫻井機士の「日本海軍工廠史」による）

造船部鐵砲事件　二十日、乙造船工場仕上工原利幸（當村）は清

水通に寄寓、品行おさまらず、增給に漏れしを憤慨しそれとなく宿の者にも洩別して兇器を工場内に持込み何事か決行せんとせしに、同工場の同僚職工島田、小田兩名がこれを制止したので西通せるものと怒りこれを斬付けて屋根へ飛上り二、三發放ち一名を負傷せしむ、急報により憲兵及び二十余名の衞兵が繰出動で出動、これを取卷いて嚴くに逮捕。

豫審決定書によるに殺意未遂事件としての犯行次の如し

原利幸（三十）はかねて怨恨ある仝僚水津、織田の兩名と職工からの賄賂を常習としてをる技手白家長三郎以下職工長、組長を一擧に殺害せんと、工場内に凶器を持込み造船部艦工場附近に兩名を呼出し酒を供してその隙に仕込杖で背傷を負はせ目的を達せりと思ひ、その仕込杖と二連發銃を携へ

て全部仕上工場の屋根に飛上り長三郎語所の機械工場二階に向つて發砲せしも當時仝人は已合はさず目的を達しなかつたもの

―五月末公判の結果は有期徒刑十五年に、陪審せしも間もなく取下げ服役

私立教育會圖書館計畫　昨年八月夏季講習會開催にあたり、東京同文館主より百卷の寄贈をうけ會員縱覽中なりしを基本に圖書館設立を計畫、市に百圓の補助を申請（一豫算可決されしも實現に至らず）

小學校兒童貯金　三十六年來勵勵、好成績、一月末一万二千圓に達す。

衞生聯合會の撤水　三十七年の死亡一、三八七名は人口七一、八

四一の百分の一八九分四厘、このうち結核は二七七名、百分の一九、九に相當する呉市の現狀は、埋立地多く土質固定せず微風にも土塵飛び往來人の鼻口耳目を襲ふ、加えて喀痰の乾燥早く病菌は土塵に混じて傳染するに原因してをるとし、十二日の衞生組合總會で近藤會長の提議を滿場一致で可決、委員會を設置、市に百圓の補助を請求（四月十三日追加豫算可決）

―五月、各戸の承諾を得ることゝして實施を延期。

―六月、施設委員實檢方面を視察、七月一日より實施方認可を申請。

―七月となり當呉は既に整へるも給水非四ヶ所掘鑿に縣の認可未だなく豫定通り實施不可能、又撤水實徹收方法は毎月戸十錢を門口一個につき五錢と改め組合と各戸の契約成り、愈々八月一日より實施を期す。

―附屬事業としての撤水は實施せるも、組合としては何等の活動なく、年末一戸十錢の規定の組合費を徵集するにあたり、百數二万、二千圓を何に費消するか、有名無實の組合に一と非難。（三七二頁參照）

十一月を以て中止、翌年二月一日より百錢、間口一間五錢を六錢に改むー十一月、聯合組合衞生會と私立衞生會との合併については同組合の成長未だ完全ならずとして延期、私立衞生會より聯合會の權限擴張（知事又は市長の諮問をうけ意見答申）を建議‖會頭に藤原儀一（前副會頭）副會頭に岡村倫造、宮原一人。

新年度豫算　原案は

△歲入―財産よりの收入三六（土地賣却）　使用料手數料二、五　雜收入二一（うち授業料一八）　交付金三　補助金三　市稅七六、六（地價割一、國稅營業割四、仝所得稅割五、縣稅營業割一五、戸別割五一）

合計一四四、七（單位千圓）

△歲出―役所費二七、會議費一、五　土木費九、四　敎育費三三　衞生費一六　公債費九、九（前年六、九）

合計七九

【臨時費】　敎育費四五（前年三〇、本年は第一小學校が市内繁榮地にあり增築の余地なくこれが移轉費六、第二高小移轉校舍竝築費二三、第三高小竝築費二〇）　土水道調査費三、三（前年、一）　土木費一（前年、五）　衞生費、七（前年三）　千城會補助〇（前年二）

計四七、七

にして、前年より二万五千圓の減額、半數改選により活氣加ふ市會は十一名の委員附託（委員長石田龜太郎）として慎重に審議、結果

經常費六百圓增、臨時費三百圓減、差引三百圓增の修正‖私立敎育會には當初より補助してゐたが戰時中絕してゐたのを復活、圖書館計畫に對し原案百圓を三百圓に、儀式費を市祭際費に改む、市長（八百圓を千二百圓に）助役收入役增俸は原案通過（以上本會議可決）

本會議にかゝては第一尋常小學校、第二高等小學校の移轉につき移轉先を示さずして豫算を要求するは不可と迫及、參事會で前者は舊出新開に後者は第八小學校則に內定してゐると答辯あるに、當局の不誠意を怒號して紛糾、本田國譯員退席、委員會の不穩切を詰つて修正案續出の動議も出る（結局可決）和氣、兵山田を合併する傳染病院敷地借入の件につき參事會より撤回通知あり、當局より「兵山田に地所を定め縣廳でも漸く認可したが鎭守府より水源地に接近してゐて不可との通牒ありしため」と辯ず。廣島水力電氣株式會社の電柱より報償金を徵せざるは市の意嚮なりと詰問。三津田、新築橋の架替新築は新築橋を四十年度に繰上三津田の經費を增して可決。市長、助役の增俸

は第一議會に於て助役增俸三千圓は人口增加に基くといふが、恩給か？賞勳か？功勞か？に當人を赤面させ、祕密會に附したうえ可決。市會議員會費料が舊和庄町役場の三千圓より六千圓の現廳舍へ移轉に當つては五ケ年間は値上せずとの約束なりしに早くも値上げとは如何、一年間八百圓が利子では一萬圓借れる、これで新廳舍の建築は出來ると論難。上水道調査費の內譯は測量機械の購入と顧問技師一人三百圓、專任技師一人年俸千圓、技手月四十圓と二千圓二名と說明。

【註】本豫算中第三高等小學校は翌年に事業繰延べの上取止めとなる、翌四十年度よりの小學校令改正實施により高等科四年を二年と短縮し義務教育六ケ年とされるため、自然島小增設の必要解消せしもの、或は本年度當然計上さるべき小學校增設費（のち追加豫算二校增設決議）なかりしは右小學校令改正實施期如何により部合で高小建設費を小學校建設費に流用する意圖のもとにこれを計上されしものならん。因に新年度入學兒童千六百八十名にして、在學兒童數の增加は前年の二倍）

【繰延べ事業】第一高等小學校舍建築費二千圓（本年度內の約束なるも未だ起工せず）裁判所建築費一万二、三千圓（設計不完備にさるも裁判所側の設計はこの倍額にして先方も讓歩して近く決定）病院合同敷地は目下各所を視察して調査中で約一万圓を要せん、第一尋常小學校移轉先は三好旅館の裏手を交涉中。

【前年の事業報告】三十八年に於ては時局に關する戰時特別稅の賦課あり、國債應募、傷兵、地方的後援事業は干城會を中心に行ふ。監督官廳の訓示に基き市經濟は緊縮方針を以てせるも軍事衞生の經費增加し教育に關しては高等尋常四校の多額改增築に止め、小學兒童收容を增加、即ち三十七年四月より二部敎授を實施せしも昨年增加に第七尋常を移轉と共に一校舍增築、第三、第一も一校舍增築、三十八年後半期より高等三、四學年の二部敎授廢止計畫なりしも校舍未完成のため三十九年度以降に延期、三十九年度より二十級以上の學校へは補助敎員を配置（現在第一のみ）第二高小を新築し舊校舍は必要な尋常小學校へ移轉、貧民兒童就學費を置く（就學者九七、四四の割を解消のため）。尊築審院は壯山田滿員となり和庄を開く、チブス一三〇名（前年より九二名多い）は交通遮斷に原因、赤痢は減つて四六名（前年より三二名）溝渠法實行と便所の消毒による、種痘は春秋二期に行ふも軍事衞生上臨時に一万三千名に對し行ふ、傳染病豫防法施行規則改正により患者附近の用水を停止し煮沸水供給の義務あり市費增加　各區傳染病院は合同せざれば不經濟なため目下地所選定中、鐵水事業企劃中、汚物掃除費五千圓、請負成績惡く三十九年度は市で行ふ、四万貫增して百五十六万貫、震災に鑑み洪水のため大溝渠法を行ひ常用二十一名　臨時六百五十名增加。

廣島下水道計畫　八十二万圓三十九年度より着手に決り四十万圓の國庫補助を申請。

招魂祭と四縣聯合歡迎會

二十五、六日第五師團招魂祭を盛大に催され、二十八日午後三時より水主町興樂園に陸海軍准士官以上二千二十名を招待して中國四縣聯合の凱旋歡迎會を催さる。陸軍側第五師團長木越安綱中將以下、海軍は山內長官と吉松參謀長のみ、師團長に續いて「茲に吳鎭守府一同を代表し八ケ國官民の祝福を祈り併せて深厚なる謝意を表す」と謝辭を述ぶ。

【註】吳市史によるにこの總費額六千八百圓、吳市の負擔額二百六十圓とあり、海軍凱旋歡迎は既に吳市に於て昨秋十一月行つてをるため、四縣聯合海軍歡迎會を吳軍港に於て催す計畫は取止められ、廣島の歡迎會に代表で長官の列席を得、費額の半ば三千三百圓を以て海軍兵士に木盃を贈られたものと思へる（吳市歡迎會の末尾參照）

國債應募不成績

戰後の國債應募（第六回）吳市の割當二十一万五千二百圓、應募成績甚だ惡く、僅かに五万八千圓、これに吳貯蓄銀行の五万圓、吳商業銀行の二万五千圓を加へて漸く過半に達する有樣、これは非常特別稅賦課、市況不振による手控へ、繼道費有の前途に公債政策を見誤してのためでもある。吉浦は臨時事件費公債について郡長吉浦村で示談に及ぶに豫約二十一名五十七百個繰り配當額六千五百五十圓の二倍に達せん。吳局長かはる　中本章三德島に轉じ通信事務官細河原實也が通信關に任じて後任に。—四月二十一日岩越屢に於て澤原俊雄ら八十余名歡迎會を開く。

—七月、通信關より事務官補に進み高等官八等。

安藝郡役所移轉

吳市制置後より移轉問題八發しかしりしも日露戰爭のため中絕、この三月、海田市町へ移轉と決定。

—五月一日より建物を朗して運搬開始（費用二千五百圓）當分同町妙顯寺で事務をとるも、同寺附近二千坪の空地を町より寄附ありこゝに建築。

東北飢饉　に江田島村より五十圓と切干藷千六百貫を送る、同村は國債應募も二万圓。—桑港震災義金を四月吳每日新聞社募集。

【四　月】

市內電話一般受理

戰時中電話交換事務を開始されしも軍官關係のみに限られてゐた擴張實、吳、佐世保、小倉、熊本に於て四月一日より一般の申込み受理を許さる、吳局の受理開始は一日日曜で二日開始、通用門前に木棚を構へ數人を防き巡査數名も派遣さる、實費利益を目的のものも多數あつて午後四時までに三百十名の受付を終り、幾余は四日に廻る（先着順のため混雜）長距離電話告示　一日付告示さるなかには大阪吳（一圓）岡山吳（五十五錢）吳小倉（六十五錢）吳若松（六十錢）橫須賀吳（二圓四十錢）あり、吳東京橫須賀間は特別長距離とさる。

—增設電話百五十口の工事は十一月より始められ年內竣工、翌年五月開通

赤十字社吳委員部　社員千五百名、總會を開催（海軍部內に會員一千名あれど經理部所轄にて市委員部と關係なし）

假裝巡洋艦編入　戰時中の假裝巡洋艦香港丸、日本丸、八幡丸、春日丸熊野丸、日光丸、鎌崎丸、瀨州丸、台中丸、台南丸、姉川丸、松江丸のうち海防艦松江、通報艦瀨州、姉川、水雷母艦鎌崎と四艦を編入し他は解除

接客婦取締令廢止

三十七年の縣令第二十四號は廣島市に次いで吳市にも施行され、接客業婦の强制檢黴を行ふてきたが、右は一面に於て醜業を公認した結果乙種雇女なるものが增加し風俗を壞亂し惡影響を各方面に及ぼすを免れず、今や軍際の關旋後これを廢止するを要するも、廢止後の風俗壞正を如何にすべきは亦重大問題なるを以て、十八日、吉木警務長は四月三十日限り廢止が前に廣島、呉警長を招致して對策を協議。

—その結果、料理屋、飲食店その他に對し時局中腐敗したる風俗を矯正すべく視告、時局を目的として開業したるものは四月迄に他業に轉ずること、同じく接客を目的として雇傭せる婦女は同日限り解傭しなるべく歸鄉せしめ己むを得ざるものは他業に服せしめること、これに從はねば營業禁止し雇人を認めず、藝妓置屋及び自前營業の藝妓は營業者にして傳染病疾患に罹りしものは營業をなすべからず、各其取締規則により營業を停止又は免許を取消す、自後として每月三回以上健康診斷を受けるを要す、場合によつては警察官署指定醫の診斷書提出を命ずることあるべしと達さる。

—檢黴廢止の結果は飲食店、料理店、貸席の從業婦は身分、生年月日、二十歲以下は親權者、妻は夫の承諾書を添へ所轄者の許可をうくることゝさる

軍艦生駒進水式

一等海洋艦生駒は筑波の姉妹艦にして日露戰爭に際して春日、吉野衝突に鑑みて衝角を廢するなど殆ど艦形構造同樣なれども、筑波建造中に破壞せし結果も應用されてをる。

—九日進水式擧行。皇太子殿下は七日舞子有栖川宮別邸御發、御召艦磐手に軍艦淺間及び驅逐艦子日、若狹、潮供奉、同夜は鞆沖に御假泊、八日御召艦沖沙美附近御通過に先だち吳鎭守府では水雷艦四隻を同所に派遣して警迎せしむ、午前六時筑波、石見、天龍、富士、春日、大和、豐橋、常盤、八重、吾妻、音羽、須磨、明石、病院船姉川以下五十余隻は正午八隻に準ふて艦艦飾を施す、朝來登營天空に曇り春雨霏々と雲霧海面を覆ふて咫尺を辨ぜず、午後一時五十分御召艦大淀、八隻に準ふて護艦二十一隻の皇禮砲を發射終て艦

を行ふ、二唱せる萬歳聲裡に同二時授爵、上村、山内兩司令長官、片岡第一艦隊司令長官、山田第二艦隊司令官、伊集院軍令部次長、井上、山本兩大將、齋藤海相、吉松參謀長、井上海務部長その他將官、新任官、各艦艦長、北古賀艦長以下工廠各部長奉伺、同夜は在泊諸艦五十余隻のイルミネーションに裝飾は一大壯呉を呈す。

九日、前日來の降雨益々烈しく濃霧海峽を覆ふ、官民雨を冒して式場に參集、或は山上に蝟集して拜觀せんとするあり、午前八時各艦滿艦飾、同四十分殿下には御召艦に御移乘、皇禮砲發射、各艦合艦禮奉賀聲裡を縫ふて工廠第二船渠北側棧橋より山田司令長官御先導にて御上陸、南側に軍樂隊、儀仗隊（一大隊）北側に山内長官、古賀艦長ら參列諸官奉迎理を長官、艦長御案内申して式場に進ませられ、有栖川若宮殿下及び東郷大將以下の供奉員これに從ふ、式場正面の御座は五色幔幕と松葉で飾られてをる、殿下には通常軍服に外套を召され、一万三千八百五十噸の新艦を眺められつゝ近侍の武官を召して御物語り遊ばす、同九時山内長官進水準備終頓の旨を奏告すれば殿下には御嬢嬢はしご拍手遊ばさる。

式を終つて殿下には皇禮砲御召艦に御歸還、正午御晝餐、山本、上村兩大將、齋藤海相、山内長官以下各將官、東郷大將以下供奉員に陪食を賜る。

一方、艦造大工場の大宴會場に於ては山本大將、齋藤海相、木越五師團長上田中將、山田知事、本派本願寺法主生母御勝方及び二令嬢らはじめ參列者二千名列し祝宴を開かれ、ジヤンペン、サンドウイツチ、珍菓、密柑の饗應あり、その一隅には共濟會の繪葉書雜品の賣店を設けられ郵便局員も出張して記念葉書受付る、同九時五十分軍樂隊奏樂あり、山本大將の發聲に「天皇陛下の萬歳」を、海相發聲に「呉鎭守府萬歳」を三唱、十一時半散會、記念菓子と共に配られた記念盃の内側には京都不識庵鷹秋宗匠の「春風やかけ出す馬の蹄千里」の句を印されてをる。

殿下には午後二時御發、水雷艇四隻奉送供奉、同夜は嚴島に御假泊、翌朝十時御發航、舞子へ御着遊ばさる。

（當日は進水の際萬一の場合に應ずるため軍艦富士をして進轉に差支へなきやう注意御命をなし置かしめらる）

―同艦の定員六二七名。

工廠職工弔魂祭　十日、戰役中公務死歿の八十九名に對する弔魂祭を澤原爲綱委員長となつて海軍練兵場で行ふ（日清戰後と二回目）

前々日來の降雨も厭はず職工の手により遺憾なくしらはれた場の正面に海軍工廠公務死亡者之靈の大位牌を安置し籠前には山内長官以下の寄贈になる生花造花を供す、西敬寺住職岩崎四了導師となり本市駐在軍隊布教師筑波善海師の弔辭、山内長官、北古賀工廠長、委員長の祭文朗讀あり（本願寺裏方響子、同妹武子も參列）

仝式場の亂闘　（原因は四一五頁の如きか、四十一年春とあるは誤り）午前九時式を終つて喚、鴻の如く眼鏡橋から和庄町に繰出し二丁目三階湯表から二、三噸に瓦石を投じ、出動せる湯の嶋派出所巡査と衝突、同派出所を襲ふてこれを破壞せん氣勢に呉鎭守府より憲兵隊出、巡査抜刀してこれに應じ、負傷巡査を瀬川牛乳店に擔ぎ込めば、職工らの氣勢殺り瓦石の雨霰と應ずる巡査方歳館に逃げ込む、職工らその新築を潰毀に向ひ、更に八丁目歳兵分隊に押寄せるに鈴木分隊長門前で諭し職工らは漸やの矛を收めるが如くに消ゆ。

追加豫算八万圓　十三日の市會へ、堺川、宮下川埋築六万一千圓呉裁判所廳舍建築一万九千圓（何れも別項參照）のほか、傳染病豫防費五百圓、干城會への補助二千三百圓、計八万一千圓の追加豫算を提出、歳入は前者の埋立地賣却代と旨別個一戸二圓十六錢六四八を追加しての市稅十余圓。

干城會補助約束　前記追加豫算中干城會補助二千三百五十圓は在鄉軍人の凱旋歡迎會費用と同會の今日までの缺損を補塡せんとするものであるが三千圓の負債ありといふも精算當時では二千八百圓となつてをる、なほ經費には吳座に於ての慈善音樂會所要費を計上しあれど收入に於てその純益が計上してない、職工共濟會の爲善音樂會收入七千圓、支出千二百圓、六千圓を病院基金に繰込んでをる、孤兒院でさへ四百圓の收益をあげてをる、干城會のそれの收入も負債を償ふに足るものであらう、今回の補助は負債補塡といふ歡迎會に便ふものである、各地に歡迎機關あるも吳市には未だなし、入營兵の見送りに兵は三等なるに役員係員は二等で行く、かゝる干城會に補助の要なし、歡迎會所要費は一戸平均二十五錢の寄附を求めるとして一万五千百三十七百五十圓ある、市内各町に模擬飲食店を勸誘するも一方法である、干城會は兎角に勞を惜しむ。

と雖々たる紛擾をなされ、結局會より決算書を提示せしめ調査の上可否を決することゝして延期、ために十五、六日軍團假豫定の歡迎會も亦延期のやむなきに至る。―次回、費用の性質上これを可決。

「凱旋館」成る　日本銀行、日本郵船等十四銀行會社よりの海軍凱旋歡迎寄附金のうち昨年十二月十八日東郷聯合艦隊司令長官より吳海軍下士卒集會所に八千八百圓の寄贈あり、これをもつて地を本館裏面に相して凱旋記念館を工事中、今回竣工、十日凱旋館と命名さる。百二十六坪總二階建、外壁を淺葱ペンキで塗り消煙、階上階下に座布二百二個、これが賣價三圓を寄附者を贈つて謝す。

市長辭意と總內改革　かねて辭意ある荒尾市長より市長以下の增俸を市會へ提案、これが可決にあたり更員增給のためには高級更員の減俸を求められ要屋首書記辭意を決す。―市長は二十日までに市役所の改革を行ふ旨を約せしが、十八日行ひし更迭の各係變更、進級辭令は始息的にして、無能者、情實の一掃は成されてをらぬとさる、因に右は一旦全員に辭表を提出せしめ、從來の五課の制を廢し課中の各係を獨立せしめて十課とし各課に主任を置くこととし、その配置を變更したものであるも、淘汰僅か二名。―この結果五、六月に亘り市書記の辭職相次ぐ。

新宮町立職工學校設立認出　愛知縣知多郡六野伊右衛門より二川町字崎新宮地先海面九十八町二十六畝を、職工學校設立の目的を以て埋立方願出あり十三日、市會に提案されしも、敬老より船着狀態の惡化を說かれて參事會附回（右は實習職工場も附設するものにして、資本金二十万圓、かねて寄贈ある荒尾山長能城の際これが校長に擬せられてをるとの噂もなさる）

―その後六野は縣に出願、八月市會へ諮問あり、故老の言ふところ埠數少なければ支障あるまいとの說に從ふて埋立坪數も半減して四千坪とされてをり、海軍、學校ならとも角他は許可すまいからとのものとに實成說もあつたが、浚渫費十圓事附の申出にもかゝはらず、町民より反對の陳情をなされてをるため、市會は支障ありと答申。

（天野の計畫には市長、桐山可造ら大分動かされ畫策に努めたりしも、翌四十年五月同人が頭取たりし名古屋銀行の破綻に自然消滅となる）

汚物市營と鷹芥置場　市では汚物掃除調查成績不良のため本年度より市營とせるが、偶々堺川尻町芥置場を海軍側より撤去を求められ、これを一河川下流字女政新開埋立に厚板張の置場（六百圓）を設けて移轉すべく市會に諮るに、鑛橋下は殆ど全部船舶にて埋まつてをり材木業者にも

迷惑であると議論紛々、委員附託とせしが遂に可決。

悪漢取締り　「呉市に於ては近時悪漢の横行甚しく良民を苦しむるのみならず殺傷等の珍事續出する有様なるが、呉警察署に於ても之が取締に余程苦心の模様なるも彼等の多くは海軍工廠の職工若くは土方職等にて執れも一定の職業を有するを以て浮浪處分を爲す能はざる次第にて取締上の困難一方ならずと云ふ、さあれ一市の公安が是等悪漢の爲に擾々攪亂さるゝは慨すべきの至りなり」―の如く、ころつき横行して暗殺、爭鬪跡を絶たず殺伐の氣風全市に漲る。甚しきものを摘記せんに次の如し―

△五月はじめ、和庄通一丁目街路で青年職工が突當りざま暗殺、三寸の七首で即死せしめ、故殺犯として豫審へ。次いで十八日又もや和庄通り散歩中殺つて衝突して爭論となり、護身用短刀を振つて斬付く。△六月初め湯舟峠で追剝（別項此會議片參照）警戸町では破落戸の恐喝取財事件。△七月川原石で兵士歡迎會の歸途酒飯部職工と漁夫の殺人事件。下旬、警戸町の一職工は高須の婚禮に招待されて三名に重輕傷を負はす。また呉原村休原の土方が人夫小屋で仝僚の胸部を突刺し即死せしむ。また阿賀町でも中町の職工（三十）殺され加害者二名逃走。また和庄本通四丁目街路で造兵職工二尺三寸の日本刀を振つて伍長高田幸吉を即死せしめるあり。△八月警固屋町で兄弟爺の爭論から短刀振つて飲食店で及傷騒ぎ（以下「社會鏡片」參照）

下士卒家族共勵會　一月、保育所の設備成り、携帯兒を預る、この頃會員二四〇名、平均五圓四十錢の收入。―二月、元假裝巡洋艦台北丸艦長外乘組員一同より金四百圓と善意を贈らる。―四月、會員二二六名、前月作業に從へるもの一四五名、平均收入二圓九十錢。新事業として職工服の裁縫を始む、小倉地を用ひ市中の木綿地と製品値段に大差なく有益。軍艦淺間乘組員一同より倉庫を寄贈さる、本館に附設、建築費千五百圓、六月初め落成の筈、右は共勵會創立當時海兵團副長たりし山下中佐が同艦副長に轉じて以來戰時中艦内酒保で廢物處分代を蓄めたものである。

呉市凱旋歡迎會

陸軍各部隊の凱旋終り在鄉軍人は總て罷退せしを以て呉市では十城會が二十二日歡迎會を擧行。これが準備要領は數次商議員會で協議の結果

會場は二河の海軍射的場、雨天の際は二河々畔の第二高小校、各戸國旗を揭げ夜間は軒燈を點し街頭には大國旗を交叉し夜間は大提灯を點す、各町は賑ひのため造花作り物兒立細工を爲し一般休業し店頭には幔幕を張り屋台を引廻し會場へ練り込み開演手踊等をなすこと、式場には大國旗を交叉し來賓臨場整列の上市長祝詞を朗讀、式終りて慰會場に導き酒肴を呈し會役員及び會員職託員たる各町惣代等分擔符遇すること、會場設備は式場のほか呉在鄉軍人統會場、來賓高等官慰會、仝兵士仝、會員仝　余興所等（以上「呉市史」より）

當日雨天のため會場を第二高小校に移し、校門に大國旗を交叉校内運動場を式場とし各教室を控室等に充つ、午後一時頃より雨中を臨場と參集、定刻堂に充つ、二時十七分山内長官は幕僚を從へ來場、市長これを式場正面に導き奏樂、君ケ代合唱のゝち、市長祝賀の式辭を朗讀、山内長官より挨拶、次いで坂本警視、澤原市會議長、第二高小川岡校長の祝詞、女生徒の唱歌あつて市長の發聲にて　天皇陛下と陸海軍の萬歳を三唱、陸軍兵士千百四十名、海軍二百九十三名に木杯と祝詞狀を贈り折詰を饗して慰宴、呉線總出の手踊と酒間餘興のほか角力、剣舞等の余興あり、當日の來賓は長官以下幕僚各廳所轄長ら多數と木越第五師團長、山田縣知事、白阪縣第二部長、太田聯隊區司令官ら始め市内官公衙長ら、主客三千の盛會。市長の式辭次の如し

式辭　日露の役たるや吾帝國に於ける振古未曾有の事にして擧れ舉國にては擧示の遺訓を銘肝仁鐫りに自國の強大を恃み内に隣交の修好を輕侮し極東に向つて侵略的覺悲を逞ふし尊いて吾帝國に崇を及ぼし其極國交を破り終に膺懲の師を起すの已むなきに到らしめたり　爾來壯烈勇猛なる陸軍と又優遇精鋭なる海軍とは相協力し雷迅以て梟れか機先を制し壓を拔き鋭を摧き爰に二十閲月の久しき新霽酷暑を侵き蒲海に抗し劍山に攀ち狂瀾怒濤に漂ひ千難萬苦萬死の生塵を甕牲に供し遂に戰勝國の光輝を世界に發揚し列強の耳目を驚動せしたり　是等は一に諸士が挺身以て本來の美を盡せる賜にして誰れか其功烈に感動せざらんや　今や平和の曙光東洋の天に輝き陸に海に歡哥凱歌を奏するに方り吾呉市民は滿腔の熱誠を傾け諸士の功勞を慰勞せんと欲す　茲に僅かに記念の盃を呈し恭く感謝の意を表す

明治三十九年四月廿二日　呉十城會長呉市長佐五位勳五等荒尾金吾

因に當日雨を冒して屋台曳など會場に繰込みしが、市中の賑ひは翌日の晴天に引續いて盛況、なほこの總費金二千七百圓、うち二千三百五十圓市費補助殘額は澤原俊雄の一百圓ほか會員寄付による。

廣村の追弔會と歡迎會　廣村では二十一日募常高等小學校運動場に於て故歩兵曹長森田俊一（戰死者名中に森松とあり、何れか誤）以下四十二名の佛式追弔會を執行、會場入口には西部字大廣、横路、古新開の各青年團寄贈の大アーチを設けこれに「追弔會」の扁額を掲げ、中央より万國旗を連ね、西方には東面して四間四方の高壇を設けて祭壇にあて葬儀、午後一時來賓遺族を案内、凱旋兵、小學生徒ら整列、村内四ケ寺と阿賀、仁方各一ケ寺の住職信徒二十一名、廣田村長、阿賀仁方川尻の近隣村長總代にて阿賀町長河越彦右衛門及び凱旋兵士を代表して二等軍醫草居隆三郎の弔文朗讀あり、遺族に二重箱入り菓子及び打敷を贈り同四時終る。

翌二十二日凱旋祝賀會を前日の會場によるも降雨のため西北方校舎内に於て擧行、宇吉松筥蔵の大アーチを入れば校門に大國旗を交叉、左關の生花は宇横路吉藏金造（池の坊）眞光寺の冷泉、中新開山福寿人の、校内の造り物は字石内、大新開の何れも寄贈、式場は天井に萬國旗を正面に同村旗を、午前十時半村役場に集れる四百余名の凱旋兵は銃聲を合圖に會場に來る、村長式辞、中尾郡長知事祝詞を代讀、栗山分署長、戦友呉區戰病所詰書記、阿賀川尻仁方の近接町村代表仁方村長手島浦之助、縣會議員大石菊次郎小學校職員總代村越隆實の祝詞あり、陸軍二等軍醫草居隆三郎、砲兵軍曹勝岡照吉凱旋兵を代表して答辭を述べ、凱旋兵一同に感謝狀と漆器角盆布呂敷を記念品に贈り、午後零時半式を終り、十一ケの模擬店にて村議吏員附添ふ村内の娘七十八名の雑踊にて開宴、鷹島吉栄隊員や字長濱亜川梅次郎の手品等余興あり、煙火も打ちあげられて盛會。翌二十三日はなほ曇れやらぬ春雨を冒して大新開、中新開、白石、大賀、横路、古新開各字のシヤギリ手踊が村の中央筋子町通り附近を練り廣村創始以來の賑はひに非常な雑踏を呈せるもの模様村には遺失二、三件のほか事故なし。なほ同村中新開（第九區）に於ては區長大澤榮之助二十一日午前自宅にて區内戰死者の追弔會を、同夜凱旋兵士名を招いて祝宴を開くに、翌日區民はこれを諷して返禮の招待を仁方村追弔會と祝賀會。仁方村では十九日小學校運動場で午前九時半より招魂祭を執行、祭主手島村長、知事、郡長、分署長、近隣町村總代河越阿賀町長の祭文、後備騎兵曹長鎌海三の弔辭あり、遺族來賓に茶菓、折詰を饗し記念品に打敷及び菓子を贈つ、別に第九區の催しにて酒肴を遺族と共に兵士に、又字大東宮原より鶏斬、戸田區より菓子種入りの寄贈あり、式後更に相原將、同盟の兩人より折詰を遺族と兵士に贈る、來賓官民を合せ三百名にて盛會、翌夜煙火に賑ふ。翌二十日午後一時半より同會場に於て凱旋祝賀會を擧行、知事、郡長以下の祝詞あり、手踊、尾合、假裝行列等の余興に翌二十一日とこの三日間村内歡喜に滿く。△鏡山村追弔會　同村よりは戰死者二名戰病者一名を出し八日より十一日まで四日間圓福寺で從軍布教師澤龍緣を聘して追弔會を催す。△下蒲刈島村　では九旦三の瀬弘願寺境内に於て擧行凱旋兵百七十名に來賓を合して四百名、式後本堂にて折詰の饗宴。△郷原村では十四日午前戰病死者追弔のため氏神社に於て招魂祭及び平和恢復祭を、午後滑光寺で追弔法會を執行、翌十五日氏神社に凱旋兵三上曹長以下六十二名を招いて祝賀會を擧行。△川尻村では十八日午前九時より新地で招魂祭、

午後一時より佛式追弔法會を行ひ遺族に酒肴を饗し、翌十九日凱旋兵百余名を招いて祝賀會を催し記念品を贈る。△下黒瀬村では二十一日民社で招魂祭及び平和克復祭を擧行、午後大字津江說教所で追弔會を執行。△音戸町では古來旧暦七月十五日に行ひ近來中絶の精盛祭を二十四日、凱旋祝賀會と兼て盛大に行ふ。△阿賀町では二十七日戰病死者追弔法要を、翌二十八日祝賀會を。

ペスト警戒　これよりさき莊山田傳染病院の顯微鏡試驗室竣工せるが、折からの阪神地方ペスト流行に交通頻繁なる吳市としては大いに警戒及び對策の要ありとして、市書記をして實地參考調査に派し、同病院に蒸汽消毒機を設備す（近隣では佐伯郡大竹に流行し豫防對策を誤解し大騒擾を起す）

家屋新築激増　三十七年末一万四千八百七十三戸が三十八年四月現在一五、九九〇戸（一、一一七戸の増加が地目變換届現はる）更に本年三月末は二千戸の増加を來してをり、月々數十戸、多き月は八百戸の新築をみるといふ豪勢なる吳市の景氣。―凱旋と工廠の増強によつては家屋の需要は更に増して家賃は三府に劣らず、家屋、地所の賣買も盛んにして登記所繁忙。

―三十九年中の家屋建築出願一、七〇二件、戸數二、二一〇、三十八年の六三五件より一、〇六七件の増加（海軍用地を去る七百五十間以内なる宮原二河の全部と和庄、莊山田の一部は海軍の許可を得て縣に出願を要し關係當局多忙）

銀行・會社の發展　戰後の經濟界好況に吳貯蓄銀行では支店出張所を増設、吳商業銀行でも營業取引範圍を擴大、又前年の吳事務館（社長富島歌郎、資本金二万圓）に次いで本年に入り吳證商（社長植田新之助、資本金一万圓）吳築銀（社長堀岡眞一、資本金二万圓）兩會社の創設あり、市内の戰賑をみるも、前記兩商と既設の製氷、高須、穀物の四會社のほかは市内の會社何れも家屋土地に關するもので製造目的のもの未だ振はず、こゝに資本金十五万圓四千五百株工場を三津に置く吳鐵鑛株式會社を創立委員和田龜太郎、赤松近治郎、堀岡眞一、大本吾平、永井機太郎、平野友七により計畫さる（不成立）

―十月十五日、澤原俊雄ら市内有數の紳士酒造家十一名は吳市の需要年三万石うち市内醸造高七千石前後なる現狀にみて西條、竹原、福山、鞆など縣下各地に出資者を得て日本酒造株式會社創立委員會を開く（十二月不成立）

―十一月天野健太郎を社長に石田龜太郎、植田新之助、石山德市、山下吉十郎、橋本達之助、曾盛喜一郎らを發起人とした吳倉庫株式會社（資本金十万圓）を登記、これが開業と前後して、桐山可造、赤松福太郎ら資本金二十万圓の吳陸倉庫株式會社も計畫、翌年一月、宮原幸三郎、澤原精一、近藤良幹を加へて創立委員會、直に四分一拂込を行ふ。

―中通五丁目渡邊常藏石船製造所では製鐵部も設置。

（馬匹鑑の特許、瓦斯會社申請、吳商業銀行故稱擔保、澤原銀行設立―翌年一月、職工奪校計畫挙夫々の項參照）

廣島銀行吳支店　五月十五日より開く、國庫事務は住友銀行日本銀行代理事務取扱店を返納して六月一日より。定期一ケ年六圓、六ケ月五圓五十錢、當座日歩一錢一厘、小口當座同一錢三厘。

吳商業銀行には川原石出張所のほか、東本通、鍋、江田島へ支店の設けあり、吳貯蓄銀行には莊山出張所あり。

高級料理會合會社　資本金六万圓、ゴム鞣組は故島須精一洋行研究せる獨得のもので、死後讓三これを繼ぐ、吳海軍生徒監獄にかゝり昨年檢擧無罪となれも五月四日死去、大阪市西區立賣堀五賣田金三郎あとを引繼ぐ。

「吳銀行」と改稱　三十二年創立の吳商業銀行は三十六年九月十七日より貯蓄預金の取扱も始めてをり、戰後軍人職工の預金が日に増加して、「商業銀行」の名は相應しからずと、九月、「吳銀行」と改稱、近く二万五千圓拂込み五十万圓に増資し、川原石に出張所を設ける計畫。

（澤原銀行設立は翌年一月）

吳市兩銀行の株主　主なるもの次の如し

△吳貯蓄銀行―五八〇澤原俊雄　三七八澤原精一　二一〇山中紀三郎　一〇〇青盛喜一郎　一〇〇山中德三郎　一〇〇山本綾太郎　六〇高橋基緒　六〇植田新之助　六〇野間松太郎　五〇栗原辨　六〇還勝傳右衛門

△吳商業銀行―二五〇株式會社吳貯蓄銀行　二〇五植田新之助　一〇一澤原精一　七五橋本達之助　六一增田幾之助　六〇渡邊染吉　六〇青盛喜一郎　六〇池海夕田千代松　五五中德三郎　五〇天野健太郎　五〇平岡繁之助　五〇青盛常太郎

阿賀町の發展　河越村長熱誠、宮尾助役温雅、大森收入役剛健、梅園高小校長敏活精勵にして町内の治績あがる、戰時下吳市の發展と歩を一に同町の造船遣兵部職工の勞働者賃銀と魚類賣込みによる收入月一万五、六千圓に上る、町民の生活程度高きため吳よりの移住者も相次ぎ家屋建築續増し戰後工廠事業の一部も移轉されんとの説もなされ景氣を煽らる、又吳港（商港）は近く海軍用地となるべく、阿賀は一轉して吳市の玄關口となるやも知れずと築港問題も進む、更に吳間の水力電車を目論むものもあり、あれこれと地價は益々昂る。

御日濱埋立十年祭　二十四日より三日間盛大に行ふ。

歸國軍人に感謝　日清の親交加はり伊藤統監逝去以來施政改革されて同國に感謝者にして我國にある十五名に皇帝より勳放の恩命あり、その一人在吳李承九は同國貴族にして正三品、警官中佐、總務局長警務局長等の要職にあり、しがさきにこの地で殺害された禹範善らと吳に來り住すること數年、近く鄉里に歸らんとするに、流寓久しく貯財至しければ貴族院議員澤原俊雄ら同人の渾毫を煽ち謝金を集めこれに贈る。

警固屋町制　鎭守府開設來他府縣人の來住者多く貨物集散旅客交通繁く千七百戸中四分の三は一市街をなし商業地たる現狀に對し、その筋では町制を適當として縣參事會及び警固屋村會の意見を聽き一日より改稱町制に至る。―十月竹原銀行音戸支店こゝに派出所を設く。

徵兵檢查　一日より三日間明法寺で執行、本籍二河三六、宮原四五、莊山田九四、和庄一五七の三三二名、寄留三〇〇名、結果は步兵甲種一四〇、同乙種一一五、その他二〇四、海軍は水兵四、機關兵二、主計二を徵募さる。―海軍志願兵檢查を九日の豫定を十二日に延期、專德寺說教所にて十七名を檢查、二名合格。

春季清潔法　三日より二十五日まで。

海兵團第四兵舍新築　從來の第三兵舍と同じ木造二階建で第四兵舍の建築工事進む（十一月完成）賄所、病室增築は近く竣成。

市債償還始まる　吳市の市債は三十六年市制實施當時の創業費七千圓、同年十二月土地賠入の二千圓、翌三十七年一月の小學校舍建築費七千二百圓の三回、計一万四千二百圓にして、その第一回の償還期限が本月五日第一回は來る十二月、第三回は四十五年度。

鎭守府廳舍新築　震災に破損なほ事務輻輳殊險を告げるため、十

春日艦長に依仁親王殿下　南清艦隊所屬巡洋艦高千穗艦長より春日艦長に御轉任の東伏見宮依仁親王殿下には同艦にて佐世保に御歸還、二十五日吳御着、御就任遊ばされ、午後三時より御上陸遊ばされて本通山中紀三郎方に御一泊、翌朝御歸艦發航遊ばさる。

伊皇族ウヂネ殿下　二十七日糸崎沖に御假泊、二十八、九日嚴島沖に、三十日江田島兵學校へ。

【五　月】

二日、舊廳舍の東方に接近して（即ち、正面石階の十部）鎮守府廳舍の新築を起工、同時に舊廳舍の取毀し（階上）も始める。この間本廳は經理部建築科に移って執務、兵事官は水雷團に移る（翌四十五年五月十九日移轉、同三十一日竣成、煉瓦造地階付二階建二百二坪、工費六万圓、舊廳舍は使用に堪える部分を修理し翌四十年五月本廳に改築成り經理部廳舍に充用）

―水交社改築　八月現屋舍を實地、改築にかゝる。

三津田橋架替　は七百六圓で渡邊鶴四郎に落札、なほ新吳橋修繕は二九八圓で石原丈吉に、專業病院修繕二一八圓津島兼松。

川岡第二高小校長轉任　第二高小校長川岡清第八小學校長に轉任を命ぜられるや辭意あり、澤原鶴綱、佐々木干秀、今中富三郎、石山戰市、奥村義孝ら市内有志は知事に轉任は絶對に堪へずと留任方陳情書を提出、一方辭意を飜へしむべく勸告委員を送る、同人は吳市に在職十五年、第一高小校長兼訓導たりしが山本豪六とかはり第二校長に轉するや女子教育に專念して今日に至る、遂に辭意は飜へして第八校長に納まり後任に第五校長進藤靜夫就任。

―六月休職となる。

教育界の紛議

噴流沼々。小學校長例會を市役所樓上會議室で開催

△第一高等小學校長山本豪六　△第二高等小學校長進藤靜夫　△第一尋常小學校長好川安之丞　△第二尋常小學校長熊田音五郎　△第三尋常小學校長石河龍雄　△第四尋常小學校長伊兵衛　△第五尋常小學校長中村正　△第六尋常小學校長松田伊兵衛　△第七尋常小學校長岡清

（第六尋常小學校長―のち市書記辻虎雄任命さる）

一頓々たる教員の更迭は現任職者に不安の念を起さしめたる感あり、これに同感あらばこれに對する善後策如何」につき議し、岡村助役の出席を求めて市の理由を聽くに「教員は上司に質問し能はず」と、市長に決議文を提出を諮るに、前記第五小學校長より第二高小校長に榮進の進藤を除いて全員異議なく決定。

―市で戰時下二部教授實施にあたっての教員海汰任免關係を誤まり、今また學務主任書記辻虎雄を校長に轉ぜしめるに際しての異動に措置宜しからずと難ぜらる。

―六月二十三日午後三時より私立教育會臨時總會を第八小學校に開く、澤原會長辭退に對する留任勸告委員今中富三郎より「辭意翻かすべからず」と報告あり、副會長川岡清より再度の勸告委員を指名推薦、待過調査委員本田碌三より市長訪問の結果「今後改善の方法を圖る」との意ありし旨を報告、この總會にはかねてより吳市教育界の紛議を實地調査中の縣部縣視學も臨席。

―七月、山縣議二ほか有爲なる二、三教員辭職。

―次いで九月定時總會に於て青年團組織の件を議し、教育方針につき岡村助役を難詰、會長に澤原俊雄を再選、副會長には第八尋常小學校長を休職の川岡清決定、澤原は貴族院議員外の一切の公職を辭退するといふに對し強て受任承諾を交渉、市教育行政（教員待遇）調査會をおく。

―十二月十八日、副會長以下辭表を提出、會長の受任もずる〳〵のまゝ、總會を開いて、指名により會長に荒尾市長、副會長に宮本正實。

―翌四十年九月の總會に於ても澤原病氣を理由に受けず前任再選。

教育顧問設置

市では中學校設立を前にこれが諸準備のため教育顧問設置を市會に諮ったが運動者ありしと中學開設にも時日ありとのもとに削除さる。―のち、學務委員も缺員の際なればと再議を求めた結果開校六ヶ月前から置くことゝなる、また中學校寄附は不可能の場合は市費によることを可決（一顧問に文學博士宮本正實聘用）

馬車鐵道特許

太刀掛正一ら八名申請になる川原石より堀川新開に至る千七百二十八間、十一日、その筋の布設特許を得（四六二〇參照）右は三十六年二月出願、一時間八哩、株式資本金六万五千圓五十圓株千三百株、年五十三百圓總額の計畫にて

最初三十四年七月太刀掛外二名により出願、資額不完全にて棚問、佛國セルポール式として太刀掛外十四名で今十月再出願、翌三十五年十月主務大臣に於て不認可、よって動力を電更七三十六年二月二日出願、恰かも市内鄙雄外三名と競願となり双方運動に努む、太刀掛上京運動數回、三十八年三月二十五日取下の旨願達さる、縣に理由を訊すに戰爭中外國品を購入して馬車鐵道の材料に供するは官厥からぬとのことなりしため、太刀掛は九日間の猶豫を乞ひ仁尿して材料を授賞、東京市で使用の東京電車鐵道の舊馬車鐵道の附屬一切を應用することに契約成り、更に猶豫延長方乞ふて發物購用の點に進達方を運願、四月十日主務省に申達を得て遂に今日の認可に至れるもの

―發起となり、拂込を了し、八月二十日創立總會を開き

△取締役　宮原幸三郎　近藤長幹　桐山可遠（以上吳）　島本文平（京都）

天野伊右衛門（名古屋）

△監査役　黒川久米吉　佐藤方藏　大森常太郎

で社長島本、專務宮原幸三郎に決る、因に島本らは電氣鐵道を出願不認可となりしため馬車鐵に合流したもの。

―十月、動力を電氣に變更、百五十馬力を廣島水力電氣會社の廣發電所にぐことゝゝし、資本金も六万五千圓を二十万圓（四千株）に擴大、吳電氣鐵道株式會社と改稱、ぼに廣島水力では新に佐伯郡河内に三百馬力の發電所を出願中にしてこれが完成すれば廣發電所の電力は全部吳電鐵に供給すると。

馬車鐵出。　十二月石田（和田の誤記か）龍太郎外數名は十二万圓の株式による川原石租庇間の馬車鐵道を出願（貨物輸送を目的とせるものなるが不認可）

シヤム皇族　ナコン・チヤイシ親王殿下十七日廣島に、陸軍舊御陵觀のゝち、吳鎮守府の吳丸にて十一時半御來港、港務部桟橋より御上陸、北古賀工廠長と握手、御上に御小憩御晝餐のゝち廠内御巡覽、午後四時二十八分嚴島に向け御發航。

廣村尚善會

組合子爵員二百名で組織、會費十四ヶ條、會員一名につき十五圓、二千圓を基本金としその總利で一戰死病歿者の遺族及び廢兵の特待3高尚善優待3善行者表彰3罹災者救助等を行ふを目的とす、趣意書に長彩を飾りその外善行德果ある人々を旌表して以て村内一般の氣風を感化奬勵し道德の頽敗を支へて博愛慈善の行を勸め厭し恤救の基礎を立てんがため創立：充用する資本の本分を期し且その堅固を計らんには綱母子講を以てするに若くはなし：而してこれが講員たる人々は名を好ますして實を貴び眞に村治の發達完成を樂しむ所の德行者ならざるべからずとあり、第一回を三橋廳第一部長の臨席も得て十九日尊常高等小學校で開く燈火を合圖に列するもの、九十歳以上四名、八十歳以上八九名、七十歳以上三七二名、計四六五名と戰病死者遺族七〇名、廢兵一〇名、會員二十名と來賓八十名、會長たる藤田村長式辭を朗讀、表彰狀を授與、知事（代讀）郡長、附近町村代表頌賀町長の祝辭あり、高齢者、廢兵各代表の答辭あって式を終り、記念の團子を贈り折詰を饗し余興に煙火學隊等あり、當日の善行被表彰者は次の三名

△武田タカ（八七）貞節孝順、家業に精勵、勤儉　△加藤ハツ（八二）盲躄の姑に仕へて孝養十年一日　△神垣慶次郎（七七）一意主家宇都宮に盡す五十五年一日の如し

女大詐欺　和庄町三一五屋數三浦シモ（六七）西田玉次郎、勝田倉吉にかゝる二万圓の詐欺事件檢察終結して罪公判に附さる、シモにかゝるもの四件なほ他に檢察中の事件もある。

シモにかゝるもの―昨年八月頃和庄町字春日町高橋兵作に對し自分はかねて旺山田村字荒神町勝田サダに對し廣島の裁判所へ訴訟を提起したところ今回サダは重禁役五年に處せられその損害賠償として自分に三万三千圓を支拂ふことゝなったが訴訟代理人たる辯護士への謝儀その他費用を要する

も一時困難なためサダより指害金を受取れば二倍にして返すからとて數回に亘り七、八百圓を立替させた事件外數件公判に、今悉く植田永助より借入れた公債證書を横領その他十件は證據不充分。

シモへは詐欺取財七犯の俱發に對し重禁錮二年六月、罰金五圓、監視六月及び晃玉シナよりの民事私訴に對しては二千圓を辨償すべしと判決、その他私訴は棄却、共犯の西田、勝田に同各一年六月、三千圓、六月を、平田清十郎へは同一年五圓六月を判決さる。

一七月、一審公判有罪の判決を下された溝田倉吉は本市内屈指の資産家にして曾ては舊邢山田村助役の名譽職にあり、資性温厚篤實、正直者の評判ありしもの、市内有志十數名連署嘆願書を出す。一十月控訴公判にて吳市邢山田村五三六一番地質屋業勝田倉吉に對し花井、高田、三坂の三辯護士辯護、無罪となる、シモは一審同樣。

赤松連城師　本派本願寺勸學赤松連城師を聘し吳佛教青年會主催で二十三日明法寺に於て佛教講話會を開く。

和庄里道改修竣工　邢山田村澤原鴛綱、和庄町佐々木千秀、晃玉小次郎、高橋利平太は三十五年三月和庄町里道新設改修に土地金員を寄附せるにつき賞勳局より各銀盃一個を賜らる。

第一高小全部移轉　第一高小（男子）移轉終る。三津田台地の敷地及び校舍建築斷く成つて第一高小全部移轉を終る。

海兵團練習艦　海兵團練習艦となる、十六年英國アームストロング會社の製造、我が國が外國より購入した最初の軍艦、在役二十三年。一艦内を改造

第一回海軍記念日

二十七日の第一回海軍記念日には第一艦隊旗艦出雲以下八艦、磐手、淺間、音羽、日進、春日入港、航海中の濱紫も豐港在泊の富士、豐橋らと二十余艘のボートレースを計畫、港内には同海戰で敵艦中最も苦戰せる戰艦アリヨールが今は「石見」と改まつて修理中なるもほゝ七、八ケ月を要せんといふ好個の記念物あり。

一市では町總代を招集して記念日行事につき協議。

一海軍では午前中短艇競漕、正午祝砲、午後一時半陸上大運動會を準備

一二十二日、裝甲海防艦津島（當名アドミラル・フプラキシント）入港、露皇帝ニコラス二世その進水に「ロシヤ（軍艦名）と共に臨が意を滿足せしむ」と旅順で戰死した戰將マカロフに贈つたといふ由緒ある戰利艦。

一東京ほか四軍港に於ては午前七時三十分各艦艇、前年十月十六日平和恢復に際し海軍に賜りたる左の勅語及び東郷司令長官に賜つた勅語奉讀式を行ふ。

「我海軍ハ曩ニ宣シキヲ得中外期待テ敵ノ艦隊ヲ殲滅シ以テ朕ガ望ニ副ヘリ　朕深ク其偉功ヲ嘉尙ス汝等益々努力シテ大成ヲ期セヨ」

同八時二發の號砲に短艇競漕始まる、朝來細雨霏々淡靄海面を覆ふも海戰の當日を偲ばしむ、同海軍に勇猛せし春日、富士、淺間、富士、音羽の我が諸艦と敵艦たりし津島はいま我が吳軍港にその雄姿を連ね、新艦筑波、生駒の堂々たる巨艦もかこゝに浮んでをる、毛利富士艦長の發聲にて海軍萬歲を唱へ、野元委員長の發聲にて練兵場なる余興場に入る、武裝競書物競爭、漁船競漕取競漕、野試合、閉塞遊戲、水雷艇夜襲、綱引、相撲等賑はふ、マカロフ座乘の模擬軍艦襲破は降雨のため取止められたので、水兵ら同艦に躍り込んで敵將を毆り飛ばせるも一興、春日艦大檣の十二吋砲眼その他戰利品も觀覽に供され、飾りつけには、津島艦の擬猴龍、富士の鰻と鯖鈴、海兵團の一見ヶ浦、同マカロフの目的海賊旅行、港務部の花車、水雷團の燈台、下士卒集會所の桃太郎鬼ケ島征伐等あり、記念會發會書は忽ち賣切れ、東鄕大將肖像の記念消印は終始繼續、かくて盛大なる記念日行事を終り、夜は戰艦に港内不夜城の美觀を呈す。この日、市では海軍の行事に鑑み火四十發と假定時計三十個を寄贈、販はしに諸種の準備ありしもこれは雨天のため取止め。

因に、日本海々戰に於ては（二十八日）ネボガトフ司令長官乘の戰艦一万三千五百噸のアリヨール（一等戰艦石見）全九千五百噸のインペトフル（二等戰艦壹岐）全全ニコライ一世の三艘を捕獲せるが、特務艦等には例あるも、戰闘艦捕獲は世界海戰史上未だこれなく、今更にその戰果の偉かしきを讃へらる。

富士一周年祭　記念日當日艦内で戰死者一周年祭を執行、在吳當時の乘組員も參列。

市醫會對參事會紛議

戰爭中市費種痘に市參事會は醫會を無視し非會員も含む市醫によりしことに紛糾し、関者の對立紛議を釀成、參事會これに辭明（五一〇頁參照）醫會側では「會員四十余名、開業醫の大多數を以て人物も網羅し市の衛生諮問機關たるに、市は學校醫の選擇、市醫の推薦にあたりこれに諮らず」と醫原會長より市へ抗議するに、市は他意なく適任者を擇んだものと應へ、醫會では縣へ、更に内務大臣へ陳情「市が參事會員豐田實翁の乾兒にして非醫會員の衆村義方を重用せるは、縣令省令に違反するもの、また臨時強制種痘を行ふに當つても法規違反實施淨理の非市醫會員を狩り集めてゐる」といふ。これに對し、豐田、衆村、醫本の三醫師が醫會に入らぬ理由としては次の如き會長の權力多大で醫師の自由を束縛してをる点を指摘してゐる。

△醫術科及び醫價の定額は醫師自由の意志たるべきに一定の制限を設け之を左右するの權能を會長に委ねしこと　△徽章でふ名の下に醫師を監督することを定め之を會長の權能としたること　△貧民施療をなしたる場合には必ず死体の解剖を行ふと定めあること

醫會では、五月末、參事會に對する質問書不得要領、殊及び主務大臣への具申も有耶無耶のうちに或る方面の調停を容れた正副會長の越權を憤慨して會長濠原飛三、副會長西丸昇の任期滿了を前に辭議員若干を設けて會の樞機にあたることとなつた。

一七月、鴨田海軍病院長の調停により紛議圓滿解決、役員改選の結果は會長宮原一人、副會長神尾道善、幹事三万格、平原喜四郎、宇津均、河野英人片岡光次郎（十一月副會長平原喜四郎とかはる）

因に當時市内の醫師六十八名（開業四十九名、海軍奉職十九名）齒科醫三名、藥劑師九名（市中五、海軍四）產婆十一名（無免許合せ三十名）

「吳樂場」開く

株式會社資本金一（二万）万圓、三月開業、千日前なる吳ホテル前の興業地に三階建の家屋を新築、落成の上は小屋掛興業はこの内に限り從來の見苦しき小屋は撤去せしめることとす、この月、二十九日開業式、洋風二階建、下層中央に通路を設け、二層の屋根は觀月式に周圍に欄干を張り納涼場とす。

一七月、小松經營の七丁目千日前に對し小繪經營にて中通三丁目（專德寺出張所前）に第二千日前なる盛り場を計畫。

【六　月】

江田島村

有栖川若宮殿下には再昨年より御學習の御便宜のため兵學校構内に在らせられたが昨年十二月第一學年に御入學、御勉學の余暇は目轉車乘馬等を御得意とされてゐる、本年十二月には北白川宮殿下も御入學遊ばされ、御二方の御在學を拜することゝなる。この月一日より時定三等郵便局に改正、久間局長去り田中副一任命。海軍小學校九百名、谷山校長樂器購入のため父兄有志の寄附を募集。役場は吉岡村長以下精勤。養蠶好成績にして副一升五十三錢。一十一月二十二日教育擴張會の當附で教育品展覽會と運動會

を開催。―記念図書部　同村の富豪久枝與三吉艦捷記念に數百金を村に寄附なほ同村には各小學區に教育懇話會あり、就學出席奬勵に特に意を注ぎ、就學率は中郷區、矢之浦區、河川區、山田區、宮ノ原區、小用區の順、その他教育懇話會開設、婦人會設置、青年會設置、運動會開催等につとめ成績漸次あがる（四十年三月調の表參照）

●宮原道路と區有財産　別項の如く宮原直路開鑿は、十六日、工費牟額る區有財産より指定支出することゝなれるが、當時の市、區有財産は

△市有財産―用要水路豫定として田三反二畝二十六歩、畑一畝十二歩その他各學校敷地及校舍並に傳染病院

△區有財産―土地和庄町八反九畝、飛山田村五十五町七段三畝、宮原村四町四反五畝　現金和庄七百八十一圓、飛山田八百五圓、宮原四千三百六十三圓、二河四十七圓　有價證券和庄千二百五十圓、飛山田千百二十五圓、宮原千九十圓

の如くにして、市會にてはなほ資力ありとして牟額區費論なされしが、然る際二河區の如き何らの施設も不可能となる不都合もあり、牟額當附に落つき齊々區有財産全部市移管の論もなさる。

英艦隊再度の來訪

前年十一月ノーエル大將來訪の英國支那艦隊は同大將本國歸還して後任にムーア中將司令長官となり、再度來訪、二十三日午後五時入港、次の如く、何れも前回の來訪に加はらざりし諸艦

旗艦キングアルフレッド　英甲巡洋艦ヂント　驅逐艦ゴイクゴ、ジェーナス、ホワイチング、ハンデー、ウオッター

●英國守府派遣の水雷二ケ艦隊（八隻）　那沙美島附近に出迎へ、入港するや先任艦富士との間に禮砲、答砲あり、在泊諸艦乗員は上甲板に整列して歡迎これよりさき長官の將旗は富士に移されてあり、山内長官ら各艦團長と共に旗艦を訪ひ、中將ら富士に答訪あり、同八時より同艦上で晩餐會を催さる、同時刻より十時まで兩國在泊艦は電燈艦飾を施して美觀。

翌二十四日午後二時より中將ら工廠を巡覽、終つて旅館部倉庫前で茶菓を饗し同所前假設棧橋より乘艇歸艦、乘組員は上陸して市内を散歩、午後九時より各艦長以下士官二十名を吉川樓に招待、日本風の懇話會を催さる。翌二十五日江田島に回航、二十六日廣島に向ふ、常盤、富士、朝日の我三艦案内し、同所大元公園で山内長官以下七十名はムーア中將以下五十名を招待して園遊會を催さる。

英艦來訪に市内各戸は日章國旗を掲げ、球燈を吊り數百艘の煙火を以て歡迎、市では二十二日の緊急市會で歡迎費五百圓を議決、市長、澤原貴族員議員、佐々木十城副會長ら旗艦を訪ひ、二十五日呉座に歡迎會を開き、ビール、菓物等を饗し余興に藝妓十余名の手踊その他あり、なほ市内商店、人力車夫等に不都合な行爲なからんやう町總代を通じて示達。

市中日英兩國旗の掲揚、軒燈點火、物品販賣價格及び車賃、飲食店の低廉又は待遇上、傷病者手當、風紀上等に注意を示達し、艦隊の出入に際しては有崎島にて煙火を打揚げ、會場には表門に兩國々旗を交叉し「英國支那艦隊歡迎會」と書せる標札を掲げ、萬國旗と球燈とを吊し欄干柱等は紅白木綿を以て裝飾し、各倉庫數の上部へは櫻花を一面に挿し、演劇及び藝妓手踊を二組に別ち舞踏せしむ、酌婦の勢には干城會役員組に市吏員若干名主として之れに當り他に通譯若干名を兩艦乗組より招聘せり、來賓には司令長官ムーア中將を始め各將校及び准士官以下五百名を招待し、當日市長ら軍港機關に出迎へし、高等小學校生徒は海兵團前道路の兩側に整列して萬歳を叫へ、正午かねて設けある各會席に導き、茲に市長通辭を伴ひて歡迎の辭を述べたるに對し、ムーア中將之れが答辭を述べらる、尋で演劇手踊等を交互開演し、菓酒、日本酒、御料、鰒、ビスケット等を饗し、開幕中は市會議員市參事會員ら之れに接待し熱烈盛況裡に好感を覺えしめたと有様なりき。右總費額五百九十二圓五十錢を要し悉く市費を以て支辨したり。●翌二十六日將校以上を吉川樓に招待せんとし案内を通じたるに「事務多忙のため」と謝狀到る、なほその後ムーア中將より傳謝の電報あり（以上「呉市史」より）

―九月十二日、ムーア中將入京。

―十月、ムーア中將より各軍港の歡迎を謝して艦隊員より醵出の一千圓を贈られ、各軍港家族共濟會へ等分。

●艦の停泊軍夫仮小屋で病死　宇津久茂吉本庄太郎は金州丸難沈の際浮處となり他の四名と共に發遣途中ベルリン附近の脳病院で療養中のところこの程死亡の旨通報あり。

安藝郡の韓海出漁

韓海への鰯網出漁は昨年大和船が嚆矢艦隊の保護をうけて一帖一万圓の漁獲をみたに、今年は發四三、音戸一〇、江田島七、倉橋島の六十四帖（一帖五十名）が巨濟島及び鎭海灣附近に出漁、一帖六千圓平均としても三十八万四十圓の漁獲をみる筈、これらは音戸、横須賀で製造し、備前地方に販賣さる、内地産より品質稍落ちる、鰯は大屠村では例年通り六七月より十二月へかけて家族一同乘込み手操網三十艘出漁、阪より鰯海附近への鰯の練り網は一帖三万尾もありしも結局失敗。なほ音戸よりは三月大連へ鰊網四帖、壹岐、對馬へ鰤、鰯、三十艘が出漁中。●干鰯乾燥製肥　縣事業として倉橋島村室尾に設置、經費千五百圓中機械代八百圓―十月二十七日完成、縣水産試驗場見本拔手、鰮、鰯の試驗をなすに好績。

●水産練習學校　安藝郡下に五ケ所開設、下浦刈島、坂、音戸と仁保島に二ケ所を認可、小學校教育を補充し水産製造技能を授ける、修業一ケ年、晝夜二時間、毎週六時間、課目は修身、國語、算術、地理、理科。―音戸町は縣下屈指の漁業地にして韓海への出漁四百名、村内四千の漁業者の年收三十万圓にも及ぶも、新智識に缺ぐるうらみあり、水産組合會等催してゐたほどに、今回九月から練習學校の開設を非常に喜ばる。

―十月遠洋漁業奬勵會を解散して縣水産會を設立さる。

「呉公論」創刊　週刊をもつて刊む（別項參照）

●志摩飛山村の佐藤萬藏、同宮原繁之助は（共に市會議員）家格正し

く與望あり公共に盡し來ったが、前者は征露戰役中自己借家の家賃を半減、凱旋後に園遊會等を、後者も凱旋軍人を訪ふて金品を贈り出征中の勇者を犒ふなど、その德を稱ふるもの多し。

【七月】

●天應海水浴場　山陽鐵道株式會社では七月一日より九月末まで夏季避暑客のため往復割引切符を發賣、呉市附近では天應海水浴場のため賀崎假停車場を開設、呉より往復十二錢、同所には靜海樓あり。

藝藩通志出版　文政年間頼春平、加藤景韜の兩名が藩命により苦心八年の調査に成る藝藩通志百五十卷は廢藩置縣に際し淺野家より縣廳の保管となりをり、今回これが出版を廣島圖書館に於て計畫し豫約を募る（翌年八月第一巻刊行）

伴廣島市長奮聽　もと賀茂郡長より二十二年十一月就任以來在任十六年（中途一、二短期市長あり）に及ぶ。―後任高東廉一。

●アルゼンチン共和國練習艦　宇品港に停泊を六日第九號汽艇にて出迎へ候補生に工廠を觀覽せしむ。

「海國時報」創刊　二十一日（別項參照）

●音戸に貨座敷　二十一日より置かる、同町は往風盛んにして發通、私通逃しきも、遊廓設置により醜分幣風を減はれんと期さる。

渡子島村校長　平本榮範佐伯郡へ轉ずるに、父兄有志より銀盃を記念品に贈る、後任足立靜市。

●杜氏講習會　從來隣接山口縣には屢々開かれしも本縣では未だその試みなかりしを、今年より賀茂郡内四、五ケ所に於て開くべく計畫。―翌四十年九月二十日より丹波國（醸の杜氏）灘灣久太郎を聘して内海町で開く、郡費補助の不足を酒造家負擔。―呉市酒類品評會　九月十日市内酒造業者發起にて

●巡航船ロセッタ丸　大阪朝日新聞社主催、二十八日來港、在呉呉毎日、海

國、呉公論二社聯合で歡迎、海軍側でも呉丸で上陸の便を與へ、從來造船造機のほか特許あるものに限られし製鐵部の設置も許さる。

【工廠の石炭入札】一等塊炭二千萬基購買を三井、安川、住友その他入札の結果一噸八圓十九錢の割にて住友に落札。

【仁方の鑛毒事件】呉市荘山田村佐伯郡三郎は仁方村に製鋼工場を設置し鑛石精練所に於ける鋼の滓及び硫酸製造所に於けるその滓の如き廢物中より滓鋼を製せんことを三十八年十二月出願、同科に有害分子なく原料の溶解にはコークスを使用するものなるを以てこれを許可され、本年二月工場落成し事業繼續中のところ、七月に至り煙突より異臭を發し附近植物が鑛毒をうける旨廣分署よりの報告に據て取調べを行ふたところ、同人所有の細調郡大濱及び須波の鑛山より產出する鑛石を貯藏しをりしを發見、又異臭は許可外なる眞鍮屑よりの採鋼に硫黄を使用せるため及び前記鑛石の製鍊をなしたるためと判明戒告さる。

【八　月】

【淡水學校令忠會】第二回を六日開く、有志數名の演說に續いて蕃音器、活人畫、尺八、明笛等の余興あり、工廠より投加出張して來會者八十余名の記念寫眞を撮る、因に同校卒業生の大半は廣島高師附屬中學か師立中學（廣島）に進んでをる。

【軍艦三笠浮揚】前年九月佐世保港内に沈沒せる軍艦三笠の浮揚作業は第一回同年十二月二十五日以來、本年一月十六日、七月二十三日と三回に及ぶも成功せざりしが、七日第四回目に於て午後六時上甲板頭部を水面に後部も四呎下にまで浮揚せしめるに成功、八日、山内長官は海軍省及び佐世保長官に祝電を發す、同港で應急修理を行ふたう（呉に回航大修理を行ふ筈。

【兵學校練習艦「浦川丸」戰利汽船「ゼーア」（九一九噸）は修理成り兵學校專

用練習船となる。

【下瀬刈村長】川崎泰次は近在稀な實業家にして三十四年以來村政に關與、中途村長となり事務整理、教育勸業に力を致し、殊に七、八年前より年毎に一万本の柑橘を栽培せしめしは今や村の時產たらんとしてをる、一日辭任、村會は金側時計を記念に贈る、後任に堀村助役、川崎收入役ら擧さる。

戰後の呉工廠怠業騷擾

工廠造兵部第二、四工場に於ては十六日、七、八日に亘り不穩な行動あり、十九日第四工場職工は遂に守衞所を襲ふ、同日、投師投手ら對策を協議せしも何等纏まるところなし、二十日には造機部製鐵工場にて騷擾せんとし橫田投師の訓諭に服し、翌日より徹夜業することを約したるも、二十一日に至り造機部長水谷大佐の訓諭的演說を聞かばこそ一職工は大佐を亂打し三ケ所の守衞詰所を毀ちて守衞に重傷を負はせ二十二日夜も又もや哨所を襲撃、造兵部鑄造工場にても主管小池投師の食言を攻撃しつゝあり、その他廠内各工場を通じて頗る不穩の形勢あり、北古賀廠長以下百方手を盡して鎭撫に從事しつゝあれども、或は一大罷業をみん形勢。―上級の訓諭と日給割增金の復活支給により二十五日漸く鎭靜す。

原因は一人に三分乃至六分ありし割增日歩を一時に停止され、殘業徹夜も漸次減となり、物價高に生活難の脅威を感ぜるが、偶々今回の昇給不公平に憤激せるものにして、造兵第二、四、七工場の暴動、第三工場の罷業、造機製鐵工場の罷業と一時は全廠に及ぼん氣配にありしほどに、一段落後も万一を警戒して海兵團の武裝衞兵が日夜各部を巡邏しつゝあり。

【工廠當局の發表】戰時多數採用せし職工中には無賴の惡漢ありこれが煽動して給優を着起せるものにして全体に意志の結合、行動の一致は認め難し。△最初十六日造兵部第四工場（仕上工場）の夜勤機械工の一部約百名に不穩の空氣あり電燈を消されて鑛槌で作業するものに闇から鑛片が飛び作業を妨害さる始末に組長は一般作業を休止せしむ、翌十七日も夜業に作業せぬもの續出するにより組長世長に理由を尋ねしも一々には要領を得ずよつて上級職工を集めて聞ふに、請負事業に誤解ありしこと判明、ざれど一般の形勢は原因か他にありしものゝ如く、係員をして百方慰諭に努めしむ、十九日午前二時頃第十一哨所守衞より第四工場は作業せずとの通報あり、これは組長が職工の疲勞をみて休憩を命ぜしを大げさに報告せるもので、氣早な職工はこれを怒つて瓦石で守衞所を襲ひ守衞は逃げてガラス窓等を破壞さる、部長岩本大佐は十九日午前先任職工を部諭し不平あれば公然請求せよと尋ねるに要領を得ず、隣る第五工場組長らに聽くに、戰時特殊作業職工に行ひし加給を一般に支給されたしとのことなりしも、加給の本旨に反するを以て諭旨、更に一造兵は他より開が悪いから各部と全一にして欲しい」との申出あり。△第十工場（眞管工場）では十七日午後一時より三時まで精密部の機械工能業、無賴職工の煽動により請負工事の制限につき小言を並べ、氣荒き職工は腕力で一拉行動を求めるの騷擾あり、伍長組長を集め緊諭鎭靜。△第二工場（鑄造工場）も十八日不穩の空氣あり、作業上不利益なるを以て、十九日午前各工場主任を集め協議の結果一時職工を鎭靜するため八月十六日より特殊作業に對する加給を三分以下とせるを復舊して再び日給七分迄支給することゝしこれを一般に通知して一段落す。

然るに造機部第四工場（製鐵工場）にかては二十一日正午不穩、部長水谷機關大佐慰諭に赴けるに鑛片を投じて退去を迫る、守衞馳せつけしも追ひまくれ更に哨所を破壞され、水谷部長も負傷す、原因は二十日の昇給が他工場に比し少數にして、且つ伎倆による特別昇給も少なく、機械工に比し勞力多きも報酬に權衡を失すといふにあり、部長說諭し、然らざるやう努めることゝして鎭靜。

目下軍法會議に於て主動者を檢擧しつゝあり。

軍法會議に檢擧された主動者十七名は勝沼臨審判事に令狀を執行され廣島裁判所の豫審に附され、うち六名は證憑不充分で免訴となり、十一名治安警察法第十七條により輕輩公判に附される、決定書要領は

△造兵部第四工場常松政一、野上新一、古武家幸太郎、河合政孝、山崎和助、面谷龜一郎―造兵部にては戰時中時間請負及び數量請負の受請加給の方法を以て工事を煽動し來り、戰後も繼續のためこれを繼續せしが、七月二十四日、部長より、筑波の工事及び特に命ぜられた工事のほかは八月十六日より加給を中止する旨達せられたので被告らは示威運動によりこれが復活强要を共謀し、十六日午後六時半夜業のため出勤するや職工九十名を煽動し、作業するものには瓦礫鐵片を投じて、これを能業せしめ、翌十七日午前五時三十分書間職工と交代、これらも夜間の能業に飯はんとせしが工場主任投師伊藤脩の制止により就業、然るに午後六時三十分夜業出勤と交替するや、被告ら「集れ」と號令し、加給調額を決議して前夜全標能業、翌十八日も晝間と交代するや全標能業せしむ、守衞これを本部に報告せしを怨みに多數職工と共に哨所を襲ひこれを破壞す。

△造機部製鐵工場木山大吉、阪越喜之助、松尾三九一郎、七川柳平、老松喜一―職工多數給料に不滿の際示威運動を以て勤務時間及昇給の事を請願し目的を達せんと二十一日午前中仕長、高給職工を招集して1退業時間前の停業を共にすることゝ昇給者を增加すること3特別昇給を實行すること4請負工事の時間を漆次減ざること5出勤の際の職工札呈出の時間を伸長することの請願書を作製して一同能業を決議、午前十一時三十分喫食後作業を能め巡視中の造機部長水谷總彥を傷害し、更に工廠事務所守衞哨所を破壞せるもの。

△免訴―菅口德松、西岡勝一、高原良一、越智吉郎、宮田信助、矢野菊三郎

十一月十六日廣島地方裁判所で豫審判事、陪席原、水野、寺田檢事立會で公判開廷、逃亡中の被告老松を除き十名出廷、第四工場被告は瓦石が飛んで他工場に比し少數にして、且つ伎倆による特別昇給も少なく、機械工に比し勞力多きも報酬に權衡を失すといふにあり、部長說諭し、然らざるやう努めることゝして鎭靜。

目下軍法會議に於て主動者を檢擧しつゝあり。

軍法會議に檢擧された主動者十七名は勝沼臨審判事に令狀を執行され廣島裁判所の豫審に附され、うち六名は證憑不充分で免訴となり、十一名治安警察法第十七條により輕輩公判に附される、決定書要領は

△造兵部第四工場常松政一、野上新一、古武家幸太郎、河合政孝、山崎和助、面谷龜一郎―造兵部にては戰時中時間請負及び數量請負の受請加給の方法を以て工事を煽動し來り、戰後も繼續のためこれを繼續せしが、七月二十四日、部長より、筑波の工事及び特に命ぜられた工事のほかは八月十六日より加給を中止する旨達せられたので被告らは示威運動によりこれが復活强要を共謀し、十六日午後六時半夜業のため出勤するや職工九十名を煽動し、作業するものには瓦礫鐵片を投じて、これを能業せしめ、翌十七日午前五時三十分書間職工と交代、これらも夜間の能業に飯はんとせしが工場主任投師伊藤脩の制止により就業、然るに午後六時三十分夜業出勤と交替するや、被告ら「集れ」と號令し、加給調額を決議して前夜全標能業、翌十八日も晝間と交代するや全標能業せしむ、守衞これを本部に報告せしを怨みに多數職工と共に哨所を襲ひこれを破壞す。

△造機部製鐵工場木山大吉、阪越喜之助、松尾三九一郎、七川柳平、老松喜一―職工多數給料に不滿の際示威運動を以て勤務時間及昇給の事を請願し目的を達せんと二十一日午前中仕長、高給職工を招集して1退業時間前の停業を共にすることゝ昇給者を增加すること3特別昇給を實行すること4請負工事の時間を漆次減ざること5出勤の際の職工札呈出の時間を伸長することの請願書を作製して一同能業を決議、午前十一時三十分喫食後作業を能め巡視中の造機部長水谷總彥を傷害し、更に工廠事務所守衞哨所を破壞せるもの。

△免訴―菅口德松、西岡勝一、高原良一、越智吉郎、宮田信助、矢野菊三郎

十一月十六日廣島地方裁判所で豫審判事、陪席原、水野、寺田檢事立會で公判開廷、逃亡中の被告老松を除き十名出廷、第四工場被告は瓦石が飛んで他工場に比し少數にして、且つ伎倆による特別昇給も少なく、機械工に比し勞力多きも報酬に權衡を失すといふにあり、部長說諭し、然らざるやう努めることゝして鎭靜。

艦護士より「集れの號令は野次馬の多い場合誰が發したか判らぬ、四五發撃の發會に列せりといふ右は本件に關係ない、第四工場に昇給掲示をなさゞりしは當局の失敗でもある、艦事は前科者が云々といふも本件は被告では大吉のみである」と辯護。前科の有無問合せで延期、十二月五日判決、辯護士を附した常松、雨谷、山崎の四工場三名が證據不充分で無罪、同工場の野上、古武家、河合は重禁錮二月、罰金三圓、艦船工場の木山に重禁錮三月、罰金五圓、ほか三名に同二月と三圓、木山と野上は控訴（一審同樣判決）

「…これを以て怪我人を出さず、パンを絶たれざる工夫として彼等職工は茲に二新機軸を出せり。何ぞや、全體ナマケ也」とは、「吳公論」の評。

戰艦鹿島入港　前年英國で進水せる新鋭戰艦鹿島（艦長伊地知大佐―舞鶴所屬）橫須賀より、艤裝中これのみは殘されてをる十二斤砲十二門の據付を吳工廠で行ふため、二十二日午後一時入港、禮砲を發射、先任艦長士官砲、荒尾市長以下訪ふて干城會より清酒一樽と果物を贈る、同日舞鶴より兵員補充派遣、八百五十名の定員乘組む。翌二十三日水交支社で長官主催の歡迎茶話會を開かる。

―十月二十二日甲鳥で擧戰十二斤砲の發射試驗を行ふ。―二十八日橫須賀にて廢艦進水式後査取と共に御親閱を賜る。

一等戰艦鹿島來　排水一万六千噸　艦齡如山快哉　鹿島姉乎寺取妹　天涯相次顧浪回　誰言國力之强弱　亦依艦隊之强弱　況有神艦武甕槌　吳灣風雲驚起　應鹿島來鹿島來（滿村漁堂）

吳瓦斯會社創設　澤原稻一、宮原幸三郎、山中紀三郎、近藤良幹小林芳憲、大森茂助外數名で出願（鹿島市でも本年設立出願）

宅地價修正　法案は公約により前議會に政府より提出されしも討議なりとして衆議院で修正され、貴族院未議了、來る議會へ再提案すべく、政府、民間ともにこれが調査を進めつゝあり、吳市の宅地々價評定委員選擧の結果は和田町宇根物兵衞以下八名、昨山田村宮原鶴之助以下七名決定、吳税務署より本省へ報告。

乃木大將特命檢閱　三十日午前廣島着、一日より司令部をはじめ第五師團の特命檢閱を行ふ、八日來吳、憲兵分隊の檢閱を行はる豫定なりしも戸道聯隊區と共に關員をして檢閱せしめ思海の檢閱要領司令部に向ふ。

戰利病院船貸下げ　稱保丸と命名され病院船として吳軍港に繫留さる約一年の戰利病院船アリョールは今回東洋汽船に貸付となり笠戸丸（偽名カザン）と共に南洋航路に就く。歷艦八雲、鎭北、鳳翔、館山を吳工廠にて公賣に附さる、筑波は練山海軍燃炭所附屬船となる。

吳中等學校教諭練習會　館山出身、廣島女學校教諭にして修道、廣陵、實業中學の囑託教諭を兼務せし宮川福太郎、辭して清水通吳中等學校學術を開く。

工廠觀覽許可　戰時下禁止中のもの、この月より顯出により許可さる。

女學校と兩城校建議　三十一日の市會にかて（別項「吳市の建設」參照）

【九　月】

海上博覽會　海陸運輸時報社の海上博覽會船二日正午宇品より川原石に入港、午後八時より港務部長、市會議員、有志の招待あり、入場者五千五百名即賣千三百圓、翌日三津ヶ濱に向ふ、會場なる長納丸は戰前露國極東總督アレキシーフ乘用の由緒ある船。

溝渠使用制限　市では市内を實地調査するに水面上の使用により塵芥の流れを阻滯してをるもの多きを以て河川溝渠使用に對する方針を定める委員會を設置、次の如く決定。

一、本市内河川には凡て水面使用は許可せざるものとす、但し萬止むを得ざる場合ありたるときは六尺以内通路に限り許可することあるべし（川向に家等）

二、左記河川中實來慣行若くは水利上有害と認めざる場合は許すことあるべし　二河川、堺川、中川、濱田川、荻地川、本追川、三津田川、草里川、古江川、藩路川（下流下水共）裏野田川（全上）后後川（全上）檜垣川、鹿田川、神原川、室瀬川、坪ノ内川、東濱川、兩城川、西港川

三、藩渠は支障なき限度に於て通路に限り許可する事あるべし

二河川筋水面使用禁　二河川筋水面使用を禁止せられて以來市民の不便甚しく、宮原幸三郎盡力、これが改令を縣縣當局に促して遂に縣令の改正を見、許可を經れば使用することを得ることゝなる。

海軍上水道擴張　二河水源附近の測量を開始（吳海軍上水道は日清戰役臨海軍戰勝の一要素なりと稱されしもの、日露戰後軍港諸設備擴張に伴ふて、上水設備の擴張も亦必要とされしものにして、かねては吳市の上水道計畫に對し給水分與の必要又は吳市が二河川上流に貯水池を設けんとするに對する要もありとされしものならん）

聯合水泳競技會　十日午前九時より港務部棧橋に於て在泊各艦團聯合水泳競技會を催さる、二千米遠泳、短距離三百五十米往復のほか西瓜取り（十ケ）事業服競泳（溺死者を眞似る）提灯競泳（相さめやう）潛水の各百五十米、傷痍者陸揚　山田知事よりよく老養の父母に仕へ動儀力行する廣山村河野興三に木杯、同人妻ヒサに金五圓を贈る。

水兵と痴漢　十二日、東雲町で兩巡査が醜業婦と爭ふところへ附近のごろつきも出て騒然たるところを水兵が助けるを、酩酊せる巡査が逆飛ばしたので、水兵巡査の喧嘩となり、兩名は派出に引致され、一下士がこれを詰ひ受けたが、その巡査が派出を出るや數十の水兵これを袋叩きにする、無報により巡査數十名に衞兵二十余名は銃劍つきで出動せしも既に濟んだあと、その酩酊巡査は間もなく免職。

【十　月】

湯屋共同湯券　市内一日より實施。

孤兒院音樂會　岡山孤兒院の慈善音樂會を在吳三新聞社、如竹會、正風會、各寺院の發起、市長ほか七十名の贊助で三日より三日間日盛、六日より同實來盛、九日觀音堂で開き、吉備樂、平圓盤、活動寫眞、劍舞、琵琶等盛會。―と競爭するかの如く岡山孤兒院では海軍高等官婦人會の發起で八日より。

下婢子守養成所　本田甲辰女學校長發起、在吳三新聞社贊成し同校に附設

曹洞宗管首　森田悟由師六日來吳、信徒吳驛に出迎ふ、鎭守府、海兵團、病院を訪ひ長官邸に泊、大濱吳館店で一場の法話、八日午後一時より練兵場に於て日露戰役戰病死者追弔法會を執行、長官以下部内多數に遺族列す、九日廣田へ向ふ。

二川荷揚場出願　二川町西本岩松外四名より長濱町地先に荷揚場設置のため海面九百九十六坪（延長二十六間巾二間を五區劃して荷揚場を設け坪六錢年五十九圓七十九錢を納付）の埋立出願、市會に於て市の川原石橋設置計畫は海軍の意嚮許可し難しとあつてその儘であるが、運河が出來て舊馬により堺川岸に運搬出來る場合を豫想して可否を保留。

社寺合併勸奬　政府の方針に從ひ市は町總代を招集協議、信徒氏子一般の意嚮を聽くことゝさる。因に當時の寺院教所の主なるもの次の如し

在來の明法寺、西敎寺、正圓寺に吳港時代移轉來吳の神應院、万年寺と三十六年寺格を得た正覺寺と六寺、說教所は眞宗本願寺派說教所、日蓮宗妙顯寺派敎會所、眞宗大谷派敎會所、眞言宗能開講小社兩全組敎會所、臨濟宗說教所、眞宗西敎寺說教所

このほか佛敎青年會ではこの際青年會館を計畫中。

吳工廠の擴張　前年末築設進水後次の安藝建造に供すべく構築中の製鑵工場成り、長さ二百間、グレーム裝置の鐵材による工場にして鐵板の組付運搬に非常に便利、艦艇設備の完成をみる。また遖兵方面に於ては從來の

十三工場を十六工場として製鋼工場を增設、その他各附屬工場も擴張さる。
右は過般の將官會議戰後海軍の經營方針（前年日露戰爭門記參照）に於て吳工廠を東洋海面唯一の大製鐵工場とするに內議されたによるもので、新に明石の大修理、新艦建造は總て軍事參照とさる。
第一艦隊入港　過ぐる海軍記念日に次き本月も十三日入港、出港後十七日再び入港（出雲以下淺間、八雲、日進、春日の五大艦、司令長官片岡中將）
—翌四十年編成替後も再度入港。
鷹の氏神祭　十九、二十日の氏神祭は學連節、芝居、新演劇など近來にない賑はひ。—阿賀の暗華　阿賀の祭禮には暗華がつきもの、十月三日、神田神社祭禮に宇延崎の一青年と日論し、疾病休業十六日の傷を負はした五人組の設打創陽青年は輕罪公判へ。

仁方町制

仁方村を仁方町に改める件二十二日の縣參事會に附議され仁方村會及び部會の意見を徵することとなる。—翌年一月一日より實施。
伊國巡洋艦　マルコポーロ、二十六日午後入港、翌日長官々舍で晩餐會開かれ、翌日出港、江田島を經て長崎へ。
鯨の巢火葬場問題　大字荘山田村の字小島の同火葬場は數十百年來村民使用し來りしものなるが、開設當時は附近に人家なかりしも最近は市街に近接してきたを理由に、附近の迫民百五十名中百三十名の連署を以て吳縣に願出る、然るに右は火葬を業とする遠西鐵重役山崎某外數名が利益を占めん爲のもとに好言を弄して盲判を捺さしたものと判り、心ある村民は俘置陳情書を提出、後難を恐れて遠西側では今度は取下願を出さしめるなど、この頃鼎立在吳三紙と竹島一紙の紙面を賑はす。
—翌年末附近に人家稀薄と衛生上廠止を所有者富永佐衛門に達せらる。
小學校聯合運動會　戰時下中絕のものを二十七日午前八時より海兵團練兵場に於て開く、八千の兒童參加、來賓茶菓を饗應、一万の父兄參觀して眼鏡橋より練兵場にかけて繩跳、三十余種の競技を行ひ午後四時終る。—翌年は二河の海軍射的場で擧行、同樣觀覽者多し。

仁方村の教育

（縣下の模範）同村の教育は村長、學務委員、校長一体となつて振興を圖られ縣下の模範とさる、同村縣常高等小學校は敷地完備すること都內屈指、最初手島村長この地を下するや位置經費に村民の反對苦情絕えずこれを決行せんとする村長の身邊には危險さへ感られるほどなりしも村長は縣族の忠告をも斥け雜局を排切つて一村教育のため奮身、晝夜工事を監督、自ら個眞彫蕪安堂、式場裝飾用具、石木、庭木等を寄附し、竣成するや三百金を投じて村民と喜びを共にしたもの、後日功德碑を校內に建てらる。同村はその後三十五年の水害には死者六名、損害七万三千圓、翌年又もや襲ふて死者二十二名、損害二十万圓の慘禍を蒙り、僅か一千戶の村經濟としてはこれが打擊甚しく夥ひ教育費の節減を余儀なくされ、廢校說までなされしを、この受難期にも教育に躊躇なかりしは一に手島村長の功によるとさる。なほ同町九字の青年團は村長が總理となり絕えず村內を巡回してこれが改良を圖られつゝあり、本年二月時呂山麓に小學校記念碑を設け兒童をして綾增せしめ三千六百餘五万本の植樹をなしてをり、又貧民兒のため學童保護義會の設けあり一口一錢、六千口で三百圓を基金としてをる。因に學務委員合澤慧三、高瀨好次郎兩翁、校長松非善一、尋常九學級を統べ、戶田區の單級小學校長細川實夫。
（翌年文部大臣の表彰など三月の項及び同年次別項同村に就き參照）
宮原道路第二期工事　十八日、目下開築中の道路より以南警固屋に通ずる橋架車道は體員狹隘家屋連設繁雜にして更に道路の形態をなさず、よつて宮原和田津繪の門戶は成るも橋架部分が從來の儘では何の利益もない、市も在來の道路改修でこゝまで手が及ぶまいから改修費は全部區有財產で支辨するにより至急調査して明年度豫算に計上されたいと陳情あり。
（四十一年十一月市會議決、四十四年着工、大正六年竣成）
鄉原村長助役　及び收入役、何れも滿期、二十日先づ村長選擧の結果前村長荒谷節夫當選（增田瀧三吉落選）次いで二十日助役選擧の結果前助役飯野勳再選。

【十一月】

天長節　曉來雲散快晴、各艦隊聯合のボートレースを午前八時半より、練兵場では野外兵海兵團長を委員長に陸上運動會を開かれ、相模、徒步競爭、假裝舞踏など盛大、吳市有志よりは觀馬自轉車競走を當附。
吳新聞記者俱樂部　奧平吉之助＝梅陽（愛備）多田源次郎（報知）和田喜久太郎＝島城（大朝）吉武茂四郎＝笛柳（吳每日）日景芳太郎＝思外（大每）關戶福吉＝熊城（海國）綱村良次郎＝素堂（吳公論）その他中村松藏らにより組織さる（別項「吳公論の創刊」參照）
—四十年四月五日全國新聞記者大會を東京で開かれるに吳より綱村良次郎提唱の「聞くが如き三十七八年戰役に關し特に貴衆兩院議員に對する行賞はその必要を認めず當局大臣は須らくその褒詞を止むべし」を提案。
山下軍醫關業　賀茂郡出身、第五師團軍醫部を召集解除の陸軍二等軍醫山下軍醫關業、市內城山町にて開業。
下級衛、市內城山町にて開業。
憲兵と水兵の格鬪　憲兵と水兵の格鬪あり、憲兵遂に被劍して一機關兵を斬りつけ軍法會議に廻る、ついで、三日天長節の夜、職工と水兵の鬪鬪を憲兵仲裁するに「貴樣ら立入るな」と双方から却て襲行され、官吏抵抗罪で處分—この頃の世相の一斷面。

第四編　吳市發展時代（明治三十九年）

兵學校卒業式　十九日、第三十四期百七十名に對し有栖川振軍大將宮殿下御臨場のもとに擧行。—二十四日、入校式、本年の入學者北白川輝久王殿下以下百六十名。

吳三原電鐵計畫

かねてより吳軍港と三原又は本郷間は軍事上及び產造地、製鹽地として好望な電鐵路線とみられ乍ら財界の事情にその機運熟さざりしが、今回竹原銀行、豐田銀行、大崎銀行の重役株主合併協議會の席でこの議出で、京阪の資本家と合同して計畫することゝなる。
—翌四十年二月吳市有志は竹原銀行樓上に發起人總代（澤重精一ら）及び準備委員會（宮原幸三郎）を開き、時速二十哩、資本金五百万圓の鐵道電鐵株式會社を請願、元鹽長幹、豐田實、天野健太郎、桐山可造らの勸誘委員は二十日より沿線を勸誘し株式を募集、京阪より一口數百株の申込みもありその趣意書は1交通機關2電氣の巧妙3吳倉道路市間沿海電鐵の必要4電鐵線域の物產5決意。
—沿線に經費所なきため江川三次附近（三里下流の小鹽瀨）に支障の有無を問合せ、太田工學士らを伴ひ澤原、鹽勝市太郎、湯木平三郎ら實地調査に出張、所要三千馬力なるも五千馬力を得る見込みたつ。（翌年七月參照）
長迫道路改修　長迫の一部舊道路は險惡にして市街と隔絕されてをるので高橋基緒を代表に道路費寄附による改修を陳情、承認。
大內青樹　二十四日海兵團で庙話、同夜明治寺でも。
水害關係例改正　勅令第二八八號を以て水害關係例を改正せられ驅逐隊艦隊、敷設隊を附屬し之を統轄せしむ、仝二八九號を以て驅逐隊艦隊條例を、仝二九〇號を以て敷設隊條例改定せらる。

【十二月】

吳線再び官營に（鐵道國營）　戰後第二十二議會を鐵道國有法案